

RISK MANAGEMENT STUDIES

危機管理学研究

【福田弥夫教授、勝股秀通教授、木下誠也教授退職記念号】

第8号
2024年
3月

小
特
集

情報力を鍛える

ロシアによるウクライナ侵攻
—危機の諸様相—

日本大学危機管理学部
危機管理学研究所

危機管理学研究
RISK MANAGEMENT STUDIES

第8号
2024年3月

【福田弥夫教授、勝股秀通教授、木下誠也教授退職記念号】

目次

福田弥夫教授、勝股秀通教授、木下誠也教授退職記念号の発刊にあたって

福田 充… 4

【小特集】情報力を鍛える

■論文

SNS 利用トラブル事後対応に関する青少年向け情報モラル教育の実践事例

木村敦, 中嶋凌, 河合萌華, 岡隆… 8

VR を活用した学習支援は効果があるのか

—自動車整備実技学習での実験的検討—

宮脇健, 山下博之, 木村敦… 26

【小特集】ロシアによるウクライナ侵攻—危機の諸様相—

■論文

ロシアによるウクライナ侵攻をめぐる特別法廷設置の課題と可能性

安藤貴世… 52

ロシアに対する欧州連合（EU）の制裁の展開

—第8および第9パッケージを中心に—

大八木時広… 66

■研究ノート

武力紛争時における夜間外出禁止令及び海外渡航禁止令の有用性に関する考察

吉田正法… 80

【投稿】

■論文

国家の関与するサイバー攻撃と戦争免責

—サイバー保険における戦争免責条項の適用をめぐる—

黒田佳祐… 92

建物収去・土地明渡請求の相手方

—所有者不明土地・建物管理制度創設後の再考として—

永沼 淳子… 112

【危機管理学研究所 公開シンポジウム記録】

首都直下地震に備える —長期化する避難所生活の課題—

司会 勝股秀通

基調講演 河野雄治（世田谷区災害対策課長）

パネリスト 鈴木秀洋，山下博之，宮脇健，木村敦… 130

【令和5年度 危機管理学研究所 公開講座要旨】

第1回「ウクライナを知る —ウクライナの文字と言葉入門—

田上雄大… 150

第2回「性刑法の動向 —不同意性交等罪の成立・施行をうけて—

上野幸彦… 152

【投稿要項・掲載基準・執筆要領】…………… 156

【欧文タイトル】…………… 164

【編集後記】…………… 166



福田弥夫教授、勝股秀通教授、木下誠也教授 退職記念号の発刊にあたって

日本大学危機管理学部 学部長 福田 充

コロナ禍を乗り越えて、この日本大学三軒茶屋キャンパスが全面的に対面授業に復帰して2年目、この令和5年度にも世界では各地に大変な惨禍がもたらされました。ロシア・ウクライナ戦争は2年目に突入し、3年目を迎えようとしています。パレスチナではイスラエル軍とハマスの戦闘が激化し、東アジアの安全保障情勢も緊張しています。トルコ・シリア大地震のあとも、モロッコやアフガニスタンで大地震が発生し、ハワイマウイ島では大規模な山火事で多くの被害が発生しました。日本国内でも、令和6年の元日から能登半島地震が北陸地方を襲い、甚大な被害をもたらしました。それは同時に、危機管理学部での研究教育が社会から大いに求められた一年でもありました。

このような令和5年度も危機管理学部には期待に胸を膨らませた8期生が入学し、また大学院危機管理学研究科が開設され、1期生となる大学院生が修士課程に入学しました。そしてこの春には危機管理学部にとっての5期生がそれぞれの進路で社会に巣立っていきます。この令和5年度をもって、福田弥夫教授、勝股秀通教授、木下誠也教授をお送りすることとなりました。

福田弥夫教授は、学部開設当初から学部長としてこの危機管理学部の開設にご尽力され、2期7年間にわたり、学部長として本学部を支えてこられました。その間にはアメフト部タックル問題以後数多くの大学の問題に直面されながら、またコロナ禍におけるオンライン授業への切り替えなど、本学部の運営を舵取りされ、学部発展に大きく貢献されました。

日本大学大学院法学研究科博士後期課程を経て、八戸大学教授、武蔵野女子大学教授、日本大学法学部教授などを歴任され、危機管理学部教授、学部長に就任されました。日本保険学会理事長をはじめ、各種学会でご活躍され、政府官庁での自賠責保険等での委員会での委員も歴任され、社会貢献されています。こうした研究、社会貢献活動を本学部での教育に活かされました。

勝股秀通教授は、国民保護や安全保障を専門分野とされ、学部開設当初からジャーナリズムや企業広報まで幅広い科目を担当され、教育にあたってくださいました。勝股先生は、読売新聞記者を務めながら、防衛大学校総合安全保障研究科で修士号を取得されました。読売新聞編集局解説部長兼論説委員兼編集委員、読売新聞調査研究本部主任研究員を歴任され、危機管理学部教授に就任されました。主著に、『自衛隊、動く』（ウエッジ社）、『検証危機の25年』（並木書房）等数多くの安全保障に関する著書、論文があります。こうした実務経験と研究活動を、本学部における教育研究活動に十分に活かしていただきました。

木下誠也教授は、自然災害論や地域防災論など主に災害マネジメント領域の科目を担当され、災害対策について幅広く教育に尽力されました。木下先生は、東京大学大学院修士課程修了後に建設省に入省され、国土交通省総合政策局国際建設課長、中部地方整備局企画部長、近畿地方整備局長などを歴任されました。その後、愛媛大学防災情報研究センター教授、本学生産工学部教授をへて危機管理学部教授に就任されました。代表的な著書に『自然災害の発生と法制度』、『地域防災とライフライン防護』（ともにコロナ社）があります。これらの実務家経験が本学部での教育活動に活かされました。

この先生方には本学部の教授として、これまで教育研究、学部運営などの面で多大なご尽力を賜りました。その貢献に感謝の意を表し、危機管理学研究第8号を、福田弥夫教授、勝股秀通教授、木下誠也教授の退職記念号として発刊いたします。心より感謝を申し上げます。

福田弥夫教授の略歴と最近の研究業績



1. 略 歴

昭和33年青森県八戸市生まれ 昭和52年3月青森県立八戸高校卒業 昭和56年3月日本大学法学部法律学科法職課程卒業 昭和58年3月日本大学大学院法学研究科博士前期課程修了 昭和62年3月日本大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学 平成17年9月筑波大学より博士（法学）の学位を授与される

昭和62年4月八戸大学商学部専任講師 同校助教授 教授を経て 平成11年4月武蔵野女子大学現代社会学部教授 平成17年4月日本大学法学部教授 平成22年10月～平成28年3月日本大学通信教育部長、平成28年4月日本大学危機管理学部教授 平成7年1月～平成7年3月サンフランシスコ大学ロースクール客員教授

平成11年2月～平成17年3月運輸省・国土交通省「今後の自賠責保険の在り方に係る懇談会」委員、平成17年9月～平成28年1月金融庁「自動車損害賠償責任保険審議会」委員、平成22年6月自動車損害賠償保障制度を考える会座長、平成24年4月～平成26年3月文部科学省大学設置分科会専門委員会委員、平成26年10月～平成30年10月日本保険学会理事長、平成28年5月～令和4年6月日本大学理事、平成30年10月～令和5年9月国際保険法学会理事、令和5年12月（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構理事長

2. 最近の研究業績

「自賠責保険と交通事故被害者の救済—令和4年改正と新たな賦課金導入を中心に—」（交通事故賠償における補償・救済システムの現状と課題所収、保険毎日新聞社、令和5年12月）、「自動運転とノーフォルト保険の現状と課題」日交研シリーズA-744（日本交通政策研究会、令和4年12月）、「自動運転技術の進展に伴う共済事業への影響—損害賠償責任にかかる主な論点と課題を中心として—」共済と保険2019年9月号（日本共済協会、令和元年9月）、「フラタernal保険の現代的意義—最近の状況を中心に—」明大商学論叢101巻2号（明治大学商学研究所、平成31年2月）

3. 賞

令和6年1月11日 第65回交通文化賞受賞（国土交通大臣）

勝股秀通教授の略歴と最近の研究業績



1. 略 歴

- 1982年 3 月 青山学院大学経営学部卒業（経営学士）
- 1983年 4 月 読売新聞東京本社 入社
以降、北海道支社などを経て、編集局社会部（東京地検特捜部・警視庁・防衛庁
など担当）93年 3 月から社会部主任（防衛問題担当）
- 1999年 3 月 防衛大学校総合安全保障研究科（民間人1期）修了（修士・社会学）
- 2010年 6 月 読売新聞編集局解説部長兼論説委員兼編集委員
- 2012年 9 月 読売新聞調査研究本部主任研究員
- 2015年 3 月 読売新聞東京本社 退社
- 2016年 4 月 日本大学危機管理学部 教授

2. 最近の研究実績

(1) 書 籍（単著）

- 『自衛隊、動く』ウエッジ社 2014年 5 月
- 『検証 危機の25年』並木書房 2017年 2 月

(2) 論文等

- 「危機管理広報のあるべき姿」『危機管理学研究』第 4 号 2020年 3 月
- 「コロナウイルスによる死をメディアはどう伝えるのか」『同』第 5 号 2021年 3 月
- 「コロナで露見した内向きの日本社会ー検証2021年夏」『同』第 6 号 2022年 3 月
- 連載「国防の盲点」全46回 『Wedge』2017年 4 月～2021年 3 月 ウエッジ社
- 「ミサイル防衛 過去・現在・未来を考える」『TARON』2023年 1 月 国政情報C
- 「日本版予備役制度の創設検討を」『Wedge』2023年 9 月 ウエッジ社
- 「危機の時代における海上自衛隊の将来像」『世界の艦船』2024年 1 月 海人社

木下誠也教授の略歴と最近の研究業績



1. 略 歴

- 1976年 3月 東京大学工学部土木工学科卒業、1978年 3月同大学院修士課程修了
- 1978年 4月 建設省入省、九州・中部・近畿地方建設局、静岡県、河川局、大臣官房等を経て、建設省建設経済局国際課長、国土交通省総合政策局国際建設課長、土地・水資源局水資源部水資源計画課長、中部地方整備局企画部長、関東運輸局次長、内閣府沖縄総合事務局次長
- 2008年 7月 近畿地方整備局長
- 2009年 7月 国土交通省退職後、愛媛大学防災情報研究センター教授在任中
- 2011年10月 東京大学 博士（工学）
- 2014年 4月 日本大学生産工学部土木工学科を経て、2016年 4月 危機管理学部教授

2. 最近の研究実績

(1) 書 籍

- 『公共調達解体新書』一般財団法人経済調査会、2017年
- 『自然災害の発生と法制度』コロナ社、2018年
- 『地域防災とライフライン防護』コロナ社、2018年
- 『改訂 公共工事における契約変更の実際』一般財団法人経済調査会、2022年 ほか

(2) 論文等

- 「公共工事発注機関のマネジメント力確保策に関する一考察（共同）」『土木学会論文集F4（建設マネジメント）』75巻 4号、2019年
- 「激化する災害への備え」『危機管理学研究』第4号、2020年
- 「建設分野における低炭素公共調達に係る先導国の施策を踏まえた我が国に必要な施策の検討（共同）」『土木学会論文集F4（建設マネジメント）』78巻 2号、2023年 ほか

SNS利用トラブル事後対応に関する 青少年向け情報モラル教育の実践事例^{1,2}

日本大学危機管理学部 教授 木村 敦
北海道旅客鉄道株式会社 中嶋 凌
株式会社セキュア 河合 萌華
日本大学文理学部 教授 岡 隆

- I はじめに
- II トラブル遭遇時の事後対応に着目したSNS安全利用講座のデザイン
- III 講座の実践と評価
- IV 考察

I はじめに

青少年のインターネット利用率は年々増加しており、内閣府「令和4年度青少年のインターネット利用環境実態調査」³によると、10～17歳の青少年（n = 3,230）の98.5%がインターネットを利用していると回答した。2020年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学習用にPCやタブレットなどGIGA（Global and Innovation Gateway for All）端末の配布を行う学校が増加したことも一因と考えられるが、利用内容としては「勉強をする」（72.1%）のみならず、「動画を見る」（92.9%）、「検索する」（84.5%）、「ゲームをする」（83.0%）、「音楽を聴く」（75.1%）、「投稿やメッセージ交換をする」（69.9%）など情報収集や趣味・娯楽、コミュニケーションに関する利用も多い。

インターネット利用率の増加に伴い、青少年がインターネット利用を通じたトラブルや犯罪に巻き込まれる事例も多数報告されている。トラブルの内容は多岐に渡るが、なかでもSNS（social networking service）利用に関するトラブルは依然として多い。たとえば内閣府政府広報オンライン⁴によると、青少年のインターネット利用に潜む代表的な危険として、「書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ」、「SNSなどに載せた個人情報の流出」、「SNSを通じて知り合った人からの誘い出しによる性的被害」、「無料ゲームサイトでの意図しない有料サービスの利用」、「闇バイト等情報によりアルバイト感覚で犯罪に加担」が挙げられている。また、総務省「インターネットトラブル事例集（2023年版）」⁵では、トラブル事例を「コミュニケーション編 ～予期せぬトラブルに備えて」、「セルフコントロール編 ～ルールやモラルを守って使おう」、「個人情報&プライバシー編 ～防ごう！悪用・詐欺被害・特定」、「情報発信編 ～被害者にも加害者にもならないために」に大別して紹介がなされており、いずれもSNS関連のトラブル事例が多い。東京都ネット・スマホの

トラブル相談窓口「こたエール」令和4年度報告⁶によると、青少年にかかる相談事項の上位は「性的トラブル」（187件）、「交友関係」（163件）、「依存」（117件）、「ネットいじめ」（94件）であり、やはりSNSでの交流に起因するトラブルの割合が多いことが伺える。このような背景からも、青少年を対象としたSNS安全利用に関する情報モラル教育の充実は喫緊の社会的課題といえる。

青少年のインターネットトラブル増加に伴い、青少年向けの情報モラル教育の教材開発や授業実践も多数の取組みがなされている。宮川・福本・森山（2010）⁷は1997年から2007年までに報告された義務教育における情報モラル教育研究をレビューし、取組みの内容を①実態調査・分析、②カリキュラム開発、③教材開発・評価、④授業実践・評価に大別した。その後、酒井（2016）⁸も2010年から2016年までに報告された研究をレビューして同様の4分類に基づいて整理し、とくに④授業実践・評価に関する報告が多いことを見出している。教育的に実行力の高い情報モラル教育の開発・実践は学校や警察からも期待が寄せられており⁹、大学・大学院の教員や学生が中心となって授業や教育実習、地域連携活動等の一環として情報モラル教育の実践や効果検証に取り組む事例も多い。初期の情報モラル教育はインターネットや携帯電話等の利用リスクを強調して青少年の使用を回避させるものが多かったが¹⁰、普及率の拡大や利便性に対する認知の向上もあり、現在ではリスクを回避しつつ適切に利活用するリテラシー向上のための教育が中心となっている。近年報告された事例として、南里（2023）¹¹は中学生を対象とした情報モラル教育について、生徒が他の生徒や保護者との対話を通じてリテラシーを学習するワークショップ型学習プログラムを開発し、中学3年生計223名を対象として4回の授業時間を通じて実施した。その結果、受講生はネット上のコミュニケーショントラブルにつながる行動に対する理解や自覚、リスク認知、友人や家族からの行動期待度が向上したという。その他、自画撮り被害の予防に焦点を当てた中学生向け講座¹²、人権感覚を高めることでネットいじめを防止する小学生向け教育プログラム¹³、アニメーション教材を用いた小学生向けICTリテラシー教育講座¹⁴、クイズやショートコントを導入した小学生向け講座¹⁵、インターネットでその時に実際に起こっている問題を題材とした大学生向けの問題解決的学修¹⁶など、学習者の発達段階やインターネット利用状況等を踏まえて学習者にとってリスクが身近に感じられるよう学習内容・学習方法を工夫した様々な教材開発や教育実践が報告されている。

現在報告されている情報モラル教育に関する授業実践は、トラブルに巻き込まれないための「予防策」に関する学習が中心であり、万一トラブルに巻き込まれた場合の事後対応について学習者に深く考えさせるような授業実践は少ない。情報モラル教育に関する先行研究の中でその理由に関する直接的な議論は見当たらないが、まず、トラブルの事後対応は被害者の発生を前提とすることから、第一に被害の未然防止のための予防教育が肝要であることは異論の余地がない。また、前述のように、現在SNS利用に関するトラブルは多岐に渡り、各トラブルの事例とその予防策について説明するだけで情報量が多くなることや、事後対応の適不適の判断は状況に依存する場合も多いこと等が要因として考えられる。さらに、危機管理における予防と事後対応の関係性は、予防医学や

公衆衛生学の枠組みでいうとそれぞれ「一次予防」(primary prevention)と「二次・三次予防」(secondary/tertiary prevention)に相当すると考えられる。二次・三次予防を円滑に実践する上では一次予防における適切な準備が求められる場合が多いことから¹⁷、インターネットトラブルという比較的新しいトラブルに向き合う上で、まずは一次予防を充実させることが肝要であることも理解できる。これらの要因により従来の情報モラル教育においては事後対応よりも予防に重点を置いたコンテンツが多かったものと考えられる。一方で、危機管理学教育の観点からは、危機が発生する以前にその危機を予防・回避するための「リスクマネジメント」(risk management)と、危機が発生し顕在化した後に被害を最小限にするための事後対応である「クライシスマネジメント」(crisis management)を明確に区別し、その両側面に対する意識や準備を啓発することが重要である¹⁸。SNS上の意図せぬ炎上や対人コミュニケーション上のトラブルなどは誰でも起こり得るリスクであるため¹⁹、予防に加えて万一トラブルに遭遇した際の事後対応についての意識啓発に着目した情報モラル教育機会も必要と考えられる。坂本(2021)²⁰は、今後の情報モラル教育に関する展望の1つとして「レジリエンスを高める」を挙げ、その実践に向けた取り組み例として、トラブルの予防方策とともにトラブルに遭遇した際の対応についても扱うことを挙げている。SNS利用トラブルに関する事後対応に関して、企業の炎上対策を論じた文献はあるものの^{21,22}、青少年向けの情報モラル教育のコンテンツはまだ少なく途上の段階にある。たとえば総務省「インターネットトラブル事例集」においては、2018年版²³までは事後対応に焦点をあてた記事はなく、2020年版(追補版)²⁴以降において、SNSでの誹謗中傷や炎上に遭った際の事後対応として、ミュートやブロック、削除依頼、専門機関等への相談について言及した記事が末尾の項目に補足的に加わったことにとどまる。このような現状からも、SNS利用トラブルに遭遇した場合の事後対応に焦点をあてた教材開発や教育実践に関する研究報告の蓄積は青少年向け情報モラル教育の課題といえる。

以上の問題意識のもと、本論文は青少年向け情報モラル教育の一環として筆者らが企画・実施した「SNS利用をめぐるトラブルの事後対応に焦点を当てたSNS安全利用講座」の取り組みについて事例報告を行い、受講者評価等を踏まえて、トラブルに遭遇した際の事後対応に着目した情報モラル教育の授業デザインに関する展望や今後の課題を整理することを目的とする。

II トラブル遭遇時の事後対応に着目したSNS安全利用講座のデザイン

1 講座の枠組み

当講座は、青少年の中でもSNS利用率がとくに高い高校生を主たる対象とし、日本大学危機管理学部の体験授業用コンテンツとして用いることを想定して設計した。当講座はSNS利用における対人トラブルを題材として情報モラル教育におけるクライシスマネジメントの重要性に関する啓発を試みるものである。そこで、リスクマネジメントとクライシスマネジメントの両側面を重視する危機管理学の導入教育としても適していると考えられる。大学の体験授業の授業時間は30～40

分程度が多いことを踏まえ、40分以内で実施できる内容とした。

SNS利用における対人トラブル遭遇時の事後対応という画一的な正解のない現実社会の問題について受講者が主体的に考えることを促す上では、受講者同士のディスカッションやグループワークを含めた授業も有効と考えられる。しかし、授業時間が40分以内であることから、アイスブレイク等も含めて十分なグループワークを実施する時間の確保が困難である。そこで、当講座は講義形式で実施することとした。木村（2020）²⁵は、デザイン研究アプローチを用いて中高生を対象とした講義型のSNS安全利用講座のデザイン原則を提案しており、学習者同士の対話的学びを引き出す環境の実装例として「学生講師による進行」や「ARS（audience response system）の使用」を挙げている。そこで、当講座においても学生講師による講座設計・進行といったピア・エデュケーションの枠組みを採用するとともに、ARSを用いて講義内でクイズやアンケートを実施し、受講者が他の受講者の反応も把握しながら対話的に学習を行えるようにした。なお、ARSの端末にはTurning Point Response Card LTを受講者1人につき1台使用し、集計ソフトウェアにはTurning Point AnyWhere™（いずれも株式会社KEEPAD JAPAN）を用いた。

2 講座内容

講座の構成を図表1に示す。SNS利用トラブルに遭遇した際の事後対応に関する題材として、SNS上での「炎上」と「友人間での誤解」を取り上げることとした。いずれも投稿記事を原因とする社会関係上のトラブルである。SNS利用リスクに関しては、被害者・加害者両者となる可能性があることを踏まえた教育が必要とされる^{26, 27}。「炎上」や「友人間での誤解」は投稿者本人が意図せずにトラブルの加害者となってしまう事例も多いことから、リスク回避のための予防策とあわせて万一トラブルに遭遇した際の事後対応について考えることの必要性を論じる講座の題材として適していると考えた。また、行為自体が極端であったり危険性の高い事例であると、学習者にとって日常生活で生じ得ることをイメージすることが難しく自己のリスクと認識しにくくなること²⁸も考慮して事例を選定した。

図表1 講座の構成

| 進 行 | 内 容 | 所要時間 (分) |
|-----|-------------------------------------|----------|
| 1 | プロジェクト紹介・講師自己紹介 | 2 |
| 2 | ARS操作方法の練習* | 3 |
| 3 | 予防と事後対応 | 3 |
| 4 | 受講者のSNS利用状況* | 2 |
| 5 | 事後対応の重要性 (チロルチョコ昆虫混入記事炎上事例) | 8 |
| 6 | 炎上における事後対応を考える ^a | 5 |
| 7 | 友人間でのSNSコミュニケーション誤解経験 ^{*b} | 2 |
| 8 | 誤解における予防と事後対応 | 5 |
| 9 | まとめ・用語確認クイズ* | 5 |
| 10 | 感想調査への回答依頼 | 5 |

*ARS使用箇所 ^{a,b}図表2にスライド例を掲載

「炎上」に関しては、事後対応が当事者のその後の明暗を分けた事例として、「チロルチョコ昆虫混入記事投稿に関する炎上」を取り上げた。これは2013年6月、若い女性がチョコレート製品を食べようとしたところ、製品内に芋虫の幼虫が混入していたとし、その写真とともに「ありえない。もう絶対食べない。これ見ないで食べてたら、わたし芋虫食べてたってこと？怖すぎる、、」と述べた記事をTwitter（現X）の公開アカウントに投稿したことに端を発したSNS上の炎上事例である。投稿直後から投稿者への同情やメーカー批判のコメントが発生し、投稿30分後にはメーカーのお客さま相談室にも苦情の電話が入った。このことによりメーカー側は事態を把握し、事後対応を開始した。投稿3時間後には当該記事に対するリツイートが1万件以上に拡大していたが、ここでメーカーが同社の公式Twitterにて見解を2件の投稿記事により情報発信した²⁹。1件目の投稿では、当該チョコレート製品の最終出荷は半年程前であるが、幼虫は生後30～40日以内であることが述べられていた。2件目の投稿では、詳細説明として日本チョコレート・ココア協会サイトの「よくある質問」へのリンクが掲載され、あわせて騒動に対する謝罪が述べられていた。そのリンク先によると、チョコレート製品の製造段階で虫の卵や幼虫が混入することは通常なく、出荷以降に混入する機会が多いことが説明されていた。このメーカー側の記事投稿の後、メーカーに対する擁護や称賛、投稿者に対する非難のコメントが発生し出した^{30,31}。投稿者は「嘘とか言われまくるし、リプの批判とかちよー怖い」と投稿した後、Twitterアカウントを非公開設定に変更し、その後アカウントを削除した。しかし、その後も他のユーザにより投稿者の顔写真の拡散や別アカウントの特定などが行われ、炎上状態となった。この事例の詳細は小林（2015）³²等を参照されたい。この事例では、メーカーと投稿者のそれぞれに順にSNS上で非難が向くこととなった。メーカーは適切な事後対応を迅速に行ったことで炎上を回避することができた。一方で、投稿者の事後対応は多くの閲覧者に否定的な感情を抱かせてしまい、結果として炎上してしまった。

一般の個人がSNS上で炎上する事例としては、いわゆるバクッターと呼ばれる事件や騒動のように、法令的あるいは社会通念上明らかに不適切な言動を投稿した事例が多いが、それらの事例は「行為自体が極端」であり、学習者が自分にも生じ得ることとしてイメージしにくい可能性がある。一方で、今回取り上げたチョコレート昆虫混入事例は、投稿者はもともと自分が食べようとしたチョコレート製品に昆虫が混入していることを発見し、驚きや恐怖・嫌悪を感じたというある意味で「被害者」の立場から始まり、それをSNSに投稿したことから最終的に炎上に発展した。そのため、学習者が自分にも生じ得る危機として比較的イメージしやすい事例であると考えた。また、メーカー側の事後対応は炎上を未然に防いだ企業の模範的なSNS対応として分析的に解説されることも多く³²⁻³⁴、それらの解説資料も参照しながら講座で事後対応のポイントを説明することで客観性のある解説ができると考えた。

この事例を講座内で取り上げるにあたっては、まず上述の事例概略についてスライドを用いて紹介した。その次に、投稿者の炎上に至った事後対応をまとめた後で、自分がもし投稿者の立場であったら、どのような事後対応が適切であったと思うかを受講者に考えさせた。その次に、筆者ら

がインターネット上の炎上に関する解説や事例分析を行っている書籍を参照した範囲では炎上した際の事後対応として「謝罪する」、「主張を通す」、「無視する」、「削除請求をする」等の選択肢があったことを紹介しつつ、それらの事後対応行動の中でも書籍内で推奨される頻度が高かった「謝罪する」を取り上げて事後対応の例を紹介することとした³⁵。事後対応の適不適は状況によっても異なることを考慮し、ピア・エデュケーションの枠組みとはいえ学生自身の視点や経験に基づいて事後対応案を主張するのではなく、できるだけ客観的に選択肢を探ることを重視した。この事例において謝罪する場合のポイントとして、自己の投稿によりメーカーに迷惑をかけたことへの謝罪と、記事閲覧者へ騒動と不快にさせたことに対する謝罪を行うこととし、謝罪に際して自己弁護は一切入れないことや、不用意にアカウントを削除しないことについて述べた。そして、なぜチョコレート製品への昆虫混入の被害者ともいえる自分が謝罪をするのかという点について、異物混入に遭遇したことと「記事を誰もが閲覧できるネット空間に投稿したことは別問題だから」とし、その点については謝罪することが妥当という考え方もあることを説明した（図表2）。

図表2 講座スライドの例

なぜ「被害者」の私が謝るの？

「チョコレートに虫が入っていたこと」と「記事を誰でも閲覧できるネット空間に投稿したこと」は別問題だから

メーカーに損失があるといった謝罪を促すような記事を誰も閲覧できるネット空間に投稿したことが、トラブル(不審なメーカー非難・無断な多数量・騒動の原因)に。

→ この点については謝罪するのが「普通」という考え方も。

危機の中で何が達成されればよいのか？を考えることが大切

- 自分の衝動的な不満を解消したり、被害を償うことが一番？
- 炎上危機を深刻態で評えることが一番？

アンケート → 全員メーカーで調査

SNSで「自分の発言が自分の意図とは異なる意味で他人に受け取られてしまうこと」はありましたか？

1. よくある
2. ややある
3. どちらとも
4. あまりない
5. まったくない

「友人間での誤解」に関しては、まずARSを用いて「SNSで自分の発言が自分の意図とは異なる意味で他人に受け取られてしまうことはありましたか？」(5段階評定、A: よくある～E: まったくない)³⁶とアンケートを行い(図表2)、その集計結果を表示して身近なトラブルであることを強調した。また、高校生500名を対象として筆者らが実施したSNS利用意識・行動に関する調査結果³⁷を紹介し、「誤解」は最も多いトラブルであったこと、SNS利用リスクにおいても自己リスクを他者リスクより低く推定する自己リスクの楽観視³⁸が生じやすいことをグラフで示して紹介した。その上で、ピア目線からの現実的な事後対応案を例示できるよう、危機管理学部生である第二・第三著者を中心として検討し、「LINEのビデオ通話やボイスメッセージ機能を使って、“文字以外”での会話に切替える」、「共通の友だちや、LINEグループの比較的中立的な人に仲裁してもらえよう願う」、「お互いにとって“楽しい”話題をふるなど、こちらから歩み寄る姿勢を見せる」の3点を事後対応例として紹介することとした。

最後にまとめとして、SNS利用トラブルについても予防と事後対応の両者を準備することが重要であること、事後対応に唯一の正解はないものの、妥当解の選択肢を整理したり相談先を考えておくことなどの備えはあらかじめできることを述べた。

なお、事後対応は画一的な正解を提示することが困難なことを踏まえ、講義全体を通じてスライドや口頭での説明において断定的な表現は避けるよう心がけた。

3 講座の評価指標

学習内容の理解度を確認するために、講座終了時に用語確認クイズを1問実施した。危機発生後の事後対応を指す用語である「クライシスマネジメント」を問うものとし、質問文は「危機が発生した際に被害を最小限にするための事後対応は何と呼ばれるのでしょうか?」とし、「A: リスクマネジメント、B: クライシスマネジメント、C: リーガルマインド」の三択とした(正当はB)。ARSを用いて受講者の解答を収集し、直後に講師が受講者の解答分布表示と正当の公表を行った。

また、講座に対する受講者の評価を取得するために、講座終了直後に感想調査を実施した。調査用紙は講座開始前にあらかじめ各座席に配布し、講座終了時に講師が感想調査の説明と依頼を行った。なお、回答は無記名であり、調査参加は任意とした。項目一覧を図表3に示す。項目選定に関しては、まず事後対応に着目したSNS安全利用講座は実践事例が少ないことから、受講者の興味や理解を得ることができたかについて「興味度」と「理解度」を測定した。次に、受講者に授業に参加でき、リスクを自分のこととして考えることができたかを確認するために、「受講者主体性」と「当事者認知」を測定した。また、ピア・エデュケーションの効果を把握するために「講師親しみ度」を、体験授業の題材として適切であったかを把握するために「体験授業適切度」を測定した。全般的な教授法の評価を得るために「授業工夫度」と「進行適切度」を測定した。そして、講座に総合的な評価を把握するために「総合的評価」を測定した。これらの項目についていずれも「5: そう思う」～「1: そう思わない」の5段階評定で回答を求めた。調査用紙の末尾に感想等を記入できる自由記述欄を設けた。調査用紙はA4用紙1頁に収まるよう作成した。

図表3 感想調査の項目

| 項目 | 質問文(各5段階評定、5: そう思う～1: そう思わない) |
|---------|--|
| 興味度 | この体験授業の内容に興味が持てましたか? |
| 理解度 | この体験授業の内容を理解できましたか? |
| 受講者主体性 | この体験授業の内容は受講生自身が深く考えながら進めて行く部分があると思いますか? |
| 当事者認知 | SNSのリスク対策を自分のこととして考えられましたか? |
| 講師親しみ度 | 講師に親しみを持つことができましたか? |
| 体験授業適切度 | 危機管理学部の体験授業として適した内容だと思いますか? |
| 授業工夫度 | 授業方法は工夫されていたと感じましたか? |
| 進行適切度 | 本日の体験授業の進め方は、あなたにとって適切でしたか? |
| 総合的評価 | 全体として、この体験授業はSNSのトラブル対策や付き合い方を考える上で役にたちましたか? |

Ⅲ 講座の実践と評価

1 実践事例

2017年に高校生を対象とした大学の体験授業機会を通じて講座を2回実施した。第1回講座(2017年3月)は高校へ出向いて実施する出張講義であり、危機管理学部教員(第一著者)が講師を担当し、受講者は高校生19名(男子17名、女子2名)であった。第2回講座(2017年7月)は大学で開催する体験授業であり、危機管理学部学生(第二・第三著者)が講師を担当し、受講者は高校生26名(男子15名、女子11名)、保護者15名(男性6名、女性9名)、卒業生等2名(男性2名)であった。なお、両講座とも図表1に示す構成は同じであるが、実施経緯が異なることからプロジェクト紹介・講師紹介をはじめ多少スライドの文言・分量等で異なる部分はあった。同様に、タイトルも第1回講座は「今日からできるリスクマネジメント：ソーシャルメディアの危機管理」であり、第2回講座は「大学生と考えるソーシャルメディアの危機管理」であった。講座実施に際してスライドを印刷した資料等は配布しなかった。両講座とも実施時間は感想調査を含め約40分であり、第1回・第2回講座とも受講者全員が感想調査に回答した。

2 評価

(1) データ解析

第2回講座については高校生($n = 26$)と保護者($n = 15$)のデータを区別して集計した。なお、卒業生等($n = 2$)については、年齢や詳細な属性を把握していないことから今回の分析からは除外した。

用語確認クイズについては、全体的な正答率を把握するとともに、第1回講座と第2回講座の高校生の正答率をカイ二乗検定により比較することで講師属性による理解度の差異についても検討した。

感想調査については、まず講座に対する受講者評価の全体的傾向を把握するために、各項目に対する高校生の評価(第1回・第2回講座の合計、 $n = 45$)について5段階評定のうち4点を基準とする一標本 t 検定を行った。5段階評定の中間評価点は3点であるが、体験授業の受講者評価は高い値となりやすいことを踏まえ4点を基準とした。

次に、総合的評価を規定する要因を調べるために、総合的評価を予測変数とし、その他の感想項目を説明変数とする重回帰分析(ステップワイズ法)を実施した。

講師属性による評価の差異を調べるために、第1回講座と第2回講座の高校生の平均評定値を比較した。さらに、学生講師に対する受講者属性の差異について調べるために、第2回講座の高校生と保護者の平均評定値を比較した。群間比較に際しては、3群(第1回講座、第2回講座高校生、第2回講座保護者)の比較とせずに2群の比較を2回実施することから、Bonferroni法によ

る多重検定補正を行った ($n = 2$)。以上の統計解析にはIBM SPSS v27を用いた。

また、自由記述の感想については、著者がテキストマイニングを行い、各感想調査項目に関連する肯定的評価と否定的評価の件数を集計した。これについては次項において具体的な自由記述感想例を挙げながら説明する。

(2) 結果

用語確認クイズの結果を図表4に示す。正答率は第1回講座 ($n = 19$) で89.5%、第2回講座 ($n = 26$) で88.5%であった。第2回講座では誤答者が2名おり、いずれも「A: リスクマネジメント」を選択したものであった。また、無回答者(制限時間内にARSで有効なボタンを押さなかった者)は第1回講座で2名、第2回講座で1名いた。第1回講座と第2回講座とで正答率に偏りがあるかどうかをカイ二乗検定により確認したところ、有意な偏りはみられなかった ($\chi^2(1) = 0.11, p = .915$)。

図表4 用語確認クイズの解答分布

| | 第1回講座 ($n = 19$) | 第2回講座 ($n = 26$) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 正当者数 (%) | 17 (89.5%) | 23 (88.5%) |
| 誤答者数 (%) | 0 (0%) | 2 (7.7%) |
| 無回答者数 (%) | 2 (10.5%) | 1 (3.8%) |

講座後に実施した感想調査については、まず講座受講者の全般的な評価を把握するために、第1回・第2回講座を受講した高校生計45名の各項目評価について5段階評定値の4点を基準値とする一標本t検定を行った(図表5)。その結果、すべての項目について有意差がみられ、いずれの項目の平均評定値も基準値と比較して高い値であった(興味度: $t(44) = 9.44, p < .001, d = 0.506$, 理解度: $t(44) = 7.14, p < .001, d = 0.543$, 受講者主体性: $t(44) = 3.95, p < .001, d = 0.755$, 当事者認知: $t(44) = 6.51, p < .001, d = 0.618$, 講師親しみ度: $t(44) = 5.98, p < .001, d = 0.624$, 体験授業適切度: $t(44) = 9.44, p < .001, d = 0.506$, 授業工夫度: $t(44) = 10.64, p < .001, d = 0.505$, 進行適切度: $t(44) = 9.12, p < .001, d = 0.539$, 総合的評価: $t(44) = 11.74, p < .001, d = 0.457$)。

次に、どのような項目評価が総合的評価に強く影響を及ぼしたかを把握するため、総合的評価を予測変数とし、その他の感想項目を説明変数とする重回帰分析(ステップワイズ法)を行った。その結果、モデルは有意であった ($F(2,59) = 28.25, p < .001, \text{adjusted-}R^2 = .484$; 図表6)。説明変数のうち当事者認知と授業工夫度の標準偏回帰係数が有意であり(当事者認知: $\beta = .540, t = 4.98, p < .001$; 授業工夫度: $\beta = .263, t = 2.43, p = .018$)、当事者認知の評価が高いほど、また授業工夫度の評価が高いほど、総合的評価が高いことが示された。

図表5 感想調査における高校生受講者の平均評定値 (n = 45)

| 項目 | 平均評定値 (SD) | 一標本 <i>t</i> 検定 (vs. 4.0) | | |
|---------|------------|---------------------------|----------|----------|
| | | <i>t</i> | <i>p</i> | <i>d</i> |
| 興味度 | 4.7 (0.5) | 9.44 | <.000 | 0.506 |
| 理解度 | 4.6 (0.5) | 7.14 | <.000 | 0.543 |
| 受講者主体性 | 4.4 (0.8) | 3.95 | <.000 | 0.755 |
| 当事者認知 | 4.6 (0.6) | 6.51 | <.000 | 0.618 |
| 講師親しみ度 | 4.6 (0.6) | 5.98 | <.000 | 0.624 |
| 体験授業適切度 | 4.7 (0.5) | 9.44 | <.000 | 0.506 |
| 授業工夫度 | 4.8 (0.5) | 10.64 | <.000 | 0.505 |
| 進行適切度 | 4.7 (0.5) | 9.12 | <.000 | 0.539 |
| 総合的評価 | 4.8 (0.5) | 11.74 | <.000 | 0.457 |

図表6 総合的評価を予測変数とした重回帰分析 (n = 60)

| 説明変数 | β | <i>t</i> | <i>p</i> | 95% CI | |
|---------------------------------|---------|----------|----------|--------|------|
| | | | | LL | UL |
| 当事者認知 | .540 | 4.98 | <.000 | .232 | .545 |
| 授業工夫度 | .263 | .243 | .018 | .047 | .488 |
| Adjusted- <i>R</i> ² | .484** | | | | |

* $p < .05$ ** $p < .01$

各講座間・受講者属性間の比較に関して、高校生の平均評定値を第1回講座と第2回講座とで比較した(図表7)。その結果、理解度において有意傾向がみられ ($t(32.2) = 2.22, p < .100, d = 0.518$)、第2回講座は第1回講座よりも理解度が高い傾向であった。また、学生講師が担当した第2回講座について、高校生と保護者の平均評価値を比較した。その結果、進行適切度と総合評価においてそれぞれ有意傾向がみられ (順に $t(19.5) = 2.11, p < .100, d = 0.484, t(18.7) = 2.29, p < .100, d = 0.374$)、いずれも高校生の方が保護者よりも平均評定値が高い傾向であった。

感想調査の自由記述欄には、第1回講座において9件、第2回講座において16件(高校生9件、保護者7件)の回答があった。いずれも講座に対する感想が記入されていた。これらの感想について著者がテキストマイニングを行い、各感想調査項目に関連する肯定的評価と否定的評価の件数を集計した。たとえば、「なにかSNSなどでトラブルがあったら、1人で対処しないようにしようと思った。」(第1回講座・高校生)という感想については、「当事者認知」に関する肯定的評価が1件とみなした。また、「学生さんのプレゼン(授業)がとても上手くて感動しました。クリッカーやスライド(とてもわかりやすいスライドでありがたかったです)の使い方もすごかったです。参加型の授業でより内容も理解することができ、本格的に学びたいと思いました。」(第2回講座・高校生)³⁹という感想については、「理解度」、「受講者主体性」、「講師親しみ度」、「授業工夫度」についてそれぞれ肯定的評価が1件とみなした。その集計結果を図表8に示す。なお、否定的評価に関しては、「保護者です。中・高で学校でよくSNSの講習を受けているので、目新しさ

がないテーマだったかもしれません。身近ではありますが、少し退屈していたように見えました。もう少し学部の専門的な授業を垣間見るものを期待していました。また来ます。(今、高1なので)」(第2回講座・保護者)という感想について、「興味度」と「体験授業適切度」に関する否定的評価がそれぞれ1件とみなした。

図表7 感想調査における講座・受講者属性別の平均評定値

| 項目 | 平均評定値 (SD) | | | 対応のないt検定 | | | |
|---------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| | 第1回講座 高校生 (n = 19) | 第2回講座 高校生 (n = 26) | 第2回講座 保護者 (n = 15) | 1高-2高 ¹ | | 2高-2保 ² | |
| | | | | t | p | t | p |
| 興味度 | 4.6 (0.6) | 4.8 (0.4) | 4.7 (0.4) | 1.43 | .153 | 0.52 | .605 |
| 理解度 | 4.4 (0.6) | 4.7 (0.4) | 4.7 (0.4) | 2.22 | .034 [†] | 0.02 | .986 |
| 受講者主体性 | 4.5 (0.6) | 4.4 (0.8) | 4.3 (0.9) | 0.22 | .827 | 0.47 | .639 |
| 当事者認知 | 4.6 (0.7) | 4.6 (0.6) | 4.3 (0.8) | 0.19 | .848 | 1.18 | .250 |
| 講師親しみ度 | 4.6 (0.7) | 4.6 (0.6) | 4.8 (0.4) | 0.75 | .458 | 1.19 | .241 |
| 体験授業適切度 | 4.6 (0.6) | 4.8 (0.4) | 4.7 (0.4) | 1.43 | .163 | 0.54 | .591 |
| 授業工夫度 | 4.7 (0.6) | 4.9 (0.4) | 4.9 (0.2) | 1.27 | .214 | 0.40 | .694 |
| 進行適切度 | 4.6 (0.7) | 4.8 (0.4) | 4.5 (0.6) | 1.53 | .138 | 2.11 | .049 [†] |
| 総合的評価 | 4.6 (0.6) | 4.9 (0.3) | 4.6 (0.5) | 1.98 | .059 | 2.29 | .034 [†] |

¹ 第1回講座と第2回講座における高校生評価の比較

² 第2回講座における高校生と保護者の評価の比較

[†] p < .10 (Bonferroni 補正済)

図表8 感想調査における自由記述感想内容の分類結果

| 項目 | 肯定的評価件数 | | | 否定的評価件数 | | |
|---------|----------------|-----------------------|-----------------------|----------------|-----------------------|-----------------------|
| | 第1回 (n = 9) | 第2回 高校生 (n = 9) | 第2回 保護者 (n = 7) | 第1回 (n = 9) | 第2回 高校生 (n = 9) | 第2回 保護者 (n = 7) |
| 興味度 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 |
| 理解度 | 3 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 受講者主体性 | 3 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 当事者認知 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 講師親しみ度 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 体験授業適切度 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 授業工夫度 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 進行適切度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

IV 考察

本論文は、青少年向けのSNS安全利用講座において従来取り上げられることの少なかったトラブル遭遇後の事後対応に焦点を当て、大学の体験授業や学校への出張講義等での実践を想定した40分以内の講義型講座の枠組みにおける授業デザインの一例を提案するとともに、高校生等を対象とした授業実践、およびその評価について報告したものである。感想調査においても受講者の講座に対する評価は高く、いずれの項目においても5段階評定において4.0よりも高い値であったことから、全体として高校生に受容されたといえる。また、総合的評価を予測変数とする重回帰分析の結果、当事者認知と授業工夫度の標準偏回帰係数が有意であった(図表6)。すなわち、本講座を受講してリスク対策を自分のこととして考えられたほど、また授業方法が工夫されていたと感じたほど、本講座が役立ったと感じられたといえる。本講座においては、受講者がSNS利用トラブルに遭遇した際の事後対応を自分事として考えられることと、講義において受講者が主体的に参加できることを意図した授業デザインを行ったことから、これらの授業デザインの妥当性と有効性を示す結果といえる。以降ではこの2点の授業デザインに焦点を当てて本講座の効果と課題について考察する。

事後対応に着目したSNS安全利用講座の効果に関して、授業後に実施した用語確認クイズの正答率は両講座とも約90%と高く、危機発生後の事後対応を意味する「クライシスマネジメント」という概念について受講者に一定の意識づけはできたものといえる。また、感想調査における理解度は両講座とも4.4以上と高い値であったことから、SNS利用トラブル遭遇後の事後対応について高校生にも理解しやすい内容であったといえる。本講座では青少年個人が「炎上」の当事者になり得ることについて、バカッター騒動と呼ばれるような、悪ふざけにより法令的・社会的に逸脱した行為はあえて取り上げなかった。このような投稿者に非があることがはじめから自明の事例であると、学習者が「自分はこのような逸脱行為はしないから大丈夫」といった当事者認知の低下や自己リスクの楽観視が生じ、興味や学習効果が低下する懸念があったからである。そのため本講座では、投稿者が被害者側の視点から記事投稿したことが炎上の発端となったチョコレート製品昆虫混入事例を取り上げたが、感想調査における当事者認知の評価は両講座とも平均4.6、受講者主体性の評価も平均4.4以上と高い値であった。これらの結果から、炎上に関する程度自分事の見かたで学習ができたことが伺える。事後対応について考えさせるための事例を選定する上では、メディアで報じられやすい騒動や事件性の大きさといった観点のみならず、学習者が自己のリスクとしてイメージしやすい題材を選ぶことで主体的なリスク認知を促す学習を促すことができるといえよう。さらに、事例紹介に留めずに、もし自分が投稿者の立場であったらどのような事後対応が妥当かについて掘り下げて解説した。事後対応について画一的な正解はないことを前提としつつ、専門書に散在する事例を収集・整理して選択肢を提示するとともに、それらの中でも推奨される頻度

の多かった「謝罪する」を例として取り上げ、この事例の場合には何について・どのように謝罪するのかについて案を提示したものである⁴⁰。画一的な正解を示すことが困難な現実社会の問題について学習する際には、講師は真実を提供する役割ではなく、指針を示し専門知識の源となる役割が期待される⁴¹。そのため、ピア・エデュケーションとはいえ、必ずしも講師学生の主観や経験にのみ依存した主張を行うのではなく、複数の文献に基づいて具体的な事後対応の選択肢を紹介した。「友人間での誤解」においても、筆者らが高校生を対象として実施した調査結果、ARSを用いた参加者同士の意見の共有、学生講師による事後対応の提案を織り交ぜた内容とすることで、専門的知識とピアとの対話の両側面から事後対応の必要性や考え方を学べるようにした。このようなアプローチを導入した本講座において受講者から高い関心や理解が得られたことは、トラブル遭遇後の事後対応に関して学習者が主体的に学べる情報モラル教育を今後設計する上で有用な成果の1つといえる。

本講座は講義型であったが、先行研究⁴²を参照し、学習者が対話を通じて主体的に参加しやすい工夫として「ARSの使用」と「ピア・エデュケーション」を導入した。前述のように受講者主体性の評価は高く、また授業工夫度や進行適切度の評価も総じて高かった。さらにARSについては感想調査の自由記述においても肯定的な評価が8件（高校生7件、保護者1件）寄せられており、意図した効果が得られたと考えられる。ピア・エデュケーションに関しては、本講座では授業デザインや資料調査時から学生が参画したが、第1回講座は教員が、第2回講座は学生2名が講師を担当したことから、両講座の高校生受講者の評価を比較することで授業時に学生が講師を担当することの効果調べた。その結果、理解度において有意傾向がみられ、第2回講座の方がより評価が高い傾向であった（図表7）。その他の項目については、講師親しみ度も含めて講座間で有意な差はみられなかった。ただし、両講座ともほとんどの項目の平均評定値が4.5以上であったことから、天井効果のため差がみられなかった可能性もある⁴³。また、第2回講座を受講した高校生と保護者とで評価を比較したところ、「進行適切度」と「総合的評価」において有意傾向がみられ、高校生の評価値の方がより高い傾向であった（図表7）。これらの結果より、本講座は高校生にとって主体的に参加でき、リスクを自分事として認知し、自分の役に立つと感じられる情報モラル学習内容であったといえよう。一般的に、情報モラル教育においてトラブルの当事者意識を醸成する上では講義型よりもワークショップ型や体験重視型指導の方が有効であることが報告されているが^{44, 45}、講義型であっても学習者が対話を通じて主体的に参加できる仕組みを取り入れることで、当事者意識を高める学習が可能であることが示唆された。今後は、同じ40分以内・初対面同士の受講者という枠組みの中で同一の題材を用いて講義型とワークショップ型の講座を実施することで、各授業スタイルの強みと弱みを詳細に把握したい。

今後の課題について述べる。まず、感想調査の結果は全体として高評価であったものの、前述の通り自由記述感想において1件否定的評価があった（第2回講座・保護者）。これはSNS安全利用講座というテーマ自体に大学の体験授業として新規性がないことに言及したものであった。情報モ

ラル教育の必要性は学習指導要領にも明記されており⁴⁶、現在では小学生から高校生に至るまで毎年のように学習機会があることから、学習者が情報モラル教育の学習機会に新規性を感じない可能性もある。一方で、関心度や体験授業適切度の評価値は全体として高かったことや、別の自由記述感想において「学校で受講しているのである程度の知識を持っているつもりでしたが、まだまだ知らないことがたくさんあって、非常に役に立ちました。」といった記述もあったことから、事後対応に着目したコンテンツ自体は新規であったといえよう。当否定的評価を踏まえ、今後は情報モラル教育というテーマ自体によって受講者に敬遠されないように、講座への接点である「タイトル」や「概要説明」にも留意したい。次に、効果測定に関して、本講座では講座直後のクイズや感想調査に基づく検証にとどまった。体験授業の限られた時間内では多数の項目について回答を求めるとことや事後調査を依頼することが難しく、体験授業の一環として協力の得られる範囲に落とし込むことを優先したためである。本論文の分析のなかでとくに当事者認知と授業工夫度が全体的評価に正の影響を及ぼすことが示されたことを踏まえ、今後はこれらの項目評価を規定する要因についてより詳細に検討する必要がある。また、本講座の行動指標である「SNS利用を通じてトラブルに遭遇した際に被害を最小限にできるか」についても、実際の被害を測定することは短期間では困難であるにせよ、たとえば架空のシナリオを用いて自身がとるであろう事後対応を選択・記述させるなどの方法で間接的にでも測定することで講座の効果を多面的に検証する必要がある。また、本論文では主として高校生を対象とした授業実践とその評価に基づいて考察したが、前述のように情報モラル教育は現在では小学生から実施されている。学習者の発達段階やインターネット利用状況によっても適切な学習コンテンツは異なる可能性があることから、当講座の授業デザインが小・中学生に対しても有効かどうかを検証することも今後の課題である。

現在の情報モラル教育は危機を回避するための予防行動に関する啓発・学習内容が大半を占め、事後対応に関する学習者の関心や準備を精緻化させるような教育事例は少ない。当然ながら、まずはトラブルに遭遇しないように予防を徹底することが肝要である。一方で、SNSは利用者個人が情報の発信者となる場合も多く、意図せずしてトラブルに遭遇する・トラブルを起こしてしまうリスクを完全にゼロにすることはできないことから、トラブル遭遇時の事後対応に関する意識づけや準備も予防策と同様に重要である。本論文はこのことを危機管理学におけるリスクマネジメントとクライスマネジメントの区別という観点からはじめて指摘するとともに、事後対応に焦点を当てた青少年向けSNS安全利用講座の実践事例とその評価を報告したものである。本論文で述べた意義と課題を踏まえ、情報モラル教育に関してもリスクマネジメントとクライスマネジメントの両側面について十分な学習ができるよう教材や講座実践の蓄積が不可欠である。

利益相反の開示について

本論文に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。

謝辞

本研究の一部は、科学研究費補助金基盤研究（B）19H01751、ならびに日本大学危機管理学部令和5年度研究費の助成を受けた。

-
- ¹ 本論文は、下記の学会発表をもとに追加分析や大幅な加筆修正を行ったものである。中嶋凌・河合萌華・木村敦・岡隆（2018）「SNSトラブル対処教育におけるピア・エデュケーションの効果」、『日本教育工学会第34回全国大会発表論文集』、429-430頁。
- ² 第二著者（中嶋）と第三著者（河合）は、日本大学危機管理学部在学時（2016～2019年度）に本研究に参画したものであり、現所属の業務として行ったものではない。
- ³ 「令和4年度青少年のインターネット利用環境実態調査」内閣府、https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/tyousa/r04/jittai-html/index.html（2023年11月6日アクセス）
- ⁴ 「ネットの危険から子どもを守るために保護者が知っておきたいこと」内閣府大臣官房政府広報室 政府広報オンライン、<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201303/3.html#secondSection>（2023年11月6日アクセス）
- ⁵ 「インターネットトラブル事例集（2023年版）」総務省、https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho-tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html（2023年11月6日アクセス）
- ⁶ 「令和4年度ネット・スマホのなやみを解決こたエール年次報告」東京都都民安全推進部、<https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/statistics/>（2023年11月6日アクセス）
- ⁷ 宮川洋一・福本徹・森山潤（2010）「義務教育段階における情報モラル教育に関する研究の動向と展望—CiNii 論文情報ナビゲータを活用した学術研究の動向把握を通して—」、『岩手大学教育学部研究年報』、69、89-101頁、91頁。
- ⁸ 酒井郷平（2016）「小中学生を対象とした情報モラル教育に関する実践的研究動向の考察：2010年以降における研究事例の分類を通して」、『授業実践開発研究』、9（9）、81-88頁、83頁。
- ⁹ 白松賢・尾川満宏・古泉啓悟・高智行志・岡田聖（2020）「情報モラル教育のプログラム改善と指導力育成の取り組み—特別活動の学習過程の充実に着目して—」、『大学教育実践ジャーナル』、18、29-36頁、29-30頁。
- ¹⁰ 芳賀高洋（2020）「情報モラル教育からデジタル・シティズンシップ教育へ—情報モラル概説—」、『法政大学図書館司書課程メディア情報リテラシー研究』、1（2）、16-25頁、22頁。
- ¹¹ 南里和哉（2023）「中学校における情報モラル教育の学習プログラムの開発と実践—「対話のある学び」と「家庭との連携」に着目して—」、『佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要』、7、351-371頁。
- ¹² 原田恵理子・田邊昭雄・北貢匡（2020）「中学生を対象とした自撮り被害に対する予防としての情報モラル教育の実践」、『教育実践学研究』、23、87-92頁。
- ¹³ 石橋博和（2020）「「ネットいじめ」防止のための人権教育プログラム開発—人権感覚に着目したネット上コミュニケーション能力の向上—」、『授業実践開発研究』、13、95-101頁。
- ¹⁴ 伊藤大河・河合麗奈・山崎菜摘・関英雄（2022）「小学校における「ICTリテラシー教室」を通じた情報倫理教育の実践研究」、『共栄大学研究論集』、21、79-91頁。
- ¹⁵ 木村佐枝子（2021）「学校安全における情報モラル教育に関する研究—小学生を対象とした実践活動事例—」、『常葉大学健康プロデュース学部雑誌』、15（1）、35-45頁、37頁。
- ¹⁶ 犬飼和夫（2022）「大学生の情報モラル教育における効果的な指導についての研究」、『鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部紀要 人文科学・社会科学編』、5、255-268頁。
- ¹⁷ 瀧野揚三（2012）「学校危機への対応—附属池田小学校メンタルサポートチームでの取り組みから—」、『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要 心理発達科学』、59、9-25頁、10頁。
- ¹⁸ 福田充（2017）「危機の時代における「危機管理学」の確立—日本大学危機管理学部危機管理研究所の設置に際して—」、『危機管理学研究』、1、4-17頁、9頁。

- ¹⁹ 高島健輔・阿部匠・山本舞・大類莉空・長嶋浩大・木村敦・武川直樹・青木良輔（2023）「疑似SNS環境を用いたSNS投稿インタフェース設計実践検討 一同調投稿時に過去の裁判事例に基づく警告画面の提示を事例に一」、『ヒューマンインタフェース学会論文誌』、25（2）、89-98頁、89頁。
- ²⁰ 坂本章（2021）「withコロナ, afterコロナ時代の情報モラル教育 ー海外の動向を参照してー」、『Informatio』、18、51-57頁、54頁。
- ²¹ 小林直樹（2015）『ネット炎上対策の教科書 ー攻めと守りのSNS活用ー』、日経BP社。
- ²² 清水陽平（2017）『サイト別ネット中傷・炎上対応マニュアル』、弘文堂。
- ²³ 「インターネットトラブル事例集（2018年度版）」総務省、https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html（2023年11月6日アクセス）
- ²⁴ 「インターネットトラブル事例集（2020年追補版）」総務省、https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html（2023年11月6日アクセス）
- ²⁵ 木村敦（2020）「デザイン研究アプローチを用いた中高生向け情報モラル教育の実践と改善」、『危機管理心理学研究』、4、254-276頁、272-273頁。
- ²⁶ 尾形藍・渡邊正樹（2018）「高校生のSNS利用に関わるリスクテイキング行動の被害・加害経験とリスク認知」、『安全教育学研究』、17（3）、1-13頁。
- ²⁷ 木村（2021）、37頁。
- ²⁸ 酒井郷平（2020）「教育方法の違いによるインターネットトラブルの当事者意識への効果比較 ー映像視聴による講義型授業とカード分類比較法によるワークショップ型授業を対象としてー」、『コンピュータ&エデュケーション』、48、88-93頁、92頁。
- ²⁹ チロルチョコ株式会社の公式Twitter（現X）2013年6月11日投稿記事。https://twitter.com/TIROL_jp/status/344347572510531584（1件目）、https://twitter.com/TIROL_jp/status/344348004112809985（2件目）（2023年11月6日アクセス）
- ³⁰ 「クレームにはツイッターで即レス」、『朝日新聞デジジャーナル』、2013年7月20日。
- ³¹ 「統計分析が明らかにする炎上の実態/対策とネットメディア活用方法」山口真一（2017）農林水産省フード・コミュニケーション・プロジェクト 食の安全・信頼に関する新たな知見の蓄積勉強会 第3回ソーシャルメディアと消費者とのコミュニケーション資料、https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fcp/torikumi_jirei/attach/pdf/torikumi_jirei_02-1.pdf（2023年11月6日アクセス）
- ³² 小林（2015）、120-122頁。
- ³³ 齊藤徹（2013）「賞賛と炎上を分けるもの」、CNET Japan、<https://japan.cnet.com/article/35034620/>（2023年11月6日アクセス）
- ³⁴ 「もし明日“炎上”したら？専門家に訊く、いま企業に求められるリスク回避と炎上対応」PR GENIC、<https://pr-genic.com/5149>（2023年11月6日アクセス）
- ³⁵ 2017年までに出版されたインターネットリテラシーや情報モラルに関する和文書籍41冊を参照し、そのうち事後対応について具体的な言及のあった5冊（計17事例）を参照した。なお、その5冊は、田淵義朗（2011）『スマートフォン術 ー情報漏えいから身を守れー』、朝日新聞出版社、小林直樹（2011）『ソーシャルメディア炎上事件簿』、日経BP社、今津孝次朗監修・金城学院中学校高等学校編著（2013）『中高生のためのケータイ・スマホハンドブック』、学事出版、小林（2015）、田中辰雄・山口真一（2016）『ネット炎上の研究 ー誰があおり、どう対処するのかー』勁草書房であった。また、計17事例のうち、「謝罪する」は13件、「主張を通す」は2件、「無視する」は2件、「削除請求する」は1件であった。
- ³⁶ 質問文は以下の調査研究で用いられた項目を参照した。木村敦・河合萌華・中嶋凌・山本真菜・岡隆（2018）「高校生における認知熟慮性とSNS利用リスクの楽観視との関連」、『日本教育工学会論文誌』、42（Suppl.）、25-28頁、26頁。
- ³⁷ 木村他（2018）、26-27頁。
- ³⁸ 自己リスクの楽観視については、第三者知覚（third-person perception）という用語を用いて説明した。
- ³⁹ 講座内では、ARSについてより一般的な表現である「クリッカー」（クリッカーシステム）と呼称した。
- ⁴⁰ SNS炎上時の対応として「謝罪する」ことについては、下記のような最新の青少年向け情報モラル教材

にも言及があることを付しておく。実教出版編集部（2023）『2023 事例でわかる情報モラル&セキュリティ』、実教出版、39頁。ただし、欄外小コラムの扱いであり、事後対応についてより深く学べる青少年向け情報モラル教育コンテンツの蓄積が求められる。

- ⁴¹ ウッズ, D. R. 著、新道幸恵訳（2001）『PBL ー判断能力を高める主体的学習ー』、医学書院、5頁。
Woods, D. R. (1994) Problem-based learning: How to gain the most from PBL, W. L. Griffen Printing, London.
- ⁴² 木村（2020）、272-273頁。
- ⁴³ 小塩真司（2005）『研究事例で学ぶSPSSとAmosによる心理・調査データ解析 第1版』、東京図書、25頁。
- ⁴⁴ 西川幸太・山岸芳夫（2016）、「大学生の情報モラル教育における体験重視型指導の効果」、『コンピュータ&エデュケーション』、40、79-84頁。
- ⁴⁵ 酒井（2020）、88-93頁。
- ⁴⁶ 文部科学省（2019）「情報モラル教育について」、総務省 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース配布資料 https://www.soumu.go.jp/main_content/000662206.pdf（2023年11月6日アクセス）



VRを活用した学習支援は効果があるのか

—自動車整備実技学習での実験的検討—

日本大学危機管理学部 准教授 宮脇 健
日本大学危機管理学部 准教授 山下 博之
日本大学危機管理学部 教授 木村 敦

- I 研究目的
- II 研究方法
- III 学習効果の測定（筆記試験の分析）
- IV 授業評価アンケートの分析
- V 結論

I 研究目的

1 本研究の目的

本研究は自動車整備に関する対面型実習授業の一部または全てに対して、VR（Virtual Reality 仮想現実）を活用するシステムの学習効果の有効性について実証実験を行い、検証することを目的としている。また、本実証実験の検証を通してVRによる学習に関する技術の強み、弱みを明確にした上でVRによる学習効果の今後の可能性について言及する。

2 本研究の意義

(1) 教育現場におけるICT（Information and Communication Technology 情報通信技術）活用
対面型による授業については、大学などの高等教育機関に限らず、教授方法として広く認知され、実施されている。新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの教育機関がオンラインによる双方向の授業、動画によるオンデマンド授業、オンラインによる双方向の授業と対面での授業の両方を掛け合わせたハイブリット授業を行うなど、ICT化が急速に進んだことも事実である¹。その中で、ICTによるオンライン授業の方法やその学習効果について様々な指摘があったことも事実である。

(2) ICTを活用した教育の効果

その中でも、ICTを活用した授業の効果については、大別すると、2つに分類できる。1つはICTを用いたオンラインによる授業は従来の対面による授業よりも学生の理解度などに応じて進められる点、学生の時間などを配慮できる点において、対面による授業よりも効果があるとする指摘があげられる。もう1つは教員の教材作成の時間やコストを勘案すると教育の効果は期待できな

いとす指摘である²。ICTを用いた教育については、教員と学生側のそれぞれの立場でのメリットとデメリットがあるため、コロナ禍においてその効果に対して様々な見解があったといえる。

ただし、ICTを用いた学習効果についてはコロナ禍以前より検証については行われており、対面授業とは異なる利点が指摘されている。例えば、教材をweb上に掲載したことにより予習を行う学生が増加するケースや、プレテストなどのオンライン化が講義に関する予備知識の把握、講義の理解度把握に有効であったなどの点が挙げられる³。

このようにICTでもコロナ禍のようにオンラインで授業を行うことを想定したものもあれば、対面の授業に活用する例も多くある。特に、対面での実習授業においては、実習を指導する教員の負担するコストが大きいこと、学生が綿密な指導を受けることが出来る環境など様々な問題がある⁴。そのため、実習においてもICTを活用した教材の効果が期待される。その点において、通常の対面授業で知識を獲得するような場合にICTを用いる教育よりも、学習効果の期待が高いとされる。とりわけ、高度な専門技術を習得する際には、学生は教員が行った作業を再現することになるため、一度対面で実演された内容を見るだけではわからない、位置や距離により実習がわかりにくい、など様々な問題が生じると考えられる。そのような場合に、実際の実習を再度確認することができ、画像を拡大、また、その技術のためにどのような手順が行われたのかなどがより鮮明に確認できるVRなど、視聴覚を用いた教授法は課題を克服できる一つの方法と考えられる。

そのため、文部科学省（2021）はコロナ禍以降の教育において、AR（Augmented Reality 拡張現実）やVRを用いた学習が「これまで対面で実施されてきた実践的な職業教育と同等以上の教育的効果が高めるための質向上が課題となっている。」と指摘している⁵。つまり、実習は必要ではあるが、従来通りの対面による実習ができない場合に、代替となるような教育、そして学習機会を提供することで対面でなくてはいけない専門的な技術の習得の一部については先進的な技術を用いて、今までの専門的な職業での授業の方法を変えながら、学習の質、技術の習得を考えていることがわかる。すなわち、高度な専門的な技術を習得する実習においてもVRなどの機器を用いた学習の可能性は示唆されているのである。

(3) 本研究の位置付け

そこで、本稿では、専門技能である自動車整備の教育支援としてVRを活用した授業が対面での従来型の演習授業と比較して、学習の理解度や定着度において効果があるのかを検証することを目的とする。前述のように、技術を習得するために学生は実技を行わなければならない。ただし、教員による実技を対面で受講し、その実技を目視で学生が確認するような場合は、実技を観察する位置や環境に左右される可能性がある。むしろVRのようなICTを活用する方が従来の対面での実習授業よりも一時的であるにしろ学習効果があるかもしれない。そのため、従来型の実習授業より学習効果は期待できるのかどうかを検証することで、今後の技術習得などの高度な専門技術の習得の場面での使用方法の検討、課題を抽出することが可能となる。

本稿の先行研究にあたる、VRを活用した授業の学習効果については様々な研究がされている

が、学習効果については効果がみられる場合とそうではない場合が散見される。

資源工学の観点から伊藤ら（2020）は「理解度」、「定着度」、「学習意欲」、「VR教材の評価」について事後のアンケート調査から分析を試みている⁶。理解度はVRを装着したグループとそうではないグループとで同じ内容の動画を視聴した後に筆記試験を行った結果、統計的な有意な差がなかったことが明らかになっている。つまり、VRに関しては通常の動画と同等レベルの効果であると結論付けている。

救命救急士の実習に関する筆記試験を行い、VRを使用した遠隔での学習と対面での学習を実施したグループによる比較をした原田ら（2022）の結果によると、筆記試験での知識に関する有意差は見られなかったと結論が出ている⁷。ただし、救命救急の状況を理解するような設問の場合はVRを使用したグループの方がVRなしの実習のグループより有意に高い結果がみられている。つまり、救命救急の一連の動き、そしてその動きを視覚的に見ることによるイメージしやすさが、設問の理解を促進したと考えられている。

以上のように知識の比較に関する定量的な分析結果でも効果がある場合とない場合があり、有効性については議論が分かれている。

また、主観評価を用いたアンケートなどの結果からVRの効果について測定した研究を確認すると、その学習に関する有用性については様々な指摘がされている。

例えば、平和教育のためにVR環境を用いて実験を行った研究では、主体的な学びの向上や没入感が高くなるなどの利点が調査結果から指摘されている⁸。また、臨場感という観点で教育効果を測定した研究でも、VRを用いた教育の臨場感により、学習の理解が深まると指摘がされている⁹。つまり、主体性や意欲、そして没入感といった点で、従来の学習よりも効果が期待できるとされる。

ただし、VRを用いた学習効果については小規模のサンプル数での検証が多く、主観評価によるアンケート回答を実施した研究が散見される。学習した結果としての理解度を定量的に測定することや対面による授業などとの比較実験に基づき分析をした先行研究などは限られている。つまり、VRの学習効果に関する研究の多くはサンプル数が一桁である点、そしてVRに限らず、学習効果に関わる研究はその効果を測定するためのサンプルサイズの適切な設計を明示していない研究が多いことも指摘できる¹⁰。

そこで、本研究では、自動車整備における授業のサイズに合わせた、適切なサンプル数を可能な限り確保し、VRを用いた学習支援は効果があるのか、他の授業形態との比較から分析を行う。

II 研究方法

1 概要

VRを用いた学習が従来の対面型の教授方法より効果があるのか、その効果を測定するために愛媛日産自動車株式会社に隣接する日産愛媛自動車大学校において図表1の行程で実証実験を2022

年11月12日に行った。実験協力者として日産愛媛自動車大学の1年生の学生67名を選定し、実査に協力をしてもらった。実験協力者である学生には愛媛日産自動車株式会社より事前に学習に関する内容を伝えないこととし、実験に際して他のグループがどのような実技をしているのかわからないような教室配置と導線を考えてもらった¹¹。また、異なるグループ同士の学生が休憩中にも会うことがないような教室と休憩場所の配置になっている。

自動車整備に関する授業の学習効果を測定するために、通常の実習のクラスサイズに近い20名程度を想定し、実際の演習に近い人数を集めて実験を行った。

サンプル数の多さについては、単純に多ければよいというものではなく、適正なサンプルサイズが求められている(村井・橋本 2018)¹²。そのため、今回の自動車大学の自動車整備の授業の設計の中で学習効果を確認する上で妥当なサンプル数といえる。

図表1 実証実験の予定表¹³

実習検証タイムスケジュール 9:00集合、9:30スタート、15:30終了

| | 9:30 | 9:45 | 10:00 | 10:15 | 10:30 | 10:45 | 11:00 | 11:15 | 11:30 | 11:45 | 12:00 | 12:15 | 12:30 | 12:45 | 13:00 | 13:15 | 13:30 | 13:45 | 14:00 | 14:15 | 14:30 | 14:45 | 15:00 | 15:15 | 15:30 | | |
|----------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| Aグループ 体験型 | 教→リ | リ→学 | テスト | 休憩 | | O | リ→学 | テスト | 昼食 | | | | R | 教→学 | テスト | 休憩 | K | 教→学 | 1グループ | 教→学 | 2グループ | テスト | | O | 体験 | 視聴 | 第1実習場 |
| Bグループ VR | | D | 体験 | 休憩 | | O | 体験 | VR | 昼食 | | | | R | 体験 | VR | 休憩 | K | 体験 | VR | | 試験 | | | O | 体験 | 視聴 | 第2実習場 |
| Cグループ タブレット | | D | 体験 | 休憩 | | O | 体験 | VR | 昼食 | | | | R | 体験 | VR | 休憩 | K | 体験 | VR | | 試験 | | O | 体験 | 視聴 | 第11教室 | |
| | | タブレット | タブレット | | タブレット | タブレット | タブレット | タブレット | | | | タブレット | タブレット | | | | タブレット | タブレット | | | | VR | | | | | |

教→リ (教師がリーダーへ教える)
 リ→学 (リーダーが他の学生へ教える)
 実践 (全学生が実践)

2 実験協力者のグループ編成

VRを用いた学習効果を測定するために、伊藤ら(2020)の先行研究に依拠し、授業終了後にそれぞれのグループで同じ内容の筆記試験を実施した。つまり、学習した内容を理解しているかを問う問題になる。筆記試験の設問は、自動車整備の実技の習得のために必要な知識を問う問題になっている¹⁴。正解がない問題ではなく、実技に必要な問題を聞くことで定量的な測定が可能になると考える。また、協力者である学生らは実験前には学習していない範囲の内容であるため、グループ間で事前知識に差異はないと考えられる。この筆記試験の得点をグループ間で比較することで、学習効果の有効性が明らかになる。

そのため、グループは以下のように、従来型の対面での実習により技術を習得するAグループ(以下、体験グループ)、VRを用いた教授方法により実習を疑似体験するBグループ(以下VRグループ)、そしてVRと同じ動画をタブレットで視聴して、授業を受講するCグループ(以下タブレットグループ)の3つのグループを設定した¹⁵。タブレットに関してはVR動画と同じ内容が映

し出されるようになっている。また画面も学生が自身で拡大できるようになっている。そのため、VRに限りなく近い動画といえる。

3 授業内容と各グループの授業実施方法

図表1のように、各グループの学生はタイムスケジュールに則り、授業を受講し、筆記試験を受験した。そして、どのグループの教授法がより有効であるのかを4つの授業の試験の正答数を比較することで検証した。

4つの授業内容は「ドア・フィニッシャ脱着」、「オーディオユニット脱着」、「整備結果説明ロールプレイ」、「検査ライン説明」であった。授業の選定としては、実験協力者である自動車大学の1年生がまだ実際に授業で教わったことがない内容であり、かつ、実技や実習の要素があることが挙げられる。後述するように、特に、これらの対面での実習は写真のように自動車の中に学生も入りながら、実演する教員の手元を見ながら、その内容を覚えて、実際に実技を行う。そのため、位置によっては手元が見えづらいことも十分に考えられる実習である。ゆえに、VRのような画像を確認できるような機器の特徴が活かされる授業とも考えられる。そのため、この4つの授業を選定し、VRの学習効果を測定することにした。

(1) VRグループの授業実施方法

この授業のうち、VRの特徴であると考えられる、「ドア・フィニッシャの脱着」、「オーディオの脱着」などはVR動画を拡大して確認できる点、視点切り替えにより他のアングルから見られる点、VRの中でポインターを用いて教員がマイクから学生に説明できる点、ドアの裏面や内部など、従来は見られない部分をVRにより確認できる点があるため、VRを用いた授業による学習効果が期待できると考えられる（図表2—3を参照のこと）¹⁶。

図表2 ドア・フィニッシャのVR画像



図表3 ドア・フィニッシャVR拡大画像



図表4 VRグループの実験の様子



(2) 対面授業形式の授業実施方法

他方で、「ドア・フィニッシャの脱着」、「オーディオの脱着」に関しては、対面授業形式での従来の実習では、図表5—6の通り、教員がリーダー役の学生に実技を見せた後で、リーダーがグループの残りのメンバー4名に説明し、実技を実施する方法になっている。5名のリーダーが、それぞれのグループのメンバーに説明をする2段階の流れにより演習が行われている。この点から、リーダー役の学生の理解度や説明が他の学生の授業の理解度と実技に影響を及ぼしやすいものと考えられる。また、図表5—6のように学生が教員の実技を見学する際に、場所によっては教員の手元や部品、配線の位置などが見えにくいことがえられる。

図表5 オーディオ脱着の実技



図表6 オーディオ脱着の実技



(3) タブレットグループの授業実施方法

タブレットグループについては従来の実技体験はしないものの、Google クロームブックを用いてVRゴーグルを用いずにVR動画を視聴することが出来るため、教員の講義形式での授業の説明を受けながら、VR画像の拡大や静止をした実技の確認を出来る。そのためVRグループに近い利点があるといえる(図表7)。また、教員もその画面を止めたり、拡大したりもできるため講義と

いっても授業の工夫が可能な点も通常の講義とは異なる点である。

図表7 タブレットグループのドア・フィニッシャの実技動画の授業風景



(4) 各授業実施方法のデメリット

一方で、それぞれの教授方法のデメリットとして、以下の点があげられる。

VRグループはVRゴーグルをしているため、他のグループと異なり、学習した内容のメモを取ることが難しい点があげられる。また、様々な研究でも明らかなように、長時間VRをつけることが困難であるため、実験が長ければ、集中力が落ちたりすることもデメリットとして挙げられる。体験グループについては、前述したように、視覚的に見えない部分が生じる点があげられる。また、グループのリーダーが説明している際には、彼らは待っている時間もあるため、その待機時間もデメリットとなる。ただし、今回の実験ではそれぞれの学習方法のメリットやデメリット等は制約しないで実施を行った。つまり、授業内容に関しては各グループに授業を教授する自動車大学の3名の教員に通常行っている授業内容と教授法のメリットを損ねることがないように実施してもらった。VR、タブレット、実習ともにそれぞれの教授方法にはメリットがある。ただし、授業の目的や器具の取り付け作業や部品の説明など共通する部分については、どの授業でも同じ説明をするように事前に教授内容の確認をしてもらった。そのうえで、対面による実習よりもVRによる学習の効果があるのかを測定する。演習や座学の本来の教育効果の相殺を防ぐため、3つの授業の考えられるメリットとデメリットを残したうえで比較をすることにした。

Ⅲ 学習効果の測定（筆記試験の分析）

では、4つの授業を受講した後に実施した筆記テストの結果に各グループで違いがあったかを検証した結果をみていくことにする。

1 学習効果の検証方法

本稿では、4つの授業の筆記テストの正解数に差があるかどうかを明らかにすることで、自動車整備の授業においてVRを用いた学習支援が対面での従来の教授方法よりも学習効果があるのかを検証することを目的としている。

そのため、従来の実習による学習、VRによる学習、タブレットによる学習の3つのグループで行った4つの授業に関する筆記試験の結果に差があるかを明らかにする統計分析を行った¹⁷。記述統計結果を図表8に示す。また、検定結果が、図表9—10、図表11—12、図表13—14、図表15—16になる。テストの結果については、それぞれのグループで独立しているデータになるため、対応しない¹⁸。したがって、独立した対応のないデータである。また、3つのグループの回答数については正規分布ではない。この3グループの比較については明らかにするために、本稿では、独立した対応のないサンプルによる検定（ノンパラメトリック）、Kruskal-Wallis test（クラスカル・ウォリス検定）を行った。

図表8 各条件における4つの授業試験の正解数についての記述統計量

| | | 記述統計 | | | | | |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|-----|-----|
| | | 母数 | 平均値 | 標準偏差 | 標準誤差 | 最小値 | 最大値 |
| ドア | 体験 | 16 | 8.75 | 1.238 | 0.310 | 6 | 10 |
| | VR | 17 | 9.35 | 0.862 | 0.209 | 8 | 10 |
| | タブレット | 16 | 9.50 | 0.730 | 0.183 | 8 | 10 |
| | 合計 | 49 | 9.20 | 1.000 | 0.143 | 6 | 10 |
| オーディオ | 体験 | 16 | 13.19 | 1.047 | 0.262 | 12 | 15 |
| | VR | 17 | 13.94 | 0.827 | 0.201 | 12 | 15 |
| | タブレット | 16 | 14.25 | 1.528 | 0.382 | 9 | 15 |
| | 合計 | 49 | 13.80 | 1.224 | 0.175 | 9 | 15 |
| 整備 | 体験 | 16 | 12.00 | 1.155 | 0.289 | 10 | 13 |
| | VR | 17 | 12.18 | 0.809 | 0.196 | 11 | 13 |
| | タブレット | 16 | 12.38 | 0.719 | 0.180 | 11 | 13 |
| | 合計 | 49 | 12.18 | 0.905 | 0.129 | 10 | 13 |
| 検査レーン | 体験 | 16 | 8.56 | 1.548 | 0.387 | 5 | 10 |
| | VR | 17 | 8.06 | 1.713 | 0.415 | 5 | 10 |
| | タブレット | 16 | 8.19 | 1.759 | 0.440 | 4 | 10 |
| | 合計 | 49 | 8.27 | 1.655 | 0.236 | 4 | 10 |

記述統計の正解数を確認すると、どのグループもそれほど差がないと考えられる。ただし、回答の正解数の平均値ではどの項目でもタブレットがもっとも成績はよいと言える。次いで、VRの平均値が高く、体験型が平均値のみの数字では一番低い値となっている。

では、実際にこの3つのグループに差があるのかを図表9以降の結果から確認をしていくことにする。

2 学習効果の検証

(1) ドア・フィニッシュ脱着に関する学習効果

まず、「ドア・フィニッシュ脱着」の結果を示したのが図表9、図表10である。この図表9、10からわかることは体験グループが低い値を示しているものの、VRグループ、タブレットグループの3つのグループ間には差がないということである（有意確率が0.104）。

つまり、VRを用いた学習支援が従来の対面型の体験実習よりも効果があるとは言えないことが明らかになった。ただし、従来型と同等の学習結果が得られる可能性があると考えられる。

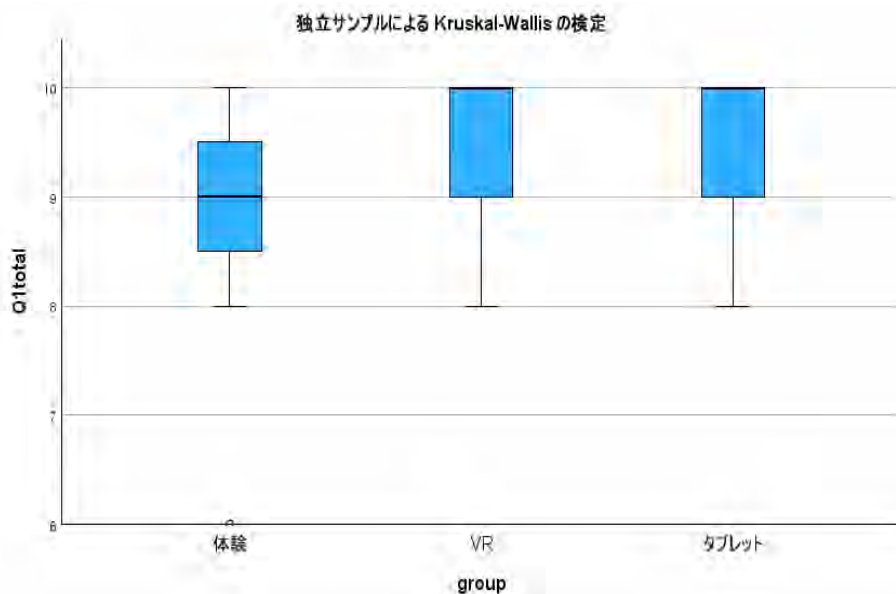
図表9 ドア・フィニッシュ脱着の3グループの検定の結果

**独立サンプルによる Kruskal-Wallis の検定の
要約**

| | |
|---------------|--------------------|
| 合計数 | 49 |
| 検定統計量 | 4.520 ^a |
| 自由度 | 2 |
| 漸近有意確率 (両側検定) | .104 |

a. 検定統計量は同順位の調整が行われています。

図表10 検定結果の箱ひげ図



(2) オーディオ脱着に関する学習効果

次に、「オーディオ脱着」の結果を示したのが図表11、図表12である。この図表11、12からわかることは、体験グループが相対的に低い値を示しており、3つのグループの間には統計的に有意な差があるという結果である（有意確率0.003）。どのグループ間に差があるのかをさらに分析をしたところ（図表13を参照のこと）、タブレットグループが体験型の学習よりも有意な差があることが了解できる。

VRを用いた学習支援が従来の対面型の体験実習よりも効果があるとは言えない。しかしながら、VR動画を用いたタブレットが本実験では従来型の体験実習授業よりも学習効果があることが示された（調整済みの有意確率：0.002）。また、VRも従来型と同等の学習の効果が得られる可能性があると考えられる。

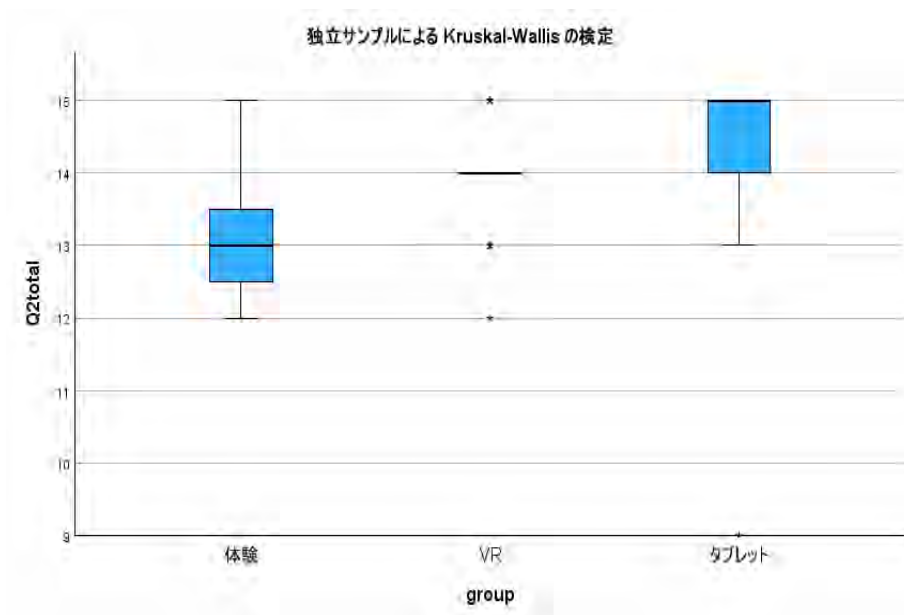
図表11 オーディオ脱着の3グループの検定の結果

**独立サンプルによる Kruskal-Wallis の検定の
要約**

| | |
|---------------|---------------------|
| 合計数 | 49 |
| 検定統計量 | 11.387 ^a |
| 自由度 | 2 |
| 漸近有意確率 (両側検定) | .003 |

a. 検定統計量は同順位の調整が行われています。

図表12 検定結果の箱ひげ図



図表 13 group のペアごとの比較

| Sample 1-Sample 2 | 検定統計量 | 標準誤差 | 標準化検定統計量 | 有意確率 | 調整済み有意確率 ^a |
|-------------------|---------|-------|----------|-------|-----------------------|
| 体験-VR | -9.057 | 4.773 | -1.898 | 0.058 | 0.173 |
| 体験-タブレット | -16.313 | 4.844 | -3.367 | 0.001 | 0.002 |
| VR-タブレット | -7.256 | 4.773 | -1.520 | 0.128 | 0.385 |

(3) 整備結果説明ロールプレイに関する学習効果

3つめの授業である「整備結果説明ロールプレイ」の筆記試験の結果を示したのが図表 14、図表 15である。この図表 14、図表 15からわかることは体験グループの正解の平均値が少し低い値を示しているものの、VRグループ、タブレットグループの3つのグループ間には差がないということである（有意確率：0.705）。

つまり、VRを用いた学習支援が従来の対面型の体験実習よりも効果があるとは言えないことが明らかになった。これは言い換えるとVRを用いた学習も従来型と同等の学習の効果が得られる可能性があると考えられる。

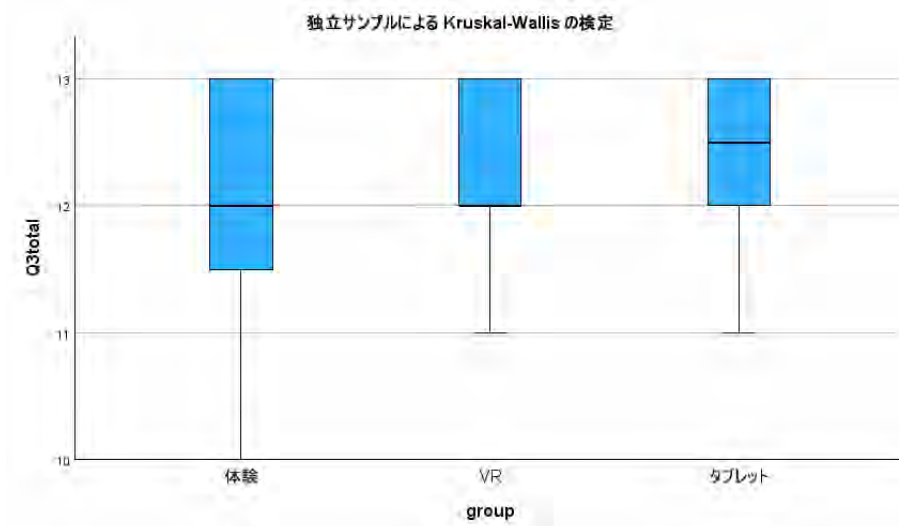
図表 14 整備結果説明ロールプレイの3グループの検定の結果

独立サンプルによる Kruskal-Wallis の検定の要約

| | |
|---------------|-------------------|
| 合計数 | 49 |
| 検定統計量 | .699 ^a |
| 自由度 | 2 |
| 漸近有意確率 (両側検定) | .705 |

a. 検定統計量は同順位の調整が行われています。

図表 15 検定結果の箱ひげ図



(4) 検査ラインに関する学習効果

最後に4つめの授業である「検査ライン」の筆記試験の結果を示したのが図表16、図表17である。この図表16、図表17からわかることはVRグループの正解の平均値が少し低い値を示しているものの、体験グループ、タブレットグループの3つのグループ間には差がないということである（有意確率：0.670）。

つまり、VRを用いた学習支援が従来の対面型の体験実習よりも効果があるとは言えないことが明らかになった。整備結果説明ロールプレイと同様に、VRを用いた学習支援が従来型と同等の学習効果が得られる可能性があると考えられる。

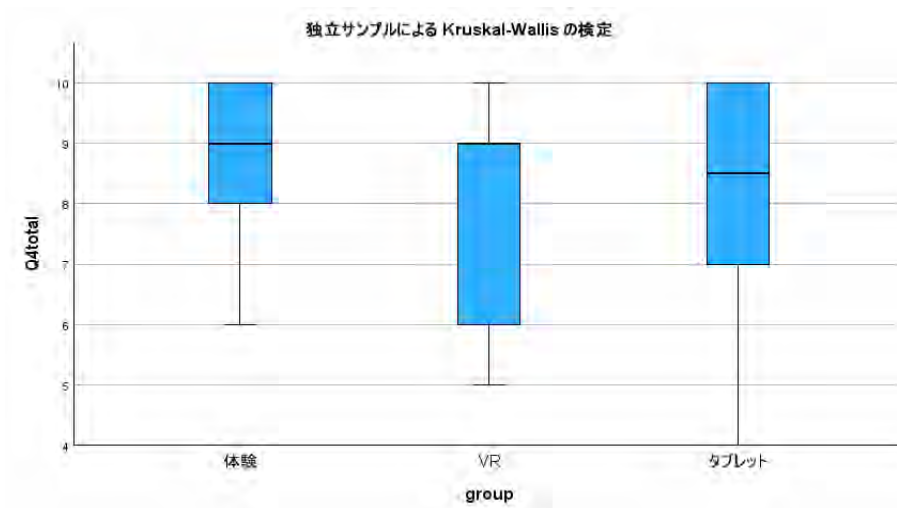
図表16 検査ラインの3グループの検定の結果

独立サンプルによる Kruskal-Wallis の検定の要約

| | |
|---------------|-------------------|
| 合計数 | 49 |
| 検定統計量 | .800 ^a |
| 自由度 | 2 |
| 漸近有意確率 (両側検定) | .670 |

a. 検定統計量は同順位の調整が行われています。

図表17 検定結果の箱ひげ図



IV 授業評価アンケートの分析

1 学習効果の検証方法

授業についての主観評価も学習にとって重要な要素になる。そのため、実験実施日に体験した学習についての満足度などに関するアンケート調査に回答してもらった（図表19を参照のこと）。アンケート調査の内容についてはVRの先行研究¹⁹と学習効果の測定に関する中野（2008）の先行研究をもとにした²⁰。主観評価の場合、学習満足度や学習意欲は学生の主体性を促す意味で重要な指標になる。そのため、本実験でもVRがどのような効果をもたらすのかを理解度だけではなく、多面的な指標から確認していく。そして、学習に関する意識が3つのグループに違いがみられるのかを以下では見ていく。

図表18 アンケート調査の記述統計

| | | 記述統計 | | | | | |
|--------|-------|------|------|-------|------|-----|-----|
| | | 度数 | 平均値 | 標準偏差 | 標準誤差 | 最小値 | 最大値 |
| 満足度 | 体験 | 16 | 4.31 | .602 | .151 | 3 | 5 |
| | VR | 16 | 3.94 | 1.237 | .309 | 1 | 5 |
| | タブレット | 16 | 4.13 | .806 | .202 | 3 | 5 |
| | 合計 | 48 | 4.13 | .914 | .132 | 1 | 5 |
| 理解度 | 体験 | 16 | 4.31 | .479 | .120 | 4 | 5 |
| | VR | 16 | 4.19 | .544 | .136 | 3 | 5 |
| | タブレット | 16 | 4.19 | .981 | .245 | 2 | 5 |
| | 合計 | 48 | 4.23 | .692 | .100 | 2 | 5 |
| 没入感 | 体験 | 16 | 4.38 | .619 | .155 | 3 | 5 |
| | VR | 16 | 3.75 | 1.000 | .250 | 1 | 5 |
| | タブレット | 16 | 4.00 | 1.265 | .316 | 2 | 5 |
| | 合計 | 48 | 4.04 | 1.010 | .146 | 1 | 5 |
| 没入感2 | 体験 | 16 | 4.38 | .500 | .125 | 4 | 5 |
| | VR | 16 | 4.38 | .719 | .180 | 3 | 5 |
| | タブレット | 16 | 4.25 | .775 | .194 | 3 | 5 |
| | 合計 | 48 | 4.33 | .663 | .096 | 3 | 5 |
| 意欲 | 体験 | 16 | 4.19 | .544 | .136 | 3 | 5 |
| | VR | 16 | 3.81 | .911 | .228 | 2 | 5 |
| | タブレット | 16 | 4.00 | 1.095 | .274 | 2 | 5 |
| | 合計 | 48 | 4.00 | .875 | .126 | 2 | 5 |
| わかりやすさ | 体験 | 16 | 4.50 | .516 | .129 | 4 | 5 |
| | VR | 16 | 4.06 | .998 | .249 | 2 | 5 |
| | タブレット | 16 | 4.13 | .806 | .202 | 2 | 5 |
| | 合計 | 48 | 4.23 | .805 | .116 | 2 | 5 |
| 学習意欲 | 体験 | 16 | 4.13 | 1.088 | .272 | 1 | 5 |
| | VR | 16 | 3.63 | 1.088 | .272 | 1 | 5 |
| | タブレット | 16 | 3.56 | 1.153 | .288 | 2 | 5 |
| | 合計 | 48 | 3.77 | 1.115 | .161 | 1 | 5 |
| 学習時間 | 体験 | 16 | 1.13 | .500 | .125 | 1 | 3 |
| | VR | 16 | 1.19 | .403 | .101 | 1 | 2 |
| | タブレット | 16 | 1.13 | .342 | .085 | 1 | 2 |
| | 合計 | 48 | 1.15 | .412 | .059 | 1 | 3 |
| メモ | 体験 | 16 | 1.63 | .500 | .125 | 1 | 2 |
| | VR | 16 | 1.13 | .342 | .085 | 1 | 2 |
| | タブレット | 16 | 1.88 | .719 | .180 | 1 | 3 |
| | 合計 | 48 | 1.54 | .617 | .089 | 1 | 3 |

図表 19 授業に関するアンケート内容

| 質問 | 質問項目等 |
|-----------------|---|
| ・授業満足度 | 授業に満足しましたか?あてはまるもの一つに○をつけてください。 1. とてもそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない 5. まったくそう思わない |
| ・授業理解度 | 授業について理解できましたか?あてはまるもの一つに○をつけてください。 1. とてもそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない 5. まったくそう思わない |
| ・没入感 | 授業に集中して取り組みましたか?あてはまるもの一つに○をつけてください。 1. とてもそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない 5. まったくそう思わない |
| ・没入感 | 現場で行う作業の内容や手順についてイメージすることができましたか?あてはまるもの一つに○をつけてください。 1. とてもそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない 5. まったくそう思わない |
| ・授業中の意欲 | 授業に意欲的に取り組みことが出来ましたか?あてはまるもの一つに○をつけてください。 1. とてもそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない 5. まったくそう思わない |
| ・授業のわかりやすさ (内容) | 授業内容はわかりやすかったですか?あてはまるもの一つに○をつけてください。 1. とてもそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない 5. まったくそう思わない |
| ・学習意欲 | VRを用いた学習により学習意欲が高まると思いますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。 1. とてもそう思う 2. ややそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない 5. まったくそう思わない |
| 学習時間 | ・授業時以外に1日どの程度学習をしていますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。 1. 1時間以内 2. 2時間以内 3. 3時間以内 4. 3時間以上 |
| 自由記述 | 「VRを導入した授業」について、感想やご意見があれば自由記入してください。 |
| 講義・タブレット・VR | 本日授業中にメモをしましたか。あてはまるものに○をつけてください (※VR条件の学生もこの質問を行う) 1. まったくしなかった 2. 少しはした 3. たくさんした |

(1) 満足度に関するアンケート

各グループで教授された授業の満足度について図表19のように「とてもそう思う」から「まったくそう思わない」の5段階の尺度を用いて尋ねた回答に検定を行った結果が図表20、図表21になる²¹。3つのグループの学生の授業の満足度には差がなく、どの授業にも満足度は高いことがわかる (有意確率: 0.856)。VRを用いた授業は学生にとって初めての体験になったことを考えると従来の演習と同等の満足度であることは今後の授業内容の洗練や学生の慣れなどにより、さらに満足度が高まる可能性も考えられる。

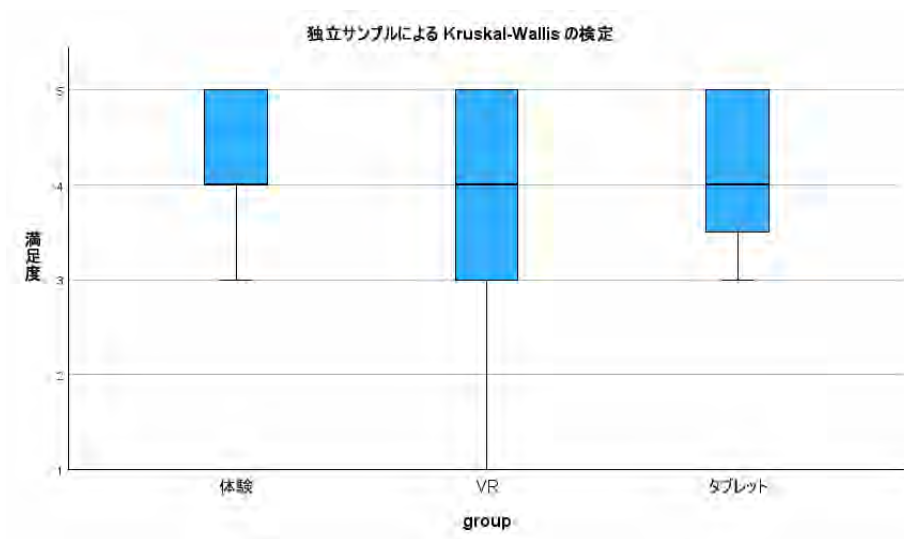
図表20 満足度に関する3グループの検定の結果

**独立サンプルによる Kruskal-Wallis の検定の
要約**

| | |
|---------------|-------------------|
| 合計数 | 49 |
| 検定統計量 | .310 ^a |
| 自由度 | 2 |
| 漸近有意確率 (両側検定) | .856 |

a. 検定統計量は同順位の調整が行われています。

図表21 箱ひげ図



(2) 理解度に関する結果

各グループで教授された授業の理解度について図表19のように5段階の尺度を用いて尋ねた回答に検定を行った結果が図表22、図表23になる。3つのグループの学生の授業の理解度には差がなく、どの授業においても理解度は高いことがわかる (有意確率: 0.884)。VRでの授業は学生にとって初めての体験になったことを考えると、従来の実習と同等の理解度を得られたことは今後可能性があると見える。

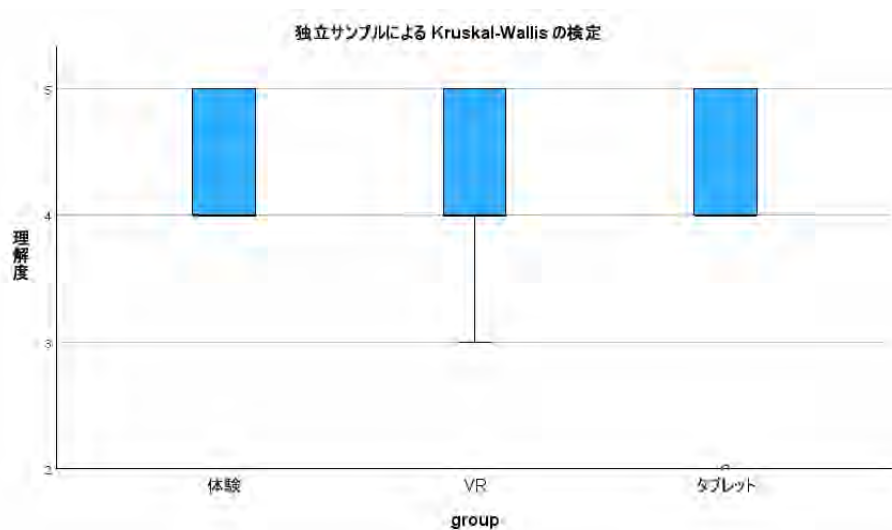
図表 22 理解度に関する3グループの検定の結果

**独立サンプルによる Kruskal-Wallis の検定の
要約**

| | |
|---------------|-------------------|
| 合計数 | 49 |
| 検定統計量 | .246 ^a |
| 自由度 | 2 |
| 漸近有意確率 (両側検定) | .884 |

a. 検定統計量は同順位の調整が行われています。

図表 23 箱ひげ図



(3) 没入感に関する結果

各グループで教授された授業の没入感について図表 19 のように尺度を用いて尋ねた回答に検定を行った結果が図表 24、図表 25 になる。3つのグループの学生の授業の没入感には差がなく、どの授業にも没入の度合いが高いことがわかる (有意確率 : 0.197)。ただし、VRでの授業が平均値は低い。先行研究のようにほかの授業より、VRを用いた授業が没入感が高くなると想定したが、「頭がいたかった」、「長時間で重い」などの自由記述もあったことから、VRゴーグルの快適な着脱方法、視聴時間の改善などの検討が必要かもしれない。

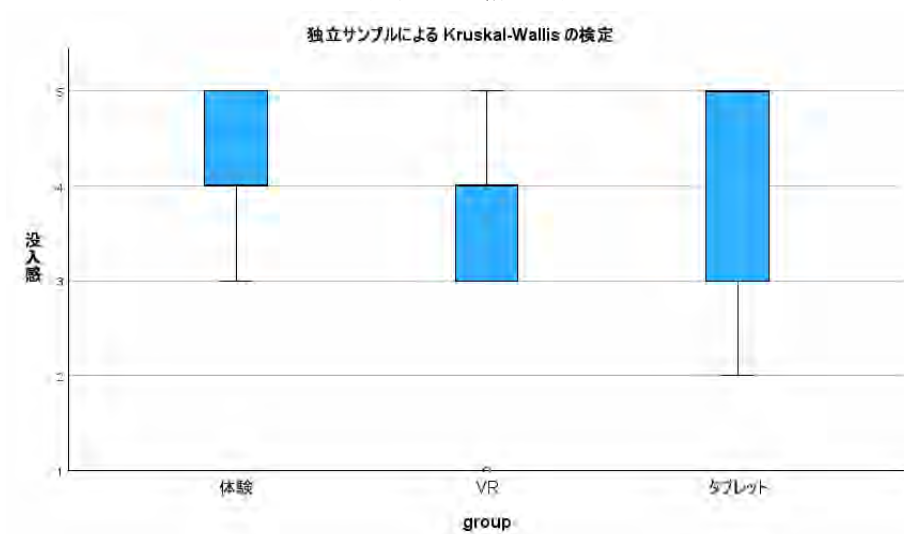
図表24 没入感に関する3グループの検定の結果

**独立サンプルによる Kruskal-Wallis の検定の
要約**

| | |
|---------------|--------------------|
| 合計数 | 49 |
| 検定統計量 | 3.249 ^a |
| 自由度 | 2 |
| 漸近有意確率 (両側検定) | .197 |

a. 検定統計量は同順位の調整が行われています。

図表25 箱ひげ図



さらに、授業の没入感について図表19のように尺度を用いて尋ねた回答に検定を行った結果が図表26、図表27になる。3つのグループの学生の授業の没入感には差がなく、どの授業にも没入の度合いが高いことがわかる（有意確率：0.801）。VRでの授業についてはほかの授業より高くなると想定したが、前述の通り、一部の参加者にはVRの視聴と着脱などの問題があるため、その点を改善することでVRを用いたよりよい授業につながると考えられる。

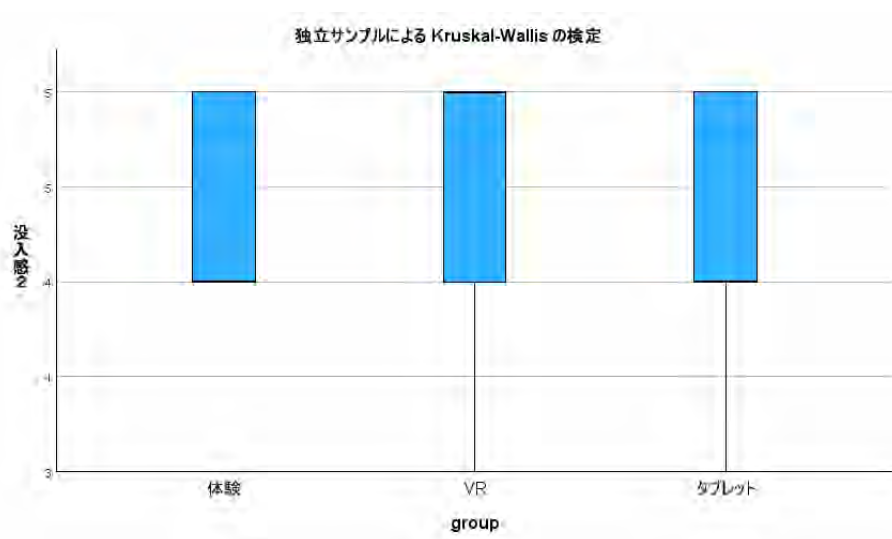
図表26 没入感に関する3グループの検定の結果

**独立サンプルによる Kruskal-Wallis の検定の
要約**

| | |
|---------------|-------------------|
| 合計数 | 49 |
| 検定統計量 | .443 ^a |
| 自由度 | 2 |
| 漸近有意確率 (両側検定) | .801 |

a. 検定統計量は同順位の調整が行われています。

図表27 箱ひげ図



(4) 授業中の意欲に関する結果

各グループで教授された授業の意欲について図表19のように尺度を用いて尋ねた回答に検定を行った結果が図表28、図表29になる。3つのグループの学生の授業の意欲には差がなく、どの授業にも学習に際する意欲は高まったことがわかる (有意確率: 0.726)。

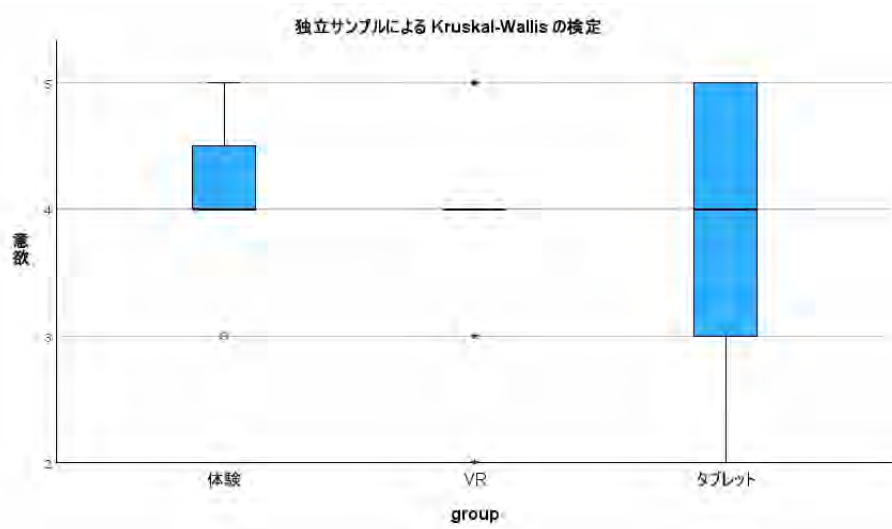
図表28 意欲に関する3グループの検定の結果

**独立サンプルによる Kruskal-Wallis の検定の
要約**

| | |
|---------------|-------------------|
| 合計数 | 49 |
| 検定統計量 | .640 ^a |
| 自由度 | 2 |
| 漸近有意確率 (両側検定) | .726 |

a. 検定統計量は同順位の調整が行われています。

図表29 箱ひげ図



(5) 授業内容のわかりやすさの結果

各グループで教授された授業内容のわかりやすさについて図表19のように尺度を用いて尋ねた回答に検定を行った結果が図表30、図表31になる。3つのグループの学生の授業のわかりやすさには差がなく、どの授業内容もわかりやすいと考えていることがわかる (有意確率: 0.330)。初めてVRを用いた授業を学生が体験したことを考えると、今後、授業内容を洗練させることでより効果的な学習につながる可能性がある。

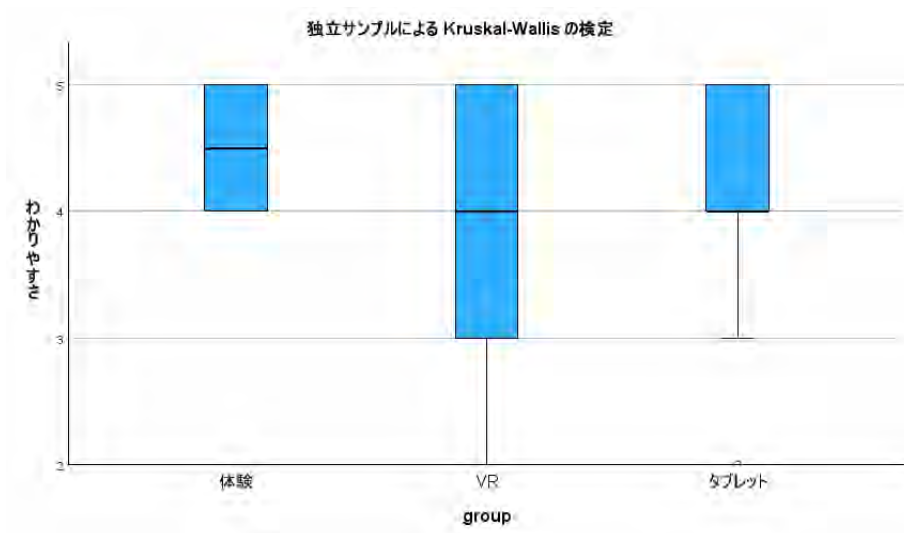
図表 30 わかりやすさに関する3グループの検定の結果

**独立サンプルによる Kruskal-Wallis の検定の
要約**

| | |
|---------------|--------------------|
| 合計数 | 49 |
| 検定統計量 | 2.216 ^a |
| 自由度 | 2 |
| 漸近有意確率 (両側検定) | .330 |

a. 検定統計量は同順位の調整が行われています。

図表 31 箱ひげ図



(6) 学習意欲の結果

各グループの参加者にVRを用いた学習は意欲を高めるのかを尋ねた（図表 19を参照）回答に検定を行った結果が図表 32、図表 33になる²²。3つのグループの学生の授業の回答には差がなく、どのグループの学生も意欲を高めると考えていることがわかる（有意確率：0.209）。前述したように、どのような授業で学習意欲を高めるのかは今後の課題ではあるものの、前向きな評価であると考えられる。

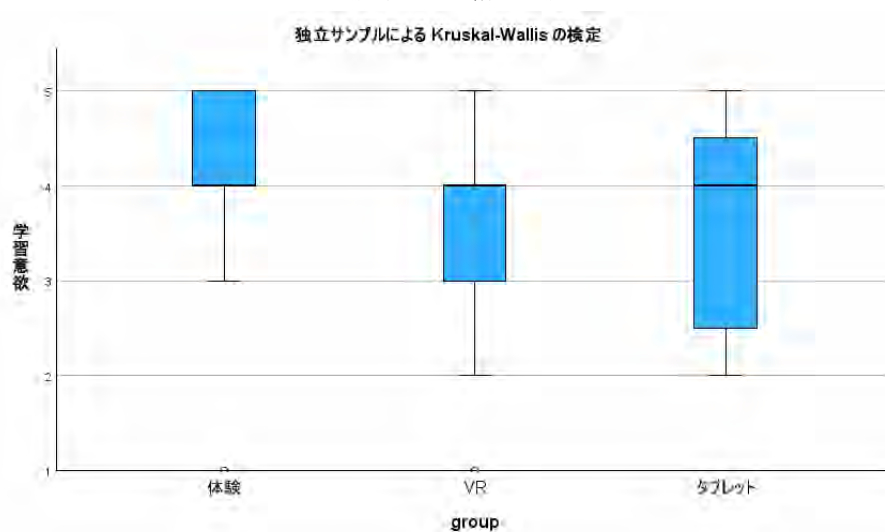
図表 32 VRを用いた授業の学習意欲に関する3グループの検定の結果

**独立サンプルによる Kruskal-Wallis の検定の
要約**

| | |
|---------------|--------------------|
| 合計数 | 49 |
| 検定統計量 | 3.134 ^a |
| 自由度 | 2 |
| 漸近有意確率 (両側検定) | .209 |

a. 検定統計量は同順位の調整が行われています。

図表 33 箱ひげ図



(7) 学習時間

各グループの学生に授業以外に1日でどのぐらい学習するのかを尺度を用いて尋ねた回答に検定を行った結果が図表 34、図表 35になる。3つのグループの学生の授業以外の学習時間には差がない (有意確率 : 0.667)。差がないということは今回の授業において、学外での学習時間が学習の結果に影響を及ぼしていないと考えられる。グループ間の差もないため、条件としては均質なグループでの実験が実施できたと考えられる。

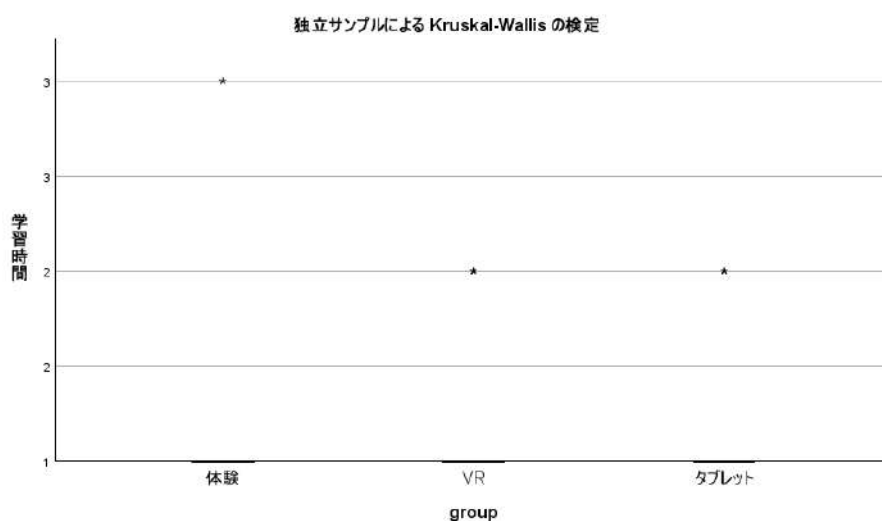
図表 34 学習時間に関する3グループの検定の結果

**独立サンプルによる Kruskal-Wallis の検定の
要約**

| | |
|---------------|-------------------|
| 合計数 | 49 |
| 検定統計量 | .811 ^a |
| 自由度 | 2 |
| 漸近有意確率 (両側検定) | .667 |

a. 検定統計量は同順位の調整が行われています。

図表 35 箱ひげ図



(8) メモの利用に関する結果

最後に、各グループの学生に授業時にメモを取ったのかどうかを図表 19 のように尋ねた回答に検定を行った結果が図表 36、図表 37 になる。3つのグループの学生のメモをとったかどうかには差があることがわかる (有意確率 : 0.04)。

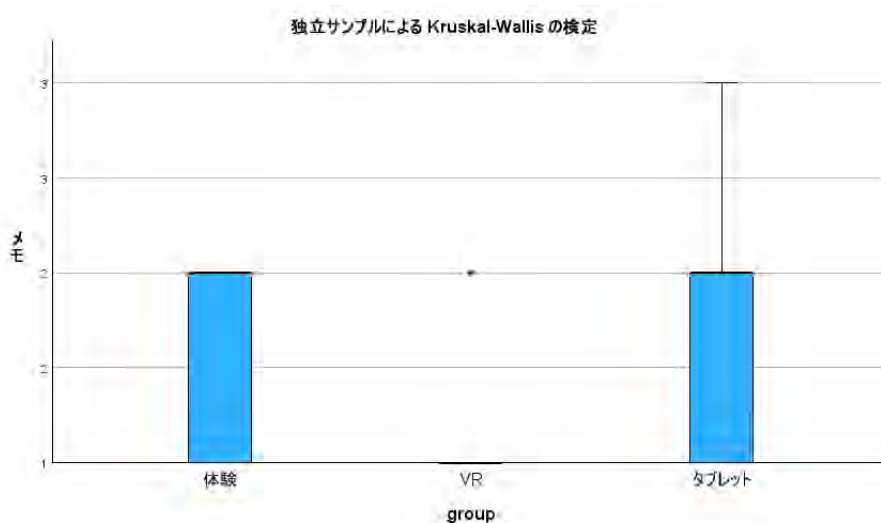
図表 36 授業時のメモに関する3グループの検定の結果

**独立サンプルによる Kruskal-Wallis の検定の
要約**

| | |
|---------------|---------------------|
| 合計数 | 49 |
| 検定統計量 | 10.872 ^a |
| 自由度 | 2 |
| 漸近有意確率 (両側検定) | .004 |

a. 検定統計量は同順位の調整が行われています。

図表 37 授業時のメモに関する3グループの検定の結果



さらに、どのグループ間に差があるのかを確認していくと、図表 38 の通り、VR とタブレットのグループ間で差があることがわかる (調整済みの有意確率: 0.005)。つまり、授業中のメモを取る行為はそれぞれの授業の特性によるものだと考えられる。体験型グループではメモを取ることは可能ではあるが、多くの時間を実際に実技に費やす。また、VR の場合はゴーグルをしながら授業を受けることになるため、メモを取ることは難しい。タブレット用いた授業は講義に近く、かつ動画を自分で VR のように止めたり、画像を拡大したりすることができる。そのため、メモを取る行為に差が出たと考えられる。このようにメモを取る行為のよるグループによる差は3つの授業の特性を表していると考えられるため、それぞれの特性に合わせた授業と学習を提供するためのヒントになる²³。

図表 38 授業時のメモに関するグループ間の検定の結果

| Sample 1-Sample 2 | group のペアごとの比較 | | | | |
|-------------------|----------------|-------|----------|------|-----------------------|
| | 検定統計量 | 標準誤差 | 標準化検定統計量 | 有意確率 | 調整済み有意確率 ^a |
| VR-体験 | 10.316 | 4.420 | 2.334 | .020 | .059 |
| VR-タブレット | -14.004 | 4.420 | -3.169 | .002 | .005 |
| 体験-タブレット | -3.688 | 4.486 | -.822 | .411 | 1.000 |

各行は、サンプル 1 とサンプル 2 の分布が同じであるという帰無仮説を検定します。漸近有意確率 (両側検定) が表示されます。有意水準は .050 です。

a. Bonferroni 訂正により、複数のテストに対して、有意確率の値が調整されました。

V 結論

本稿では、VRを活用した自動車整備の新たな教育・研修支援システムの効果を検証するために、日産愛媛自動車大学校での実証実験を行った。その結果、VRを用いた教育支援システムは従来の対面での実習と比較して学習効果に差があるとは言えないことが明らかになった。VRを用いた学習が他条件よりも優れているとはいえないものの、初めてVRを学習支援として活用しながら授業を実施したと考えると、従来と同等レベルの学習効果がみられたことは意義があると考えられる。また、VRの動画を使用しているタブレットグループが、視覚的に見にくいであろう対面での実習と実技の授業よりも筆記試験の結果ではあるが、よい成績であることは、今後、VRを用いた学習の活用には可能性がある結果であったと言える。VRのような新しい技術も授業の特性などに応じて効果的に使用することにより、自動車整備の学習支援に活用できる可能性があることを本研究結果は示唆するものだと考えられる。再テストでは学習効果は3つのグループに差がないことを考えると、1週間ではあるが時間がたってもVRを用いた学習には従来の対面での実習と実技の授業と同等の学習効果が期待できることを示唆しているといえる。

また、先行研究でも指摘したように、サンプル数が多いとは言えないが自動車整備の授業のクラスサイズに近い協力者を可能な限り集め、適正なサンプル数に近づけて3グループでの比較をして学習効果を測定できたことも意義があるといえる。

ただし、VRを用いた学習にはデメリットもあった。VRに関しては、最後の授業の検査ラインが30分以上の動画であったため、受講生のアンケートでは「頭が痛い」などの指摘が寄せられていた。このことから、長時間の使用についてはまだ難しい点があげられる。技術により改善されるかもしれないが、特性に応じた使用方法も検討する必要があるといえる。また、VRの場合はゴーグルをしながら授業を受けることになるため、メモを取ることは難しいという点も挙げられる。

ただし、アンケートによる主観評価ではVRに対する学習意欲なども含めておおむね評価は高く、そうした点も含めて、VRを用いた授業の学習効果の可能性をどのように活用するのかは、そ

の技術のメリットとデメリットをよく勘案したうえで授業設計を行う必要があるといえる。

現時点で自動車整備の従来対面型の演習については、5名一組で行い、その1名が教員から聞いていた内容を伝達して、他の学生が演習をしていた授業などもあったことを考えると、その代替になりうる可能性があることは意義があったといえる。ただし、本実験は1回の効果検証にとどまるため、再度効果の検証を行い同等の学習効果があるのかを継続的に確認ができることも必要となる。また、VRの使用に関するメリット、デメリット、ほかの教授方法のメリット、デメリットなども勘案したうえで実験の設計を考えて実施する必要がある。教員のVR教材に対する習熟による、学習効果の変化の可能性も考えられる。対面での実習、タブレットを用いた教授方法との違いを埋めるために特性は活かしつつ、教授内容に差がないように検討したうえで実施したが、教員・学生ともにVRを用いた授業ははじめてであったことの影響は排除できない。今後の教授方法の習熟度も含めて検討することでより正確に学習効果を測定することも課題であるといえる。

測定方法に関しては、本実験では、筆記試験による知識の定着に関する学習効果を測定したが、自動車整備士としての能力が備わったのかという最終目標を考えると、測定指標として座学以外にも実技試験も行う必要がある点も今後の課題であることは記しておく。

追記

本研究は愛媛日産自動車株式会社との受託研究の成果である。

また、本論の結果の一部を2023年日本教育工学会の研究大会で報告をした。その際に際多くの示唆あるコメントをいただいた会員にはお礼申し上げます。

¹ 「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等の授業の実施状況」文部科学省（2020）。この調査結果によると、令和2年7月段階では大学等の高等教育機関のすべてで対面及び遠隔授業を実施していた。

URL https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf（最終閲覧日：2022年12月12日）

² 辻靖彦・高比良美詠子・稲葉利江子・田口真奈（2022）「コロナ禍におけるオンライン授業のICT利用に基づく類型と学生の受講態度との関連」『日本教育工学会論文誌』J-STAGE Advance published DATE : 31 October, 2022 DOI : 10.15077/jjet.46032

³ 山田 剛史（2020）「教員から見たオンライン授業—京都大学での教員調査から—」

URL https://www.nii.ac.jp/event/upload/20200925-08_Yamada.pdf（最終閲覧日2022年12月14日）

³ 高崎光浩（2008）「対面式講義における効率化と質向上を目的としたICT活用」『大学教育年報』第4号，pp.11-26.

⁴ 小清水貴子・大石智里・藤木卓・寺嶋浩介・室田真男（2012）「教員養成課程におけるICT機器を活用した模擬授業の実践と学生の意識の変容」『日本教育工学会論文誌』36，pp.69-72.

⁵ 「令和3年度「専修学校における先端技術利活用実証研究」〈事業概要〉」文部科学省（2021）

URL https://www.mext.go.jp/content/20210518-mxt_syogai01-000015063_1.pdf（最終閲覧日2023年9月25日）

⁶ 伊藤豊・竹内誠人・見上柊人・川村洋平（2020）「資源開発教育用VR教材の開発およびVR教材を利

用した授業の定量評価」Journal of MMIJ, Vol.136, No.5, pp.33-39.

- ⁷ 原田諭・須賀川涼太郎・鈴木健介・北野信之介・坂田健吾・藤本賢司・中澤真弓・小川理郎・横田裕行 (2022)「Virtual Realityを活用した遠隔シミュレーション実習の教育効果—知識の評価に関する検討—」『日本臨床救急医学会雑誌』25巻5号, pp.797-805.
- ⁸ 瀬戸崎典夫・池見菜穂・北村史 (2021)「模型配置と連動した没入型タンジブル平和学習用 VR 教材の開発」『日本教育工学会論文誌』45, pp.49-52.
- ⁹ 鈴木貴大・鈴木崇弘・千葉紗由李・松永信介・稲葉竹俊「異なる簡易VR学習環境下での学習効果の差異に関する研究」『第73回全国大会講演論文集』pp.455-456.
- ¹⁰ 山内香奈 (2021)「『教育心理学研究』における統計改革の現状—サンプルサイズ設計を中心に—」『教育心理学年報』60巻, pp.122-136.
- ¹¹ 実験当日にVRグループに関しては長時間のVRゴーグルの使用に関しては酔いなどの可能性があることを伝えた上で実施している。また、他のグループについてはVRによる体験をできないことがないように、図表1のように実験終了後に体験をしてもらうことで学修の機会と公平性を担保している。
- ¹² 村井潤一郎・橋本貴充 (2018)「統計的仮説検定を用いる心理学研究におけるサンプルサイズ設計」『心理学評論』61巻, 1号, pp.116-136.
- ¹³ 愛媛日産自動車株式会社より提供された資料を掲載。
- ¹⁴ 日産愛媛自動車大学の教員がそれぞれの授業に基づき作成した筆記試験を回答してもらっている。自動車の整備に関する問題のため、筆記の内容は機器を着脱する順番や使用する用具はどれかなど、整備実技を行うための一連の流れになっている。単純に正解数の数をそれぞれの筆記試験では考慮をして分析をした。
- ¹⁵ グループの選定においては、日産愛媛自動車大学の教員にお願いをした。現在から今までの成績を勘案して3つのグループのメンバーが均質になるように配慮をしている。グループについては、体験が22名(1名欠席)、VRが23名、タブレットが22名(1名欠席)となっている。
- ¹⁶ 本実証実験で用いるVR動画はすべて株式会社アルファコードが作成したものを使用している。VR画像は株式会社アルファコードのプリンキーの動画から使用している。VRについては多く的人数で同時に実施することが困難であったが、近年はデータサイズが大きい場合でも作動するだけの技術が可能になってきている。今回の実験でも映像が止まることはほとんどなかった。
- ¹⁷ 分析に際し、留学生については日本語の専門用語について一部わからない学生もいたため、本分析では分析対象として含めないことにした。そのため、体験グループは16名、VRグループは17名、タブレットグループは16名での分析となる。
- ¹⁸ 例えば、1回目、2回目とテストを同一の集団が受けた場合の1回目と2回目のテストの結果を比較する際には、同じ集団の中での比較であるため、対応したデータとなる。今回のデータは同一のグループのテストの比較データではないため、対応しないデータとなる。
- ¹⁹ 伊藤 (2020) の調査項目である、「学習意欲」、「学習教材への評価」を参考にした。
- ²⁰ 中野良哉 (2008)「学生の授業評価に基づく授業改善の試み—講義型受動的学習型から能動的学習型への展開」『高知リハビリテーション学院紀要』9巻, pp.9-16.
この研究は、VRを用いた学習効果ではないが、授業の改善に向けた、学習意欲、満足度、授業内容の分かりやすさなどの項目も尋ねている。本稿でも授業内容の分かりやすさ、学習内容の理解などもVRを用いた授業は他の授業形態に比べて差があるのかを探索的に検証するために事後のアンケート調査項目に加えた。
- ²¹ 統計分析のため5段階の尺度である、「とてもそう思う」を5、「全くそう思わない」を1と数字はアンケート調査と反転させている。
- ²² VR以外のグループの学生は授業終了後にVRの授業体験を行っている。そのため、体験後にアンケートを行い、VRを用いた授業が学習意欲を高めるのか尋ねている。
- ²³ VRでも学生により着脱をしてメモをしている場合もあったが、ほとんどの学生は装着しており、視聴による疑似体験などメリットもあるが、現時点でのデメリットと考えられる。

ロシアによるウクライナ侵攻をめぐる特別法廷設置の課題と可能性

日本大学危機管理学部 教授 安藤 貴世

- I はじめに
- II 侵略犯罪訴追のための特別法廷設置の提案
- III 特別法廷設置をめぐる諸課題
- IV おわりに

I はじめに

1 問題の所在

2022年2月24日にロシアがウクライナに侵攻してからおよそ1年後の2023年3月17日に、国際刑事裁判所（International Criminal Court、以下、ICC）の第二予審裁判部が、ロシアのプーチン大統領と、ロシア大統領府で子どもの権利などを担当するマリア・リボワベロワ大統領全権代表に対し、逮捕状を発付した¹。当該逮捕状の容疑は、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始して以降、ウクライナにおけるロシアの占領地域でウクライナの子どもの違法に連れ去る行為に関与したというものであり、これはICCの4つの対象犯罪のうち国際刑事裁判所規程（以下、ICC規程）第8条に規定された戦争犯罪に該当する²。

ICCはウクライナの事態に対し、今般逮捕状が発付された戦争犯罪以外にも、人道に対する犯罪、集団殺害犯罪（ジェノサイド）について管轄権を有する一方で³、当該事態において侵略犯罪に関する管轄権を行使することができない。ICCが侵略犯罪に対し管轄権を行使するには、侵略国と被侵略国の双方がICC規程の締約国であるとともに、両者が、2010年のICC規程検討会議（カンパラ会議）にて採択された侵略犯罪に関するICC規程の改正を批准していなければならない、その要件を満たさない場合には、国連の安全保障理事会（以下、安保理）によるICCへの付託という方法がある⁴。今般の事態ではウクライナ、ロシアともにICC規程の非締約国であるため前者の要件は満たしておらず、またロシアが安保理常任理事国であるため後者の方法による管轄権行使は実現し得ない⁵。

こうした状況を背景として、ロシアによるウクライナ侵攻に関して、侵略犯罪に対し責任を有する者を訴追・処罰するための特別法廷の設置が提唱されている。なお筆者は既刊の拙稿において、2022年11月に欧州連合（European Union、以下、EU）の執行機関たる欧州委員会が、ロシアの侵略犯罪を訴追するための特別法廷設置を提案した点に触れるとともに、侵略犯罪に関する特別法

廷設置の動向やその可能性については今後の課題としたいとの旨述べた⁶。実際のところ、ウクライナの事態における侵略犯罪に関する特別法廷の設置については、最初に提唱がなされて以降⁷、その設置の方法や、特別法廷の設置が内包する問題点や解決すべき課題、さらに設置の是非そのものをめぐり、国家や国際機関のみならず、多くの研究者による多様な見解が見出される。

本稿は、ロシアによるウクライナ侵攻における侵略犯罪に関する特別法廷設置をめぐるこうした状況を踏まえ、その設置にあたり指摘される重要な課題・論点について整理するとともに、特別法廷設置の可能性について考察することを目的とする。本稿の構成は以下のとおりである。まず次節において、本稿の論点に係る先行研究を整理する。続いてⅡにおいて、ウクライナの事態における侵略犯罪を訴追するための特別法廷設置の提案について概要を述べる。Ⅲでは、侵略犯罪に関する特別法廷の設置をめぐる様々な立場・見解を整理しつつ、特別法廷設置に内在する諸課題について主たる論点を取り上げ整理、検討する。Ⅳの結論では、これまでの議論を踏まえ、特別法廷設置の可能性について検討する。

2 先行研究の整理

特別法廷の設置をめぐる様々な見解については、本稿のⅢにおいて欧文の論稿を整理、検討するため、ここでは本稿の主題に関連する邦語文献を中心に整理する。

尾崎の論稿は、ウクライナの事態におけるコア・クライムの訴追・処罰について、ICC、国内裁判所、その他の裁判所など複数の側面から検討するものであるが、ロシア指導者の訴追・処罰を行うための特別な裁判所の設置に関し、国連安保理が憲章第7章下で設置する裁判所でない限り、ロシアに対し有効に管轄権を行使しうる国際裁判所の設置は困難であると指摘する⁸。竹村の論稿は、主としてウクライナの事態に対するICCによる対処について論ずるものであるが、侵略犯罪に関する特別法廷についても議論しており、ロシアが関与する本件では安保理決議に基づき特別法廷が設置される可能性は低いため、拘束力ある国連憲章第7章下での安保理決議を法的根拠とした法廷の正当化が難しいこと、さらに、ロシアの合意なくして、ウクライナと国連の合意など国際条約で設置する法廷をロシアに対しどのように正当化するかが課題であると言及する⁹。また大平は国際法協会日本支部研究大会の報告において、ロシアによるウクライナ侵略に際しての国際法を活用した外交について検討する中で、侵略犯罪に関する特別法廷についても触れており、ウクライナのスムルノフ大統領府副長官発言によるウクライナの見解を紹介したうえで、ベアホック独外相演説によるドイツの立場、その他米国の立場などに触れつつ、シエラレオネ特別法廷との比較を行っている¹⁰。さらに、特別法廷設置に係る特定の論点、具体的には人的免除に焦点を当て特別法廷の設置案を検討したものとして、越智の論稿がある¹¹。

なお、特別法廷設置に関してはこれまでに多くの欧文の論稿が刊行されており、設置を主張する立場、懸念を示す立場を含め、設置をめぐる複数の論点について実に多様な見解が錯綜しているのが現状である。こうした中で例えばCortenとKoutroulisによる研究は、特別法廷の設置について

複数の方法を提示したうえで、免除、実効性、正当性といった論点について検討するものである¹²。また特別法廷の設置方法に関するJustice Initiativeによる報告書は、特に特別法廷における免除について議論しているが、その際に特別法廷の多様な設置方法を類型化している¹³。

こうした先行研究の状況を踏まえ、以下では、まず特別法廷設置に関する提案について概要を確認したうえで、特別法廷設置をめぐる課題として指摘される重要な諸論点に焦点を当て、これまでの議論を整理・検討していく。

II 侵略犯罪訴追のための特別法廷設置の提案

ICCが、ウクライナの事態における侵略犯罪について管轄権を行使できないことを背景として、本稿 I で述べたとおり 2022年11月に欧州委員会は、ウクライナからの予てからの要請を受けて、ロシアの侵略犯罪を訴追するための特別法廷の設置を提案した。その際に、「多数国間条約に基づく独立した国際法廷」または、「国際裁判官を国内司法システムに統合した特別法廷、すなわちハイブリッド法廷」のいずれかの方法による設置が提案されている¹⁴。また、ウクライナのスマルノフ大統領府副長官は2023年2月の段階で、特別法廷の設置には3つの方法があるとし、①国連総会決議の採択を伴う、ウクライナと国連との間の合意に基づく法廷、②文明国間での国際的な多数国間の合意に基づく法廷、③ウクライナ国内法とウクライナの司法管轄権に基づき機能する法廷であり、国際的な裁判官や検事、ヨーロッパにおける設置、国際的な支援など、その設置や活動において国際的な要素を含むもの、を挙げている¹⁵。

上記の欧州委員会による前者の案が、スマルノフ副長官が言及した②の方法に対応し、欧州委員会による後者の案がスマルノフ副長官が言及した③の方法に該当するといえるが、ウクライナ側はかねてより、スマルノフ副長官の示した案のうちの①、すなわち国連総会決議に基づいたウクライナと国連との間の合意を基盤とする特別法廷の設置を主張している¹⁶。また特別法廷の設置について論ずる研究者のうち、この①の方法を支持する立場が多く見出される¹⁷。これは、ウクライナ政府による要請を受け、国連総会決議に基づき特別法廷を設置するという方法であるが、具体的には、国連総会において採択された決議が特別法廷の創設を勧告するとともに、国連事務総長に対し、ウクライナ政府と国連との間での交渉を開始することを要請し、最終的にはウクライナ政府と国連間の合意により特別法廷が設置されるというものである¹⁸。他方でウクライナ側は、③の形式による設置方法、すなわち「ハイブリッド法廷」について否定的な反応を示している。例えばスマルノフ副長官は、ハイブリッド法廷の設置は、現在進行している侵略の法的評価を2国間の「国家間紛争」のレベルに狭めてしまう危険があり、またウクライナのシステムの一部としてそうした法廷を設置するには憲法の改正が必要であるとして、ウクライナ法のもとで法廷を設置しそれを他国が承認するといういわゆるハイブリッド型法廷には賛成しないとしている¹⁹。

なお先に述べたとおり、ICCがウクライナの事態において侵略犯罪に対し管轄権を行使し得ない

状況への対処としては、上記以外にも、特別法廷設置以外の方法も含め議論や提案がなされている一方で²⁰、自身が主張する設置方法とは異なる方法への懸念を示す立場や、そもそも特別法廷の設置を不要であるとする立場も存する²¹。こうした多様な立場の争点を明確化すべく、次章では、特別法廷の設置に関して指摘される諸課題や懸念のうち、特に主たる3つの論点－①特別法廷の正当性の確保、②選択的正義との批判、③ICCとの関係－に焦点を当て、それぞれの論点をめぐる主張について整理・検討する²²。

Ⅲ 特別法廷設置をめぐる諸課題

1. 特別法廷の正当性の確保

ウクライナの事態における侵略犯罪のための特別法廷の設置に関して、まず課題として指摘されるのが法廷の正当性、換言すればその設置基盤、管轄権の根拠である。過去のアドホックな国際刑事法廷の例としては1990年代前半に設置された旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）、ルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）があるが、両者とも国連憲章第7章下での安保理決議に基づき設置されており²³、先行研究でも指摘されているとおり、ウクライナの事態においてはロシアが当事者であるため、その方法による特別法廷設置の可能性は低い。そうした状況において、それに代わる手段として主張されるのが国連総会決議を介したウクライナと国連との間の合意による特別法廷の設置であり、先に述べたとおりこの方法を提唱する立場は多数を占める。

例えばKomarovとHathawayは、特別法廷設置の最も有望な方法は、国連総会の勧告に基づきウクライナ・国連間の国際条約を通して国際裁判所を設置することであるとし、この方法は当該裁判所が確固たる国際的な法的基盤のもとに成り立ち、その正当性を保護することを保証するだろうと述べる²⁴。またこの方法を提唱する論者の多くはその前例や類例として、シエラレオネ特別裁判所、カンボジア特別裁判部を挙げる²⁵。前者は、国連事務総長とシエラレオネ政府間の交渉の末に締結された協定を根拠として設置されたという形式では類似するが、そもそも国連事務総長に交渉権限を付与したのは安保理決議である点²⁶で大きく異なる。他方で後者は、総会決議がカンボジア特別裁判部の設置に関与している点²⁷では類似するものの、当該特別裁判部の直接の法的根拠はカンボジア国内法たる「カンボジア特別法廷に関する法」であり²⁸、国際法廷ではなくカンボジアの国内裁判所の一部という位置づけを有する²⁹。

国連総会決議に基づいて特別法廷を設置するというこの方法において懸念されるのが、安保理決議と異なり総会決議は法的拘束力を有さないため、総会決議を基盤として設置された特別法廷が果たして正当性を有し得るかという点である。例えば、特別法廷の設置に対し否定的な立場にあるVasilievは、特別法廷が単なる象徴的・神秘的な法廷を意味するものでないならば、その母体となる国家や組織、統治機関が、当該法廷が刑事司法機関として適切に機能するための確固たる基盤を保証できる場合に限り、法廷は設置される価値があると指摘する³⁰。また国連総会決議に基づきウ

クライナ・国連間での合意を基盤とする特別法廷設置を主張する論者においても、例えばAmbosは、国連総会に依拠することは实际的且つ正当性の観点から必要であるとしつつ、国連総会決議が拘束力を有さないという問題にも直面すると指摘する。そのうえで、例えばロシアのウクライナ侵攻を非難する総会決議（A/RES/ES-11/1, 2022年3月2日に141票の賛成多数で採択）や、ロシアによるウクライナ4州の併合を無効とする総会決議（A/RES/ES-11/4, 2022年10月12日に143票の賛成多数で採択）のように総会決議が圧倒的多数で採択されて初めて、こうした法廷が「国際社会の意思」を全体として十分に反映し、「真に国際的な」ものとして理解されるとする。さらに総会決議がわずかな賛成多数で採択されたならば、特別法廷の正当性を担保するのが難しいことは明白であるとも述べている³¹。同様にMcDougallも、総会による方法は提案された法廷に最大限の正当性を与えるとしてこの方法を支持しつつ、国家の指導者を当該国の同意なしに訴追しようとする試みには、特に侵略犯罪に関しては必然的に論争がつきまとうため、必要なレベルの支持を確保することは難しいだろうと指摘する³²。さらにCortenとKoutroulisは、国連総会が法廷の設置を勧告する場合、ロシアや他国の国民に対する管轄権行使について未解決の問題が残るが、法廷設置を勧告する総会決議は少なくとも法廷にさらなる正当性をもたらすだろうと指摘する³³。

またこの点は、特別法廷の設置基盤となる合意が、ウクライナといずれの主体との間でなされるかという問題とも関連する。国連総会決議に基づきウクライナ・国連間での合意を基盤として特別法廷を設置するという方法を支持する立場が多数を占めるものの、そこから派生するものとして、例えば、ウクライナと地域的国際機関たるEUや欧州評議会（Council of Europe、以下、CoE）との間の合意により特別法廷を設置するという方法、さらにはウクライナと他の諸国との合意という可能性も挙げられている³⁴。例えばCortenとKoutroulisは特別法廷の正当性に関し、もし特別法廷が特に国連やICCなどの決定によるものであり、国際共同体を体現しているのであればその正当性は高くなるが、対して特別法廷が単に、国家間の合意や、ロシアが加盟国でないCoEやEUなどの地域的機関とウクライナとの間の合意によるものであれば、その正当性は低くなるだろうと指摘する³⁵。またHathawayも、臨時の国家連合や欧州の機関よりもむしろ国連総会を通じた手続の方が、世界中の国々が参加し、ロシアが違反した基本的な規範を再確認することを可能にするだろうと述べている³⁶。さらにKomarovとHathawayは、少数の国家により設置された法廷は、国際社会を代表する組織により設置された法廷が有するような正当性を有さないだろうと指摘する³⁷。

以上から、特別法廷を設置するに際して、すべての国連加盟国に対し法的拘束力を有する安保理決議に基づく方法が望めないウクライナの事態においては、特別法廷が「国際社会の意思」を十分に反映して設置されたものであるか否かが、その正当性の評価における重要な軸となる。上記のCortenとKoutroulisによる特別法廷の管轄権に関する懸念にあるように、総会決議による設置という方法の場合、安保理決議の場合とは異なり設置基盤としての疑義が残る可能性がある。他方で、仮に圧倒的多数の国家の賛成により採択された国連総会決議に基づき、さらに地域的機関や特定の国家群ではなく、国際社会全体を代表する国際機関たる国連とウクライナとの間での合意を基

盤として特別法廷の設置が実現すれば、安保理決議によるものよりは劣るものの、高い正当性を有するものとして評価され得るといえる。

2. 選択的正義との批判

上記1. の論点と少なからず関連するのが、ウクライナの事態における侵略犯罪に関する特別法廷設置の提案に常につきまとう選択的正義という問題である。

国際的な特別法廷の設置自体に懐疑的な見解を示す **Heller** は、特別法廷の最大の代償は、その創設がもたらす国際刑事司法の選択性に関するメッセージであると主張する³⁸。Hellerによれば、特別法廷はロシアの行動に対する国際社会の反発を示す強力なメッセージとなるであろうが、他方で2003年に米英を中心とする多国籍軍がイラクに侵攻した際に、米英の指導者を侵略犯罪で訴追する同様の特別法廷が検討・設置されなかった点に鑑み、特別法廷は選択性を有するとの疑惑に対しきわめて脆弱である。さらに、少なくとも国連加盟国の大多数が支持するならば総会により設置される特別法廷はより正当性を有するとされるだろうが、そうした法廷をどのくらいの国々が実際に支持するかは未知数であり、また、ロシアのウクライナ侵攻に対する特別法廷の設置は、「国際社会」が一部の侵略犯罪を他の侵略犯罪よりも重視しているとのメッセージを送ることになるだろうと指摘する。

この点について国連総会決議に基づく特別法廷設置を支持する **Ambos** も、特別法廷について、世界の目、特に欧米諸国のウクライナ政策に基本的に懐疑的なグローバル・サウスの目に十分な正当性を与えることは容易でないとして、特に、なぜそのような法廷が米国主導のイラクへの不法な侵攻の際に設置されなかったのが不思議に思われるだろうと述べる³⁹。他方で **McDougall** は特別法廷設置に対するこうした批判や懸念に関し、特別法廷の提案は、世界で最も強力な国家のうちの1つの指導者らの責任を追及することになるとして、むしろ国際刑事司法の選択性の問題を終わらせる助けになるだろうと述べる⁴⁰。

実際のところ **McDougall** のような見解は少数派であり、特別法廷設置に係る選択性の批判を回避するには、以下の論者の見解が手掛かりとなり得る。例えば **Komarov** と **Hathaway** は、国連以外の国家の集合体により形成された特別法廷は正当性を有するとみなされる可能性は低いと批判したうえで、そうした特別法廷は選択的正義であるとの疑念をも抱かれるだろうとする⁴¹。また **Corten** と **Koutroulis** は、国連総会決議の採択において、国際社会のさまざまな地域の国家の大多数が決議案に賛成すれば、欧米諸国に偏った法廷との批判を維持することは難しくなるだろうと指摘している⁴²。さらに **Butchard** と **Walker** による特別法廷に関する報告書のブリーフィング資料は、特別法廷設置の方法の1つとして、ウクライナに対する侵略を訴追するための志を同じくする国家間（利害関係国間）での国際協定による設置があるが、この方法は当該法廷が政治的に選別されているとみなされる危険性があると言及する⁴³。

以上から、上記の **Heller** や **Ambos** の見解も併せると、選択的正義という論点に関しても、特別

法廷が国際社会におけるどれほどの支持・賛同を得て設置されたものであるかが重要な基準となる。すなわち国連総会の場で、さらに地域的な偏り無しに、グローバル・サウスの国々も含めた国際社会の大多数の賛成を得ることにより、少なからず選択的正義による設置との批判を回避し得るといえる。

3. ICCとの関係

特別法廷設置に際して、ICCとの関係という論点にも留意しなければならない。先に述べたとおり、ロシアによるウクライナ侵攻の事態において、現状ではICCは侵略犯罪に対し管轄権を行使することができない。そうした中で、当該事態における侵略犯罪に関する特別法廷設置が提唱されているが、その際にICCと特別法廷との関係性について言及する立場も見出される。

まず特別法廷とICCとの関係について懸念を示すのがICCのカーン検察官である。カーンは、ICCが侵略犯罪についてプーチン大統領を訴追できないことを認めつつ、戦争犯罪や集団殺害犯罪については政府高官を訴追し得るとし、断片化を避け一体性を維持すべきとして、2022年11月にEUが提示した特別法廷設置の提案に反対を表明している⁴⁴。さらに、すでに存在するものに焦点を当てるべきであるとして、我々がすでに有するものを効果的に機能させるよりも、むしろ自分たちが望むものを勝手に作り出そうとしているとの懸念も示している⁴⁵。また、特別法廷の設置に否定的な立場にあるVasilievは、特別法廷が設置された場合、ICCがウクライナにおける人道に対する犯罪や戦争犯罪を捜査する一方で、特別法廷が同一の紛争から生じる侵略犯罪を扱うことになるとして、こうした法廷の設置は表現主義的なジェスチャーになるかもしれないが、実際の意義は限定的であるとする。さらに、同一人物の責任の決定を分断することにより、裁判の順序という点で2つの法廷間の競合を齎し、さらに非効率的で審理が長引く可能性も高くなると指摘する⁴⁶。またCortenとKoutroulisは、特別法廷を設置する際の様々な方法について検討する前提として、制度的且つ常設の司法機関が存在する場合には、特別法廷を設置するのではなく、そうした既存の司法機関に依拠することが望ましいとする。そのうえでICCがすでに管轄権を有する犯罪に対し管轄権が付与される特別法廷を創設することは、たとえICCが管轄権を行使できないとしても、ICCを弱体化させる危険があると指摘する⁴⁷。

他方で特別法廷の設置を支持する立場は、特別法廷とICCとの関係について以下のようにとらえる。例えば2022年3月に、英国のブラウン元首相や、国際法学者、著名人ら約40名がロシアによるウクライナ侵攻の事態に関し、ロシアの指導者の訴追・処罰を行う特別法廷設置を求めるステートメントを発表したが、その中で、侵略犯罪に限定した特別法廷の設置を提案するとし、当該法廷による侵略犯罪に対する管轄権の行使は、ICCによる他の国際犯罪に対する管轄権行使を補完し、支援するものであることを確認するとしている⁴⁸。また特別法廷設置を支持する立場であるMcDougallは、唯一の常設の国際刑事法廷としてのICCの地位は極めて重要であるとしたうえで、ICCを弱体化させないためにも、提案されている法廷の管轄権は侵略犯罪とウクライナの事態

に限定されるべきであると主張する。さらに、共同の司法プロジェクトを強調し、証拠の共有や、両法廷による訴追が求められている個人の裁判の順序など実務的な問題を扱うためのパートナーシップ協定を締結することが理想的であるとも指摘する⁴⁹。特別法廷設置を支持する Ambos も、特別法廷に賛同する者は、当該法廷が ICC と如何なる関係にあるべきかを説明しなければならないとする。また Ambos は、ICC と特別法廷の事項的管轄権が異なるため、すなわち前者は集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪に対して、後者は侵略犯罪に対して管轄権を行使するため、適用犯罪に関する管轄権の一致は原則として無いだろうとしつつ、実際には同じ容疑者に対し捜査が並行して行われることは確実であるとして、それらの捜査がどのように調整されるのか、ICC と特別法廷のどちらが優先されるのか、一事不再理の原則（ICC 規程第 20 条）はどのように適用されるのか、といった問題提起も行っている⁵⁰。

以上から特別法廷を設置するにあたり、既存の且つ常設の国際刑事法廷たる ICC との関係においても考慮すべき事項が複数存することが明らかとなる。すなわち、単に特別法廷の ICC に対する位置づけの概要、すなわち ICC を弱体化させるのではなくそれを補完し支援するという点を確認するのみならず、McDougall および Ambos が指摘するように、ICC と特別法廷の双方が同一人物を訴追する可能性がある場合を想定し、両法廷の捜査の調整や裁判の順序といった詳細な手続事項を含め、ICC と特別法廷の関係性を明確にする必要がある。

IV おわりに

ウクライナの事態における侵略犯罪に関する特別法廷の設置をめぐり、これまでに様々な議論がなされているものの、設置が実現に到るまでには複数の課題が存するとともに、それら諸課題の解決は容易ではないことが明らかとなった。多数的立場が主張する国連総会決議に基づく設置を実現するには、まず特別法廷設置の端緒となる総会決議の採択、さらに圧倒的多数の賛成票による採択が重要であるとともに大きなハードルとなる。他方で、2022年2月にロシアによるウクライナ侵攻が発生してからおよそ2年が経過し、従来ウクライナを支持する立場にある国々の間にも支援疲れや関心の低下という状況が生じている点も否定できない。例えば Ambos が言及するように、これまでに採択されたウクライナ関連の総会決議は必ずしも圧倒的多数の賛成票を得ているわけではない⁵¹。また、2022年9月の国連総会においてウクライナのゼレンスキー大統領がオンラインでの演説をした際には、総会の議場にてスタンディングオベーションで大きな拍手が沸き起こったものの、翌2023年9月の国連総会における同大統領の対面での演説では空席が目立ったとの指摘もある⁵²。

また、国際社会の意思としての圧倒的多数の賛成票による総会決議の採択を実現するには、当然ながら決議案の内容が重要となるが、多くの国家による賛同の獲得と特別法廷設置後の実効性の確保を如何に両立させるかが鍵となるだろう。すなわち、例えば、ハイブリッド法廷ではなく国際的

な法廷であるという特別法廷の性質の明示や、特別法廷とICCとの関係性の明確化をはじめとする内容を含めることにより、特別法廷設置後の法廷自体の実効性の高まりは期待できるものの、決議案の内容が詳細になるに比例して決議案に賛成票を投じる国の数が減少する可能性は必然的に高くなる⁵³。さらに、仮に総会決議に基づく特別法廷の設置が実現しても、当該総会決議が圧倒的多数による採択ではない場合、法廷の設置基盤となる総会決議に賛成票を投じなかった国々からの協力が得られない可能性もある。そうした場合、法廷の実効性の低下に直結する事態となり、例えば仮に逮捕状が発付されたとしても執行に至らないという状況が生ずる可能性も大いにある。いずれにしても、不処罰の防止を掲げ、ウクライナの事態における侵略犯罪に関する特別法廷の設置が模索されているものの、現状ではその実現までの道りは長く険しいことは否めない。場合によっては、ICC規程の改正を含め、既存の国際刑事法廷たるICCの枠組による対処という可能性も排除することなく、如何にして国際社会における法の支配を実現するかを模索していく必要がある。

【付記】

インターネット上の資料への最終アクセス日は、すべて2023年12月1日である。本稿は、国際文化表現学会・令和5年度春季大会（2023年5月27日、オンライン開催）における「プーチン大統領に対する逮捕状発付と今後の展望および課題」と題する報告のうち、ICC以外の特別法廷設置の可能性に関する部分をもとに、大幅な加筆を行ったものである。なお同報告における逮捕状発付の概要とその評価に関する部分については、別稿に掲載予定である。本研究はJSPS科研費(23K01117)の助成を受けたものである。

¹ ICC website, Press Release, “Situation in Ukraine: ICC judges issue arrest warrants against Vladimir Vladimirovich Putin and Maria Alekseyevna Lvova-Belova,” 17 March 2023, <https://www.icc-cpi.int/news/situation-ukraine-icc-judges-issue-arrest-warrants-against-vladimir-vladimirovich-putin-and>.

² ICC規程第8条2項 (a) (vii) (1949年ジュネーヴ諸条約に基づき保護される人に対して行われる不法な追放、移送又は拘禁)と同 (b) (viii) (占領地域の住民の追放・移送)に該当する。

³ 本件はICC規程の締約国が事態をICCの検察官に付託した事例であるが (ICC規程第13条(a))、その場合、犯罪行為地国または犯罪の被疑者国籍国の少なくともいずれかがICC規程の締約国であること (第12条2項)、もしいずれも締約国でない場合には、いずれかがICCの管轄権の受諾を宣言することが必要である (第12条3項)。ウクライナ、ロシアともにICC規程の非締約国であるが、ウクライナがICCの管轄権を受諾しているためICCは管轄権行使が可能となる。安藤貴世 (2023) 「ロシアによるウクライナ侵攻に関する国際刑事裁判の視点からの一考察」『危機管理学研究』第7号、32－34頁。

⁴ ICC規程第15条の2第5項、第15条の3。

⁵ 安藤 (2023)、34頁、41頁・注21。

⁶ 安藤 (2023)、39－40頁。なお2023年7月には、同年2月の欧州委員会委員長とウクライナのゼレンスキー大統領との会談において設置が表明されたICPA (International Centre for the Prosecution of the Crime of Aggression against Ukraine、ウクライナに対する侵略犯罪訴追のための国際センター)がオランダ・ハーグにて発足した。これはユーロジャスト (欧州検察機関) の支援を受け、ウクライナ

とリトアニア、ポーランド、エストニア、スロバキア、ルーマニアの検察による合同の捜査チームで構成され、ウクライナに対するロシアの侵略犯罪に関する証拠の収集・保全を行う組織である。Eurojust website, “International Centre for the Prosecution of the Crime of Aggression against Ukraine,” <https://www.eurojust.europa.eu/international-centre-for-the-prosecution-of-the-crime-of-aggression-against-ukraine>.

⁷ 多くの論稿が指摘しているとおり、特別法廷設置が最初に提唱されたのは、ロシアによるウクライナ侵攻開始直後の2022年2月28日のフィナンシャル・タイムズ紙に掲載されたSandsの記事においてである。Sands, Philippe (2022), “Putin’s use of military force is a crime of aggression,” *Financial Times*, 28 February 2022, <https://www.ft.com/content/cbbdd146-4e36-42fb-95e1-50128506652c>.

⁸ 尾崎久仁子 (2022) 「ウクライナにおけるコア・クライム処罰の可能性」『国際問題』No.710、49頁。

⁹ 竹村仁美 (2023) 「ウクライナの事態と国際刑事裁判所」『九州国際大学法学論集』第29巻第1・2合併号、119－122頁（引用箇所は121頁）。

¹⁰ 大平真嗣 (2023) 「ロシアによるウクライナ侵略と国際法を活用した外交」2023年度国際法協会日本支部研究大会報告（2023年4月22日）。

¹¹ 越智萌 (2023) 「国際刑事法廷の設置根拠による人的免除への影響」『立命館国際研究』36巻1号、31－52頁。

¹² Corten, Olivier, and Vaios Koutroulis (2022) “Tribunal for the crime of aggression against Ukraine – a legal assessment,” European Union, European Parliament, Think Tank, [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2022/702574/EXPO_IDA\(2022\)702574_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2022/702574/EXPO_IDA(2022)702574_EN.pdf).

¹³ Justice Initiative (2023), “Immunities and a Special Tribunal for the Crime of Aggression against Ukraine,” International Renaissance Foundation, <https://www.justiceinitiative.org/uploads/eb4acc44-b7f3-4026-8c68-3f677a2c4b24/immunities-and-a-special-tribunal-for-ukraine-en-02012023.pdf>. 具体的な類型化については、本稿注34に記載。

¹⁴ European Commission website, Press release “Ukraine: Commission presents options to make sure that Russia pays for its crimes,” 30 November 2022, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_22_7311/.

¹⁵ President of Ukraine Official website, “Office of Ukraine's President presents two acceptable ways of creating tribunal against Russian leaders,” 10 February 2023, <https://www.president.gov.ua/en/news/v-ofisi-prezidenta-ukrayini-rozpovili-pro-dva-prijnyatni-spo-80929>.

¹⁶ ウクライナのゼレンスキー大統領は、2023年6月に開催された特別法廷設置に関する自国の会議において、ウクライナのパートナー国の立場と合致するような、国際的な特別法廷の設置の必要性に関する国連総会決議の草案を作成するように指示している。President of Ukraine Official website, “President discussed possible scenarios of establishing a special international tribunal for the crime of aggression against Ukraine,” 13 June 2023, <https://www.president.gov.ua/en/news/prezident-obgovoriv-mozhlivi-scenariyi-stvorenniya-specialnog-83577>.

¹⁷ Komarov, Alexander, and Oona A. Hathaway (2022), “The Best Path for Accountability for the Crime of Aggression Under Ukrainian and International Law,” *Just Security*, 11 April 2022, <https://www.justsecurity.org/81063/the-best-path-for-accountability-for-the-crime-of-aggression-under-ukrainian-and-international-law/>; Hathaway, Oona A. (2022), “The Case for Creating an International Tribunal to Prosecute the Crime of Aggression Against Ukraine (Part I),” *Just Security*, 20 September 2022, <https://www.justsecurity.org/83117/the-case-for-creating-an-international-tribunal-to-prosecute-the-crime-of-aggression-against-ukraine/>; McDougall, Carrie (2023), “The Imperative of Prosecuting Crimes of Aggression Committed against Ukraine,” *Journal of Conflict & Security Law*, Vol.28 No.2, pp.203-230; Trahan, Jennifer (2023), “The Need for an International Tribunal on the Crime of Aggression Regarding the Situation in Ukraine,” *Fordham International Law Journal*, Vol.46:5, pp.671-689 など多数。

¹⁸ Trahan (2023), p.684.

- ¹⁹ President of Ukraine Official website, “Office of Ukraine’s President presents two acceptable ways of creating tribunal against Russian leaders,” 10 February 2023; President of Ukraine Official website, “Special international tribunal should become an effective way to punish Russia for its aggression against Ukraine – Andriy Smyrnov,” 18 July 2023, <https://www.president.gov.ua/en/news/specialnij-mizhnarodnij-tribunal-maye-stati-diyevim-sposobom-84405>. なおこの方法による設置を主張する立場として、ドイツ、米国、さらにHellerなど。独外相は2023年1月の演説において、多くのパートナーと我々の考えは、ICCを弱体化させるのではなく、ウクライナ刑法からその管轄権を導くという裁判所の形式でICCを強化する方法があるというものである、としたうえで、当該法廷が国際的要素により補完されることが重要であると指摘する。さらにその国際的要素について、法廷の公平性と正当性を強化するため、例えばウクライナ国外に設置し、パートナー国からの財政支援を受け、国際的な検察官と裁判官を置くといった点を挙げている。Germany Federal Foreign Office website, “‘Strengthening International Law in Times of Crisis’ – Speech by Federal Foreign Minister Annalena Baerbock in The Hague,” 16 January 2023, <https://www.auswaertiges-amt.de/en/newsroom/news/strengthening-international-law-in-times-of-crisis/2573492>. 米務省報道官は、特別法廷はウクライナの国内司法制度に根差したものであるべきとの旨述べている。Reuters, “US supports creation of a special tribunal for ‘aggression’ against Ukraine,” 29 March 2023, <https://www.reuters.com/world/europe/us-supports-creation-special-tribunal-aggression-against-ukraine-2023-03-28/>. またHellerは国際的な特別法廷の設置には否定的であるが、欧州評議会（Council of Europe、以下、CoE）の支援を受け、ウクライナの司法制度の一部として設置されるハイブリッド型の法廷を提案している。Heller, Kevin Jon (2022), “The Best Option: An Extraordinary Ukrainian Chamber for Aggression,” *Opinio Juris*, 16 March 2022, <https://opiniojuris.org/2022/03/16/the-best-option-an-extraordinary-ukrainian-chamber-for-aggression/>（以下、Heller (2022a)）。なおHellerは、ウクライナ、ロシアともにCoEに加盟していることも背景にこの案を主張しているが（Hellerの論稿は、*Opinio Juris*に2022年3月16日に掲載されている）、ロシアは2022年3月16日にCoEを除名されている。
- ²⁰ 例えば、特別法廷の設置ではなくICC規程の改正による対処も提案されている。具体的内容として、Lemosは、国連総会によるICCへの付託を許容するという改正について言及しており、また独外相は、侵略犯罪に対するICCの管轄権の制限を撤廃し、他の主要な犯罪に対するICCの管轄権と同等のものに拡大させるという改正を主張している。Lemos, Miguel (2023), “The Law of Immunity and the Prosecution of the Head of State of the Russian Federation for International Crimes in the War against Ukraine,” *EJIL: Talk!*, 16 January 2023, <https://www.ejiltalk.org/the-law-of-immunity-and-the-prosecution-of-the-head-of-state-of-the-russian-federation-for-international-crimes-in-the-war-against-ukraine/>; Germany Federal Foreign Office website, “‘Strengthening International Law in Times of Crisis’ – Speech by Federal Foreign Minister Annalena Baerbock in The Hague,” 16 January 2023.
- ²¹ 特別法廷設置に否定的な見解として、Vasiliev, Sergey (2022), “Aggression against Ukraine: Avenues for Accountability for Core Crimes,” *EJIL: Talk!*, 3 March 2022, <https://www.ejiltalk.org/aggression-against-ukraine-avenues-for-accountability-for-core-crimes/>; Heller, Kevin Jon (2022), “Creating a Special Tribunal for Aggression Against Ukraine Is a Bad Idea,” *Opinio Juris*, 7 March 2022, <https://opiniojuris.org/2022/03/07/creating-a-special-tribunal-for-aggression-against-ukraine-is-a-bad-idea/>（以下、Heller (2022b)）。なおHellerは、国際的な特別法廷の設置に対し否定的な立場に立ち、本稿注19で述べたように、ハイブリッド型の法廷の設置を提案している。
- ²² 他には以下の諸論点があるが、紙幅の関係もあり本稿では扱わない。例えば、特にハイブリッド型の法廷設置における課題として、ウクライナ憲法との関係や人的免除の問題がある。ウクライナ憲法第125条は、「臨時の特別法廷の設置は許可されない」と規定しており、Hathawayは、したがって新たな法廷は国際的なものでなければならないと指摘する。Hathaway (2022). 人的免除に関しては、多くの論者が指摘しているとおり、ウクライナ国内法とウクライナの司法管轄権に基づき、国際的な要素を加味して設置するハイブリッド型の法廷の場合、あくまでも国内法廷としての位置づけを有するため、プーチン大統領をはじめとして、現職の国家元首、政府首脳、外務大臣は、他国の刑事管轄権からの完全な

- 免除を享有することとなる。この点を以て、ハイブリッド型の法廷ではなく国際的な特別法廷の設置を主張する論者は多い。例として、Hathaway (2022); McDougall (2023), pp.215-216; Trahan (2023), pp.687-689など。なお特別法廷設置案と免除の問題に関しては、本稿 I. 2の先行研究の整理において述べたとおり越智による詳細な検討がなされている。越智 (2023)。さらに特別法廷設置に関するその他の論点として、欠席裁判を認めるか否か、特別法廷設置のコストの問題などがある。
- ²³ ICTYは1993年に安保理決議827 (1993年5月25日) により、ICTRは1994年に安保理決議955 (1994年11月8日) により設置された。
- ²⁴ Komarov and Hathaway (2022). 同様の見解として、McDougall (2023), pp.219-220; Trahan (2023), p.684.
- ²⁵ 例えば、Komarov and Hathaway (2022); Hathaway (2022); McDougall (2023), pp.219-220; Ambos, Kai (2023), “A Ukraine Special Tribunal with Legitimacy Problems?” *Verfassungsblog*, 6 January 2023, <https://verfassungsblog.de/a-ukraine-special-tribunal-with-legitimacy-problems/>.
- ²⁶ 越智 (2023)、32 – 33 頁。安保理決議1315 (2000年8月14日) により、国連事務総長にシエラレオネ政府との交渉権限が付与された。
- ²⁷ 総会決議 57/228A (2002年12月18日) により国連事務総長に対して、中断されていた特別法廷の設置に関するカンボジア政府との交渉の再開が要請され、総会決議57/228B (2003年5月22日) により国連とカンボジア間の協定案を承認し、両当事者にその発効に向けて必要な措置をとることが要請された。木村光豪 (2015) 「カンボジアにおける移行期正義の実現に向けた挑戦」『関西大学法学論集』第65巻3号、144頁。
- ²⁸ 越智 (2023)、35頁。なお、設置根拠は国内法であるが、特別裁判部への国際的な協力については国連・カンボジア間の協定により規定されている。同、35頁。
- ²⁹ 越智 (2023)、35頁；木村 (2015)、146 – 145頁。Trahanは、ウクライナの事態に関する特別法廷の設置方法について、シエラレオネ特別法廷とカンボジア特別裁判部のそれぞれの設置方法を併せたものとなるだろうと述べている。Trahan (2023), pp.684-685, n.80.
- ³⁰ Vasiliev (2022).
- ³¹ Ambos (2023) . Trahanはこの点に関して、未解決の問題は、このような法廷を創設する政治的意思が各国にあるかどうかであり、総会が法廷設置を勧告するには少なくとも出席国の過半数の賛成票が必要であるとして、それ以上の賛成票が得られることが望ましいと述べている。Trahan (2023), p.688.
- ³² McDougall (2023), p.220.
- ³³ Corten and Koutroulis (2022), p.37. 本稿 I. 2の先行研究の整理において触れた大平の報告においても、今後の論点の1つとして特別法廷の管轄権の問題が指摘されている。
- ³⁴ これらの設置方法それぞれについて検討したものとして、Corten and Koutroulis (2022), pp.18-19. また特別法廷に関するJustice Initiativeによる報告書 (Justice Initiative (2023), pp.15-21) では、設置方法を4つに分類しており (国連総会モデル、完全地域モデル、多数国間モデル、国際化モデル)、越智の論稿ではJustice Initiativeによる分類について詳細な説明がなされている。越智 (2023)、32 – 35 頁。
- ³⁵ Corten and Koutroulis (2022), p.36.
- ³⁶ Hathaway (2022).
- ³⁷ Komarov and Hathaway (2022). なおMcDougallは、ウクライナ・国連間の合意に代わる方法としてEUまたはCoEの支援のもとで採択される条約による設置を挙げるが、他の論者と異なり、地域横断的な広範な国々の集合が条約に参加することによりその正当性は強化されると主張する。McDougall (2023), p.220. その一方でMcDougallは、CoEの支援のもとウクライナの司法制度の一部 (傍点：筆者) としてハイブリッド型の法廷を設置することを提案するHellerの主張について (本稿注19)、そうした方法は免責特権を含む国内裁判所による訴追との関連で生ずる課題を克服できないこと、ウクライナ憲法との整合性にも疑義があること、更にこの方式はウクライナ自身が受け入れていないという理由で批判している。McDougall (2023), p.223.
- ³⁸ 以下、Hellerの見解について、Heller (2022a); Heller (2022b).

³⁹ Ambos (2023).

⁴⁰ McDougall (2023), pp.204, 229.

⁴¹ Komarov and Hathaway (2022).

⁴² Corten and Koutroulis (2022), p.37.

⁴³ Butchard, Patrick, and Nigel Walker (2023) “Potential merits of a special tribunal on Ukraine,” UK Parliament, House of Commons Library, Research Briefing, 5 May 2023, <https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cdp-2023-0098/>.

⁴⁴ 安藤 (2023)、43頁・注48；AP, “ICC prosecutor opposes EU plan for special Ukraine tribunal,” 6 December 2022, <https://apnews.com/article/russia-ukraine-war-crimes-netherlands-the-hague-ursula-von-der-leyen-9e83e1107064ef6e9c375576b998373a>.

⁴⁵ PBS News Hour, “International Criminal Court prosecutor on the pursuit of justice for Russian war crimes,” 22 June 2022, <https://www.pbs.org/newshour/show/international-criminal-courts-top-prosecutor-discusses-justice-for-russian-war-crimes>.

⁴⁶ Vasiliev (2022).

⁴⁷ Corten and Koutroulis (2022), p.35.

⁴⁸ Brown, Gordon, et al., “Statement, Calling for the Creation of a Special Tribunal for the Punishment of the Crime of Aggression against Ukraine,” 4 March 2022, <https://gordonandsarahbrown.com/wp-content/uploads/2022/03/Combined-Statement-and-Declaration.pdf>.

⁴⁹ McDougall (2023), p.226.

⁵⁰ Ambos (2023).

⁵¹ 国連人権理事会におけるロシアの資格停止に関する総会決議 (A/RES/ES-11/3, 2022年4月7日) は賛成93票、ロシアの賠償義務に関する総会決議 (A/RES/ES-11/5, 2022年11月14日) は賛成94票による採択であり、Ambosは、欧米諸国のウクライナ政策が世界的な指示を得ていないことを示していると指摘する。Ambos (2023).

⁵² The Washington Post, “Ukraine President Zelensky presents plan to end war with Russia,” 21 September 2022, <https://www.washingtonpost.com/nation/2022/09/21/united-nations-zelensky/>; 時事通信「団結訴えも『疲れ』露呈 ウクライナ大統領の国連訪問」2023年9月25日、<https://www.jiji.com/jc/article?k=2023092400243&g=int>.

⁵³ この点を指摘する論稿として、Ambos (2023).



ロシアに対する欧州連合（EU）の制裁の展開

—第8および第9パッケージを中心に—

日本大学危機管理学部 准教授 大八木時広

- I はじめに
- II 第8パッケージによるEUの対ロシア制裁
- III 第9パッケージによるEUの対ロシア制裁
- IV 第8および第9パッケージに関する考察
- V おわりに

I はじめに

1 問題の所在

2022年2月24日、ロシアによるウクライナ侵攻が勃発すると、アメリカやヨーロッパ各国はウクライナに対する軍事的・経済的支援を実施し、ロシアに対する制裁を発動した。こうした支援と制裁が、その後のウクライナによる反撃の原動力と考えられ、そこでアメリカと共に中心的なアクターとなったのが欧州連合（EU）である。対ロシア制裁に関して、EUはパッケージ形式で制裁を実施し、本稿執筆時の2023年8月の時点で11のパッケージが発動されている。ここで問われるのは支援や制裁の内容と効果である。

EU研究をフィールドとする論者は以前、欧州連合（EU）の7つの対ロシア制裁パッケージを取り上げた¹。EUによる制裁はその後にも継続され、第8～第11パッケージへ続いた。前述の先行研究は2022年2月～8月を分析対象としており、それ以降は分析から抜け落ちていた。EUの制裁の全体像を把握するため第7パッケージ以降の制裁についても分析する必要がある。本稿ではその穴を埋めるべく、第8パッケージ²および第9パッケージ³に着目し、それらについて分析と考察を行う。具体的には両者の内容、過去のパッケージとの関連性、両者の共通点と相違点について考察する。第10および11パッケージは紙面の都合から別稿で取り上げる。EUによる対ウクライナ（軍事的・人道的・財政的などの）支援に関する別稿を予定している。筆者としては、こうした分析を試みることによってウクライナ侵攻に関するEUの対応の解明に貢献しようとしている。

2 先行研究

経済制裁全般については多くの先行研究が存在する。長谷川（2018）はEUの対ロシア制裁について論じたものではないが、経済制裁における従来の議論が、ターゲットを譲歩させ制裁の発動国の望む方向にその行為を修正させることができたかどうかという「強制」の視点に議論が集中さ

れてきたと指摘する。制裁における強制という目的だけではなく、制裁対象国以外の国へのシグナリング、および制裁対象国の封じ込めという目的にも着目すべきことを指摘した⁴。

Schottは米を含めた各国の対ロ制裁に関して、こうした制裁がロシアの輸入を急激に圧迫し、同国の軍と産業に以前よりも高コストかつ低品質の物資を国の内外で調達するよう強い、緩やかにロシア政府の財政を圧迫し始めていると論じた。Schottの分析は、制裁コストが時間の経過と共にロシアの戦争遂行能力を損なうという点にある⁵。

現時点で制裁パッケージの観点からEUの対ロシア制裁を分析した先行研究は大八木（2023）であり、同論文において第1～第7パッケージが分析された⁶。また同論文において、いずれのパッケージも特定部門が対象とされる経済制裁と特定の個人や団体が対象とされる個別制裁の二本柱で構成され⁷、戦争の行方に直結する防衛部門のみならず、金融や貿易など広範な部門が対象であることが明らかにされた⁸。個別制裁に関して、プーチン大統領やラブロフ外相などロシアの権力中枢の個人のみならず、プーチン政権を支持するオリガルヒ、情報戦やロシア占領地域における住民投票に関与する個人や団体などが対象であることも明らかにされた⁹。

以下、本稿の構成について、Ⅱにおいて第8パッケージが採択された背景、その目的、制裁内容、Ⅲにおいて、第9パッケージが採択された背景、その目的、制裁内容が明らかにされる。Ⅳにおいて、第8および第9パッケージに関して考察される。Ⅴにおいて、第8および第9パッケージの共通点と相違点が指摘され、最後に今後の研究上の課題が示されて本稿の締めくくりとされる。

Ⅱ 第8パッケージによるEUの対ロシア制裁

1 第8パッケージの背景と目的

2022年10月6日、EU理事会（以下、理事会と記す）は対ロシア制裁の第8パッケージを採択した¹⁰。これは経済制裁と個別制裁という従来のパッケージの構成を引き継ぐものであった。その採択の背景として、ウクライナへのロシアの攻撃の激化、ロシアによるウクライナのドネツク、ヘルソン、ルハーンシク、ザポリージャ地域の違法な併合が挙げられる。すでにG7は9月23日、こうした住民投票を偽りのものとし、ロシアが住民投票という形でその正当性を得ようとしたことを強く非難する声明を出した。その中で、ロシアはウクライナの主権と領土の地位を変更する口実として住民投票を利用しており、G7の指導者はこれらの住民投票を決して認めないだろうとしている¹¹。EUはすでに9月22日、上級代表による宣言の中で当該住民投票を強く非難し¹²、9月28日、当該住民投票とその結果を決して認めない旨を表明した¹³。この宣言の中で、住民投票の組織化に関与したすべての者は責任を問われ、EUによって制裁が課されるとされた¹⁴。EUは、ロシアがウクライナ全土から即時、完全かつ無条件で全軍を撤収することを要求し、上記の目的のためウクライナを支持し続けることを宣言した。9月30日、欧州理事会は声明を採択して、その中で、ロシアによる上記4地域の違法な併合を断固として拒み、非難した¹⁵。この声明の中でEUは、ロシアが

ルールに基づく国際秩序を故意に損ない、国連憲章と国際法に記された中核原理たる独立、主権そして領土の一体性へのウクライナの基本的権利をあからさまに侵害することによってグローバル安全保障を危険にさらしているとした。欧州理事会は、こうした違法な併合を明確に拒むようすべての国家と国際機関に呼びかけ、ウクライナがロシアの侵略に対して自衛する正当な権利を行使し、さらに国際承認された境界線内において占領された領土を解放する権利を有することを想起した¹⁶。

EU理事会は第8パッケージの目的として、第一にロシアの政府と経済へ圧力を強めること、第二にロシアの軍事を弱めること、第三にロシアにウクライナ戦争におけるエスカレーションの代償を払わせることを挙げている¹⁷。以上の三点をふまえて、EUのボレル上級代表は次のように述べた。「ロシアに対抗するこの新たな制裁パッケージは、プーチンの戦争機械を止め、そして偽の「住民投票」とウクライナ領土の違法な併合によるプーチンのエスカレーションに反応するというわれわれの決意の証しである。われわれはさらにロシアの戦争経済に打撃を与え、ロシアの輸出入の能力に制限を課し、そしてロシアのエネルギーへの依存からわれわれ自身を解放するための歩みを速めている¹⁸。」

2 第8パッケージにおける経済制裁

第8パッケージの内容として3項目が挙げられる¹⁹。第1が、第三国向けのロシア産石油の海上輸送に関連する価格の上限設定（いわゆるプライスカップ）、および原油・石油製品の海上輸送に関する制限の設定である。また原油およびロシア原産またはロシアから輸出されている石油製品の第三国への海上輸送に関して、輸送の提供、技術支援の仲介サービス、融資または資金援助の提供が禁止された²⁰。価格の上限設定に関連して特例が認められ、事前に設定された価格の上限以下で石油または石油製品が購入された場合、輸送およびこれらのサービスの提供は許可される。理事会が価格の上限設定の導入を全会一致で決定した日から、EUの船舶が石油製品を第三国へ海上輸送することが禁止される。価格の上限設定によってロシアが石油から得る収入は減ると想定された²¹。

第2が、ロシアの軍事的および技術的強化に役立つ品目の制裁リストへの追加であり、こうした強化、防衛保障部門の発展に役立つ可能性のある品目の制限リストが拡大された。このリストには非人道的な扱いに用いられる電子部品、化学物質などが含まれ、また民間の銃器およびその部品と弾薬、軍用車両と装備、準軍事装備、スペアパーツの販売、供給、譲渡または輸出が禁止された²²。

第3が、ロシアとの貿易およびサービスに関する制限の追加であり、ロシア原産またはロシアから輸出される鉄鋼製品の輸入禁止措置が延長された²³。また木材パルプと紙、たばこ、プラスチック、化粧品、宝石や貴金属（宝飾品産業で用いられる素材）などにさらなる輸入制限が課された。航空部門で用いられる機器の販売、供給、譲渡、輸出にも制限が課された。サービス面では、ロシア人およびロシアに居住する者への暗号資産ウォレット、アカウントまたは保管サービスの提供が完全に禁止されたが、暗号資産の総額は問われない。またロシアへの建築およびエンジニアリング、ITコンサルティング、法務顧問のサービス提供が禁止された²⁴。さらに理事会は、ドネツク

州とルハンシク州におけるロシア支配地域から EU 域内への商品の輸入を禁じ、新たに 10 月 6 日の時点でザポリージャ州とヘルソン州についても同様の措置を決定した²⁵。

3 第 8 パッケージにおける個別制裁

EU は第 8 パッケージにおいて、以前のパッケージと同様の個別制裁を実施した²⁶。ロシアによる「住民投票」の組織化に関与した個人や団体、ロシア国防省の高官など防衛部門の代表者、フェイク情報を広めている著名人など、30 名の個人と 7 団体が個別制裁の対象となった²⁷。とくに 4 地域における「住民投票」やそれらの併合において重要な役割を果たした個人、防衛産業部門においては JSC カラシニコフ・コンサルーンの前筆頭株主アラン・ルシニコフやロシアの国防大臣などが含まれる点が注目される²⁸。

またフェイク情報の発信、拡散そして情報操作に関与した個人が個別制裁の対象とされた²⁹。プーチンはロシアの歴史上の出来事、とりわけ大祖国戦争を政治的道具として利用してきた。大祖国戦争のレトリックはプーチンにとって自らの行動を正当化するための源泉であり、このレトリックが情報戦における武器として多用されてきた経緯がある³⁰。またプーチン政権に近い立場を取るとされている思想家のアレクサンダー・ドウキン、歌手のユリア・チチェリーナやニコライ・ラストルゲフなど³¹、政治・軍事部門にとどまらずに思想や文化などの分野からウクライナ侵攻に協力したとされる人物へ個人制裁を課す点に、EU がこの戦争をハイブリット戦争的視点で捉えていることが見受けられる。なお個別制裁の対象者について、資産凍結の対象となり、EU の市民と企業から彼らへの資金提供の禁止、EU への旅行の禁止、EU 域内への入国または通過の禁止の措置がとられた³²。

制裁対象の 7 団体には³³、ロシア連邦の中央選挙管理委員会（占領地での選挙と住民投票の組織化を担当）、Goznak（安全保障部門の製品の製造を行うロシアの国有企業）などの軍需企業が含まれる³⁴。ここでは軍事部門のみならず、住民投票などに関連した団体が制裁対象に含まれることが注目される。理事会はまた、EU の制裁の回避を手助けした者はウクライナの領土の一体性、主権および独立を弱体化させる可能性が高いとみなし、制裁リストの基準を拡げる決定を下した³⁵。

III 第 9 パッケージによる EU の対ロシア制裁

1 第 9 パッケージの背景と目的

EU 理事会は、ロシアによるウクライナへの攻撃が市民や民間インフラを標的としてエスカレートしている状況を憂慮し、2022 年 12 月 16 日、対ロシア制裁の第 9 パッケージを採択した³⁶。すでに 10 月 12 日の国連総会において、ロシアによるウクライナの 4 地域の併合を違法なものとして非難する決議が採択され、その併合を承認しないよう各国に求め、この違法な併合の試みを反転させるようロシアへ要求がなされた³⁷。さらに決議では、これらの 4 地域が侵攻の結果としてロシアに

よって占領され、ウクライナの領土保全、主権、政治的独立が侵害されたことが指摘された³⁸。第9パッケージが国連総会決議を受ける形で採択されたことは、EUの制裁パッケージは単独制裁ではなく国連制裁であることを示している³⁹。

EUの立場は、ウクライナとその国民を断固として支持し、国際的に認められた国境においてその独立、主権そして領土保全を支持することにある⁴⁰。ボレル上級代表は第9パッケージの目的について次のように述べている。「プーチン大統領が食糧と飢餓をウクライナに対する兵器とした後、冬を兵器とすることによって何百万人ものウクライナ人から意図的に水、電気、暖房を奪っている。EUはこのエスカレーションと戦争犯罪に強力な制裁の第9パッケージで応じる。われわれ（EU側）は引き続き（ロシアの）経済を標的として、この残忍な戦争に加担する人々を攻撃する⁴¹。」

2 第9パッケージにおける4項目

第9パッケージにおける制裁の主たる柱は輸出管理と制限であり、デュアルユースの製品と技術、ロシアの軍産複合体に関連した団体へ制裁リストが拡大され、防衛部門の技術強化に役立つような製品と技術に新たな輸出管理と制限が課された。これによってロシアの兵器に用いられる可能性のある、化学物質、神経剤、暗視機器、無線操縦機器、電子機器およびパーツ類をロシアが自由に取引できなくなった⁴²。

このパッケージでは第1に、ロシアおよびロシアにドローンを供給し得る第三国へドローンのエンジンを直接輸出することが禁止された⁴³。EUは以前のパッケージにおいて航空および宇宙産業関連の製品や技術の対ロシア輸出を禁止し⁴⁴、今回その対象をさらにドローンのエンジンに拡大した。

第2に、デュアルユースの製品と技術をロシアに輸出することが禁止された⁴⁵。こうした措置は第2パッケージから着手され、第7パッケージでは先端技術と併せて輸出管理が強化された。近年、軍事と民生の技術の境界線が曖昧になっており、民生の技術、製品、部品は兵器に転用され得る。デュアルユースの製品と技術が輸出管理や制限の対象とされなければ制裁は実効性を伴わないと考えられる。

第3に、ロシアの鉱業部門への新規投資が禁止された⁴⁶。エネルギー部門に関してはすでに第2パッケージから制裁が発動され、第9パッケージにおいてEUの禁止措置は拡大された。

第4に、ロシア地域開発銀行との取引が禁止された⁴⁷。第3パッケージにおいてEUとロシア中央銀行との取引が禁止され、ロシアの銀行7行はSWIFTから排除された⁴⁸。第6パッケージではロシアの銀行3行とベラルーシの銀行1行がSWIFTから排除されており⁴⁹、第9パッケージにおいて、ロシアの銀行に関する資産凍結や取引停止といった過去の措置は拡大された。

第5に、EUの広告、市場調査と世論調査、製品テストと技術検査のロシアへの提供が禁止され⁵⁰、コンサルティング業の部門においても制裁が拡大された。この種の措置は過去の制裁パッ

ケージにみられず、第9パッケージにおいて初めて試みられた。

3 第9パッケージにおける放送部門への制裁

EUは制裁の一環としてロシアの放送局のEU域内での放送ライセンスを一時停止した⁵¹。ロシアの放送局に対しては、すでに第3および第6パッケージにおいて制裁が課された。EUによれば、これらの放送局は、ロシア政府の恒久的、直接的または間接的管理下のいずれかにあり、ロシアの侵略を正当化し、ウクライナへの国際的支援を弱めるために継続的かつ連携してフェイク情報やプロパガンダを発信したとされている⁵²。今回の措置はそれに対抗する目的がある。ただし基本権憲章を考慮して、上記の報道機関とそのスタッフがEU域内で調査やインタビューといったような放送以外の活動をおこなうことは妨げられない⁵³。

4 第9パッケージにおける個別制裁

EUは新たに141名の個人、49団体に制裁を課す決定を下した⁵⁴。この決定は本パッケージの不可欠な要素とされ、ロシア連邦政府、議会、司法機関の指導者らが対象とされた。この制裁に関して、ボレル上級代表は「ウクライナの穀物の略奪の責任者、ウクライナ国民や子供たちの強制送還の責任者、情報を体系的に操作して公共空間を汚染している組織が制裁を受けている」旨を表明している⁵⁵。制裁リストに追加されたのは、ロシアの軍人、上下両院（ロシア議会の上院である連邦評議会と下院である国家議会）の議員たち、閣僚や知事などである。またウクライナの民間人や重要インフラに対するミサイル攻撃、ウクライナの子供たちの誘拐とその後の不法な養子縁組の責任者、すでに制裁を受けている個人の家族、ウクライナに対するプロパガンダとフェイク情報の責任者、ウクライナの農産物を略奪した責任者も対象に含まれた。なお制裁対象となる団体には、モスクワ信用銀行、JSC Dalnevostochniyなどの銀行、防衛産業、与党「統一ロシア」を始めとした政党、クレムリンのプロパガンダの中核を成すとみなされているメディア、そして民兵組織が含まれた⁵⁶。

本パッケージの決定の時点では、累計して1386名の個人、171団体が制裁対象となっている。制裁対象となった個人には、資産凍結の措置、彼らに対するEUの市民と企業からの資金提供の禁止、EU域内への旅行禁止、EU域内への立ち入りまたは通過の禁止などの措置が課せられた⁵⁷。

本パッケージにおいてEU加盟国の市民には、ロシアの国営の法人や団体でいかなる役職に就くことも禁止された⁵⁸。この点には、EUがその市民をロシアから引き離そうとする姿勢が見られる。同時にEU市民がロシアの団体等において高い報酬などの好待遇を受けて取り込まれるのを防ぐ狙いがある。個別制裁において、軍事的・経済的にロシアへ打撃を与え得るような部門のみならず幅広い分野の個人が標的とされた。

IV 第8および第9パッケージに関する考察

1 第8パッケージに関する考察

本章ではまず第8および第9パッケージそれぞれについて、さらに両者の共通点と相違点について考察する。第1に、第8パッケージでは第三国向けロシア石油の海上輸送に関連して価格の上限が設定され、原油・石油製品の海上輸送に関して制限された。エネルギー部門への制裁は、すでに第2、第4、第5、第6パッケージにおいて実施されてきた。第2パッケージでは特定の石油精製製品および関連技術のロシアへの輸出等の禁止⁵⁹、第4パッケージでは、ロシアのエネルギー部門への新規投資の禁止、エネルギー産業に関する包括的輸出制限が行われた⁶⁰。第5パッケージでは、石炭などの輸入禁止措置が取られ⁶¹、第6パッケージでは、ロシアからEUへの石油および石油精製製品の購入、輸出または移転が禁じられた⁶²。第8パッケージには、こうした措置を海上輸送という観点から強化する狙いがある。ここには石油というロシア経済の中核に打撃を与え、経済力の観点からロシアの戦争遂行能力を弱体化させようとするEUの制裁目的が反映されている。

第2に、ロシアの軍事的および技術的強化に役立つ品目の制裁リストへの追加である。これに関連して第2パッケージではすでにデュアルユースの製品と技術の対ロシア輸出が制限され、とりわけロシアの安全保障部門の技術向上に役立つドローン、半導体、先端技術を用いた製品などの輸出が制限された⁶³。第7パッケージではロシアの防衛部門の強化に役立つ品目の制限リストが拡大され、デュアルユースおよび先端技術に対する輸出管理が強化された⁶⁴。第8パッケージはこうした措置の拡大版であることがわかる。ウクライナの反撃において欧米から供与された高性能兵器がロシアに大きな損害を与えており、先端技術の有無は戦局の行方を大きく左右しつつある。こうした部門へのEUによる制裁はロシアに打撃となろう。ドローンに関してウクライナ侵攻では偵察から攻撃に至るまでその役割が大きくなっており⁶⁵、EUの制裁はこの点で的を得たものといえる。ただし民生のドローンやパーツは、制裁に加わっていない国から調達することが容易であり、その点は制裁の抜け道となり得る。

第3に、貿易の制限に関して、すでに第4パッケージで鉄鋼および貴金属等の高級品（ロシアへ潤沢な収入をもたらすとされる）の輸出管理が行われた⁶⁶。第5パッケージでは木材、セメント、シーフード、酒などのEUへの輸出が禁じられ、EUからロシアへのジェット燃料等の輸出が禁じられた⁶⁷。第7パッケージでは金・宝飾品の取引が禁じられ、前出のようにデュアルユースや先端技術に関する輸出管理が強化された⁶⁸。第8パッケージでは、前出した第4、第5および第7パッケージの措置が引き継がれ、木材、パルプ等、宝石や貴金属等の輸入制限が行われた。第8パッケージではロシア原産またはロシアから輸出される鉄鋼製品の輸入禁止措置が延長され、第4パッケージによる輸出管理措置が拡大された。また航空部門で用いられる製品のロシアへの販売、供給、譲渡、輸出等にも制限が課され、第2パッケージによる措置が引き継がれた。デュアルユースの技術および製品は軍事に転用可能であり、そこにはロシアによる軍事転用を完全に封じようとするEUの方針がみられる。

サービス部門に関しては過去の7パッケージすべてにおいて制限措置がとられており、第8パッケージはその延長上に位置づけられる。第8パッケージでは、第5パッケージにおける暗号資産ウォレットへの預金の禁止措置と連動してロシア人およびロシアに居住する者への暗号資産ウォレット、アカウントまたは保管サービスの提供が完全に禁止された⁶⁹。また第8パッケージでは第6パッケージにおける措置が引き継がれ⁷⁰、ロシアへの建築およびエンジニアリング、ITコンサルティング、法律顧問のサービス提供が禁止され、サービス部門における制裁が拡大された。

特定の個人と団体に関する制裁については、第1パッケージ以来⁷¹、第8パッケージに至るまで踏襲された。そこではウクライナの領土保全、主権、独立を弱体化または脅かす役割を果たしている特定の個人が制裁の対象となっている。第8パッケージにおいて、ロシアによってウクライナの4地域で行われた住民投票がEUによって問題視され、この点への対応が本パッケージの特徴となる。すなわち当該住民投票の組織化や4地域の併合において重要な役割を果たしたとされる人物が制裁対象となった。防衛部門に関する個人、そしてフェイク情報の発信や拡散および情報戦に関わる個人も、第5パッケージを引き継ぎ制裁対象とされ⁷²、重点的な制裁対象となった。

以上の考察から第8パッケージはそれ以前の制裁を基盤として強化されたことがわかる。エネルギー部門、安全保障部門にとりわけ重点が置かれ、ロシア政府の歳入に打撃を与え、かつロシアの戦争遂行能力や軍事物資の調達という面にインパクトを与えようとするEUの意図を読み取ることができる。こうした点からデュアルユースの製品と技術が制裁の対象部門として取り上げられるのは当然といえよう。

2 第9パッケージに関する考察

第9パッケージの制裁内容に関して、第1に、ドローンに関するEUの制裁措置が強化され、ロシアおよびロシアにドローンを供給し得る第三国へドローンのエンジンを直接輸入することが禁止された⁷³。ドローン自体は第2パッケージですでに輸出禁止の措置が取られ、ロシアがEUからドローン及び関連パーツを入手することはきわめて困難となった⁷⁴。ウクライナの戦局におけるドローンの役割を考慮すると、こうした措置がロシアに軍事的に大きな影響を及ぼし得ることが考えられる。

第2にデュアルユースの製品と技術の対ロシア輸出が禁止された⁷⁵。この措置はすでに第2、第7パッケージにおいて着手され⁷⁶、第9パッケージにおいて補強された。ただし民生品としてロシアに輸出された後、特定の部品を取り外して兵器などに組み込むことが想定され、デュアルユースの製品と技術に関する輸出管理の困難さが示されている。

第3に鉱業部門およびエネルギー部門への投資が禁止された⁷⁷。エネルギー部門はロシアにとって主な国家収入源であり、第2パッケージにおいて石油精製製品等の対ロシア輸出管理が行われた⁷⁸。第4パッケージではエネルギー部門への新規投資が禁止され、同部門に関する輸出制限措置がとられた⁷⁹。しかしエネルギー資源に関しては、グローバルサウスの国々などロシアが新たなカスタ

マーを見出すことは困難ではなく、エネルギー部門に関する制裁の限界が現れている。

第4にロシア地域開発銀行との取引が禁止された⁸⁰。金融部門については第3パッケージにおいてロシア中央銀行との取引が禁止され、第9パッケージではこの措置が補強された。第3パッケージにおいてロシアの銀行7行⁸¹、第6パッケージにおいてロシアの銀行3行、ベラルーシの銀行1行がSWIFTから排除され⁸²、EUがロシアの金融部門に広範にわたり制裁をかけている。欧州諸国などからの海外投資を必要とするロシアの経済および企業にとって、上記の制裁は手痛い打撃となり得る。

第5にEUは広告、市場調査そして公的世論調査業務をロシアへ提供することを禁じた⁸³。この分野への制裁実施は初となる。こうした措置はEUによる対ロ制裁が軍事部門などから広範な部門に拡大されたことを示すが、他方EUによる制裁可能な部門が減りつつあることを示している。

以上の考察から第9パッケージでは広告業への制裁など全く新規の部門への措置もみられるが、過去の制裁内容が踏襲され、補強されたことが明らかにされた。従ってEUによって、9つのパッケージの総体としてロシアに対する制裁が試みられていることが指摘できる。

3 第8および第9パッケージの共通点と相違点に関する考察

第8および第9パッケージの共通点として、両者とも制裁内容が経済制裁と個別制裁によって構成されている点が挙げられる。経済制裁に関しては、全面禁輸ではなく特定の部門に的を絞った措置が取られることに共通点がある。個別制裁に関しては、制裁対象が特定の関係者や団体に厳密に絞り込まれたことに共通点がある。

相違点は、具体的にどの部門に制裁の重点を置くかにある。第8パッケージにおいて海上輸送の制限、軍事に直接役立つ品目の輸出制限などの措置が採用され、第9パッケージにおいてドローンのエンジンやデュアルユースの製品と技術に関する輸出禁止などに重点が置かれた。また第6パッケージを受ける形で第9パッケージにおいてコンサルタント業が制裁対象となって、サービス部門への制裁が強化された点は、第8パッケージとの違いである。個別制裁に関して、第8パッケージにおいてウクライナの4地域における住民投票に関与した個人や団体が制裁対象とされ、他方で第9パッケージにおいて民間人や民間インフラに対するミサイル攻撃、ウクライナの子供たちの連れ去り、プロパガンダとフェイク情報、ウクライナの農産物の略奪など、制裁対象となる事例に違いがみられる。

V おわりに

第8および第9パッケージはそれ以前のEUによる制裁パッケージや対ウクライナ支援全体から俯瞰してどのように位置づけられるだろうか。制裁という観点からは、第9パッケージにおけるドローンのエンジン輸出禁止などの項目を除き、おおむね過去のパッケージを引き継いだ制裁項目

となっている。EUによる制裁にはロシアに対する懲罰的性格がみられる一方、それ以上にロシアの戦争遂行能力に打撃を与えることによって、間接的ながらウクライナを支援する意図を読み取ることができる。このことから第8および第9パッケージが過去のパッケージの拡大強化版であり、EUの対ロシア制裁の方針に変更はみられない。他方でEUが新たな制裁部門を見つけるのは困難になりつつあることを指摘しておく。

今後の研究上の課題として、まず制裁パッケージに関する政策決定過程の解明が挙げられる。現時点ではこの過程に関する一次資料が十分に入手できる状況にはなく、今後の研究課題となる。また経済制裁に関して必ず問題となるのが効果判定である。第8および第9パッケージがロシアにどのような打撃を与え、その行動変容にどのような影響を及ぼしたのか、ウクライナの戦況にどのように影響を及ぼしたのか明らかにされる必要がある⁸⁴。ただし制裁の効果が相手の行動変容を強制することだけではない点は先行研究の示す通りである⁸⁵。

経済制裁についての一般的教訓として、第一に制裁は即効性に欠けるが時間の経過と共に影響が増し、第二に制裁の標的国が報復として行う対抗措置は制裁を実施する側に大きなコストを強い、第三に標的国に対する首尾一貫して調整された制裁を続けることが制裁を発動する側の政策有効性と持続性にとって重要であることが指摘される⁸⁶。こうした点を踏まえた論考がEUの制裁パッケージに関する分析の今後の課題となる。またEUの制裁パッケージが、ウクライナに対する軍事的・財政的・人道支援的・政治的支援の中でどのような役割を果たしているか考察することによって、ウクライナ戦争における当該パッケージの役割と意義が明らかにされる必要がある。さらにEUによって実施される第9パッケージ以降の制裁に関して解明される必要がある。これらが今後の研究課題となる。

¹ 大八木時広「ロシアのウクライナへの軍事侵攻に対する欧州連合（EU）の制限的措置—七つのパッケージを中心に—」『危機管理学紀要』、第7号、2023年、62-75頁。

² The Council of the EU (6th October 2022), *EU adopts its latest package of sanctions against Russia over the illegal annexation of Ukraine's Donetsk, Luhansk, Zaporizhzhia and Kherson regions*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/10/06/eu-adopts-its-latest-package-of-sanctions-against-russia-over-the-illegal-annexation-of-ukraine-s-donetsk-luhansk-zaporizhzhia-and-kherson-regions/> (2023/1/30最終アクセス)。以下ではThe Council of the EU (2022) 8th package (A)と略す。

³ The Council of the EU (16th December 2022), *Russia's war of aggression against Ukraine: EU adopts 9th package of economic and individual sanctions*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/16/russia-s-war-of-aggression-against-ukraine-eu-adopts-9th-package-of-economic-and-individual-sanctions/> (2023/1/30最終アクセス)。以下ではThe Council of the EU (2022) 9th package (A)と略す。

⁴ 長谷川 将規 (2018)「経済制裁をめぐる4つの問い—より適切な理解のために」湘南工科大学紀要、第52巻 第1号、103-116頁。

⁵ Schott, J.J. (2023), "Economic sanctions against Russia: How effective? How durable?", Peterson

Institute for International Economics, *Policy Brief* 23-3, p1.

⁶ 大八木 (2023年)。

⁷ 大八木 (2023年)。全面的経済制裁はその非人道性が問題視され、制裁対象となる行為の責任を持つ個人や組織に対して直接働きかけるターゲット制裁の方式が取られるようになった。鈴木一人 (2022年) 「検証 エコノミック・ステイトクラフト」、『国際政治』、第206号、2頁。EUはすでに2007年以来、対イラン制裁でこの方式を用いている。Ghodsi, Mahdi and Huseyin Karameliki, (2020), *The impact of sanctions imposed by the European Union against Iran on their bilateral trade: General versus targeted sanctions*, The Vienna Institute for International Economic Studies (wiiw), wiiw Working Paper No.181, p.1-2, p.20.

⁸ 大八木 (2023年)。

⁹ 大八木 (2023年)。

¹⁰ The Council of the EU (2022) 8th package (A)

¹¹ G7 (23th September 2022) statement (The White House),

<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/09/23/g7-leaders-statement-3/> (2023/1/30最終アクセス)。

¹² EU(Borrel)declaration (22th September 2022),

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/09/22/declaration-by-the-high-representative-on-behalf-of-the-european-union-on-russia-s-war-of-aggression-against-ukraine/> (2023/1/30最終閲覧)。

¹³ European Commission(28th September 2022), *Press statement by the High Representative/Vice-President Borrell on a new package of restrictive measures against Russia*, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/STATEMENT_22_5864 (2023/1/30最終閲覧)。The Council of the EU(28th September 2022),Ukraine:Declaration by the High Representative on behalf of the European Union on the illegal sham refernda by Russia in the Donetsk,Kherson,Luhansk and Zaporizhzhia regions,<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/09/28/ukraine-declaration-by-the-high-representative-on-behalf-of-the-european-union-on-the-illegal-sham-referenda-by-russia-in-the-donetsk-kherson-luhansk-and-zaporizhzhia-regions/> (2023/1/30最終閲覧)。

¹⁴ The Council of the EU(28th September 2022), Ukraine:Declaration.

¹⁵ The European Council (30th September 2022), *Statement by the Members of the European Council*,<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/09/30/statement-by-the-members-of-the-european-council/>(2023/1/30最終アクセス)。

¹⁶ The European Council (30th September 2022), Statement.

¹⁷ The European Council (30th September 2022), Statement.

¹⁸ The Council of the EU (2022) 8th package (A).

¹⁹ The Council of the EU (2022) 8th package (A).

²⁰ The Council of the EU (2022) 8th package (A).

²¹ The Council of the EU (2022) 8th package (A).

²² The Council of the EU (2022) 8th package (A).

²³ The Council of the EU (2022) 8th package (A).

²⁴ The Council of the EU (2022) 8th package (A).

²⁵ The Council of the EU (2022) 8th package (A).

²⁶ The Council of the EU (6th October 2022), *Latest package of sanctions in view of Russia's escalating aggression against Ukraine : EU adopts restrictive measures against an additional 30 individuals and 7 entities*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/10/06/latest-package-of-sanctions-in-view-of-russia-s-escalating-aggression-against-ukraine-eu-adopts-restrictive-measures-against-an-additional-30-individuals-and-7-entities/> (2023/1/31最終アクセス)。以下では、The Council of the EU (2022) 8th package (B) と略す。

²⁷ The Council of the EU (2022) 8th package (B).

- ²⁸ The Council of the EU (2022) 8th package (B). JSCカラシニコフ・コンサルーンは、いわゆるカラシニコフ銃の製造元として知られている。
- ²⁹ The Council of the EU (2022) 8th package (B).
- ³⁰ Grosser,Pierre, (2022) “Guerre d’Ukraine:un modèle coréen?”, *Politique étrangère*, p.11.
- ³¹ The Council of the EU (2022) 8th package (B).
- ³² The Council of the EU (2022) 8th package (B).アレキサンドル・ドウキンに関しては次を参照。小泉悠、(2022)『「帝国」ロシアの地政学-「勢力圏」で読むユーラシア戦略』、東京堂出版、64頁。ドウキンの著作はいまだ邦訳されていない。
- ³³ The Council of the EU (2022) 8th package (B).
- ³⁴ The Council of the EU (2022) 8th package (B).
- ³⁵ The Council of the EU (2022) 8th package (B).
- ³⁶ The European Union (2022), *Timeline - EU restrictive measures against Russia over Ukraine*,<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/history-restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/> (2022/12/26最終閲覧)。
- ³⁷ The United Nations General Assembly resolution (10 October 2022), *Ukraine :UN General Assembly demands Russia reverse course on attempted illegal annexation*, <https://news.un.org/en/story/2022/10/1129492> (2022/12/26最終アクセス)。
- ³⁸ The United Nations General Assembly resolution (10 October 2022).
- ³⁹ 国連制裁とは国際連合憲章に基づき安全保障理事会の決議によって発動される制裁であり、単独制裁とは各国が自らの国内法に基づいて独自に特定の政策目標を達成するために実施する制裁を指す。一部の地域機構は国連と同じように多国間制裁を行うことができるとされる。次を参照。鈴木 (2022) 2頁。EUによる対ロシア経済制裁（制裁パッケージ）はこの多国間制裁の一例である。なおEUによる制裁を国連制裁、国連制裁を補完する制裁、単独制裁の三種類に分類して論じたものとして次を参照。Biersteker,T.&C.Portela, (July 2015) ”EU sanctions in context: three types”, *European Union Institute for Security Studies*,pp.1-4.
- ⁴⁰ The Council of European Union (16 December 2022), *Russia’s war of aggression against Ukraine:EU adopts 9th package of economic and individual sanctions*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/16/russia-s-war-of-aggression-against-ukraine-eu-adopts-9th-package-of-economic-and-individual-sanctions/> (2022/12/26最終アクセス)。以下ではThe Council of European Union (16 December 2022) (A) と記す。
- ⁴¹ The Council of European Union (16 December 2022) (A).
- ⁴² The Council of European Union (16 December 2022) (A).
- ⁴³ The Council of European Union (16 December 2022) (A).
- ⁴⁴ 大八木 (2023)。
- ⁴⁵ The Council of European Union (16 December 2022) (A).
- ⁴⁶ The Council of European Union (16 December 2022) (A).
- ⁴⁷ The Council of European Union (16 December 2022) (A).
- ⁴⁸ SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication = 国際銀行間通信協会) とは国際決済制度の一種である。第9パッケージにおいて対象となったのは次の通りである。Bank Otkritie, Novikconom Bank, Promsvyazbank, Rossiya Bank, Sovcombank, Vnesheconombank, VTB Bank.
- ⁴⁹ 対象となったのは次の通りである。Sberbank、モスクワ・クレジットバンク、ロシア農業銀行とベラルーシ復興開発銀行。
- ⁵⁰ The Council of European Union (16 December 2022) (A).
- ⁵¹ ここに含まれる放送局は次の通りである。NTV/NTV Mir、Rossiya 1、REN TV、Pervyi Kanal。The Council of European Union (16 December 2022).
- ⁵² The Council of European Union (16 December 2022) (A).

- ⁵³ The Council of European Union (16 December 2022) (A).
- ⁵⁴ The Council of European Union (16 December 2022), *Russia's war of aggression against Ukraine :the EU blacklists additional 141 individuals and 49 entities*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/16/russia-s-war-of-aggression-against-ukraine-the-eu-blacklists-additional-141-individuals-and-49-entities/> (2022/12/26最終アクセス). 以下ではThe Council of European Union (16 December 2022) (B) と記す。
- ⁵⁵ The Council of European Union (16 December 2022) (B).
- ⁵⁶ The Council of European Union (16 December 2022) (B).
- ⁵⁷ The Council of European Union (16 December 2022) (B).
- ⁵⁸ The Council of European Union (16 December 2022) (B).
- ⁵⁹ The Council of the EU (25th February 2022), <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/02/25/russia-s-military-aggression-against-ukraine-eu-imposes-sanctions-against-president-putin-and-foreign-minister-lavrov-and-adopts-wide-ranging-individual-and-economic-sanctions/> (2022/8/5最終閲覧).
- ⁶⁰ The Council of the EU, (15th March 2022), *Russia's Military aggression against Ukraine:fourth EU package of sectoral and individual measures*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/03/15/russia-s-military-aggression-against-ukraine-fourth-eu-package-of-sectoral-and-individual-measures/> (2022/8/5最終閲覧)
- ⁶¹ The Council of the EU (8th April 2022), *EU adopts fifth round of sanctions against Russia over its military aggression against Ukraine*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/04/08/eu-adopts-fifth-round-of-sanctions-against-russia-over-its-military-aggression-against-ukraine/> (2022/8/6最終閲覧).
- ⁶² Special meeting of the European Council (30-31th May 2022), <https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/european-council/2022/05/30-31/> (2022/8/6最終閲覧).
- ⁶³ The Council of the EU (25th February 2022).
- ⁶⁴ The Council of the EU (21th July 2022), *Russia's aggression against Ukraine: EU adopts“maintenance and alignment”package*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/07/21/russia-s-aggression-against-ukraine-eu-adopts-maintenance-and-alignment-package/> (2022/8/6最終閲覧).
- ⁶⁵ The Council of the EU (25th February 2022).
- ⁶⁶ The Council of the EU (15th March 2022).
- ⁶⁷ The Council of the EU (8th April 2022).
- ⁶⁸ The Council of the EU (21th July 2022).
- ⁶⁹ The Council of the EU (8th April 2022).
- ⁷⁰ Special meeting of the European Council (30-31th May 2022).
- ⁷¹ (Fr) The Council of the EU (23th February 2022), *EU adopts package of sanctions in response to Russian recognition of the non-government controlled areas of the Donetsk and Luhansk oblasts of Ukraine and sending of troops into the region*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/02/23/russian-recognition-of-the-non-government-controlled-areas-of-the-donetsk-and-luhansk-oblasts-of-ukraine-as-independent-entities-eu-adopts-package-of-sanctions/> (2022/8/2最終閲覧).
- ⁷² The Council of the EU (8th April 2022).
- ⁷³ The Council of the EU (2022) 9th package (A).
- ⁷⁴ The Council of the EU (2022) 9th package (A).
- ⁷⁵ The Council of the EU (2022) 9th package (A).
- ⁷⁶ The Council of the EU (2022) 9th package (A).
- ⁷⁷ The Council of the EU (2022) 9th package (A).

⁷⁸ The Council of the EU (25th February 2022).

⁷⁹ The Council of the EU (15th March 2022).

⁸⁰ The Council of the EU (2022) 9th package (A).

⁸¹ The Council of the EU (28th February 2022), *EU adopts a new set of measures to respond to Russia's military aggression against Ukraine*,

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/02/28/eu-adopts-new-set-of-measures-to-respond-to-russia-s-military-aggression-against-ukraine/> (2022/8/5最終アクセス).

⁸² Special meeting of the European Council (30-31th May 2022).

⁸³ The Council of the EU (2022) 9th package (A).

⁸⁴ EUの経済制裁全般を論じ、とくにその有効性について論考したものとして次を参照。Rácz,András.,O. Spillner and G.B.Wolf, (2023)“Why Sanctions Against Russia Work”, *Intereconomics*,Vol.58,No.1, pp.52-55.

⁸⁵ 長谷川 将規 (2018)。

⁸⁶ Schott,J.J. (2023), pp.10-11.

武力紛争時における夜間外出禁止令及び海外渡航禁止令の 有用性に関する考察

日本大学危機管理学部 教授 吉田 正法

- I はじめに
- II 夜間外出禁止令の有用性
- III 海外渡航禁止令の有用性
- IV 我が国における法的措置の可能性
- V おわりに

I はじめに

2022年2月のロシア軍によるウクライナ侵攻は、ウクライナ政府がミンスク（II）合意（2015年2月12日）を履行することができなかつただけでなく、ロシアに対する強硬姿勢を示し米国などとの協力を進めたことから開始されたと考えられることから、ロシアの「特別軍事作戦」の本来の目的は、反ロシア政権であるゼレンスキー大統領の排除による親ロシア政権の樹立、いわゆるレジーム・チェンジであるとみられる。

本稿では、このような状況において、軍事力をはじめとする総合的な国力に優るロシアに対してウクライナ政府・国民がロシア軍のウクライナ領土からの排除を目標として戦闘を継続することを可能としている要因について考察を行いたい。特に、2003年のイラク戦争におけるイラク・フセイン政権の事例と異なり、組織的な軍事作戦を遂行する上で不可欠な軍事指揮系統を維持すると同時に、政治的には国民の抗戦意思の統一に不可欠な政治指導部の存在に成功した要因について分析を行うことが有益だと考えられる。また、ロシア軍の侵攻開始から2年になろうとする長期間の戦闘の継続を支えるウクライナの人的基盤あるいは社会活動・経済活動基盤の維持に成功した要因についても分析の必要があると考えられる。なお、ウクライナとロシアの戦闘は現在も継続していることから、本格的な分析は事態収束後に明らかになる資料などに基づき行われる必要があり、現段階では公開情報などに基づいた考察であることには留意が必要である。その上で、ウクライナにはあるが日本には存在しない「非常事態」又は「戒厳」の布告により執られている措置である①いわゆる斬首作戦を阻止する上で有効な措置であると考えられる「夜間外出禁止令」の有用性、及び②戦闘継続を支える人的基盤及び社会・経済基盤を維持するための措置としての「海外渡航禁止令」の有用性について検討する。また、それらの考察から、わが国での武力攻撃事態における態勢として検討すべき法的課題について提起する。

II 夜間外出禁止令の有用性

1 要人殺害と斬首作戦

(1) ソ連によるアフガニスタン侵攻

一般のロシア軍によるウクライナ侵略を、レジューム・チェンジを目的とする武力介入と考える場合、参照すべき事例と考えられるのが1979年12月のソ連軍によるアフガニスタン侵攻である¹。1978年のサウル革命によりアフガニスタンに社会主義政権をもたらしたアフガン人民民主党のアミル書記長の独裁政権化・反ソ連化の動きがソ連の武力介入を招いたと考えられることから、ソ連の軍事作戦の目的の中心が、同書記長の排除及び親ソ連政権の樹立であることは実際の対応からも明らかになっている。しかしながら、書記長への攻撃は、軍事目標として正規軍部隊による武力行使がなされたものではなく、「嵐333号作戦」²と呼ばれる作戦計画に基づく特殊部隊による特殊作戦として行われ、1979年12月27日、書記長官邸（タジベク宮殿）への襲撃が行われ、同書記長が殺害されている。この作戦には、ソ連軍の特殊部隊のみならず情報・工作機関であるKGBの要員も参加していたとされていることからその本質が軍事オペレーションではなく要人暗殺であり、夜間19時30分に作戦が開始されたことから、実行者の隠匿を図ることが目的であったと推察される。

(2) 米国によるパナマ侵攻

ソ連と同様に米国もまたレジューム・チェンジを目的とする武力介入を実施した事例がみられる。1989年12月20日から開始されたパナマ侵攻は、ブッシュ米大統領の声明³によれば、パナマの政情が不穏になり米国人の声明が危険にさらされていることから、米国人の声明とパナマの民主主義を守り、麻薬取引を撲滅すること、及びパナマ運河条約の遵守を確実にすることを目的とするものであった。この目的を達成するためにパナマ運河地帯に駐留する米軍約1万3千人に加え本土から派遣された海兵隊部隊等約9千500人により実施された「正当な理由作戦」と呼ばれる作戦計画に基づく作戦は、首都にあるパナマ軍総司令部を主な攻撃目標としていた。最終的にバチカン大使館に匿われたノリエガ将軍が投降するのは1990年1月3日のことだったが、ノリエガ将軍を麻薬取引への関与の罪で米国へ移送したことから明らかなように、この作戦が反米独裁政権化したノリエガ将軍を中心とするパナマ政府のレジューム・チェンジを目的とするものであったと推察される。この作戦も午前1時、深夜に開始されている。

(3) 米国によるウサマ・ビンラーディン及びバグダーディ殺害事案

上記(1)の事例と同様に軍の特殊部隊による要人殺害が行われたのが、米国オバマ政権によるウサマ・ビンラーディン殺害事案とトランプ政権によるバグダーディ殺害事案である。2001年9月11日に発生した米国同時多発テロ事件は、米国に対する武力攻撃と認定され、同事件の首謀者とする国際テロ組織アルカイダのウサマ・ビンラーディンの引き渡しを拒否したアフガニスタン政府に対して、自衛権に基づく武力行使が米国により行われることとなった。しかしながら、アフガ

ニスタン国内において米国はビンラーディンを攻撃目標として殺害、あるいは法執行として逮捕・拘束することはできないままであった。その後、パキスタン国内に潜伏するビンラーディンを確認した米国政府は、2011年5月2日、「ネプチューン・スピア作戦」⁴と呼ばれる作戦計画に基づき米海軍特殊部隊（SEAL チーム6）による特殊作戦として、隠れ家である民家へのヘリコプターでの襲撃を実行し、ビンラーディンを殺害している。この作戦も深夜午前1時頃に実施され、ビンラーディン側やパキスタン政府に対する作戦の秘匿への配慮がなされたとみられる。

また、国際テロ組織ISの指導者であるバグダーディに対しても、シリア領内での隠れ家を確認した後、2019年10月26日、「カイラ・ミューラー作戦」⁵と呼ばれる作戦計画に基づく特殊部隊による特殊作戦として、ヘリコプター8機・人員約100名により襲撃を行い、バグダーディの死亡を確認している。この作戦も深夜12時に作戦が開始され、バグダーディ側に対する作戦の秘匿がなされたとみられる。

(4) 米国によるイラン革命防衛隊司令官殺害事案

軍事技術の進歩により、要人殺害の手段は特殊部隊による襲撃作戦に限られなくなっている。例えば、無人航空機（UAV）を用いて要人殺害を実施した事例が、米国トランプ政権によるイラン・イスラム革命防衛隊コッズ部隊のソレイマニ司令官殺害事案である。米国での報道⁶によれば、2020年1月2日夜、バグダッド国際空港付近でソレイマニ司令官らの乗車する車両2両に対して米空軍の無人航空機（MQ-9 リーパー）が攻撃を行い、同司令官らを殺害したとされている。

(5) 米国による朝鮮半島での作戦計画

上記（2）で述べたような米国によるレジューム・チェンジを目的とした武力介入は、イラク戦争においても、対米強硬姿勢が明らかなフセイン大統領が攻撃目標となっている。2003年3月20日午前5時30分に開始された「衝撃と畏怖作戦」⁷は、海軍艦艇から発射されたトマホーク巡航ミサイルや空軍ステルス爆撃機から発射された精密誘導兵器などにより政権中枢の所在地を空爆することから開始されている。政治指導者であるフセイン大統領などの政権中枢を軍事目標とみなし武力攻撃の対象とすることについては、国際法上も議論があるが、この攻撃は、独裁的権力の戦争指導、軍事指揮機能を麻痺させることにより組織的抵抗力を弱めることを目的としたものだったと考えられる。実際、この空爆によりフセイン大統領が死亡することはない、また同年12月13日に同大統領が拘束されたのちイラク暫定政権に引き渡されたことから、米国の考えるフセイン大統領の排除は必ずしも同大統領の殺害を意味するものではなかったとみられる。

他方、イラク・フセイン政権と同様に対米強硬姿勢を続ける独裁国家である北朝鮮・金正恩政権に対しては、2015年に策定されたとされる米韓連合軍による「作戦計画5015」において、北朝鮮指導部を狙ったいわゆる「斬首作戦」が計画されていると報道⁸されている。このような作戦計画は極めて秘匿度の高い文書であることから対外的に明らかになることはないが、いわゆる「斬首作戦」を想定した米韓共同訓練の実施についても報道がなされており、2022年9月22日にも、在韓米軍特殊作戦司令部が米韓両国の特殊部隊による敵地侵入訓練「チークナイフ」の様子を公表して

いる。このように、北朝鮮と米韓連合軍との間で武力紛争が生じた場合には、上記（3）の事例で明らかになったような米軍の特殊作戦能力を活用した作戦が実行される可能性は十分に考えられる。更に、2022年10月23日には、海上自衛隊鹿屋基地において、アジア・太平洋地域では初めてとなるMQ-9リーパーの運用部隊「米空軍第319遠征偵察中隊」の発足式が行われ一年間の暫定運用が開始されるなど、上記（4）の事例で明らかになったような要人殺害作戦を実行する能力も保持するに至っている。

2 夜間外出禁止令をめぐる論点

(1) ウクライナにおける夜間外出禁止令の有効性

ロシア軍侵攻後のウクライナにおいても、首都キーウの制圧を目指す軍事作戦の侵攻に伴って、ウクライナ・ゼレンスキー大統領を標的とする殺害計画に関する報道がみられるようになった。例えば、ウクライナ政府関係者を含むインタビューに基づくNHKの報道番組⁹の内容によれば、ロシア軍侵攻直後から、キーウにおいて特定のビルの屋上に標的であることを示すとみられる表示が確認されるなど、ロシアの工作員の潜入・活動が活発化し、大統領府付近での襲撃事件や、大統領の暗殺未遂事件が複数回発生していたとみられる。ウクライナの「非ナチ化」、「非軍事化」を目指すというプーチン・ロシア大統領の発言を踏まえれば、ナチ政権とみなし、強硬な姿勢でロシアへの軍事作戦を進めるゼレンスキー大統領を排除することが作戦の優先目標となっていたことは間違いなく、ベラルーシ国境からの正規軍部隊によるキーウ攻略のための軍事作戦と同時期に、ゼレンスキー大統領殺害のための特殊作戦が立案・実行されていた可能性は非常に高いと考えられる。

他方、ウクライナ側もロシア軍の侵攻に備え、2022年2月23日にはウクライナ憲法第106条第1項第21号に基づく「国家非常事態」の宣言を決定し、24日から全土に発令されている。ロシア軍の侵攻後の24日には、「戒厳」の布告が発出され、現在まで数次にわたり延長されている。ウクライナ憲法第64条第2項においては、緊急事態時でも制約してはならない人権が規定されているが、「国家非常事態」宣言の下で発令が可能となる「夜間外出禁止令」については、首都キーウを含む複数の地域で一定の期間、断続的に発令されている。ウクライナによる「夜間外出禁止令」の発令基準は明らかではないが、その必要性から場所と期間が定められることから、①敵国軍の侵攻が予測される地域における住民の安全確保、②ウクライナ軍の作戦行動の秘匿の必要性、③不審な破壊活動等の防止といった理由から発令されることが考えられる。今般のキーウにおけるロシア側の作戦行動への対処において、ウクライナによる夜間外出禁止令の具体的な効果を現時点で検証することは困難であるが、上記1で述べたように、要人殺害のためのオペレーションは一般に、作戦の秘匿上夜間に行われることが多いことから、適切な対処のためにも「夜間外出禁止令」は有効な措置になり得たものと考えられる。

ロシア軍の侵攻初期における首都キーウをめぐる攻防にウクライナ軍が勝利した結果、ゼレンスキー大統領は生存し、政権幹部とともに首都キーウに留まることにより、政治的には徹底抗戦を続

ける意思へのウクライナ国民からの支持の獲得に成功したと考えられる。このことにより、外交的にも欧米諸国からの支持獲得に成功し、軍事援助をはじめとする各種の支援獲得につながったものとみられる。また、軍事的には、国家レベルの戦争指導体制及び軍の指揮系統の維持に成功し、長期間にわたる組織的戦闘の継続につながったと評価できる。

(2) 集会の自由を制限するための夜間外出禁止令に関する各国における法的論点

「夜間外出禁止令」に関して特に議論となるケースが、諸外国において軍事クーデターによる政府権限掌握のための戒厳令の布告に伴う「夜間外出禁止令」の発出である。例えば、2014年5月22日のタイ陸軍による軍事クーデターの際には、軍事クーデター宣言に先立ち、5月20日に戒厳令が布告されている。また、2021年2月1日のミャンマー国軍による軍事クーデターにおいても、政府権限の掌握のための非常事態宣言の発令後、3月14日にヤンゴンの一部地区への戒厳令が布告され、騒乱の拡大に応じて順次対象地区が拡大されている。このように、軍政側にとっては、軍政側への批判的政治活動を阻害することを目的とする措置として「夜間外出禁止令」が有効な措置であるとの認識が一般化していると考えられる。他方、自由主義諸国である欧州諸国においても、例えばスペイン憲法第55条第1項においては憲法上停止できる人権が列挙されており、その中に表現の自由、集会の自由が含まれていることから、憲法第116条第4項に基づく「戒厳」や同条第3項に基づく「緊急事態」に際して、そのような規制を行うことができると考えられる。同様にフランス共和国憲法第36条に基づく「戒厳」においても、国防法典 L-2121-7に基づく措置として、軍当局による出版・集会の禁止等の措置が認められていることにも留意が必要である。

(3) 移転の自由を制限するための外出禁止令に関する各国における法的論点

移転の自由を制限する措置としての「外出禁止令」の発出については、新型コロナウイルス感染症対応に際して、いわゆるロックダウンの是非をめぐる議論とともに多くの実例がみられることとなった。憲法上の規定に基づき移転の自由に対して制限を課したとみられる国としては、スペインとイタリアが挙げられる¹⁰。スペインにおける新型コロナウイルス感染症対策としての移動制限については、憲法第116条第2項の規定に基づく「警戒事態」における措置の一つとして、組織法に基づく布告政令において発出されている。また、イタリアにおける新型コロナウイルス感染症対策としての移動制限については、共和国憲法第77条第2項の規定により「緊急の必要がある非常の場合」に発出される「緊急法律命令」に基づく措置の一つとして発出されている。

他方、ドイツにおいては、連邦共和国基本法第35条第3項に規定する緊急事態としての「災害事態」に際して移転の自由に対する一定の制限が可能だとされているところ、今般の新型コロナウイルス感染症対策としての移動制限については、既存法令の「感染症防護法」に基づく措置として実施されている。ドイツにおいては、感染症の拡大防止という公共の福祉という目的のために、必要な手段として一定の私権制限としての移動制限を課すことが立法措置によって許されるとの法的立場に立っていることが理解される。同様にフランスにおいても、共和国憲法第16条第1項の規定により「非常事態」において、大統領は状況により必要とされる措置（非常権限）をとることが

可能とされているところ、今般の新型コロナウイルス感染症対策としての移動制限については、既存法令の「公衆衛生法典」に基づく「衛生緊急事態」における措置の一つとして発出されている。この他英国においても、既存法令の「公衆衛生法」などに基づく措置の一つとして新型コロナウイルス感染対策としての移動制限が実施されており、各国憲法において人権の一つとして保障されている移転の自由に対して、一定の要件の下での制限を可能とする欧州主要国の法的解釈の共通性を見ることができる。

Ⅲ 海外渡航禁止令の有用性

1 冷戦終了後の世界における武力紛争の様相

結果として約4年3月を超える長期間の戦争となった第一次世界大戦の教訓により、「総力戦」という概念の下、その準備を進めてきた列強（大国）は、再び世界規模の大戦を約6年にわたり継続することとなった。このような「総力戦」への備えは、米国及びソヴィエト連邦を中心とする東西両軍事ブロックの対峙による冷戦の期間中も継続し、大規模な常備軍戦力及び戦時動員を可能とする体制が各国により保持されてきた。1989年12月のマルタ会談による米ソ両国首脳による冷戦の終結宣言の後、実質的には1991年12月のソヴィエト連邦の崩壊により冷戦が終了した後、東西両軍事ブロックの軍事衝突としての第三次世界大戦の可能性が消滅したことにより、各国は常備軍戦力の削減や戦時動員のための体制を見直すこととなった、例えば、フランスにおいては、1996年以降の新規徴兵が停止され2001年に制度が撤廃されている。また、東西ドイツ再統一後のドイツ連邦共和国においては2011年7月に徴兵制が停止されている。

他方、冷戦終了後に発生した主権国家間の武力紛争の様相は、優勢な戦力・作戦計画を準備し、人的・経済的コストを最小にするために可能な限り短期間で軍事的目標を達成することを目的に武力行使が行われるものとなっている。例えば、1989年8月のイラクによるクウェート侵攻は、軍事的には1日を待たずにクウェート軍の制圧が完了している。また、2003年3月の米国によるイラクへの武力行使、「イラクの自由作戦」においても、軍事的には約40日でイラク正規軍の組織的抵抗は終了し、5月にブッシュ米大統領による大規模戦闘終結宣言が出されている。特に米国によるステルス航空戦力や、精密誘導兵器、デジタルネットワーク化された部隊運用といったデジタル時代に対応する先端技術を用いた戦力の活用による成果は、軍事における革命（RMA）として注目を集め、各国の国防政策に大きな影響を与えたとみられている。同様にロシアについても、2008年8月、南オセチア紛争への軍事介入として行われたジョージアへの武力行使は、軍事的には約5日足らずでジョージア軍を圧倒し、停戦交渉の結果、南オセチア及びアブハジアへのジョージアの影響力排除という軍事的目標を達成している。

しかしながら、2022年2月のロシアによるウクライナへの武力行使は、これまで述べたような現代戦の様相を踏まえて計画されたとみられるロシアの想定の通りには進んでいないのは明らかで

ある。短期間で首都キーウが陥落する可能性が高いとの各国の見通しを覆すウクライナ側の抵抗により、ロシア・ウクライナ紛争は戦線の膠着化、戦闘の長期化の様相を見せている。この紛争では、衛星通信を活用したUAVなど無人兵器の大規模使用や長射程精密誘導兵器の活用など先端技術を用いた戦闘や、戦場外でのSNSなどを活用した情報戦など新しい戦争の様相もを見せているものの、その最前線は長大な塹壕線をはさんで領土を奪い合うような第一次世界大戦でみられた戦い方に戻ったようになっている。すでに2年になろうとする戦闘の長期化により、この紛争の様相はまさに「総力戦」の様相を見せていることから、ロシア・ウクライナ両国にとってこの「総力戦」への対応の成否が、紛争の結果に大きく影響を与えられとされる。また、各国にとっても、現代戦におけるロシア・ウクライナ紛争の教訓を分析し、適切に対応する必要があると考えられる。

2 海外渡航禁止令をめぐる論点

(1) ウクライナにおける海外渡航禁止令の有効性

ソヴィエト連邦の時代から続いていた徴兵制の廃止をウクライナ政府が決定するのは、2013年10月のことであった。志願制へ移行しようとする軍改革は、冷戦終了後の戦争の様相への対応として適切なものであり、他の欧州諸国と同様の選択であったとみられる。しかしながら、2014年2月に発生したクリミア危機の後、3月のロシアによるクリミア併合や東部ウクライナ紛争の状況を踏まえ、ウクライナ政府は2014年5月に徴兵制の復活を決定しており、正規軍の充足確保という目的に加え、戦時動員基盤の確保はこの時点から進められていたとみることができる。

ロシア軍の侵攻を受け、2022年2月24日にはウクライナ憲法第106条第1項第20号に基づく「戒厳」の布告が発出され、その措置の一つとして、18歳から60歳までの男性に軍役に課すことができる「総動員令」が発令されるに至っている。上記で述べたように、徴兵制の再開による戦時動員基盤の確保への取組がこの「総動員令」を実効性のあるものとしていると考えられる。また同時に、軍役・徴兵逃れの防止が目的であるとみられる「海外渡航禁止令」が発令され、18歳から60歳までの男性の海外渡航が原則として禁止されることとなった。他方、ウクライナ国土全体がロシア軍による長距離巡航ミサイルや航空機発射弾道ミサイル攻撃の射程内となり、いわば戦闘地域に該当している状況において、非戦闘員である国民保護のための安全な避難先は隣国しかないことから、保護が必要な未成年の子どもの養育や高齢親族の介護等のために国外へ避難する必要がある男性が「海外渡航禁止令」の例外となっていることは合理性のある措置だと考えられる。

現段階ですべての対象男性が軍役に課されているわけではないが、2023年5月31日には義務兵役対象年齢（18歳から27歳まで）を2歳引き下げる決定がなされ、26・27歳の男性を戦闘任務に従事させることを可能とするなど、更なる戦闘の長期化に備えた兵員確保が必要な状況となっている。また、ロシア・ウクライナ紛争が「総力戦」の様相を見せている中で、社会活動及び経済活動を支える人員を確保することもますます重要になっていくと考えられ、「海外渡航禁止令」の有用性は明らかであると考えられる。報道¹¹によれば、「海外渡航禁止令」に違反し出国した者が2万

人近くにのぼるとされている一方、約2万1千人の出国を阻止したとのことである。このように「海外渡航禁止令」が一定の効果を挙げていることから、国民に対する義務の公平性を確保するためにも有用なものとなっているのではないかと考えられる。

(2) ヨーロッパ人権条約及び国際人権規約の考え方

第二次世界大戦後の国際社会において達成されるべき共通の課題としての人権の保護に関して、1950年11月4日に「ヨーロッパ人権条約」が制定され、まず欧州諸国においてその取組が進められることとなった。条約本文においては、移動の自由を保護する規定は明文化されていなかったものの、1963年9月16日に制定された「第4議定書」第2条において、移動の自由が明文化されている。出国の自由に関しては、第2条2項において「すべての者は、いずれの国（自国を含む）からも自由に離れることができる。」とされたものの、同条3項として「前2項の権利の行使については、法律に基づく制限であって、国の安全もしくは公共の安全のため、公の秩序の維持、犯罪の防止、健康もしくは道徳の保護または他の者の権利および自由の保護のため、民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課してはならない。」との規定が置かれたことから、立法措置を伴うことにより特定の目的のための制限が可能であるとの考えが示されている。

また、人権の保護を国際社会に広げるための国連の取組として1966年に制定（1976年発効）された「世界人権規約」においても、移動の自由については「自由権規約」第12条2項において「すべての者は、いずれの国（自国を含む。）からも自由に離れることができる。」とされている一方、同条3項において「1及び2の権利は、いかなる制限も受けない。ただし、その制限が、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この規約において認められる他の権利と両立するものである場合は、この限りではない。」と規定されており、「ヨーロッパ人権条約」と同趣旨の規定が置かれている。

(3) 出国の自由を規制する目的の海外渡航禁止令をめぐる各国における法的論点

ロシアにおいては、2003年から進められてきた軍改革に基づき契約軍人（志願兵）制度の導入が行われてきたものの、ウクライナと同様にその人員の多くを徴集兵に支えられている状況にある。他方、ウクライナとは異なり、紛争開始時点においては自国領域外での「特別軍事作戦」の実施という立場をとっていたロシアは、ロシア連邦憲法第56条第1項に規定する「非常事態」の布告に基づく「動員令」や「海外渡航禁止令」を発出するなどの措置はとっていなかった。しかしながら、2022年9月に予備役30万人の「部分動員令」を発出するなど、ロシア・ウクライナ紛争における戦線の膠着化・長期化は、ロシア側の作戦計画に大きな影響を与える事態になっていったものとみられる。この動員は、モスクワやサンクトペテルブルクといった大都市居住者を主たる対象者とはしていなかったとみられているものの、「海外渡航禁止令」を伴わない動員は結果的に国外への脱出者を増やすことにつながり、紛争開始後現在までに約90万人のロシア人が出国したとみられている¹²。大量の人的資源の国外流出は、いわゆる徴兵逃れとしてロシア軍の動員基盤を損なうだけでなく、「総力戦」を継続する社会活動及び経済活動へ多大な影響を与えていると考えら

れる。

このような状況を踏まえ、2023年4月14日には電子招集令状を導入する法律が成立し、予備役への確実な招集を行う法的根拠を整え、また8月4日には、2024年1月以降に兵役義務年齢18歳から27歳の上限年齢を30歳へ引き上げる法改正がなされるなど、更なる長期戦に備えた兵員確保のための施策が実施されている。一方、徴兵逃れ対策としての招集対象者の海外渡航禁止措置に関しては、招集違反者に対し最高刑として禁錮5年の刑事罰を設け、招集対象者に対する出国禁止措置を可能とする法制化が議論されていることが報道されている¹³。「ヨーロッパ人権条約」締約国でもあるロシアの法体系において、権利及び自由に一定の制限を設けることができる憲法第56条第1項に規定する「非常事態」における措置によらず、法律の規定により憲法第27条第2項に規定する海外渡航の自由を制限する場合に議会でどのような審議が行われることになるか、今後の動向が注目される。

IV 我が国における法的措置の可能性

上記Ⅱ及びⅢで記述したように、ロシア・ウクライナ紛争で明らかになった現代の武力紛争の様相に適切に対応するため、武力紛争時における「夜間外出禁止」及び「海外渡航禁止」を可能にする法的措置の有用性、必要性には一定の合理性があると考えられる。このため、我が国における法的措置の可能性を検討する上で考えられる論点について考察を行っていききたい。

1 夜間外出禁止令をめぐる論点

(1) 新型コロナウイルス感染症対応としてのロックダウンをめぐる議論

2 (3) で述べたように、感染拡大を予防するための措置としていわゆるロックダウン（特定地域での外出制限等）を行った欧州諸国の法的根拠は大別して2つに分けることができる。一つは憲法で保護された権利又は自由を制限するために憲法上の規定を用いて制限を加えた事例であり、もう一つは法律に基づく感染症対応措置の一つとして実施した事例である。我が国の場合は、いわゆるロックダウンによらず、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第45条第1項に基づく住民への外出禁止等の協力の要請により対応してきたため、移動の自由を制限するための新たな法的措置の適否をめぐる議論が国会審議等の場で行われておらず、規制を可能とする具体的な法律上の要件は必ずしも明らかではない。しかしながら、ロックダウンと憲法との関係などに関する研究者の考察¹⁴を踏まえれば、日本国憲法第22条第1項「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」との規定を踏まえ、『公共の福祉』のために必要となる目的と、その規制手段との適切なバランスを法律上の要件に設定することにより、夜間外出を禁止する措置を法律に規定することは可能ではないかと考えられる。

(2) 夜間外出禁止措置と実質的に同じ効果を得るための方策

他方、移動の自由の制限を目的とするものではなく、武力攻撃時に想定され得る政府中枢付近での被害から国民を守る目的で、国民保護法に基づく措置として実質的に夜間外出禁止素意と同じ効果を得るための方策を考慮する必要があるのではないかと考えられる。例えば、「国民保護法」には第52条第1項「対策本部長は、第四十四条第一項の規定により警報を発令した場合において、住民の避難（屋内への避難を含む。以下同じ。）が必要であると認めるときは、基本指針で定めるところにより、総務大臣を経由して、関係都道府県知事に対し、直ちに、所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示するものとする。」との規定があり、政府中枢付近の一定の地域の住民を屋内に留まらせるような指示を行うことは可能だと考えられる。しかしながら、当該措置のみでは地域外の住民の流入を防止することができないため、何らかの権限規定を創出する必要がある。災害対策基本法には第63条第1項において「災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。」との規定があることから、「国民保護法」に同趣旨の規定を設けることは可能ではないかと考えられる。

2 海外渡航禁止令をめぐる論点

(1) 旅券法第十三条第一項をめぐる論点

海外渡航の自由については、日本国憲法第22条第2項「何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。」を根拠とし、『『外国に移住する自由』には外国へ一時旅行することも含むものと解すべきである』との判例があり、また多数説として認識されている¹⁵。このため、「旅券法」第13条第1項「外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。」第7号「前各号に掲げる者を除くほか、外務大臣において、著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」の規定について、憲法第22条第2項に違反すると多くの研究者が指摘している¹⁶。一方、昭和33年のいわゆる帆足計事件最高裁判決以降、判例では「旅券法」第13条第1項第7号に基づく海外渡航の自由の制約を合憲としている。

なお、日本人の出国については、「出入国及び難民管理法」第60条第1項において、「本邦外の地域に赴く意図をもって出国する日本人（乗員を除く。）は、有効な旅券を所持し、その者が出国する出入国港において、法務省令に定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。」とされていることから、日本人の海外渡航を禁止するためには、「旅券法」の改正による旅券発給の停止、あるいは「出入国及び難民管理法」の改正による出国手続きの変更が必要になると考えられる。いずれの場合でも、規制の目的とその規制手段の適切なバランスを法律上の

要件に設定する必要があると考えられることから、「武力攻撃事態等対処法」第8条において「国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性に鑑み、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が武力攻撃事態等において対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。」との努力規定しかない国民の協力について、より一層の役割の明確化あるいは責務とする法改正を行い、武力攻撃事態等において国内に留まる必要性を示すことが前提となるものと考えられる。

(2) 海外渡航禁止措置と実質的に同じ効果を得るための方策

日本国憲法の施行により海外渡航の自由が認められた後も、外貨持出制限により、日本国民は実質的に海外渡航が禁止された状態にあった。「外国為替及び外国貿易法」に基づく規制の緩和により海外渡航が自由化されたのは1964年4月であり、この制限枠は1978年に撤廃されている。仮に、戦闘の長期化により我が国の経済活動に影響が生ずるような場合に、過去に行われたような外貨持出制限措置が必要になるのであれば、実質的に海外渡航禁止措置と同じ効果をもたらすと考えられる。

いずれにせよ、我が国も「総力戦」に相当するような長期間の戦闘継続を想定し、社会活動基盤及び経済活動基盤の維持のために必要な施策を検討する必要があると考えられる。

V おわりに

これまで、現在も続いているロシア軍の侵攻に対するウクライナの対応を教訓に、我が国に対する武力攻撃の際に必要なと考えられる措置を執るための方策について検討してきたが、憲法で規定される権利及び自由を制限するとの議論を惹起する施策に関しては、憲法上の根拠に基づき実施することが国民の理解を得る上で望ましいものと考えられる。外部からの武力攻撃の発生といった事態に必要な憲法上の規定、いわゆる「緊急事態条項（国家緊急権）」に関する議論の重要性がより一層高まっていることは明らかである。

¹ 西川恵「ソ連軍のアフガン侵攻から読むウクライナ戦争の今後」毎日新聞（2022年10月9日）

² “Operation Storm-333: The Secret Soviet Plot to Assassinate the Afghan President” Radio Free Europe
<https://www.rferl.org/a/operation-storm-333-the-secret-soviet-plot-to-assassinate-the-afghan-president-/30340616.html>（最終閲覧日：2023年12月1日）

³ George Bush “Address to the Nation Announcing United States Military Action in Panama” (December 20, 1989)

⁴ “Operation Neptune Spear” 9/11 Memorial & Museum
<https://www.911memorial.org/learn/resources/digital-exhibitions/digital-exhibition-revealed-hunt-bin-laden/operation-neptune-spear>（最終閲覧日：2023年12月1日）

- ⁵ White House “The United States Has Brought the Leader of ISIS to Justice” (October 27, 2019)
- ⁶ “U.S. Strike in Iraq Kills Qassim Suleimani, Commander of Iranian Forces” The New York Times (January 2, 2020)
- ⁷ John T. Correll “What Happened to Shock and Awe?” Air Force Magazine (November 2003)
- ⁸ 「北朝鮮が恐れる「作戦計画5015」・・・正恩氏殺害も目標」テレ朝news (2017.8.22)
https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000108267.html
(最終閲覧日：2023年12月1日)
- ⁹ 「ウクライナ大統領府 軍事侵攻・緊迫の72時間」NHK (2023年2月26日)
- ¹⁰ 衆議院憲法審査会事務局「緊急事態に関する資料」衆憲資第98号 (令和4年3月)
- ¹¹ 「徴兵逃れでウクライナから開戦後に2万人が脱出 川を泳ぎ、暗闇に紛れ・・・」BBC (2023年11月18日) <https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-67447774>
(最終閲覧日：2023年12月1日)
- ¹² Vladislav Inozemtsev “The Exodus of the Century: A New Wave of Russian Emigration” *Russie. Eurasie. Visions*, No.129, Ifri, July 2023
- ¹³ 「ロシアが徴兵年齢の上限引き上げ、召集令状出たら出国禁止に・・・侵略長期化で予備兵力拡大」読売新聞オンライン (2023年8月6日) <https://www.yomiuri.co.jp/world/20230806-OYT1T50156/>
(最終閲覧日：2023年12月1日)
- ¹⁴ 大林啓吾 (2021) 「新型コロナの憲法問題に関する覚書 ―ロックダウンとワクチンを中心に―」『千葉大学法学論集』第36巻第2号、59-94頁
- ¹⁵ 近藤敦 (2014) 「自国に入国する権利と在留権：比例原則に反して退去強制されない権利」『名城法学』第64巻、1-34頁
- ¹⁶ 大塚翔吾 (2021) 「海外渡航の自由の制約の合憲性」『駒澤法曹』第17号、63-78頁

国家の関与するサイバー攻撃と戦争免責

—サイバー保険における戦争免責条項の適用をめぐる—

日本大学大学院法学研究科 博士後期課程 黒田 佳祐

- I はじめに
- II サイバー保険の概要
- III 戦争免責について
- IV 戦争免責条項の適用が争われた事例
- V ロイズ市場協会提案のサイバー戦争免責のモデル条項
- VI 日本企業に対するサイバー攻撃と戦争免責条項の適用
- VII おわりに

I はじめに

近年、テクノロジーが進歩し、デジタル機器が普及することで、我々はデジタルインフラに対する依拠が強まっている。それに伴い、サイバーリスクが拡大・増大している¹。サイバーリスクは、世界中で様々な問題を発生させており、現代社会において普遍的なリスクとなっている。その具体例としては、ハッキングによる情報流失、ランサムウェア感染による操業停止やロック解除のための身代金の支払い、重要な情報を盗むことなどを目的とした標的型攻撃メールなど様々なものが挙げられる。このように、サイバー攻撃手法は日々高度化・巧妙化しており、コンピュータやインターネットへ更に依存していく事業環境の中、サイバーリスクの深刻度は益々高まる傾向にある。

2022年2月24日に始まったロシアのウクライナに対する軍事侵攻においては、ミサイル攻撃や空爆などによる武力攻撃だけでなく、サイバー空間における攻撃が激化している。ロシア（またはそれを支援する勢力）によるサイバー攻撃は、ウクライナに対してのみではなく、ウクライナを支援するアメリカやヨーロッパ諸国に加え、日本に対しても行われているといわれる。

サイバー攻撃による損害をはじめとした拡大するサイバーリスクへの対応策としては、損害保険の一種であるサイバー保険が存在する。その一方で、戦争による損害は、巨額なものとなる可能性があるため、損害保険ではこれを免責とするのが通例であり、サイバー保険も同様である。したがって、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に伴うサイバー攻撃のような戦時に行われるサイバー攻撃には、典型的な免責規定である「戦争免責」条項の適用があるのかという問題が生じることになる。

国家の関与するサイバー攻撃と戦争免責については、アメリカにおいてその適用が争われた事例

が複数存在する。中でも注目すべきは、ニュージャージー州の裁判所で争われたMerck & Co対Ace American事件²である。本件は、これまでに出された第一審・控訴審判決ともに、戦争免責条項の適用を否定し、保険会社に保険金の支払いを命じている。

このような状況に対応するために、ロイズ市場協会は、「サイバー戦争免責条項」などのあらたな免責条項の作成を進めている。

本稿は、サイバー保険の概要、戦争免責の法学的な定義・意義について検討したのち、実際に戦争免責条項の適用が争われた事例、ロイズ市場協会提案のサイバー戦争免責のモデル条項について取り上げ、さらに、日本企業に対するサイバー攻撃への戦争免責の適用について考察することで、戦争免責条項の適用をめぐる「国家の関与するサイバー攻撃と戦争免責」の関係についての検討を行うものである。

II サイバー保険の概要

近年、サイバー保険の需要が高まっているが、サイバー保険は比較的新しい保険分野であり、あまり聞き馴染みのない者が多いのではないだろうか。本章では、サイバー保険の補償内容や市場規模など、サイバー保険とはどのような保険であるのかについて検討する。

1 サイバー保険とは

サイバー保険とは、企業がサイバー攻撃によって生じる損害を包括的に補償する保険のことである。サイバーリスクを対象とする保険商品には、個人を被保険者とする「個人向けサイバー保険」と呼ばれる商品も存在するが³、一般的にサイバー保険は事業者向けの保険である。サイバー攻撃の被害に遭うと、個人情報・顧客情報の流出や業務妨害などで巨額の損害が発生する恐れがあるが、サイバー保険に加入することにより、企業はサイバー攻撃に対する経済的な対策を立てることができる。

2 世界のサイバー保険市場規模

世界のサイバー保険市場規模は、2022年に133億3000万ドルと評価され、2023年には166億6000万ドルに増加すると予測されている。さらに、2030年までに846億2000万ドルに成長すると言われている⁴。

ミュンヘン再保険によると、世界のサイバー保険の収入保険料は、2019年に約58億ドル、3年後の2022年には約119億ドルと倍増しており、さらに2025年までに約225億ドル、2027年までに330億ドルに達すると予測されている⁵。また、スイス再保険が2022年11月に公表した報告書⁶によると、世界のサイバー保険の収入保険料は、2021年に100億ドル、さらに2025年までに230億ドルになるとの予測が示されている。

このように、調査機関によって若干の違いはあるものの、世界全体のサイバー保険市場は拡大しており、今後も大幅に拡大していくと予測されている。

3 日本におけるサイバー保険

日本におけるサイバー保険の成り立ち⁷は、1998年に遡る。この時代、日本における保険の自由化の流れの中で「企業向け保険の自由化」が始まり、東京海上が「ネットワーク賠償責任保険」を開発・販売開始した。本保険は「ネットワークに起因する賠償損害」を補償するものであった。各社もこれに追随したが、大きな市場開拓には至らなかった。

2003年5月に個人情報保護法が成立し、この法律の施行までの間にも大きな個人情報漏洩事故が起きたことから、個人情報漏洩リスクに対する保険へのニーズが高まった。そのような環境の中、損保ジャパンが「個人情報取扱事業者保険」を開発・販売開始した。各社もこれに追随し、情報漏洩保険市場が立ち上がった。本保険は、情報漏洩に起因する賠償損害および事故対応にかかる費用損害を補償し、一定の市場を構築した。

2012年2月に、AIG日本法人が「サイバーエッジ」を発売開始した。翌2015年2月には、東京海上が既存の情報漏洩保険をアレンジした「サイバーリスク保険」を販売開始した。「サイバー」を商品名に入れたことが象徴的であり、これに各社が追随し、日本のサイバー保険市場が拡大していった。

サイバー保険は、企業がサイバー攻撃に遭った際に生じる損害を包括的に補償する保険であるが、主な補償内容としては、①費用損害（当面の事故対応に係るコスト、初動対応コスト、謝罪広告・詫言状送付・コールセンター設置等費用等）、②賠償損害（サイバー事故によって生じた賠償責任に関する損害賠償金、弁護士費用等）、③利益損害（システムダウンに伴い生じた逸失利益、営業停止時の人件費等）となっている。

しかし、2020年度における日本損害保険協会の調査⁸によれば、日本企業のサイバー保険の認知度は低く、加入率は7.8%である。加入しない理由の第1位は「保険の補償内容や保険料についてよく知らないため」（40.7%）であるが、第3位は「サイバーセキュリティ対策の優先度が低いため」（21%）、第4位は「サイバー被害を受ける可能性が低いため」（18.8%）となっており、危機意識の低さがうかがえると指摘されている。

III 戦争免責について

戦争による損害は、巨額なものとなる可能性があるため、損害保険ではこれを免責とするのが通例であり、サイバー保険においても同様である。しかし、近年の戦争では軍事作戦の一手段としてサイバー攻撃が用いられる例もあるところ、国家の関与するサイバー攻撃に対しては、この戦争免責条項の適用があるのかという問題が生じる。本章では、法律による免責事由、約款による免責事

由、ロイズ提案の戦争免責条項を確認したのち、戦争免責条項における戦争とはどのようなものであると考えられているかについて検討する。

1 法律による免責

保険契約において、保険事故によって損害が生じた場合には、保険者は原則として損害を補償する責任を負うが、免責事由に該当する場合には損害を補償する責任を免れる。そもそも免責とは、一般に責任を免れることを意味し、その事由が免責事由である。そして免責事由とは、「保険事故に該当する事実が発生しても、例外的に保険者が保険給付義務を負わない事由」という定義が通説的理解である⁹。免責条項は、債務者である契約当事者の一方が負担しなければならない相手方に対する責任を免除し、または軽減することを内容として定めた条項であると解される。

損害保険契約における保険者の免責について、保険法17条1項は、前段で、「保険者が保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害をてん補する責任を負わない」ことを定め、後段で、「戦争その他の変乱によって生じた損害についてもてん補する責任を負わない」ことを定めている。

また、保険法17条1項の前身となる改正前商法第640条は、「戦争其他ノ変乱ニ因リテ生シタル損害ハ特約アルニ非ザレバ保険者之ヲ填補スル責ニ任セス」と規定し、戦争その他の変乱によって生じた損害の免責を定めている。続く改正前商法第641条は、「保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗又ハ保険契約者若クハ被保険者ノ悪意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ保険者之ヲ填補する責ニ任セス」と規定し、保険の目的の性質若しくは瑕疵、自然の消耗によって生じた損害の免責、および、保険契約者または被保険者の悪意または重大な過失によって生じた損害の免責を定めており、保険法の規定は改正前商法の規定を基本的に維持している¹⁰。

このように、戦争によって生じた損害を免責とすることは、法律によって規定されているのである。

2 約款による免責

法律による免責事由を見てきたが、法定された免責事由は、損害保険の一般的・典型的な免責事由であり、保険法17条は任意規定である¹¹。そのため、約款で法定の免責事由以外の免責事由を定めることが可能である。逆に、法定の免責事由に該当する場合に保険給付を行う旨の約定をすることも、それが公序良俗に反するような場合を除き、一般的には有効であると考えられる。例えば、戦争その他の変乱による損害について、原則として保険者を免責とする旨を定めた上で、例外的に保険料計算の基礎に影響を及ぼさないなどの客観的な条件を満たす場合に限定して、保険金の一部を支払う旨を定めることは可能であると考えられている¹²。

しかし、貨物海上保険や船舶保険などの一部の保険を除き、すべての損害保険において戦争関連リスクは、一般的に保険契約普通保険約款、または特約により、補償の対象範囲から除外されてい

る。保険法においては、「戦争その他の変乱によって生じた損害」と規定されているが、実際に各社の約款においては、「保険金を支払わない場合」や「てん補しない損害」として「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動に起因する損害」が挙げられている¹³。なお、サイバー保険においても、戦争関連リスクについての免責条項は、一般的な損害保険の約款にみられる条項と同様の文言が規定されている¹⁴。このように戦争関連リスクを除外している理由としては、戦争や革命などは広い地域で、かつ巨額の損失が生じる可能性があり、損害保険会社が補償を提供できないためである。また、保険料率算定が困難であり、保険数理上の予測困難性からも戦争免責条項が必要であると考えられる¹⁵。

3 ロイズの戦争免責条項

イギリス勅許保険協会（The Chartered Insurance Institute）によると、ロイズ（Lloyd's of London）におけるノンマリン分野における戦争免責の多くは、NMA464（War and Civil War Exclusion Clause）に由来している。NMA464は、1930年代のスペイン内戦に対応して作成されたものであり、第二次世界大戦前からその文言はほとんど変更されていない。NMA464は、多くの保険種目で採用され、最も広く使用された戦争免責条項の一つである¹⁶。NMA464の原文およびその日本語訳は以下の通りである¹⁷。

（原文）Notwithstanding anything to the contrary contained herein this Certificate does not cover Loss or Damage directly or indirectly occasioned by, happening through or in consequence of war, invasion, acts of foreign enemies, hostilities (whether war be declared or not), civil war, rebellion, revolution, insurrection, military or usurped power or confiscation or nationalisation or requisition or destruction of or damage to property by or under the order of any government or public or local authority.

（日本語訳）別段の定めにかかわらず、本保険証明書は、戦争、侵略、外国の敵の行為、敵対行為（宣戦布告の有無は問わない）、内戦、反乱、革命、暴動、軍事力または権力の奪取、没収、国有化、または政府、公的機関、地方自治体による、またはその命令による財産の徴用、破壊、または損害によって直接的または間接的に引き起こされた損失または損害を補償しない。

4 戦争免責条項における戦争とは

（1）サイバーリスクの増大

わが国は、日本国憲法第9条において平和主義（戦争放棄・戦力不保持・交戦権の否認）を掲げており、第二次世界大戦以降、直接的な戦争への参加はない。そのため、戦争関連リスクに係る補償の除外が実質的な意義を有することはなかった。

しかし、1990年代初頭のイラクでの湾岸戦争、2001年9月11日のニューヨークでのワールド・トレード・センターへのテロ攻撃、2015年以降のイスラム過激派組織（イスラム国）によるテロ行為など、戦争や戦争に匹敵するようなテロ行為が発生し、世界を震撼させた。また、2010年のイランのウラン濃縮施設に対する Stuxnet（スタクスネット）マルウェアによるサイバー攻撃は、国家間のサイバー戦争へと発展し、重大な物理的損害をもたらした。さらに、近年のロシアのウクライナに対する軍事侵攻においては、ミサイル攻撃や空爆などによる武力攻撃に加えて、サイバー攻撃が激化している。このように、現代の戦争は、現実的な武力行使だけでなく、サイバー空間における攻撃を伴うものへと変容している。

（2）戦争の定義

戦争免責に関する約款を解釈するうえでは、「戦争」とは具体的にどのような内容を意味するのかが問題となる。しかし、保険法上にも約款上にも、「戦争」とは具体的にどのような状態を指すのかという、戦争の定義規定は置かれていない。

国際法によれば、戦争は、「一方の国家による戦争宣言などの戦意の表明によって開始され、戦争状態は征服の場合を除き交戦国間の平和条約の締結のような合意によって終了する」とされており、宣戦布告、講和条約や無条件降伏の有無などが要件とされていると考えられる¹⁸。

また、日本国憲法第9条は、憲法の三大原則のひとつである平和主義について規定するが、第9条第1項で放棄している戦争とは、「国権の発動」によるものであり、「国権の発動たる戦争」とは、国際法上、国の主権の発動として認められていた兵力による国家間の闘争であって、宣戦布告または最後通牒の手続により明示的に戦争の意思表示をするか、あるいは、武力行使を伴う国交断絶の形式で黙示的に表明することを要件とするとともに、交戦法規、中立法規等の戦時国際法が適用される形式的意味での戦争をいうとされる。なお、「国権の発動たる」という形容句は、戦争が伝統的に主権国家に固有の権利として観念されてきたことを表すものであって、国権の発動でない戦争の存在を認め、そのような戦争は放棄しないという趣旨ではないとされる¹⁹。

一方で、国際法の解釈ではなく、保険法独自の解釈として戦争等の概念を明らかなることが要請される側面があるとの考えから、「戦争とは、宣戦布告の有無にかかわらず、国家間または交戦団体の交戦状態をいい、その他の変乱とは、内乱・一揆・暴動など、戦争とまではならないが人為的騒乱であるとされる」との見解も存在する²⁰。

戦争の定義については、上記のような解釈があるが、戦時に行われるサイバー攻撃が戦争免責条項の適用対象となるか否かは判然としない。次章では、アメリカにおいて、国家の関与するサイバー攻撃に関して戦争免責条項適用の可否が争われた事例を取り上げる。

IV 戦争免責条項の適用が争われた事例

国家の関与するサイバー攻撃と戦争免責条項については、アメリカにおいてその適用が争われた

事例が存在する。本稿では、国家の関与が疑われるサイバー攻撃により発生した被害に係る保険金請求に対して、損害保険会社が、戦争免責条項を根拠として保険金支払を拒絶し、訴訟となった事例として、「Merck & Co対 Ace American 事件」、および「Mondelez International 対 Zurich Insurance 事件」について紹介する。中でも、ニュージャージー州の裁判所で争われたMerck & Co 対 Ace American 事件は、2023年5月に控訴審判決が下され注目を集めている。

1 Merck & Co対 Ace American 事件

(1) 事実の概要

アメリカのニュージャージー州に本拠地を置く多国籍製薬会社Merck & Co（以下、「原告メルク社」という）は、2017年マルウェア（NotPetya）によるサイバー攻撃を受けた。ビットコインによる身代金を要求するメッセージがコンピュータ上に表示され、被害にあったコンピュータは4万台以上に及び、7,500台のサーバーも被害を受けた。その結果、ワクチンの製造などが滞り、14億ドル以上の損害を被った。原告メルク社はAce American保険会社など複数の保険会社（以下、「被告保険会社」という）との間で²¹、てん補損害額17億5,000万ドルのオールリスク財産保険を締結しており、この財産保険は、コンピュータのデータ及びソフトウェアの破壊・破損に起因する損害を補償対象としていた。本保険契約の存在と補償内容については争いが無い。

原告メルク社は14億ドルの損害について保険金を請求したが、被告保険会社はこれを拒絶した。ここでの争点は、このサイバー攻撃がロシア政府によるものであるかであった。原告メルク社は、正式な国家によるものではなく、ランサムウェアの一形態であると主張した。さらに、それがウクライナに損害を与えるためにロシア政府が関与していたとしても、免責条項は適用されないとして、保険金の支払いを求めた。これに対して被告保険会社は、NotPetya攻撃は、ロシア政府がウクライナ政府を揺るがすために行ったものであり、免責条項である敵対的・戦争的行為に該当すると主張し、保険金の支払いを拒絶した。

本訴訟において重要な免責条項である「敵対的／戦争的行為免責（Hostile／Warlike Action Exclusion）条項」の原文およびその日本語訳は以下の通りである²²。

(原文) A. 1) Loss or damage caused by hostile or warlike action in time of peace or war, including action in hindering, combating, or defending against an actual, impending, or expected attack:

- a) by any government or sovereign power (de jure or de facto) or by any authority maintaining or using military, naval or air forces;
- b) or by military, naval, or air forces;
- c) or by an agent of such government, power, authority or forces;

This policy does not insure against loss or damage caused by or resulting from Exclusions

A., B., or C., regardless of any other cause or event contributing concurrently or in any other sequence to the loss.

(日本語訳) A. 1) 以下の主体による、実際の、差し迫った、または予想される攻撃を妨害、戦闘、または防御するための行動を含む、平時または戦争時の敵対的または戦争的な行為によって引き起こされた損失または損害

- a) 政府もしくは主権国家（法律上または事実上）、または陸軍、海軍、もしくは空軍を保持、使用する当局
- b) 陸軍、海軍、または空軍
- c) そのような政府、権力、当局、または軍隊の職員

この保険契約は、免責条項A、B、またはCによって引き起こされた、またはそれらに起因する損失または損害について、同時または他の順序で損失に寄与する他の原因または事象にかかわらず、補償しません。

原告メルク社は「ITコンプライアンス調査中間報告書（IT Compliance Investigation Interim Summary Report）」の中で、本件のマルウェア攻撃について詳細な説明を行っている²³。

2017年6月27日、NotPetyaとして知られるマルウェアが原告メルク社のコンピュータとネットワークシステムに感染した。これは、それ以前に何者かが、原告メルク社やウクライナの他の企業が使用する「M.E. Doc」という会計ソフトウェアを開発したウクライナの会社のコンピュータシステムにアクセスしていたためであった。そして、NotPetyaマルウェアは、この会計ソフトウェアに配信された。マルウェア感染の経緯は以下の通りである。

原告メルク社およびウクライナで事業を展開するその他の企業は、請求書、税金、その他の財務データを処理し、ウクライナ政府に送信するために、M.E. Docと呼ばれる信頼できる第三者機関のアプリケーションを使用していた。第三者機関の分析によると、2017年4月14日以前に、脅威アクター²⁴がM.E.Docのソースコードとシステムのソフトウェアアップデート配布インフラにアクセスしたことが判明している。このアクセスを利用して、脅威アクターはM.E. Docソフトウェアのアップデートにバックドアを組み込み、脅威アクターがM.E. Docソフトウェアを使用する顧客システムにアクセスすることを可能にした。これらのバックドアを使って、脅威アクターは、M.E. Docソフトウェアを使用している企業のネットワーク上で、アンチウイルスやその他のマルウェア検出ツールやセンサーによって検出されることなく、コードの送信、受信、および実行が可能なコマンド&コントロールインフラストラクチャ²⁵を確立した。

脅威アクターは、M.E. Docソフトウェアの悪意あるバージョンを、標準的なM.E. Docのアップデート方法を使用して、既存のM.E. Docの顧客に送信した。そして、原告メルク社は、ウクライナにあるサーバーを通じて悪意あるアップデートを受け取った。このサーバーは、アップデートの目的でM.E. Docソフトウェアの新バージョンの定期的なチェックを自動的に行っているところ、

このような送信は、M.E. Docのアップデートのための合法的で定期的なチェックに偽装されていたのであった。これらの侵害されたアップデートの結果、2017年6月27日以前に、脅威アクターはコマンド&コントロール機能を通じて、企業の感染したシステムから指示を送信したり、偵察情報を取得したりすることが可能となった。

両当事者の専門家によるとNotPetyaが、システムまたはネットワークに感染すると、システム上の特定のデータを暗号化しようとするため、データにアクセスできなくなり、ほとんどのユーザーがファイルを復元できなくなる。そして、感染したシステムまたはネットワーク上のデータを暗号化した後、NotPetyaは、身代金の支払いと引き換えにデータを復元するための復元化キーを提供することを提案するメッセージを表示し、自身をランサムウェアとして提示するのである。

原告メルク社のグローバルネットワーク内のコンピュータは、最初の感染から90秒以内に、約1万台がNotPetyaに感染し、5分以内に約2万台が感染した。最終的には、4万台以上のコンピュータがNotPetyaに感染した。原告メルク社は、このマルウェアによって「生産設備や重要なアプリケーションがオフラインになり、製造、研究開発、販売業務を含む原告の業務に大規模な混乱が生じた」と主張している。

2017年7月、原告メルク社はNotPetyaの損害について被告保険会社に通知したところ、被告保険会社は権利留保書面（reservation of rights letter）を提示した。2018年3月、被告保険会社は再度権利留保書面を送付し、今度は敵対的・戦争的行為による免責を明示的に提示した。しかし、被告のうちの一社であるナショナル・ユニオンはこの権利留保書面の提示に参加しなかった。そして、原告メルク社は2018年8月2日に訴えを提起した。これに対し、2018年8月20日、被告保険会社のほとんどは、敵対的・戦争的行為免責条項に基づき、原告メルク社のNotPetya関連の請求に対する保険金の支払いを拒否した。

被告保険会社は、「サイバー・コンサルタント」であるクロール・サイバー・セキュリティ（Kroll Cyber Security、以下「クロール」という）が、原告メルク社のシステムがNotPetyaに感染していたと結論づけたことを指摘した。NotPetyaは、「ウクライナの事務所にあるM.E. Doc（原告メルク社やウクライナで事業を展開する他の企業が使用する税務ソフトウェア・アプリケーション）が稼働するサーバーを通じて原告メルク社に侵入した」とされている。クロールはまた、「NotPetyaによるサイバー攻撃は、ロシア連邦のために、またはロシア連邦の代理として活動する関係者によって組織された可能性が非常に高い」と結論づけた。

同日、被告ナショナル・ユニオンは、原告メルク社に権利留保書面を送付し、「クロールの調査結果およびNotPetyaサイバー攻撃に関する一般に入手可能な情報に基づき、ナショナル・ユニオンは保険契約の『戦争/テロリズム免責』に基づき権利を留保する」と述べた。この免責条項が、他の保険会社の保険契約に含まれる敵対的・戦争的行為免責条項と実質的に同一であることは議論の余地がない。

(2) 第一審判決

2021年4月から9月にかけて、広範な証拠開示の後、当事者は敵対的・戦争的行為免責条項の適用可能性を含む様々な問題について略式判決または部分的略式判決を求める申立てと反対申立てを行った。

2021年12月6日、第一審裁判所である、ニュージャージー州上位裁判所（Superior Court of New Jersey）²⁶は、NotPetyaによって引き起こされた原告メルク社の損害に対する補償を除外するために敵対的・戦争的行為免責条項は適用されないと判断し、部分的略式判決を求める原告メルク社の申立てを認めた。裁判所は、適用される契約解釈の法原則と判例を分析し、次のように結論づけた。

「免責条項の文言の平易な意味を考慮すると、当裁判所は免責条項が適用されないと判断する。原告らが準備書面で述べているように、本件事実に類似する事例に戦争（または敵対的行為）免責条項を適用した裁判例は存在しない。証拠によれば、これらの保険で使用されている文言は長年にわたって事実上同じである。もちろん、この契約の両当事者が、時には民間から、時には国家から、さまざまな形態のサイバー攻撃が一般的になっていることを認識していることも自明である。そうであるにもかかわらず、被告保険会社は免責条項の文言を変更し、当該被保険者にサイバー攻撃を免責とする意図があることを合理的に知らしめるようなことは何もしなかった。そして、被告保険会社に免責条項を変更する能力があったことは確かである。被告保険会社が保険約款の文言を変更しなかったため、原告メルク社は、免責条項が伝統的な形態の戦争にのみ適用されると予期する権利を有していた。解釈原則²⁷を考慮すると、サイバー攻撃に基づく行為に免責条項が適用されることを予期していなかったという原告メルク社の立場は、免責条項が伝統的な形態の戦争にのみ適用されると、被保険者が予期するというを合理的に示している。したがって、提示された事実の下では免責条項は適用されないと判断する。」と判示した²⁸。

このように、第一審判決は主として、①戦争免責条項を、このようなサイバー攻撃に適用することを認めた判例が過去にはないこと、②国家の関与するサイバー攻撃が過去何年にもわたって増加し、一般的となっていることを保険契約の当事者は認識しており、そのような状況では、被告保険会社はサイバー攻撃による損害を免責とするという意図を被保険者に伝えることができたにもかかわらず、免責条項に変更はなく、従前と同じ文言を用いていたこと、③免責条項の文言を変更していなかったことから、ここでいう戦争免責が、伝統的な戦争にのみ適用されると期待する権利を原告メルク社は有していること、④このようなサイバー攻撃による損害を免責するためには、サイバー攻撃を免責とする旨を明記した免責条項への変更が必要であることを理由に、被告保険会社に対して保険金の支払いを命じている。なお、中心的な争点となっていた「当該サイバー攻撃が、ロシア政府によるものかどうか」については、判決では触れられていない。

(3) 第一審判決に対する反応

被告保険会社は、この判決を不服として控訴した。控訴審判決によると、第一審判決に対して

は、肯定的な意見も否定的な意見も存在したとされる。

住宅、自動車、企業向け保険会社の主要な全国業界団体である米国損害保険協会（American Property Casualty Insurance Association）は、被告保険会社に同意する立場をとった。米国損害保険協会は、「国家」によって行われたあらゆる性質の非友好的行為によって引き起こされた損害が、敵対的・戦争的行為免責条項に明白に該当すると主張し、第一審判決に反対したとされる²⁹。

さらに、第一審判決が言及した過去の裁判例の中には、1953年に「私的な契約や文書で使用される『戦争』という用語は、公的または政治的な根拠に基づいて、法律主義的または技術的な意味で解釈されるべきではなく、その通常の現実的な意味、すなわち、2つ以上の国家の事実上または実質上の武力間の実際の敵対行為が与えられるべきである」と述べた比較的古い裁判例³⁰が含まれていたため、「それらの判決が出された時点では、サイバー攻撃は想定されていなかった」との批判もなされた³¹。

その一方で、第一審判決を支持する関係者団体は多数存在する。例えば、ニュージャージー州郡協会（New Jersey Association of Counties）は、敵対的・戦争的行為免責条項に関する保険会社の解釈を受け入れることは、「戦争免責条項の定説的な意味を変更することになり……地方自治体が適切な保険による補償を確保するために歴史的に依拠してきた保険契約解釈規則を根底から覆す恐れがある」と主張したとされる。また、保険法を専門分野とする全米の法学教授からなるグループである Insurance Law Scholars は、「保険会社はサイバー関連事象に対する補償を除外または制限するような、容易に利用可能な保険約款を使用しなかったため、裁判の判決は支持されるべきである」と主張した³²。

（4）控訴審判決

2023年5月1日、ニュージャージー州中間上訴裁判所は、被告保険会社の上訴を退け、「免責条項の平易な文言、およびその適用の状況と歴史を考慮すると、被告保険会社が本件の状況下で免責条項が適用されることを立証しなかった、すなわち、本件サイバー攻撃が免責条項のもとで想定される『敵対的』または『戦争的』行為であったことを立証しなかった」と結論付けた³³。

控訴審において、被告保険会社は、免責条項が「明確（clear）かつ明白（unambiguous）」であり、NotPetyaの攻撃に適用されることは明らかであるため、第一審が下した略式判決は被告保険会社側に有利に認められるべきであったと主張した。その理由として、被告保険会社は、敵対的・戦争的行為免責条項における「戦争的（warlike）」という言葉が本件に適用されない可能性があることは認めるが、「敵対的（hostile）」という言葉は、「不利な（adverse）」、「悪意や危害を加えようとする意思を示す（showing ill will or a desire to harm）」、「敵対する（antagonistic）」、「非友好的な（unfriendly）」という意味で、可能な限り広義に読まれるべきであると主張した。さらに、被告保険会社は、脅威アクターが政府または主権国家である限り、「脅威アクターによる悪意または危害を加えようとする意思を反映した」いかなる行為も「敵対的・戦争的行為免責」に該当することを主張し、NotPetya攻撃にはロシア連邦が含まれると主張した³⁴。

しかし、控訴審において、上訴裁判所は敵対的・戦争的行為免責に関連する長年の判例をとり上げたところ、「これらの判例は、主権国家による『敵対的または戦争的行為』に類似した用語が、戦争に明らかに関連する行為、または少なくとも軍事行為や軍事目的に関連することを意図していることを示すものである」と判示した³⁵。このように、上訴裁判所は、敵対的または戦争的行為によって生じた損害の免責には「軍事行為の関与 (involvement of military action)」が必要であり、免責条項は適用されないとして、被告保険会社の主張を退けた。

このように、ニュージャージー州上位裁判所は、第一審・控訴審ともに、敵対的・戦争的行為免責条項の適用を否定し、被告保険会社に保険金の支払いを命じたのである。

なお、被告保険会社は、本判決を不服として、ニュージャージー州最高裁判所へと上告している。

2 Mondelez International 対 Zurich American 事件

アメリカのイリノイ州に本拠地を置く食品・飲料会社の Mondelez International (以下、「原告モンデリーズ社」という) は、2017年に NotPetya ランサムウェアによるサイバー攻撃を受けた。その結果、原告モンデリーズ社は1,700台のサーバーと2万4,000台のコンピュータが回復不能なダメージを負い、1億8,800万ドルの損害を受けた。原告モンデリーズ社は Zurich American (以下、「被告保険会社」という) との間で、オールリスクの財産保険を締結していたため、保険金を請求した。しかし、被告保険会社は約款に規定されていた、敵対的・戦争的行為免責条項を理由に保険金の支払いを拒絶した。そのため、原告モンデリーズ社は、2018年にイリノイ州クック郡巡回裁判所 (Circuit Court of Cook County) に、本保険金の支払いを求めて訴訟を提起した。

本件の争点は、前記の Merck & Co 対 Ace American 事件と同様に、NotPetya を使用したサイバー攻撃がロシアによるものであるかであった。原告モンデリーズ社は、「被告保険会社は技術的な証拠を提供していない」と主張したところ、被告保険会社は、「NotPetya は免責条項に定める敵対的または戦争的行為に該当する」と主張した³⁶。

しかし、この裁判は、2022年10月27日の最終弁論 (closing arguments) 直前に、原告モンデリーズ社および被告保険会社の双方から訴訟の取下げの申立て (motion) が行われたため、最終的には判決まで至らなかった。

V ロイズ市場協会提案のサイバー戦争免責のモデル条項

1 判決に対する保険会社の動向

2017年の NotPetya によるランサムウェア攻撃や Merck & Co 対 Ace American 事件判決による保険約款の解釈の在り方は、サイバー保険市場にリアルタイムで影響を与えた。一部の保険会社は、免責条項の修正を行い、補償範囲を狭めようとした。例えば、ロンドン市場の特定の保険会社

が提供する最新のサイバー保険では、政府による宣戦布告の有無に関係なく適用される可能性のある、より広範で具体的な文言を使用した戦争免責条項が採用されている³⁷。このように、保険業界においては、国家の関与するサイバー攻撃による損害を明確に免責とする条項を策定する動きがみられている³⁸。

2 ロイズ市場協会が提案したモデル条項

ロイズは、17世紀に発足し、300年以上の歴史を持つ英国ロンドンにある保険市場である。ここでは、世界各国の様々なリスクが日々持ち込まれており、各シンジケートに所属する高い専門性を有する引受人によってリスクの評価や料率設定、保険引受が行われている。また、ロイズ市場協会 (Lloyd's Market Association) は、シンジケートのマネージング・代理店などで構成された団体であって、ロイズ市場の参加者のために専門的かつ技術的な支援を提供している³⁹。

そのロイズ市場協会は、同協会内のCyber Business Panelにおいて検討を重ねた結果、2021年11月にLMA5564 (No.1)、LMA5565 (No.2)、LMA5566 (No.3)、およびLMA5567 (No.4) の4つの「戦争、サイバー戦争、およびサイバーオペレーション免責条項 (War, Cyber War and Cyber Operation Exclusion、以下『サイバー戦争免責条項』という)」を公表している⁴⁰。この4つのサイバー戦争免責条項は、主要な用語の一貫した定義に基づき、4段階の補償レベルを設定しているところ、この免責条項の重要な特徴は、①サイバー保険自体に「サイバーオペレーション (cyber operation)」の概念を導入したこと、②責任の帰属を決定するためのプロセスを規定したことである。

ここで注目されるのは、免責条項の中に新たに用いられているサイバーオペレーションという概念であるが、サイバーオペレーションとは、「他国の、または他国内のコンピュータシステム上の情報を混乱 (disrupt)、拒否 (deny)、劣化 (degrade)、操作 (manipulate)、または破壊 (destroy) するために、国家が、または国家のためにコンピュータシステムを使用すること」であると定義されている。また、この免責条項は、「戦争 (war)」の定義も設けているところ、戦争とは、「宣戦布告の有無にかかわらず、①国家による他国に対する物理的武力の行使、または内戦、反乱、革命、暴動の一部、および/または、②政府、公的機関、または地方公共団体による、またはその命令に基づく、軍事力、権力の奪取、没収、国有化、徴用、財産の破壊、または損害」であると定義されている。このように、「サイバーオペレーション (cyber operation)」という新たな概念は、物理的な武力を用いる一般的な「戦争 (war)」とは異なるということが明示されている⁴¹。

この4つのサイバー戦争免責条項では、「戦争によって引き起こされたあらゆる種類の損失、損害、賠償責任、費用を補償しないこと」および「免責条項適用の立証責任を保険会社が負うこと」が共通して記載されている。しかし、各免責条項は、サイバーオペレーションによる損失を免責とする程度が異なっている。LMA5564 (No.1) は、4つの免責条項の中で、免責の対象範囲が最も広く (=補償の対象範囲が最も狭く)、すべてのサイバーオペレーションによる損失を免責として

いる。LMA5565 (No.2) は、①戦争の過程で行われたサイバーオペレーション、②特定の国家(中国、フランス、ドイツ、日本、ロシア、イギリス、米国)間におけるサイバーオペレーション、および③国の必要不可欠なサービス⁴²または安全保障、防衛に重大な悪影響を及ぼすサイバーオペレーションの3つの場合に免責の対象範囲を限定しており、これらに起因しない損失を、特定の支払限度額の範囲で補償するものである。LMA5566 (No.3) の免責の対象範囲は、LMA5565 (No.2) と同様であるが、支払限度額についての定めはない。LMA5567 (No.4) の免責の対象範囲は、LMA5566 (No.3) と同様であるが、サイバーオペレーションが、「バイスタンディング・サイバー資産 (bystanding cyber assets⁴³)」に及ぼす影響を補償範囲に含んでいるため、4つの免責条項の中で、免責の対象範囲が最も狭い(=補償の対象範囲が最も広い)ものである。

その後、2022年8月16日、ロイズは「市場通告 (Market Bulletin) Y5381」⁴⁴を公表した。これは、2023年3月31日以降、サイバー保険の契約開始時または更新時に、国家の関与するサイバー攻撃に起因する損害についての免責条項の付帯を義務付けるものである。そして、国家の関与するサイバー攻撃に起因する損害についての免責条項は、①保険契約に個別の戦争免責規定がない場合、戦争(宣戦布告されたか否かを問わない)に起因する損失を免責とすること、②国家の機能または国家の安全保障能力を著しく損なう国家の関与するサイバー攻撃に起因する損失を免責とすること、③国家の関与するサイバー攻撃によって、上記②に示すような影響を受ける国家の国外に所在するコンピュータシステムを補償の対象から除外するかどうかが明確であること、④国家の関与するサイバー攻撃がどのように1つまたは複数の国家に責任帰属するかについて、当事者が合意する強固な基準を定めること、⑤すべての重要な用語が明確に定義されていることを確認すること、これら5つの要件を備えておかなければならないとした。

さらに、2023年1月20日、ロイズ市場協会は上記LMA5564～LMA5567のサイバー戦争免責条項をアップデートしたモデル条項(バージョンB)を公表した。新たに策定されたバージョンBの主要な特徴としては、初期バージョン(バージョンA)にある「サイバーオペレーションの国家への責任帰属 (attribution of a cyber operation to a state)」に関する条項が省略されていることである。バージョンAにおいては、サイバーオペレーションの国家への責任帰属を判断する際、保険者および被保険者が、入手可能である客観的に合理的な証拠を考慮することとされている。国家への責任帰属を判断する証拠として、ここでは、「サイバーオペレーションの影響を受けたコンピュータシステムが物理的に所在する国」の政府機関の判断によるとされている。しかし、バージョンBには「サイバーオペレーションの国家への責任帰属」に関する条項がないため、マネージング・エージェント⁴⁵が責任帰属の方法を設定することとなる。

このように、ロイズ市場協会によるサイバー戦争免責のモデル条項の策定を中心に、国家の関与するサイバー攻撃による損失を明確に免責とする動きが進んでいる。

VI 日本企業に対するサイバー攻撃と戦争免責条項の適用

1 ロシアのウクライナ侵攻に関連する日本企業へのサイバー攻撃

2022年2月24日、ロシアによるウクライナ侵攻が発生した。これを受けて世界中でサイバー攻撃の脅威が高まる中、日本企業が攻撃の標的となり深刻な被害を受けるケースも相次いでいる⁴⁶。

実際に、ロシアのウクライナ侵攻以降、日本企業が標的となり、深刻な被害を受けるケースも出現している。

小島プレス工業（トヨタの取引先）は、2022年2月26日にランサムウェア攻撃を受けたためにシステム障害が発生し、3月1日にはトヨタが国内のすべての工場の稼働を停止する事態となった。2022年2月27日には、タイヤメーカーであるブリヂストンのアメリカのグループ会社がランサムウェア攻撃を受け、北米と中南米にある複数の工場が操業を停止した。2022年3月10日には、デンソー（トヨタグループの大手自動車部品メーカー）のドイツの拠点でランサムウェア攻撃を受け、発注書や図面あるいは機密情報などを不正に窃取された。2022年3月13日には、大手菓子メーカーの森永製菓がランサムウェア攻撃を受け、社内のサーバーへの不正アクセスが行われ、複数のシステムがダウンするなどの障害が発生し、商品の製造にも影響が出たとされている⁴⁷。

このような企業に対する攻撃に加えて、2022年9月6日には日本政府のポータルサイトや民間企業のサービスに対してDDoS攻撃が行われ、政府・行政機関のサイトや民間企業のサイトへのアクセスが困難になるという障害が発生した。この攻撃は、ロシア政府を支持するハッカー集団キルネットによる犯行であるとされている⁴⁸。

2 戦争免責の適用の可能性

ロシアのウクライナ侵攻から増加しているとされる日本企業等へのサイバー攻撃であるが、攻撃を受けた企業がサイバー保険に加入していた場合、その損害は保険によって補われるのであろうか。それとも戦争免責条項の適用がなされるのであろうか。

これまで検討してきたように、サイバー保険における戦争免責条項は、国家の関与するサイバー攻撃による損害には適用が困難であると思われる。それは、アメリカにおけるMerck & Co対Ace American事件において裁判所が示した理由にも述べられているが、現行の戦争免責条項にいう戦争とは、従来の武力による国家間の衝突を意味しており、戦争免責条項の適用には軍事行為の関与が必要であると考えられるためである。また、免責条項の立証責任は保険者にあり、サイバー攻撃の主体が国家または国家が関与する機関によるものであると立証することは困難であると指摘できる。さらに、ロイズにおける新しい免責規定導入の動向は、現状の戦争免責規定ではサイバー攻撃によって生じた損害に対する戦争免責条項の適用が困難であることを示しているものと考えられる。

VII おわりに

本稿は、戦争免責条項の適用をめぐる「国家の関与するサイバー攻撃と戦争免責」の関係について検討を行った。戦時に行われるサイバー攻撃への戦争免責条項の適用においては、何が「戦争」や「敵対的または戦争的行為」に当てはまるのか、また何がその範囲外となるのかを適切に解釈できるようにすることが求められる。

前述したように、現在の日本のサイバー保険における、戦争関連リスクについての免責条項は、一般的な損害保険の約款にみられる文言と同様であるため、戦時に行われ、国家の関与するサイバー攻撃による損害が補償範囲に含まれるかどうか判然としない。保険会社がこのような損害を補償の対象外とするのであれば、ロイズ市場協会提案のモデル条項のように、国家の関与するサイバー攻撃を免責とする規定を設けることを検討する余地はあると考える。しかし、戦争免責条項の適用範囲を広げすぎると、サイバー保険の存在意義が薄れてしまう可能性があることは否めない。それでもなお、サイバーリスクは広範囲にわたって巨額の損害を引き起こす可能性があるため、サイバー保険の補償範囲を明確にすることが非常に重要であることに変わりはない。

本稿は、損害保険における戦争免責条項の適用について、国家の関与するサイバー攻撃という新たな問題が存在することを提示し、若干ではあるがその適用の可否を検討した点に意義があると考ええる。しかし、実際に戦争免責条項の適用が争われた事例として第4章で取り上げたアメリカの裁判例は、オールリスク型の財産保険に関して争われた事例であり、サイバー保険にも妥当しそうであるか、約款文言の違いにより戦争免責条項の適用の可否に影響があるかといった点につき更なる検討を行う必要がある。また、戦争免責条項の適用にあたっては戦争と損害との間の因果関係が求められるところ、このような戦争起因性の判断に関する考察も必要であり、今後の研究課題として挙げられる。

サイバー戦争という新たな戦争が誕生し、サイバー保険の市場規模が急速に拡大されていく今日、戦争免責条項の内容・解釈を再検討する必要があるのではないだろうか。今後も、サイバー保険と戦争免責の動向に注目していきたいと考える。

¹ サイバーリスクを厳密に定義することは困難であるが、一例として、英国の規制当局である Prudential Regulation Authority (健全性監督機構、PRA) が2017年7月に公表した監督声明 (Supervisory Statement) SS4/17において、保険引受の観点から、サイバーリスクについて、「サイバー保険引受リスクとは、有形資産及び無形資産に関する悪意ある行為 (サイバー攻撃や悪意あるコードへのITシステムの感染) と悪意なき行為 (データの損失、偶然の作為または不作為) から生じるサイバー関連の損失に晒される保険契約を引き受けることから発生する一連の財務上のリスク」と定義されている。サイバーリスクと保険については、榊素寛 (2021年) 「サイバーリスクと保険の全体構造」、『損害保険研究』第83巻第2号、1-45頁に詳しい。

- ² 第一審：Merck & Co. v. Ace Am. Ins. Co., Docket No.: UNN-L-2682-18 2021 N.J. Super. Unpub. LEXIS 4566 (Superior Court of New Jersey, Law Division, Union County, Dec. 6, 2021)
控訴審：Merck & Co. v. Ace Am. Ins. Co., 475 N.J. Super. 420 (App Div. May 1, 2023), 293 A.3d 535 (2023)
- ³ 個人を被保険者とする「個人向けサイバー保険」とは、火災保険に追加する補償（特約）として提供されるものである。例えば、東京海上日動が提供する火災保険「トータルアシスト住まいの保険」では、家庭におけるサイバーリスクに備える「ホームサイバーリスク費用補償特約」を付加することができる。本特約は、住宅内のネットワーク構成機器・設備（パソコン、スマートフォン、IoT機器等）が不正アクセス等のサイバー攻撃を受け、セキュリティ事故に対するために負担した修理費用やデータ復旧費用等を補償する。
- ⁴ “cyber insurance market size”, FORTUNE BUSINESS INSIGHTS, <https://www.fortunebusinessinsights.com/cyber-insurance-market-106287> (2023年9月24日アクセス)。
- ⁵ “Cyber insurance: Risks and trends 2023”, Munich Re, <https://www.munichre.com/landingpage/en/cyber-insurance-risks-and-trends-2023.html> (2023年9月24日アクセス)。
- ⁶ “Cyber insurance: strengthening resilience for the digital transformation”, Swiss Re Institute, <https://www.swissre.com/dam/jcr:6fd9f6dd-4631-4d9f-9c3b-5a3b79b321c0/2022-11-08-sri-expertise-publication-cyber-insurance-strengthening-resilience.pdf> (2023年9月24日アクセス)。
- ⁷ 土井剛 (2021年)「サイバー保険概要」、『日本セキュリティ・マネジメント学会誌』35 巻2号、25頁を参照。
- ⁸ 「国内企業のサイバーリスク意識・対策実態調査2020」日本損害保険協会、https://www.sonpo.or.jp/cyber-hoken/data/2020-01/pdf/cyber_report2020.pdf (2023年9月24日アクセス)。
- ⁹ 山下友信 (2022年)『保険法 (下)』、有斐閣、46頁。
- ¹⁰ 保険の目的の性質若しくは瑕疵、自然の消耗によって生じた損害については、保険法では法定の免責事由とされていない。また、商法641条は「悪意」と規定していたが、一般に悪意は故意を意味するものであると解されていることから、保険法では「故意」と規定された。
- ¹¹ 萩本修 (2009年)『一問一答保険法』、商事法務、120頁。
- ¹² 同上、121頁。
- ¹³ 例えばわが国の住宅火災保険普通保険約款3条2項1号や傷害保険普通保険約款3条1項9号において「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）」が掲げられている。
- ¹⁴ 例えば、三井住友海上が提供するサイバー保険「サイバープロテクター」は、「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾」に起因する損害に対して保険金を支払わないと規定する。その他、東京海上日動が提供する「サイバーリスク保険」、あいおいニッセイ同和損保が提供する「サイバーセキュリティ保険」などにおいても類似の文言が規定されている。
- ¹⁵ 甘利公人＝福田弥夫＝遠山聡 (2020年)『ポイントレクチャー保険法〔第3版〕』、有斐閣、121頁。
- ¹⁶ “War exclusions in cyber policies: an overview”, DAC BEACHCROFT, <https://www.dacbeachcroft.com/en/articles/2023/march/war-exclusions-in-cyber-policies-an-overview/> (2023年9月20日アクセス)。
- ¹⁷ War and Civil War Exclusion Clause (NMA464) の日本語訳については、先行研究である、濱田和博 (2022年)「国家の関与するサイバー攻撃とサイバー保険の戦争免責条項について」、『損保総研レポート』第141号、11頁を参照。
- ¹⁸ 国際法学会〔編〕(2005年)『国際関係法辞典〔第2版〕』、三省堂、545頁。
- ¹⁹ 野中俊彦＝高橋和之＝中村睦男＝高見勝利 (2006年)『憲法 I 〔第4版〕』、有斐閣、164頁。また、日本国憲法第9条に関する学説については、杉山幸一 (2021年)「憲法9条における『国際紛争を解決する手段』について」、『危機管理学研究』第5号、152-161頁に詳しい。
- ²⁰ 石田満 (1997年)『商法IV (保険法)〔改訂版〕』、青林書院、191頁。

- ²¹ 本訴訟では、Ace Americanほか、Allianz（アリアンツ）、National Union Fire Insurance（ナショナル・ユニオン・ファイアー・インシュアランス）などの保険会社30社が被告となっている。
- ²² Merck & Co. v. Ace Am. Ins. Co. 2021 N.J. Super. Unpub. LEXIS 4566 at 3.
- ²³ Merck & Co. v. Ace Am. Ins. Co. 293 A.3d 539-540.
- ²⁴ 「脅威アクター」とは、“Threat Actor”の訳であり、サイバー攻撃を行う主体を指す。
- ²⁵ 「コマンド&コントロールインフラストラクチャ（Command and Control Infrastructure）」は、C2またはC&Cとも呼ばれ、サイバー攻撃において用いられるインフラストラクチャで、攻撃者が侵害したシステムと通信し指揮（command）および統制（control）する目的で用いられる。「用語集」SOMPO CYBER SECURITY、<https://www.sompocybersecurity.com/column/glossary/a98>（2023年9月22日アクセス）。
- ²⁶ ニュージャージー州上位裁判所（Superior Court of New Jersey）は、一審裁判所（Trial Court）と中間上訴裁判所（Intermediate Appellate Court）を有している。終審は、州の最高裁判所である「Supreme Court of New Jersey」が担っている。
- ²⁷ 解釈原則（Canons of ConstructionまたはRules of Construction）とは、法律解釈の基本原則で、裁判所が契約書などの文言を解釈するときに準拠する原則である。田中英夫〔編〕（1991年）『英米法辞典』、東京大学出版社、121頁。
- ²⁸ Merck & Co. v. Ace Am. Ins. Co. 2021 N.J. Super. Unpub. LEXIS 4566 at 13-14.
- ²⁹ Merck & Co. v. Ace Am. Ins. Co. 293 A.3d 542.
- ³⁰ Stanbery v. Aetna, 26 N.J. Super. 498, 98 A.2d 134 (Law Div. 1953)
- ³¹ “It’s War – But not as we know it?”, Carter Perry Bailey, <https://www.cpblaw.com/publications/2022/it-s-war-but-not-as-we-know-it/>（2023年9月23日アクセス）。
- ³² Merck & Co. v. Ace Am. Ins. Co. 293 A.3d 542.
- ³³ *Id.* at 538.
- ³⁴ *Id.* at 545.
- ³⁵ *Id.* at 551.
- ³⁶ “Insurers Pitch Stand-Alone Cyber Policies as ‘War Exclusion’ Faces Uncertain Future”, Best’s Review, <https://bestsreview.ambest.com/edition/2022/April/Cyberattacks.html>（2023年9月23日アクセス）。
- ³⁷ “War Exclusion Developments in Cyber Insurance Policies”, Latham & Watkins, Latham & Watkins, <https://www.lw.com/admin/upload/SiteAttachments/War-Exclusion-Developments-in-Cyber-Insurance-Policies.pdf>（2023年9月23日アクセス）。
- ³⁸ “Cyber insurers wrestle with war exclusions as state-sponsored attack fears grow”, S&P Global Market Intelligence, <https://www.spglobal.com/marketintelligence/en/news-insights/latest-news-headlines/cyber-insurers-wrestle-with-war-exclusions-as-state-sponsored-attack-fears-grow-56743302>（2023年9月23日アクセス）。
- ³⁹ ロイズの組織と仕組みについては、松岡順（2009年）「現代のロイズーロイズの組織とその仕組みー」、『損保総研レポート』第90号、51-80頁に詳しい。
- ⁴⁰ 当該サイバー戦争免責条項免責条項の規定内容や免責条項への反応については、濱田（2022年）、16-21頁に詳しい。
- ⁴¹ サイバー戦争免責条項において、「サイバー戦争（cyber war）」という文言は、モデル条項のタイトルにしか用いられておらず、本文中に「サイバー戦争」という用語は登場しない。また、免責条項中の「用語の定義」の項においても、「戦争」や「サイバーオペレーション」の定義規定は置かれているものの、「サイバー戦争」という用語についての説明はない。なお、サイバー戦争の定義については、加藤朗（2013年）「新たな安全保障領域『サイバー空間』の理論的分析」、『国際安全保障』41巻1号、12-26頁に詳しい。
- ⁴² 「必要不可欠なサービス（essential service）」とは、金融機関および関連する金融市場インフラ、保健サービス、公共サービスを含むがこれらに限定されない、国家の重要な機能の維持に不可欠なサービス

を指す。

- ⁴³ 「バイスタンディング・サイバー資産 (bystanding cyber asset)」とは、被保険者またはサービス・プロバイダーが使用するコンピュータシステムのうち、物理的に影響を受ける国に所在しないが、サイバーオペレーションの影響を受けるものを指す。
- ⁴⁴ 市場通告Y5381は、「国家の関与によるサイバー攻撃免責条項 (State backed cyber-attack exclusions)」というタイトルが付されており、独立型サイバー保険における、国家の関与によるサイバー攻撃免責条項について、ロイズの要件を定めることを目的としている。
- ⁴⁵ マネージング・エージェントとは、シンジケート全体の管理・運営を行う団体のことである。ロイズにおける保険契約の取引に関与する関係者または組織としては、保険責任を負うメンバー、保険引受単位であるシンジケート、主に個人メンバーに対するアドバイスや事務代行を行うメンバーズ・エージェント、メンバーのためにシンジケートの運営を行うマネージング・エージェント、マネージング・エージェントに雇用され保険引受実務を担当するアンダーライター、保険または再保険契約者のためにアンダーライターとの交渉等を行うブローカーなどが存在する。松岡 (2009年)、55頁参照。
- ⁴⁶ ロシアが本格的な軍事侵攻を開始した前日である2022年2月24日、経済産業省は「昨今の情勢を踏まえ、サイバー攻撃事案の潜在的なリスクが我が国においても高まっている」ことを指摘し、国内企業や業界団体にサイバー攻撃対策を強化するよう呼びかけた。「昨今の情勢を踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化について注意喚起を行います」経済産業省、<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220221003/20220221003.html> (2023年9月23日アクセス)。
- ⁴⁷ 「サイバー攻撃 日本企業も標的に 深刻な被害受けるケースも」NHK、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220327/k10013554701000.html> (2023年9月23日アクセス)。
- ⁴⁸ 「日本政府や日本企業に“サイバー攻撃”『キルネット』とは」NHK、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220912/k10013814111000.html> (2023年9月23日アクセス)。



建物収去・土地明渡請求の相手方 —所有者不明土地・建物管理制度創設後の再考として—

日本大学危機管理学部 教授 永沼 淳子

- I 問題の所在
- II 占有権原のない建物が築造され未登記のまま譲渡された場合
- III 建物所有権を有しない者が所有者との合意により登記名義人となっていた場合
- IV 自らの意思で自己名義の登記した所有者が譲渡後も登記名義を保有する場合
- V 創設された所有者不明土地・建物管理制度との関連
- VI 結語

I 問題の所在

自己の所有地の上に何ら占有権原のない建物（以下、「違法建築物」と称する。）が存在しているとき、土地所有者は物権的請求権に基づき、建物収去・土地明渡請求権を有する。このことに異論はないが、その建物収去・土地明渡請求の相手方がだれであるかについては、必ずしも明らかではない。

Aの所有地に、何ら占有権原のないBが違法建築物を築造し、使用しているとき、その違法建築物の所有者であるBが、建物収去・土地明渡請求の相手方であることは疑いがない¹。問題となるのは、①占有権原のない建物が築造され未登記のまま、Cに譲渡された場合²、②建物所有権を有しないCが建物所有者Bとの合意により登記名義人となっていた場合³、③自らの意思で自己名義の登記した建物所有者Bが、Cに譲渡後も登記名義を保有する場合⁴である。本稿は、これらの諸場合に関する判例が、令和3年に創設された「所有者不明土地・建物管理制度⁵」が利用されるようになった今もお維持される必要があるか、という観点から再検討するものである。

すなわち、最近年の③に関する判例は、建物収去・土地明渡請求の相手方をBであるとし、①②判例と異なる判断を下した。この点について、「他人の土地上の建物の所有権を取得した者が自らの意思に基づいて所有権取得の登記を経由した場合には、たとえ建物を他に譲渡したとしても、引き続き右登記名義を保有する限り、土地所有者に対し、右譲渡による建物所有権の喪失を主張して建物収去・土地明渡しの義務を免れることはできない」とし、その理由の一つとして、「登記に関わりなく建物の「実質的所有者」をもって建物収去・土地明渡しの義務者を決すべきものとするならば、土地所有者は、その探求の困難を強いられる」ことをあげている。しかし、そのような困難の解消を目的の一つとして、令和3年の「民法等の一部を改正する法律」で、「所有者不明土地・建物管理制度」が創設され、裁判所は、「所有者を知ることができず、又はその所在を知るこ

とができない」土地・建物について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る土地又は共有持分を対象として、所有者不明土地・建物管理人による管理を命ずる処分（所有者不明土地・建物管理命令）をすることができるとしたのである（新民法264条の2第1項、264条の8第1項。以下、本稿では改正後の民法条文を「新民法」という。）

そうすると、「実質的所有者」が不明であっても、建物所有者が自らの意思で所有者権取得の登記を経由し、所有者名義を保有しつ続ける限り、建物を他に譲渡しても建物所有権の喪失を主張できないとして、登記名義人に責任を負わせる判断を下した上記③の最高裁判決は、「所有者不明土地・建物管理制度」が創設され、所有者不明建物管理人による収去が可能となった現在においても妥当であるか、再検討する必要があると考える。

以下、前述した3つの判決を整理、若干の検討を行い、創設された「所有者不明土地・建物管理制度」を紹介したうえで、判例と新制度との関連について考察する。

II 占有権原のない建物が築造され未登記のまま譲渡された場合（最判昭和35年6月17日）

1. 判例の整理

【事実の概要】

A所有の土地に無権限で建物を建築したBは、当該違法建物につき未登記のままCに譲渡し、Cも未登記のままであった。その後、BからCへの建物譲渡の事情を知らないAは、建物収去・土地明渡請求権を保全するため、当該建物に処分禁止の仮処分を申請し、裁判所の囑託によりB名義の所有権保存登記がなされ、Aは、建物登記名義人であるBに対し、建物収去・土地明渡を請求した。

大審院時代の判決⁶に、Aの所有地に、何ら占有権原のないBが違法建築物を築造し、その違法建築物をCに譲渡して、現在Cが所有者となっている場合、Bが移転登記をせずに依然として登記名義人である状態でも、譲受人Cが土地を占拠する者であって、土地所有者Aは、譲渡人Bに対して不法占拠者として建物収去・土地明渡請求をすることはできないとしていた。

【争点】

未登記建物の譲渡人Bは、自己名義の所有権保存登記は裁判所の囑託によるもので、当該建物について何の権限もないことを主張して、土地所有者Aから建物収去・土地明渡請求を免れることができるか。

【判旨⁷】

棄却

最高裁は次のように判示している。「土地の所有権にもとづく物上請求権の訴訟においては、

現実に家屋を所有することによって現実にその土地を占拠して土地の所有権を侵害しているものを被告としなければならない」とし、かつて右家屋の所有者であったが現在は所有者でない者は、「右家屋に対しては何等管理処分等の権能もなければ、事実上これを支配しているものでもなく、また、登記ある地上家屋の所有者というにもあたらない」ので、現実に土地を占拠して所有権を侵害しているものということではできないため、「物上請求権を行使して地上建物の収去をもとめることは許されない」とした。

この判決の事案では、登記簿上、B名義の保存登記が存在するけれども、これはBが本件家屋を未登記のまま譲渡した後に、Aの仮処分申請にもとづいて、裁判所の嘱託によって為されたものであって、Bの関知するところでないとして、未登記として扱われている。

2. 少数意見

この判決には、小谷勝重裁判官、河村大助裁判官の、「移転登記未了の譲渡人は物権変動（所有権喪失）を以て第三者に対抗できず、完全無権利者とならないものとする」と考えるし、かつ、建物所有権の変動について、その敷地の所有者は民法177条の第三者に該当するものと解するから多数意見には替同できない」とする少数意見が付されており、その理由を次のように述べている。

「未登記不動産について譲渡が行われた場合には、先づ以て譲渡人が保存登記をなし然る後に譲受人に移転登記をするのが本則であって、このことは家屋が建築されると所有者は家屋台帳に登録され（家屋台帳法14条）その所有者が保存登記（不動産登記法106条）をする順序になっていることから明らかである。そして譲渡後において譲渡人が自己名義に保存登記をすることの有効なことは異論のないところである。唯その理由について判例は譲渡人は移転登記義務を履行する前提として自己名義に保存登記申請権があるといっているにとどまるが（大判昭和17年（オ）872号民集21巻23号1199頁）、自己名義の保存登記として効力をもつためにはその登記が実体的な基礎を喪っていないことを要するのであって、単に移転登記のための手続上の必要という理由だけで保存登記の効力を認めるわけにはいかないと思われる。すなわち譲渡が行われたにも拘らずなお保存登記を有効と認めるのは、公示の原則を採用しているわが民法の解釈上登記のない限り物権変動は第三者に対し完全な効力を生ぜず、換言すれば譲渡人は完全な無権利者となるものではないと解すべきだからである。従ってその保存登記は譲渡人に残存する所有権に符合しこれを象徴する有効な登記と解するを相当とする。かの二重売買における第二の買主の取得登記を有効とし第一の買主の所有権取得を無効と解するのも第二の買主との関係においては売主が未だ所有権を喪わないものと解せられるからである。しかして、未登記不動産の譲渡後、仮処分決定に基く裁判所の嘱託により譲渡人のためになされた保存登記も一般の保存登記と同一の効力を有することは当裁判所の判例とするところであるし（昭和29年（オ）478号第二小法廷判決集10巻5号554頁）又債務者所有の未登記建物が第三者に譲渡された後、債権者が競売申立をなし裁判所の嘱託により債務者名義の所有権保存登記をなした当該競売手続に於て競落し其の所有権移転登記を受けた競落人は、右建物所

有権を前示第三者に対抗し得るとした判例（大判昭和13年（オ）2047号民集18巻10号623頁）もあって、いずれも未登記建物の譲渡人は対外関係において、未だ所有権を喪わないという実体関係を基礎として、譲渡人自身の申請によると裁判所の嘱託によるとを問わず譲渡人のために行われた保存登記として其効力を保有するものと理解すべきである。従ってその登記に信頼する第三者は譲受人に対しては取得登記の欠缺を主張し得ると同時に譲渡人に対しては喪失の登記すなわち、物権変動の登記欠缺を主張し得るものと謂わなければならない。」

上記のように述べたうえで、Aは、土地の所有者として地上建物の譲渡人であるBに対し、若くはBから建物を買受けた訴外者に対し、民法177条の第三者に該当するか否かの問題について、次のように説明する。「民法177条はいうまでもなく第三者の利益を保護し不動産取引の安全を計らうとする立法趣旨に出たものであるから、同条の第三者を判例の如く「登記の欠缺を主張する正当の利益を有する第三者」に制限する見解は正当であり、この制限説に従いつつその標準を「当該不動産に関して有効な取引関係に立てる第三者」に求める有力な見解が汎く支持されていることはいうまでもないが、唯その取引関係なる表現が必ずしも明確とはいえないばかりでなく、その不動産につき取引関係に立てる者とはいいかねる者でも当該不動産に関し正当な利害関係を有する者すなわち、或種の権利を有し又は義務を負う関係にある者は、また前示取引関係者に準じ登記欠缺を主張する正当の利益を有する第三者として保護するを正当と考える。」とし、Bに土地使用する権限がない場合には、AはB所有の建物に対し収去明渡の請求権を有し、Aの土地所有権の行使は建物所有権の消滅を招来する結果となるから、Aは土地所有者としてその地上建物に対し正当な利害関係を有する者というべきであり、その建物所有権の変動については民法177条の第三者に該当しその登記欠缺を主張してBの所有権喪失、訴外者の所有権譲受を否認し得る地位にあるから、AはBに対し同人が建物を所有することによりAの土地所有権を侵害するものとして建物収去土地明渡の請求権を有するものと解するのが相当であるとしている。なお、本判決のような見解をとると、この種の土地明渡請求事件における保全処分の実効を薄弱にし、かつたやすく建物所有権の移転を主張して明渡請求を困難ならしめることも考慮すべきであると付言されている。

3. 若干の検討

本判決は、建物収去・土地明渡請求の相手方は、現実に家屋を所有することによって現実にその土地を占拠して土地の所有権を侵害している者であるとし、かつて建物の所有者であったが現在は所有者でない者は、その建物に対しては何等管理処分等の権能もなければ、事実上これを支配しているものでもないから、現実に土地を占拠して所有権を侵害しているものということはできず、建物収去・土地明渡請求の相手方にはならないとした。これに対して少数意見は、民法177条で「物権の得喪」は登記がなければ第三者に対抗できないとされているのであるから、譲渡によって所有権を喪失したことも登記がなければ第三者に対抗できず、建物収去・土地明渡請求をする者は、登記の欠缺を主張することについて「正当な利益」を有するから第三者にあたり、未登記建物を譲渡

したBは、その旨の登記がない限り、建物収去・土地明渡請求の相手方になるとしたのである。未登記建物について、多数意見が「実質的所有者」を問題にしたのに対して、少数意見は、建物収去・土地明渡請求をする者は、建物所有者にとって民法177条の第三者にあたることを前提に、建物所有者は所有権譲渡の登記をしない限り所有権喪失を対抗できないとして、登記を問題にしたのである。この少数意見に対しては、「建物の所有者が自ら保存登記をしながらその後所有権を他に移転したのにかかわらず、これが移転登記を懈怠している場合と同一に論ずることは許されない。すなわち、この場合は移転登記を怠っている現在の登記名義人は、その所者権の喪失を第三者に対抗することができない結果、土地所有者から建物の現在の所有者として土地の不法占拠者としての責任を問われることは是認できるところであるとしても、本件の如く未登記の建物の過去の所有者が何ら自己の意思に基かないで、他から仮処分的前提として自己名義に保存登記がなされた場合には、固よりその者はこれがため現在の建物所有者になるわけのものではなく、また、現在の所有者のために移転登記をしようとしても仮処分によって禁止されているのであるから、登記懈怠の責を負わしめることもできないのである。」という、奥野健一裁判官の補足意見がある。

不動産を売買した場合、売主には登記協力義務があり、買主の代金支払義務と同時履行の関係になるとされているため（大判大7.8.14民録24.1659）、実務では一般に、登記申請に必要な書類の引渡しをもって義務を履行したものとされ、代金を受領している。また、不動産登記法は、譲渡人は登記義務者で譲受人は登記権利者としている（不動産登記法2条12号13号）。売主の登記協力義務という面では確かにその通りであるが、登記名義人は固定資産税の納税義務者とされる（地方税法343条）など、負担を負っているのであるから、売主は買主に対して登記協力義務を負うと同時に、移転登記を請求する権利も有しているといわなければならない。したがって、譲受人に対して移転登記を請求する権利を有しているにもかかわらず、「移転登記を怠っている現在の登記名義人は、その所者権の喪失を第三者に対抗することができない」とする奥野健一裁判官の補足意見は、民法177条を適用した場合の責任根拠の説明としては首肯し得るものがあるが、そもそも、民法177条を適用することについて、少数意見に対するのと同様の批判がある。

4. 学説⁸

古い学説には、B・Cいずれも何らの権限なき土地不法占拠者であって、問題は、だれが現に妨害を加えているかということであり、それは実質的に判断すべきであって、登記のような形式的基準によるべきではないこと、土地所有者Aは、建物については全く無権利者であるから、Cと物的支配を争う関係にないから対抗問題は起こらず、「第三者」に該当しないことを理由に、Bを建物収去・土地明渡請求の相手方とすることはできないとするものがある⁹。これに対しては、「土地所有者は、登記なき譲受人を不法占拠者と認めることは、もとより妨げないが、登記を移転しない者をなお建物の所有者即ち不法占拠者と認めることもできるというべきである」とする反対説もあった¹⁰。

その後、登記に関わりなく建物の「実質的所有者」をもって建物収去・土地明渡請求の相手方とすると、土地所有者は、その探求の困難を強いられ、二重譲渡され譲受人がいずれも登記を経ていないときに取扱いに窮するといった実際的な理由を背景に、民法177条の対抗問題ではないが、登記名義を有する限り譲渡人は土地所有者としての責任を負うとして、登記名義人である譲渡人を建物収去・土地明渡請求の相手方とし得るとする説が主張された¹¹。また、民法177条の対抗問題として捉え、譲渡により所有権を失ったことは物権の得喪の「喪」にあたるから、その登記（所有権移転登記）がなされていない以上、譲渡人は所有権喪失を対抗できないとして、登記名義人である譲渡人を建物収去・土地明渡請求の相手方とし得るとする考え方もある¹²。

登記名義人である譲渡人Bを建物収去・土地明渡請求の相手方とし得るとした場合、現在譲受人Cが建物を占有しているときは、Aは、Bに対し収去を命ずる判決に加え、Cに対する建物の退去または収去を命ずる判決を得なければ、建物収去の強制執行をすることができない。したがって、登記名義人を建物収去・土地明渡請求の相手方とすることの実際的な意味は、代替執行によって強制執行を行なった費用をBから取り立てることができるということにある¹³。

Ⅲ 建物所有権を有しない者が所有者との合意により登記名義人となっていた場合（最判昭和47年12月7日）

1. 判例の整理

【事実の概要】

Aの先代は、訴外アに土地を賃貸していたが、アはBに土地賃借権を無断で譲渡した。Bの夫Cは、当該土地上に建物を建築所有し、建物保存登記は、BCの話し合いの結果、B名義で完了し、二人でこれに居住していた。そこで、Aは、Bに対し建物収去・土地明渡、Cに対し建物退去・土地明渡を請求した。

一審、二審ともAの請求を認容した。

【争点】

建物所有者Cと合意のうえで建物保存登記をしたBは、単なる登記名義人であることを理由に、土地所有者Aからの建物収去・土地明渡請求を免れることができるか。

【判旨¹⁴】

破棄差戻

「建物の所有権を有しない者は、たとえ、所有者との合意により、建物につき自己のための所有権保存登記をしていたとしても、建物を収去する権能を有しないから、建物の敷地所有者の所有権に基づく請求に対し、建物収去義務を負うものではないと解すべきである。しかるに、原判決は、

上告人Aが、本件建物の所有者でないことを認めながら、所有者との合意により、自己のため所有権保存登記をしていることを理由に、同上告人に建物収去義務を認め、同人に対し建物収去土地明渡しを求める被上告人の本訴請求を認容したのである。」

2. 少数意見

この判決には、大隅健一郎裁判官の次のような意見が付されている（A、B、Cは、前述の設例に合わせて筆者が修正）。

未登記の建物の所有者甲が、乙にその所有権を移転する意思がないのに、乙の承諾を得て、右建物について乙名義の所有権保存登記を経由したときは、民法第94条第2項を類推適用して、甲は、乙が右建物の所有権を取得しなかったことをもって、善意の第三者に対抗することができないものと解すべきであるとする判例（最判昭和41年3月18日民集20巻3号451頁）によれば、「乙もまた、自己が右建物の所有権を取得しなかったことをもって、善意の第三者に対抗しえないものと解すべきことはいうまでもない。この法理を本件に適用すれば、Aが善意であるかぎり、Bは本件建物の所有権が自己にない旨を主張して、その収去義務を免れることはできないものといわなければならない。」が、「原審の認定によれば、Aは、本件建物の登記名義人はBであるけれども、その実質上の所有者はCであることを認めているというのであるから、Aみずから権利者でないことを認める上Bに対してその建物の収去を求める本訴請求は、排斥を免れないといわなければならない。……これを単純にBが本件建物を収去する権能を有しない点に求める多数意見は首肯しがたいというほかない。多数意見のような見解をとるならば、本件のごとき土地明渡請求事件においては、原告たる土地所有者は、登記に信頼することができず、建物の実質上の権利者を探求しその者を被告として訴を提起することを強られるのみならず、相手方がたやすく建物所有権の移転を主張して明渡請求を困難ならしめる危険にさらされることとなる不都合を思うべきである。」

3. 若干の検討

本判決は、権限なく他人の所有地上に建物を所有して不法にその土地を占拠する者に対し、所有権に基づき、土地の明渡の請求をするには、当該建物の登記簿上の所有者ではなく、その建物の現実の所有者を相手方としてなすべきものと解した前記の判例（大判昭和13年12月2日民集17巻22号2269頁、最判昭和35年6月17日民集14巻8号1396頁）を踏襲したものであるが、真実の所有者と合意していたとしても、虚偽の登記名義人は建物を収去する権能を有しないことを論拠として、虚偽の登記名義人に対する建物収去・土地明渡請求を否定した。

これに対して、大隅健一郎裁判官は、前記昭和35年判決において、「公示の原則を尊重する立場から、移転登記未了の家屋の譲渡人は所有権の喪失をもつて第三者に対抗することはできなく、その所有権の変動については敷地の所有者も民法177条にいわゆる第三者にあたるものと解し、したがって、その敷地の所有者は移転登記未了の家屋の譲渡人に対して建物収去土地明渡の請求権を有

するとする見解（小谷勝重、河村大助両裁判官の少数意見）が妥当ではないかと考える。」としながらも、民法94条2項を類推適用して、登記名義人が真の所有者でないことを知っていた土地所有者は、善意の第三者にあたらないとして、多数意見と同じ結論を導いている。

従来判例は、建物を収去する権能を有する「実質的所有者」であるか否かによって、建物収去・土地明渡請求の相手方であるか否かを判断してきたのであるが、登記に関わりなく建物の「実質的所有者」をもって建物収去・土地明渡請求の相手方とすると、土地所有者は、その探求の困難を強いられ、二重譲渡され譲受人がいずれも登記を経っていないときに取扱いに窮するといった実際的な問題があることを背景に、昭和35年判決においては、小谷勝重、河村大助両裁判官が、公示の原則を尊重するという立場から、登記名義の有無による問題解決が主張された。本判決では、大隅健一郎裁判官がその立場を支持する意見を述べながらも、通謀の上なされた虚偽登記という事案の特殊性から、民法94条2項を類推適用して多数意見と同じ結論になっている。

建物収去・土地明渡請求の相手方を決定するにあたり、「実質的所有者」の探求困難という問題意識から、昭和35年判決の少数意見及び本判決の大隅意見は、民法177条を適用して登記名義人を相手方とする理論を構成するのであるが、多数意見は、本来の対抗関係にない建物登記名義人と土地所有者の関係に民法177条を適用することや、建物を収去する権能を有しない者に収去を命ずることに、なお躊躇を感じていることが窺われる。

土地所有者の同意を得て土地賃借権を譲渡し、その土地上の建物を売却して登記申請に必要な書類の引渡しと引き換えに代金を受領していたところ、その後、土地所有者と買主との賃貸借契約が何らかの理由で終了し、建物が不法占有の状態となったとき、建物の買主が登記未了であれば、収去権限のない売主が買主の建物を取り壊し収去しなければならいとすることには、確かに抵抗を感じる。したがって、いかに「実質的所有者」の探求困難という問題があるにせよ、対抗要件移転登記未了の家屋の譲渡人は所有権の喪失をもって第三者に対抗することができないとしてしまうことには疑問があるといわなければならない。多数意見は、この点を考慮したのであらうと思われる。

IV 自らの意思で自己名義の登記した所有者が譲渡後も登記名義を保有する場合（最判平成6年2月8日）

1. 判例の整理

【事実の概要】

競売による売却により土地を取得したAが、その土地上に存する建物につき、登記名義人Bに建物収去・土地明渡請求したもので、本件建物は、Bの夫の所有であったが、夫が死亡したため、Bが相続によりこれを取得してその旨の登記を経由し、Cに代金250万円で売り渡したが、登記簿上、本件建物はB所有名義のままとなっていた。

本件訴訟において、Aは、本件建物の所有者はその所有権移転登記を有するBであり、Bが本件

建物を所有することにより本件土地を占有していると主張して、所有権に基づき本件建物収去による本件土地明渡しを求めたのに対し、Bは、Cへの売却により本件建物の所有権を失ったから本件土地を占有するものではないと主張するところ、原審は、右事実関係の下において、Bの主張を容れ、Bが本件建物を所有し本件土地を占有しているとのAの主張は理由がないとして、Aの右請求を棄却すべきものとし、これと同旨の第一審判決に対するAの控訴を棄却した。

【争点】

建物名義人Bは、Cへ建物譲渡したことによる建物所有権喪失を主張し、Aの建物収去・土地明渡しの義務を免れることができるか。

【判旨¹⁵】

破棄自判

「土地所有権に基づく物上請求権を行使して建物収去・土地明渡しを請求するには、現実建物に所有することによってその土地を占拠し、土地所有権を侵害している者を相手方とすべきである。したがって、未登記建物の所有者が未登記のままこれを第三者に譲渡した場合には、これにより確定的に所有権を失うことになるから、その後、その意思に基づかずに譲渡人名義に所有権取得の登記がされても、右譲渡人は、土地所有者による建物収去・土地明渡しの請求につき、建物の所有権の喪失により土地を占有していないことを主張することができるものというべきであり」、また、「建物の所有名義人が実際には建物を所有したことがなく、単に自己名義の所有権取得の登記を有するにすぎない場合も、土地所有者に対し、建物収去・土地明渡しの義務を負わないものというべきである」が、「他人の土地上の建物の所有権を取得した者が自らの意思に基づいて所有権取得の登記を経由した場合には、たとえ建物を他に譲渡したとしても、引き続き右登記名義を保有する限り、土地所有者に対し、右譲渡による建物所有権の喪失を主張して建物収去・土地明渡しの義務を免れることはできないものと解するのが相当である。」けだし、建物は土地を離れては存立し得ず、建物の所有は必然的に土地の占有を伴うものであるから、土地所有者としては、地上建物の所有権の帰属につき重大な利害関係を有するのであって、土地所有者が建物譲渡人に対して所有権に基づき建物収去・土地明渡しを請求する場合の両者の関係は、土地所有者が地上建物の譲渡による所有権の喪失を否定してその帰属を争う点で、あたかも建物についての物権変動における対抗関係にも似た関係というべく、建物所有者は、自らの意思に基づいて自己所有の登記を経由し、これを保有する以上、右土地所有者との関係においては、建物所有権の喪失を主張できないというべきであるからである。もし、これを、登記に関わりなく建物の「実質的所有者」をもって建物収去・土地明渡しの義務者を決すべきものとするならば、土地所有者は、その探求の困難を強いられることになり、また、相手方において、たやすく建物の所有権の移転を主張して明渡しの義務を免れることが可能になるという不合理を生ずるおそれがある。他方、建物所有者が真実その所有権を他に譲

渡したのであれば、その旨の登記を行うことは通常はさほど困難なこととはいえ、不動産取引に関する社会の慣行にも合致するから、登記を自己名義にしておきながら自らの所有権の喪失を主張し、その建物の収去義務を否定することは、信義にもとり、公平の見地に照らして許されないものといわなければならない」。したがって、Bは、Aに対して本件建物の所有権の喪失を主張することができず、本件建物収去・土地明渡しの義務を免れないものというべきであるから、原判決は破棄を免れず、Aの請求は認容すべきものである。

2. 若干の検討

この判決は、上記の昭和35年の最高裁判決、昭和47年の最高裁判決を踏襲したうえで、「土地所有者が建物譲渡人に対して所有権に基づき建物収去・土地明渡しを請求する場合の両者の関係は、土地所有者が地上建物の譲渡による所有権の喪失を否定してその帰属を争う点で、あたかも建物についての物権変動における対抗関係にも似た関係」であるとし、新たに登記の有無を建物収去・土地明渡請求の相手方の判断基準とした点に特色がある。これは、上記の昭和35年の最高裁判決における小谷勝重、河村大助両裁判官の少数意見、昭和47年の最高裁判決における大隅健一郎裁判官の意見と軌を一にするもので、その理由も、「建物の「実質的所有者」をもって建物収去・土地明渡しの義務者を決すべきものとするならば、土地所有者は、その探求の困難を強いられることになり、また、相手方において、たやすく建物の所有権の移転を主張して明渡しの義務を免れることが可能になるという不合理を生ずるおそれがある。」とされており、同様である。

ただし、上記の昭和35年の最高裁判決、昭和47年の最高裁判決と齟齬をきたさないよう、民法177条に従って登記名義を有するか否かで判断するのではなく、「所有権を取得した者が自らの意思に基づいて所有権取得の登記を経由した場合」という限定を付し、そのような場合に、「登記を自己名義にしておきながら自らの所有権の喪失を主張し、その建物の収去義務を否定することは、信義にもとり、公平の見地に照らして許されないものといわなければならない」として、信義則・公平の見地から、建物収去・土地明渡請求の相手方とされている。土地所有者と建物収去・土地明渡請求の相手方との関係は、本来の対抗関係ではないということを経験した結果であろうと思われる。

いずれにせよ、この判決では、登記名義人を建物収去・土地明渡請求の相手方とし得る理由として、「登記に関わりなく建物の「実質的所有者」をもって建物収去・土地明渡しの義務者を決すべきものとするならば、土地所有者は、その探求の困難を強いられる」ことがあげられている。この理由も、昭和35年の最高裁判決における小谷勝重、河村大助両裁判官の少数意見、昭和47年の最高裁判決における大隅健一郎裁判官の意見と同様である。

「実質的所有者」の探求が困難な場合とは、たとえば、Aの所有する土地にBが登記名義を有する不法占有の建物があり、その建物はBからCに譲渡されているがCが所在不明である場合や、BからC、Dに二重譲渡されている場合である。そのような場合には、土地を不法占有されている

土地所有者の建物収去・土地明渡請求の行使が実際上きわめて困難になる。そこで、登記未了で依然としてBが登記名義を保有していれば、Bに対する建物収去・土地明渡請求を認めてもよいのではないかということが背景にある。

すでに述べたように、そのような場合には、不動産に関する物権の「得喪」及び変更は、登記をしなければ第三者に対抗できないとする民法177条により、所有権の「喪失」も、その旨の登記がなければ第三者に対抗できないと解して、登記名義を有するBは、所有権がないことを第三者Aに対抗できず、建物を収去しなければならないとする考え方がある。昭和35年判決における小谷勝重、河村大助両裁判官の少数意見、および昭和47年判決における大隅健一郎裁判官の意見である。これに対して、本来の対抗関係にない建物登記名義人と土地所有者の關係に民法177条を適用することはできず、建物を収去する権能を有しない者に収去を命ずることはできないとするのが、昭和35年判決の多数意見および昭和47年判決であった。

ところが、本判決は、「所有権を取得した者が自らの意思に基づいて所有権取得の登記を経由した場合には、たとえ建物を他に譲渡したとしても、引き続き右登記名義を保有する限り、土地所有者に対し、右譲渡による建物所有権の喪失を主張して建物収去・土地明渡しの義務を免れることはできない」として、「所有権を取得した者が自らの意思に基づいて所有権取得の登記を経由した場合」という限定を付しながらも、登記名義人に対する建物収去・土地明渡請求を認めたもので、所有者不明建物問題に対処する画期的な判決である。ただし、「土地所有者が建物譲渡人に対して所有権に基づき建物収去・土地明渡しを請求する場合の両者の關係は、土地所有者が地上建物の譲渡による所有権の喪失を否定してその帰属を争う点で、あたかも建物についての物権変動における対抗関係にも似た關係」であるとし、対抗関係としたわけではないことに注意が必要である。対抗関係としたわけではないにもかかわらず、登記名義人に対する建物収去・土地明渡請求を認めるのは、「登記を自己名義にしておきながら自らの所有権の喪失を主張し、その建物の収去義務を否定することは、信義にもとり、公平の見地に照らして許されないものといわなければならない」からであるとして、信義則、公平の見地から認めていることにも注意を要する。従来判例を踏襲しながらも、なお登記名義人に対する建物収去・土地明渡請求を認めるには、このような理由付けが必要であったと思われる。

この判決の背景には、建物の収去費用が高額¹⁶であること、所有者不明土地・建物の増加による公共事業実施上の支障や、いわゆる空き家問題などがある。そこで、令和3(2021)年の民法改正で、所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができない土地・建物を管理する所有者不明土地・建物管理制度(新民法264の2~264の8)と、所有者による土地・建物の管理が不適當であることによって他人の権利または法律上保護される利益が侵害され、または侵害されるおそれがある土地・建物を管理する管理不全土地・建物管理制度(新民法264の9~264の14)が創設された。したがって、これらの新制度によって所有者不明の場合の解決方法ができた以上、建物収去・土地明渡請求につき登記名義人を相手とする訴えが不要になったと考えられ、その点につい

でも検討する必要があるので、次に、所有者不明土地・建物管理制度の概要を述べ、本判決との関連を検討する。

V 創設された所有者不明土地・建物管理制度との関連¹⁷

1. 所有者不明土地・建物管理制度

民法は、25条以下に、所有者不明の財産の管理を行うため、住所等を不在にしている自然人の財産の管理をすべき者がいない場合には、家庭裁判所が不在者財産管理人を選任するという制度と、自然人が死亡して相続人がいることが明らかでない場合には、家庭裁判所が相続財産管理人を選任し、相続財産の管理・清算を行うという制度を設けている。また、法人が解散したが、清算人となる者がいない場合については、会社法に、地方裁判所が清算人を選任し、法人の財産の清算を行うという制度が設けられている。これらの制度は、対象者の財産全般を管理する「人単位」の仕組みとなっているので、財産管理は非効率的であり、申立人等の利用者にとっても負担が大きい。また、これらの制度は、所有者を全く特定できない土地・建物については、利用をすることができない。

そこで、令和3（2021）年、「民法等の一部を改正する法律」で、民法に、特定の土地・建物みに特化して管理を行う所有者不明土地・建物管理制度と、所有者はわかっているが、その所有者による土地の管理が不相当である土地を対象とする、管理不全土地・建物の管理制度を新設する等、所有者不明土地の円滑な利用や管理を促進する改正がおこなわれた。

民法改正で、裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地・建物について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る土地又は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人による管理を命ずる処分（所有者不明土地・建物管理命令）をすることができることとされ、所有者不明土地・建物管理制度が創設された（新民法264条の2第1項、264条の8第1項）。土地・建物が数人の共有に属する場合にあっては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分についても、同様である。ここで利害関係人とは、公共事業の実施者など不動産の利用・取得を希望する者、共有地における不明共有者以外の共有者であるが、地方公共団体の長等にも所有者不明土地管理命令の申立権の特例が設けられている（所有者不明土地特措法38条2項¹⁸）。

対象財産の管理処分権は管理人に専属し（新民法264条の4、264条の8第5項）、管理人は、保存・利用・改良行為を行うほか、裁判所の許可を得て、対象財産の処分（売却、建物の取壊しなど）をすることも可能である（新民法264条の3第2項、264条の8第5項）。不明相続人の遺産共有持分について選任された管理人は、遺産分割をする権限はないが、遺産共有持分に係る権限の範囲内での管理行為や、持分の処分は可能である。管理人は、所有者に対して善管注意義務を負い、数人の共有者の共有持分に係る管理人は、その対象となる共有者全員のために誠実公平義務を負う

(新民法264条の5、264条の8第5項)。管理人は、所有者不明土地等(予納金を含む)から、裁判所が定める額の費用の前払・報酬を受け、費用・報酬は所有者の負担とされる(新民法264条の7第1・2項)。土地・建物の売却等により金銭が生じたときは、管理人は、供託をし、その旨を公告する(新非訟法90条8、16項)。区分所有建物については、所有者不明建物管理制度は適用されない(新区分所有法6条4項)。この新制度により、所有者が特定できないケースについても対応が可能になり、他の財産の調査・管理が不要であることから、土地・建物の効率的かつ適切な管理を実現できることとなった。

2. 管理不全土地・建物管理制度

従来の民法の規定では、危険な管理不全土地・建物¹⁹については、物権的請求権や不法行為に基づく損害賠償請求権等の権利に基づき、訴えを提起して判決を得、強制執行をすることによって対応するものとされていた。しかし、管理不全状態にある不動産の所有者に代わって管理を行う者を選任する仕組みは存在しなかったため、対応が硬直化していた。そこで、管理不全土地・建物について、裁判所が、利害関係人の請求により、管理人による管理を命ずる処分を可能とする管理不全土地・建物管理制度が創設された(新民法264条の9~264の14)。

利害関係の有無は、個別の事案に応じて裁判所が判断するが、地方公共団体の長等に管理不全土地管理命令の申立権を付与することの是非については、国土交通省において今後検討するものとされている。所有者による土地又は建物の管理が不相当であることによって、他人の権利・法的利益が侵害され、又はそのおそれがあり、土地・建物の管理状況等に照らし、管理人による管理の必要性が認められる場合に発令され、所有者が発令に反対していても、法律上は発令可能であるが、所有者がそこに居住しており、管理行為を妨害することが予想されるなど、管理人による実効的管理が期待できないときは、管理命令ではなく、従来どおり訴訟(物権的請求権の行使等)によって対応することが適切であると思われる。なお、区分所有建物については、管理不全建物管理制度は適用されない(新区分所有法6条4項²⁰)。

管理人は、保存・利用・改良行為を行うほか、裁判所の許可を得て、これを超える行為をすることも可能であるが、土地・建物の処分(売却、建物の取壊し等)をするには、その所有者の同意が必要である。ただし、動産の処分については所有者の同意は不要とされている(新民法264条の10第3項、264条の14第4項)。管理処分権は管理人に専属しないので、管理不全土地・建物等に関する訴訟においても、所有者自身が原告又は被告となる。管理人は、所有者に対して善管注意義務を負う。また、管理命令が共有の土地・建物について発せられたときは、共有者全員のために誠実公平義務を負う(新民法264条の11、264条の14第4項)。管理人は、管理不全土地等(予納金を含む)から、裁判所が定める額の費用の前払・報酬を受ける(管理費用・報酬は、所有者の負担)(新民法264条の13第1・2項、264条の14第4項)。金銭が生じたときは、管理人は供託をし、その旨を公告する(新非訟法91条5、10項)。

3. 財産管理制度の相互関係

土地の所有者の所在が不明である場合には、不在者財産管理制度等の既存の財産管理制度と、新たに設けた所有者不明土地管理制度の要件をいずれも満たし得る。さらに、土地が管理不全状態にもあるときは、管理不全土地管理制度の要件をも満たすことになる。

どの財産管理制度を利用するかは、手続の目的、対象となる財産の状況や、管理人の権限等の違いを踏まえ、個別事案に応じて、適切な制度を申立人自身で適宜選択することが想定されている²¹。

4. 所有者不明建物管理制度と平成6年最高裁判決との関連

前述したように、平成6年最高裁判決は、「登記に関わりなく建物の「実質的所有者」をもって建物収去・土地明渡しの義務者を決すべきものとするならば、土地所有者は、その探求の困難を強いられることになり、また、相手方において、たやすく建物の所有権の移転を主張して明渡しの義務を免れることが可能になるという不合理を生ずるおそれがある。」として、登記名義人に対する建物収去・土地明渡請求を認めたのであるが、所有者不明土地・建物管理制度も、土地・建物の所有者が、調査を尽くしても不明である場合には、土地・建物の管理・処分が困難になるとして創設されたものである。したがって、類似した目的の両者の関連についても、若干検討しておく。

所有者不明建物管理制度の「所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない建物」（民264条の8第1項）の「所有者」とは、「登記名義人」の意味であるとする、登記名義を有する者が存在し、その所在が明らかであるときは、所有者不明ではなく、この管理制度を利用することはできないということになる。したがって、この管理制度を利用できるのは、登記名義人が存在せず、又は所在不明である場合に限られることになり、所有者不明建物管理制度は、平成6年最高裁判決に従って登記名義人に建物収去・明渡請求をしようとする場合に、その登記名義人が所在不明である場合などに利用するものということになる。しかし、それでは、登記名義人が「実質的所有者」の不明を理由に所有者不明土地・建物管理制度を利用することはできないことになるので、そのように解することはできない。

これに対して、所有者不明建物管理制度の「所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない建物」の「所有者」とは、平成6年最高裁判決のいう「実質的所有者」と同じ意味であるとすれば、「実質的所有者」の探求が困難であるときは、登記名義人を相手とすることも、所有者不明建物管理制度を利用して所有者不明建物管理人を相手とすることもできることになる。そうであるとすれば、平成6年最高裁判決が「実質的所有者」の探求が困難であるという理由から認めた登記名義人に対する建物収去・明渡請求は、所有者不明建物管理制度の創設によって、その根拠を失うことになる。それでもなお、登記名義人に対する建物収去・明渡請求を認めるとすれば、手続の簡易性・費用等を理由とすることになる。

VI 結 語

自己の所有地の上に何ら占有権原のない建物が存在しているとき、土地所有者が物権的請求権に基づき建物収去・土地明渡請求をする相手方は、現実に建物を所有することによってその土地を占拠し、土地所有権を侵害している者、すなわち建物の「実質的所有者」である。しかし、「実質的所有者」のみを相手方とすると、土地所有者は、その探求の困難を強いられることになり、また、相手方において、たやすく建物の所有権の移転を主張して明渡しの義務を免れることが可能になるという不合理を生ずるおそれがある。

そこで、登記名義人を相手方とすることが考えられ、建物所有権の変動については、土地所有者は民法177条の第三者に該当するので、その登記欠缺を主張し得るとし、登記名義人は所有権喪失の登記をしない限り、土地所有者に対抗することができないとして、登記名義人に対する建物収去・土地明渡請求を認める説が主張された（昭和35年判決少数意見）。しかし、土地所有者は、建物については全く無権利者であるから、建物所有者と物的支配を争う関係にないから対抗問題は起こらず、「第三者」に該当しないことを理由に、登記名義人を建物収去・土地明渡請求の相手方とすることはできないとする従来判例を覆すにはいたらなかった。

その後、空き家問題など所有者不明建物が社会問題化するのにもなって、最高裁は平成6年に、従来判例と齟齬がないよう、「所有権を取得した者が自らの意思に基づいて所有権取得の登記を経由した場合」という限定を付して、登記名義人に対する建物収去・土地明渡請求を認めた。ただし、民法177条が適用される対抗関係としたわけではなく、「物権変動における対抗関係にも似た関係」であるとするにとどめ、「登記を自己名義にしておきながら自らの所有権の喪失を主張し、その建物の収去義務を否定することは、信義にもとり、公平の見地に照らして許されないものといわなければならない」として、信義則・公平の見地から登記名義人に対する建物収去・土地明渡請求を認めた。従来判例理論を踏襲しながら、なお、空き家問題等に対処するためになされた画期的判決と評価できる²²。

しかし、令和3年の民法改正で所有者不明土地・建物管理制度が創設され、所有者不明建物管理人を建物収去・土地明渡請求の相手とすることができるようになったので、登記名義人を建物収去・土地明渡請求の相手とする必要性は減少している。

¹ 好美清光（1997）『新版注釈民法（6）』舟橋諄一ほか編（有斐閣）141頁。請求の相手方について、「請求の相手方は、現に無権限で他人の物を占有している者、または妨害物の所有者など他人の物への侵害状態を除去すべき地位にある者である。」としている。

² 最判昭35.6.17民集14・8・1396。次章で扱う。

³ 最判昭47.12.7民集26・10・1829。Ⅲ章で扱う。

⁴ 最判平6.2.8民集第48・2・37。Ⅳ章で扱う。

⁵ 所有者不明土地の発生を予防するため、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）により

民法典に所有者不明土地・建物管理制度等が創設、令和3年4月28日に公布され、さらに不動産登記法（平成16年法律第123号）が改正、令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化される。法務省ホームページ「令和3年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属法のポイント」<https://www.moj.go.jp/content/001401146.pdf>（最終閲覧日：令和5年10月3日）。本稿ではV章で扱う。

⁶ 大判大9.2.25民録26・152、大判昭13.12.2民集17・2269。

⁷ 判決文は、裁判所ホームページで参照可能である。https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/536/053536_hanrei.pdf（最終閲覧日：令和5年10月3日）

⁸ 本稿で取り上げた3判決と学説について解説するものとして、以下を参照した。幾代通（1985）「〔8〕裏返しの対抗問題?」『法学教室No.52』18頁以下、山本豊（1995年）「建物所有による土地不法占拠者が建物を譲渡した後もなお登記名義を保有する場合における建物収去・土地明渡義務者」『NBL No.560』57頁以下、能見義久（2002年）「所有権の保護」『法学教室No.257』85頁以下、加藤雅信（2002年）「登記再論」『法学教室No.266』88頁以下、横山美夏（2023年）「物権的請求権の相手方—土地上の建物の譲渡後も登記名義を保有する者」『別冊ジュリストNo.262』96頁以下、西村峯裕・古座昭宏（2007年）「物権的請求権の相手方」『産大法学41巻1号』39頁以下、石田剛（2013年）「建物の登記名義人に対する土地所有者の建物収去・土地明渡請求—建物の所有名義と敷地占有との特別な(?)関係」『法学教室No.392』117頁以下。

⁹ 柚木馨・高木多喜男（1972年）『判例物権法総論〔補訂版〕』オンデマンド版（有閣閣）234頁、舟橋諄一（1960年）『物権法』（有斐閣）198頁など。これまでの判例で構築された実質的所有者説と同様の理論で説明された学説（実質的所有者説）で、通説となっていた。

¹⁰ 我妻栄（1952年）『物権法』（岩波書店）104頁、幾代通「〔8〕裏返しの対抗問題?」『法学教室No.52』18頁など。判例理論に反対し、「所有登記名義人説」を展開した。

¹¹ 広中俊雄（1987年）『物権法〔第2版増補〕』（青林書院）245頁。

¹² 半田正夫（1977年）「民法177条における第三者の範囲」『叢書民法総合判例研究⑦』（一粒社）88頁。

¹³ 幾代通（1977年）「土地不法占拠の責任と建物登記」『曹時29.11.1759』1750頁。

¹⁴ 判決文は、裁判所ホームページで参照可能である。https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/636/052636_hanrei.pdf（最終閲覧日：令和5年10月3日）

¹⁵ 判決文は、裁判所ホームページで参照可能である。

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/503/052503_hanrei.pdf（最終閲覧日：令和5年10月3日）

¹⁶ 建物の解体費用については、一般社団法人日本住宅保全協会ホームページ <https://www.jhdrc.com/contents/dismantling-cost/>（最終閲覧日：令和5年10月3日）。解体費用は、構造や施工条件、アスベストの有無などにより価格に幅があるものの、一般的な住宅でおおむね150万円から300万円程度である。また、「相続土地国庫帰属制度」の利用を検討した男性が制度に適合させるために空き家解体を模索したが、費用が高額であることから制度利用を断念し、空き家を残したまま無償譲渡に変更する記事を目にした。松浦新「相続土地のわな4」朝日新聞（2023（令和5）年9月29日）。

¹⁷ V章は、法務省ホームページ「令和3年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫貴族法のポイント」<https://www.moj.go.jp/content/001401146.pdf>（最終閲覧日：令和5年10月3日）、松尾弘「所有者不明土地特措法改正の意義と課題」土地総合研究2022年夏号https://www.lij.jp/html/jli_jli_2022/2022summer_p015.pdf（最終閲覧日：令和5年10月3日）を参照した。

¹⁸ 令和4年4月27日、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年6月13日法律49号。以下「所有者不明土地特措法」という）を改正するものとして、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立した（公布は令和4年5月9日法律38号）。

¹⁹ 法務省民事局「令和3年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫貴族法のポイント」（2021年9月）によれば、管理不全土地・建物とは、「ひび割れ・破損が生じている擁壁を土地所有者が放置しており、隣地に倒壊するおそれがあるケース」や、「ゴミが不法投棄された土地を所有者が放置しており、臭気や害虫発生による健康被害を生じているケース」である。

<https://www.moj.go.jp/content/001401146.pdf>（最終閲覧日：令和5年10月3日）

²⁰ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）6条4項は、「民法（明治二十九年法律第

八十九号) 第二百六十四条の八及び第二百六十四条の十四の規定は、専有部分及び共用部分には適用しない。」と規定している。

²¹ 表題部所有者不明土地については、法務局による探索の結果、表題部所有者として登記すべき者が不在の旨の登記がされる前であれば、所有者不明土地管理制度を利用することになり、その旨の登記がされた後であれば、表題部所有者不明土地法に基づく管理制度によって対応することになる（新表題部所有者不明土地法32条1項）。新表題部所有者不明土地法は、令和元年5月17日に成立、同月24日公布された「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）」をいう。所有者不明土地問題への対策の一環として、不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が正常に登記されていない「表題部所有者不明土地」について、その登記及び管理の適正化を図るために必要となる措置を講ずることにより、その権利関係の明確化及びその適正な利用を促進する目的で成立した。

²² この判決について残された課題を指摘した評釈として、半田正夫（1994年）「建物所有権を喪失して登記名義人の土地明渡義務」『判例セレクト'94（民法）』22頁で、「訴訟に勝った甲がどのようにして建物の取去を実現するのか—乙は建物所有権をすでに失っているため取去義務を果しえないので—問題をあとに残すことになる。」と指摘している。所有者不明土地・建物管理制度により、この点は解決された。



首都直下地震に備える —長期化する避難所生活の課題—

関東大震災の発生から100年の節目に



勝股 本日は三茶祭の公開講座にお集まり頂きありがとうございます。今回は「首都直下地震に備える—長期化する避難所生活の課題」をテーマに、地元・世田谷区の河野災害対策課長から世田谷区の避難所運営の現状と課題についてご講演して頂き、引き続き危機管理学部の教員によるパネルディスカッションで深掘りしたいと思います。

今年に関東大震災から100年、メディアは様々な企画を展開していましたが、100年という節目だからこそ、改めて地震への備えを自分事として考えてみようというのが今回のテーマの狙いです。被災したときに最も身近となる避難所、それは今、どうなっているのだろうか。また、長期化する避難生活、どんな課題があるのだろうか。本日はそのような視点を中心に一緒に考えていければと思います。

それでは最初に世田谷区危機管理部災害対策課の河野雄治課長から、「世田谷区における避難所運営—その現状と課題」についてお話し頂きます。



河野 皆さま、こんにちは。ただ今ご紹介にあずかりました世田谷区危機管理部災害対策課長の河野と申します。本日は「世田谷区における避難所運営—その現状と課題」というテーマでお話をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

最初は区の指定避難所運営の特徴と課題、また課題に対する区の取り組み方針を説明させていただきます。まず、区の指定避難所運営の特徴でございます。世田谷区の避難所運営は住民主体ということで進んできております。基本的に区の職員が避難所を設営し、運営を行うということにはなっていません。

なっていないというか、できないと言ったほうが正しいのですが、世田谷区の職員の区内在住者は全体の約4割です。区の職員は正規職員が約5000人ですので、その職員の4割、つまり2000人の職員が地震と同時に被災します。被災する4割の職員の中でどれだけの人間を避難所運営に回せるかという、ほとんど回せない状況です。

なぜかと言えば、避難所の運営自体は、区役所が開いている時間、月曜から金曜までの朝8時半から夕方5時ぐらいまでで、この時間内であれば、5000人の職員が確保できますが、その時間帯に大地震が発生する確率は少ないだろうと考えております。つまり時間外、あるいは休日や夜間に地震が発生した場合には、どうしても職員の手が回らないということです。

次は区の指定避難所運営の課題です。申し上げたように避難所運営は区では手が回りませんので、地元の町会や自治会、あるいは商店会の方で避難所運営委員会を設置していただいています。避難所運営委員会は、メンバーが固定化し、高齢化も進んでいる、そうした状況になっております。加えて、コロナウイルスは現在5類となりましたが、コロナ禍で避難所の運営訓練自体が実施できていない。また避難者の想定数に対して、区の避難所面積が不足している。これは現在の避難者の想定数に基づいてお話しいたします。

それから避難所運営委員会の方々が感じている避難所運営そのものに対する不安というものがあります。それは自分たちが発災時に避難所へ行けないのではないか、あるいは行ってもうまく避難者を仕切れないのではないかとといった問題です。自分たちも被災することに加え、運営スタッフが不足し、避難者対応に追われ、本当に支援が必要な要配慮者の方々への支援が行き届かないのではないか、こういった課題も伺っております。

続きまして被害想定についてです。世田谷区全体で東京都が被害想定を公表した中で、区内の死者数は645人、負傷者数は7132人で、被災家屋は約2万6000棟、インフラに関しても約20%が被害を受ける、こういった想定になっております。

次に避難者数の想定です。発災後1日目には約15万1000人。4日から1週間後の期間では、約16万8000人と避難者の数が増加していくと考えられています。発災の4日目から避難者数が増加しますが、それは最初の3日間で、家庭内で備蓄していた物が尽きてしまい避難所に来るといった想定になっております。

発災から1か月後には、避難所での避難者数は約5万2000人と減少しますが、これは自宅が修復可能、あるいは在宅避難が可能な避難者が自宅に戻るという見積りです。裏を返せば、自宅が倒壊、焼失し、避難所で生活せざるを得ない方々が5万2000人いるということです。この想定から、本当に避難所で避難をする方は5万2000人程度で、在宅避難の知識や備えがあれば避難所への避難者は、想定のおよそ3分の1程度まで減らせるのではないかと考えております。

区はこれまで阪神淡路大震災、東日本大震災、2019年の台風19号などを契機に、災害対策を見直してきましたが、今回はコロナ禍を踏まえ、避難所への避難想定の人数を減らしていくという観点から在宅避難の推進と避難所運営の見直しを今後の大きな課題として災害対策の強化に取り組んでいきたいと考えています。

地震イコール災害だと思われる方は非常に多いと思いますが、地震は単なる自然現象の一つで、その自然現象をどのように捉えるか。必ず地震が起きると言われている地域に住んでいる中で、自分たちがどういった備えをしているかということで、災害や被災のリスクが全く変わってくるという考え方です。

避難所にしても、スペースや備蓄に限られる中で、過密な状態で過ごすことによって体調を崩す方も多くなっていくのではないかと。避難所が過密な状態になることで、地震による直接の被害だけでなく、二次的な被害にもつながります。避難所の過密化対策が、震災における被害を抑えるため

には大きな課題になると考えております。

被災者支援の目指すべき姿として、在宅避難を基本として考えております。ただし、自宅がどうしても住めない状況だったときに、避難所での避難生活を送っていただくことになります。まず自助として、各家庭では建物の耐震化、感震ブレーカーの設置、家具転倒防止、食料等の備蓄、避難行動の知識を身に付けていただくことに取り組んで頂きたいと思っております。

共助としては、避難所で生活せざるを得ない状況になったときには、被災者の人権が守られた環境、要配慮者への行き届いた配慮、感染症予防対策の徹底、在宅避難を支援する拠点としての避難所、こういった役割を担っていくつもりです。

最後に公助としまして、世田谷区では発災から72時間の応急活動、限られた人員の中でこれらの業務をやっていく。非常時の優先業務、被災者生活再建。発災前には木造住宅密集地域の解消、建築物の耐震診断・補強工事の促進。また在宅避難に必要な日頃からの家庭の備えの促進、地域防災力の向上ということで、地域の皆さまが顔の見える関係をつくって、避難所運営組織等の支援をしていく、あるいは普段の防災活動をやっていく。こういったことをやっていくのが目指すべき姿ではないかと思っております。

では、現状はと言えば、被災者に必要な支援が行き届かず、避難生活の中で心身の健康が損なわれるおそれがあるという状況になっております。これらの要因の一つは、自助として各家庭で在宅避難の備えが十分ではない。避難所に行けばいいという意識。これは防災教育にも、相当な問題があるのではないかと思っております。子供のころから何かあったら避難所に行きなさいと言われ、テレビのニュースなどで被災地の映像という必ず避難所が出てくる、こうしたことから、何かあったら避難所という意識が醸成されていくのかなとも考えております。

次に避難所ですが、前に述べたように多くの方が避難所に殺到すると、密集による心身の健康への影響、運営スタッフ不足、要配慮者への支援が行き届かないといった状況が必ず生じてしまいます。世田谷区としては、様々な取り組みを行ってきましたが、なかなか効果が上がっていないのが現状です。

災害時には、自助が7割、共助が2割、公助が1割というのが理想とされています。関東大震災から100年という節目ですが、なかなかこの割合にはなっていないので、これに近づけていく工夫をしていきたいと思っております。

最後になりますが、区では新たな取り組みとして何をやるかについて説明します。在宅避難に関しては区民の方々に備えをしていただく以外にないので、在宅避難のキャンペーンを展開していきたいと思っております。併せて避難所に行かなければ支援を受けられないという不安を解消するために、安心して在宅避難ができる環境づくりに取り組んでまいります。また避難所運営ですが、今年度は避難所運営のマニュアルを見直しまして、避難所運営組織の方々が来なくても避難所運営ができるように、最低限必要なものを取りそろえて避難所へ配布いたしました。それに合わせて、避難所の中で初期対応に必要な物品を配布していただきます。それから環境整備と面から、テントや

段ボールベッドの配備、避難者の充電体制の強化のために発電機や蓄電池の備蓄を拡充していきます。短い時間でしたが、ご清聴ありがとうございます。

勝股 河野さん、ありがとうございました。それでは河野災害対策課長のお話に引き続きまして、危機管理学部の災害等を専門とする4人の先生方から、今の避難所をめぐる状況について現状と課題について指摘して頂きたいと思います。

阪神淡路大震災から間もなく30年、避難所はどのように変わってきたのか、災害弱者と言われる女性や子ども、そして高齢者をめぐる環境はどうなっているのか。さらに世田谷区には多くの外国人が居住しています。海外からの旅行者、いわゆるインバウンドですが、1都3県には毎日10万人の方々がどこかのホテル等に宿泊していると言われています。これをもっと増やそうという状況でもあります。そうした中で、在留外国人の方々にどういう支援ができるのか。加えて、長期化する避難所生活の中では精神的なケアも必要になってくると思います。そうした幅広い視野からお話を頂ければと思います。

それでは、山下先生からお話をしてください。よろしくお願いいたします。



山下 私の担当しているのは「避難所はどう変わってきたか」というテーマです。繰り返し起こってきた災害を受け、避難所のあり方がどう変わってきたのかという点について、話題提供させていただきたいと思います。この後の議論の見取り図を示すつもりでお話をさせていただきます。

阪神・淡路大震災の発生した1995年以降、震災に限定しても新潟県中越地震（2004年）、東日本大震災（2011年）、熊本地震（2016年）など、大きな災害は繰り返し起こっています。そのたびに避難所のあり方は大きく変わったところも、それほど変わっていないところもあります。

避難所における変化の方向性として、大きく分けると三つの方向性があると考えます。一つは、社会的弱者に対する配慮が充実してきているという点、二つ目が避難生活の環境改善がなされているという点、3番目がICTが活用されるようになってきている点になります。

社会的弱者に対する配慮の充実については、この後の先生方から詳しい話があると思いますので、ここで詳しい話は控えます。ただ、障がいを持たれている方、女性や乳幼児、子ども、性的マイノリティー、外国人の方々が災害で被災し、避難所に入るということも、例えば関東、東北豪雨などで、茨城県常総市の避難所では実際に起こっているような状況になります。そうした社会的に弱い立場にある方が避難所に入ってきたときに、どうこれに配慮していくかということが充実してきているという変化になります。

避難生活の環境改善というのは、どちらかというとハード面での話で、避難所のスペースやプライバシー空間を確保して、避難された方々が快適に過ごせるよう工夫したり、いろいろと設備を整備していくという動きを指しています。

3番目がICTの活用です。今ここに並んでいる先生方の目の前にはパソコンやスマートフォンの端末などが並んでいますが、避難所などでもタブレット端末を使って避難されてきた方々の受け付けをしたり、避難者が必要とする支援物資の把握や手配にタブレット端末を使用する例が見られるようになってきております。あるいは、被災者に対する情報提供、政府など関係機関との情報共有の手段としてもICTの活用が常識になってきています。これが3番目の変化です。

このうち2番目、3番目の変化について少し掘り下げながら、皆さまに話題提供をさせていただきたいと思います。まず、避難生活の環境改善に向けた動きです。避難所内での環境改善に向けた議論というのは実は結構古くから行われている議論です。調べてみると、1959年の伊勢湾台風の発生に際して設置された避難所についても、劣悪な避難環境についての改善の必要についての議論が国会で行われています。

しかし、実はその後も避難所の環境改善が十分に進んできたとはいえません。そうした中で大きな改善のきっかけになったのは、東日本大震災だったと思われます。東日本大震災では、2023年3月31日時点で3794名の災害関連死の方がおり、うち2011年3月11日から1年以内に2373名が亡くなっています。しかもその約3割の方が避難所等における生活の肉体・精神的疲労を原因としているとされています。

つまり、かなりたくさんの方が避難所における生活をきっかけとして体を壊している、あるいは病気になって亡くなってしまっているという状況があったわけです。このような状況を受けて、震災後、避難生活の環境改善の動きが見られました。具体的には2013年に、政府の内閣府になりますが、内閣府が「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の指針を出すことになります。

この指針では、十分な指定避難所が確保されていないという状況で、できるだけ必要数の確保に努めるようにするということ、どうしても足りなかった場合には旅館やホテル、あとは民間企業が持っているような保養施設なども避難所として活用すべきであるという方針が示されます。また、最近の避難所では、段ボールベッドとかパーティションなどが見られるようになりました。こうした避難された方の避難所内でのプライバシーを守り、また快適に過ごせるようにするための備品についても備蓄しておくべきだというようなことが、ガイドラインとして示されるようになりました。

ただ、こうした指針に対する実際の対応状況はどうかと言いますと、私自身はあまり進んでいないものと考えております。例えば、2020年に内閣府が災害経験があるという63の市区町村に行った小規模の調査では、そのような市区町村でもパーティションは25自治体、段ボールベッドが22自治体でしか備蓄されていないという調査結果が示されています。

ちなみに、この調査は2020年の5月頃というまさにコロナ禍の真っ只中で行われた調査となります。コロナ禍でもたびたび災害が発生しておりが、感染対策のためにパーティションを用意したり、段ボールベッドを用意している避難所も見られました。実際のところ、こうした状況の中で、これらの備蓄がどのくらい進んでいるのか、はっきりとしたことはわかっておりません。しかし、

あまり進んでいないのではないかというのが、私の考えとなります。

続いて、3番目の変化として挙げたICT活用の動きについての話題です。ここでは東日本大震災からの話を取り上げているのですが、実はICTの活用というのは1995年の阪神・淡路大震災の頃には既に始まっております。例えば、地元の神戸市役所がインターネットを利用して避難所の情報提供を住民に呼びかけたり、また地元の大学や企業もインターネットを使った情報提供を行っているという記録があります。

ただし、こうしたICTの活用が本格的に始まってくるのは、やはり東日本大震災だったといえます。このときにはブロードバンド回線とかテレビ電話を利用して、通信会社と医療機関が協力しながら避難所におられる避難者の健康相談を提供するということが行われたり、ソフトウェア会社が被災地での避難者の状況把握、救援物資の管理等を目的とするシステムやサービスを展開するケースが見られました。

一方で東日本大震災では、通信インフラそのものが被災してしまって、そもそもインターネットの利用が困難である地域が少なくなかったという、ICTの活用という点での大きな課題もありました。そのため、一例としてご紹介したシステムやサービスが展開できた地域はかなり限られていましたし、もしくは、導入されるまでに、かなりの時間を要したという地域もありました。

このような教訓を踏まえて、2016年に発生した熊本地震では、例えば、ご存じの方もおられると思いますが、複数の通信事業者が提供している「00000JAPAN」という無料WiFiシステムの運用が始まります。また、NTTドコモやソフトバンクなどの携帯のキャリア会社が避難所に対して端末を貸し出すという支援も行われるようになりました。また、そうした端末を利用して避難所支援システムを導入するという状況も生まれています。例えば避難所で必要とされている物資を、タブレット端末に入力していくと、それが災害対策本部にも共有されるという状況が、熊本地震以降、多くの被災地で見られるようになってきました。

また、避難所運営でタブレットやスマホのような端末の活用が広く見られるようになる一方で、熊本地震ではそうした端末の充電の必要性に対して十分に答えられないという問題もありました。つまり、通信については、いろいろな通信事業者の支援もありインターネット回線を使えるような状況になったのですが、停電によってそもそも端末の充電が十分に行えないという状況があったわけです。また、こうしたサービスの周知にも課題があるということが出来ます。避難生活を送りながらインターネットの利用ができるようになった一方で、サービスについて周知されておらず、サービスを知らずに避難生活を送ったという避難者も少なくなかったとされております。

また、こうしたICTの活用に関する近年の大きな話題として、今年5月に行われた東京都の地域防災計画の改定の話があります。この改定では、避難所におけるWi-Fi環境の整備や、そのための通信事業者との連携などが計画に盛り込まれております。計画の話だけでなく、文京区などのように、実際に避難所にタブレット端末を整備するという自治体が都内でも見られるようになってきております。

このように、避難所内の環境改善とICTの活用という点でみると、避難所のあり方を大きく変わってきているといえるのではないかと考えております。大まかな話ではありましたが、私の話は以上です。どうもありがとうございました。

勝股 ありがとうございました。避難所生活が長期化するとICTの活用も停電との闘いになるのかと思います。タブレットだけではなく、一人一人がスマホを持っている時代、充電が必須な状況の中で、考えなければならないテーマだと思いました。

続きまして、鈴木先生お願いいたします。



鈴木 鈴木です。スライド1枚目、私の立ち位置です。東京23区全体の法務・訟務担当部局、危機管理課長、男女協働課長、子ども家庭支援センター所長などで実務指揮を執ってきました。現在は内閣府（男女共同参画の視点からのガイドライン作り）、東京都（防災会議委員）、世田谷区（基本計画の副会長）、品川区（防災部局と福祉部局の合同会議のアドバイザー）など、防災に係る審議会委員やガイドライン作りなどにかかわっています。

従前、防災部局の職員は、制服を着たマッチョで右向け右的な防災対策がなされることが多かったのですが、そんな中で、私は、福祉の視点やジェンダーの視点を盛り込み、多様性を尊重することこそが命を守るとの姿勢で発信し、行動しています。一番下に研究分野が書いてありますが、行政法、地方自治法、危機管理、災害と法との科目を担当する中で、『ダイバーシティ&インクルージョン』、『社会的弱者にしない』との視座を土台にしています。社会的弱者がいるのではなく、社会制度が障壁を作り、社会的弱者を生み出しているとの考え方であり、弱者を生まない制度を、子ども、ジェンダー、災害等の分野で具体的に提言しています。

スライド2枚目お願いします。国の取組で、私が関わっているものを挙げています。中身の詳細は内閣府のHPにアップされています。行政は、まず、基本的に計画やガイドラインを立て、その後、それをどう具体化・実行化していくかの段階に進みます。そこが肝です。この『災害対応力を強化する女性の視点』というガイドライン策定の次は、実際の「防災研修プログラム」を作ります。私は、この研修プログラムの検討会の座長をやっていました（このパワポの右側）。実際の研修動画・レジメも、内閣府のHPでアップしていますので、視聴いただければと思います。

災害時に対応しなくてはならないこととは、実は、「平時における社会の課題」がまさに災害時に顕出、最も脆弱なところが顕在化します。この資料のブルーの記述箇所が一番上、①まず意思決定の場に女性がいません。2番目の記述箇所、②男は仕事・女性は家庭という固定的な役割分担意識があります。3番目の記述箇所、③平時でのDV・性暴力が災害時には重大化して現れてきます（先ほど、別のシンポジウムで、日本は比較的平和で、暴力がちょっと遠いとの話があったのですが、私が見ている日常景色は暴力にまみれ、多くの人達が命を落としている現実であり、日本は決して平和で安全なところではないです。日々そこに向き合っているのが私の研究です。）。平時から

のDV・性暴力・虐待・いじめもずっと続いています。エビデンスとしては、数分ごとに何人も命を落しています。それが災害時には、より顕在化するのです。避難所は、安全なところではないのです。私は、全国を回っていてこうした避難所の実態などを研究し、そうした事実を発信しています。それから、雇用関係に関しても、災害時には、パートや非正規で働いている女性が真っ先に切られています。

さらに、内閣府男女共同参画白書によれば、男女差のエビデンスとして、①阪神・淡路大震災のときの死者数は、女性の方が約1.4倍（約1000人）男性よりも死者数が多いです。②また、東日本大震災後の睡眠障害に関して、陸前高田では、男性が27.7%に対して、女性が44.4%、石巻市では、男性が32.4%に対し、女性が50.2%で、女性に障害の優位性が認められています。こうした男性と女性の差の研究も積み上げられています。

支援物資不足の面でも、生理用品やおりもの用ライナーなど、女性からの要望に応えられていない実態がありました。

私自身が、文京区危機管理課長を務めていた時は、被災地を回ったのですが、そこで妊産婦が避難所にいられない状況を目にし、文京区に戻ってから「妊産婦・乳児専用の避難所」を作りました（全国初）。日本女子大、跡見学園女子大（ハード面）、また助産師会・医師会・大学病院（ソフト面）などと協定を締結し、知見を有する職員を派遣する制度を構築しました。その取組は全国に広がっています。

スライド3枚目をお願いします。東京都の取組です。①地域防災計画の令和5年5月修正は、防災会議の委員として関わりました。従前は、女性の視点や要配慮者の視点が不足しており、今回は横断的な取組を行い、「計画の目的及び特徴」に入れ込んでいます。②2番目は、自助・共助の推進です。具体的には、『東京くらし防災』・『東京防災』ガイドブック冊子の作成です。なんと全戸配付です。『東京くらし防災』（赤）は、手元において避難行動の指針としてもらうものです。一方『東京防災』（青）は、事典として使ってもらおうというものです。以前の『東京防災』は、地震中心（福田充学部長も問題点を指摘）でしたが、今回は、津波、気候変動・台風・大雨、火山などカバー範囲を広げています。音声対応、URLリンクを増やすなどもしております。また、「要配慮者」・「障害者」というような括り方をせず、紙面の限界はありますが、極力具体的・個別対応記載を心掛け、皆さん一人ひとりが名宛人ですとのメッセージとなるよう工夫しました。それが成功したかどうかは、皆さんからのご意見を謙虚にお受けして、次の改訂に繋げねばと思います（スライド4枚目）。③3番目が避難所の運営指針（詳細はスライド5枚目）です。

スライド5枚目をお願いします。今まさに審議会（PT）が立ちあがっています（10月25日）。私も委員となっております。概要を説明しますと、①女性、②子ども、③性的マイノリティー、④高齢者、⑤障害者、⑥外国人、⑦ペット飼育者、⑧難病患者、こうした特にきめ細やかな配慮が必要な人たちへの運営指針がこれまで不十分であったとの反省から、命を守るための書き込み改訂を行い、年度末の3月には、都下の市区町村に指針を示して改定をお願いします。

スライド6枚目をお願いします。避難生活に配慮を要する方に必要な事項の項目です。①保健福祉的視点でのトリアージ、②避難所運営に必要な部屋・場所、③避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法などの項目があります。例えば、①「福祉、保健の視点でのトリアージ」では、緊急・重大で直ちに対応が必要なステージか、じっくり考えて良いステージかなど、3段階に分けて対応を考えていく。

②「避難所運営に必要な部屋・場所」では、避難所ではどんな部屋が必要かのデザインとなります。㉗「医療介護」の部屋であれば、救護室、介護室、要配慮者用のトイレ、身体障害者補助犬用の部屋などが必要でないかなどを提示します。また、それぞれの部屋には、毛布が必要、救護室であれば、簡易ベッドが必要、というように、必要なものを自治体に提示します。また、㉘「生活の環境」では、災害用のトイレ、更衣室、手洗い場、お風呂…というように。そして、㉙「食事・物資」では、避難所で食事の荷下ろし場所など、㉚「育児・保育用」では、おむつ交換の場所、授乳室、談話室…といった具合です。あと、忘れがちなのが、事務スペースというか、災害対策本部をする「運営用の部屋」、受付場所、相談場所なども指針で書き込みをしているところです。

③3番目「避難の利用者の実情に合わせた配慮の方法」です。この部分は私の専門研究分野なので、詳細に話したいところですが、時間の関係もありますので、今回は項目だけを挙げさせていただきます。㉛要介護度の高い人、㉜自力での歩行が困難な人、㉝内部障害のある人、㉞難病の人、㉟アレルギーのある人、㊱視覚障害のある人、㊲聴覚障害のある人、㊳知的障害のある人、㊴発達障害の人、㊵精神疾患のある人、㊶妊産婦、乳児・子ども、㊷女性、㊸性的マイノリティーの方。項目はもっと一杯あるんですが、今回挙げた項目を追って、どんな配慮が必要なのか考えていただきたいです。

スライド7枚目をお願いします。大川小津波の事件の映画です（私も出演しています）。児童74名が、校庭で、先生に50分近く待機させられた、津波に呑まれた事件です。この裁判で、裁判官は、「学校が子どもの命の最後の場であってはならない」と言っています。私自身、この危機管理学部で、学生の命を落とさせてはならないとの強い気持ちを持っています。事前対策を徹底的にやっていく必要があります。今日のパネルがその一歩になればと思います。最後に、よく何をすべきかと聞かれることがあるのですが、私は、公が何をやっているのか、何をやっていないのか、絶えず確認をし、質問をし、検証することが大事であると考えます。私の発表は以上です。ご清聴ありがとうございました。

勝股 ありがとうございます。配慮が必要な人々を様々に分けていましたが、それを聞きながら、これだけの情報をどうやって地域で共有するのだろうか。相当な力業になるではないかなと思った次第です。それでは宮脇先生、お願いします。



宮脇 危機管理学部の宮脇と申します。よろしくお願ひします。私の専門
 といひか、私の話に關しては、今回は在留外国人に對する情報発信に關して、
 2人の先生がかなり具体的な方針とか全体的な話がありましたけれども、
 私のほうは在留外国人といひ、近年増加といひよりは一定程度人数があ
 る方に對しての配慮です。先ほど鈴木先生からあつた弱者の中でも在留外国
 人の方に特化した対策が、現状どのよにされているかといひ話をお話し
 したいと思ひています。

最初に PowerPoint にあると思ひのですが、鈴木先生と山下先生からもお話があ
 りましたけれども、災害時に避難所の生活といひのはいひゆる弱者の負担が大
 きい、これはかなり言われていることだと。普通に考へてみると、避難所
 生活、被災した生活は意思疎通も難しいし、情報の共有がかなり進まない
 ことが実際の経験だろうし、起きたことになっていきます。ましてや避難所
 とか、先ほども在宅避難の話があつて、どういひ避難に關する問題が起こる
 かといひ話をしますけれども、在留外国人の方が一緒に生活をするとなつ
 といひ、コミュニティー内は相当難しいだろうといひことがあります。

私も実際に世田谷区で防災に關する教育をするのですが、外国人の方がもし
 も避難所に來たらどうするののかといひことを児童に教へたりします。そう
 なつたときに、やはり自分の小学校にいる場合には、どういひ対応したら
 いいかと考へられるんですけど、意外と子どもは戸惑うときもあるのです。

そう考へると避難所は大変で、かつそこで一緒に生活する場合に困難が待
 ち受けるだろうといひのがあります。首都直下地震が想定されている中で、
 日本人同士、もしくは地域の住民同士、知っている人同士でも生活が困窮
 するといひたときに、多様な価値観が叫ばれていますけれども、その価値
 観をどのよに共有していくのか。そしてバックボーンが違ふ人と一緒にいた
 場合は、まさしく日常の問題が顕著になっていきます。

ですので、実際に災害弱者の研究の話になりますけど、孤立しやすいといひ
 話は東日本大震災、その前は阪神淡路大震災のときから言われていますし、
 そうした人たちがなぜ避難所を去らなければいけなかつたといひことは、
 数多くの事例から説明がされています。

熊本地震の話ですけど、例で挙げておきます。例えば在留外国人の方は声
 が大きいとか、もちろん日本人でも大きいじゃないかといひかもしれない
 ですけども、そうした事例でトラブルになっているケースがあります。日頃
 では見えないものが可視化され、結構なトラブル事例に発展している
 ケースがあります。

在留外国人の方が避難所に來るといひた場合に、孤立しやすくなる環境は
 そろってくる点が挙げられます。長年住んでいるといひても、今回話す東
 京の世田谷区の中でだいたい 90 万人いて、在留外国人の方は 2 万人。
 多いわけではない。彼らのコミュニティーもあるかもしれないけれども、
 結果的に分断されることも多いです。そうすると避難所もしくは在宅避難
 をしたとしても、孤立し

やすい環境が生まれてしまう。これは行動の問題なのでそういうことが起こる前提で対応しなければならぬと思います。

そうした中で、先ほども鈴木先生のお話にもありましたけれども、やっぱり差別や偏見は弱者に行われていて、かつそれが外国人という、在留外国人の方にもこうしたことが起きやすいです。脇田先生の東日本大震災の事例の中で話されているケースでも、新宿区で避難したという話の中で、差別とか偏見の話というのは指摘されています。

ただ、在留外国人の場合は先ほど勝股先生からもありましたけれども、訪日しているインバウンドの人の話は置いておいて、日本に居住している人は在留歴が長いんですけど、言語レベルに関しては高い人と低い人の格差がかなりあるということは指摘されています。

実際に技能訓練とかで来日している外国人の方も多く、その人たちに関して言うと、語学レベルは高いとは言い難い部分もあります。調査などでは、日本語を日常で問題なく理解できるレベルは8割ぐらい超えていると言われているんですけど、居住歴が長い人はそれに当てはまる。一方でそうでもない人も若者の中にはいる。そうなったときに、言葉がどこまで理解できるのだろうと考えます。私たちもこうした環境下で避難するとか、人と何かを話して意思疎通をするといった場合に、かなり多くのトラブルを経験しているときに、果たしてどこまで理解、どこまでお互いに困難を乗り越えられるかという問題はあります。やっぱり言葉の問題は非常に重要だと思います。言葉というのは言語だけではなくて非言語も含むということになります。

ですので、結構難なく理解できるレベルだけど、果たして災害情報が提供されたときに、彼らがどこまで理解できるのかは考えなければならないことになります。私たちも災害情報を受け取ったとしても、即時的に理解できるかという、難しい部分があるのではないかなと思います。その意味で正確なのだけれども、早く出すというのは重要な問題になってくると思います。

現状の課題というのは、当然ですが多文化共生という話になってくるので、防災の取り組みとして何が行われているのかをさまざまな自治体の取り組みからお話ししたいと思っています。在留外国人に対して、対策をしている自治体もあります。例えば愛知県や静岡県は、在留外国人が多い地域もあるので、防災知識や訓練の普及の取り組みをやっています。確か世田谷区でも日本人と同様に駒沢公園で防災に関する訓練などを実際に、在留外国人を対象にしてやっていたりします。

ただこうしたもののデータを見る限り、実際日本人と同様に来る人は来るけど、来ない人は来ない。もちろんやらないよりはやったほうがいいんですけど、参加率は高くないという問題があります。ですので、少しでも人数を高めていくことが重要になってくると思います。考え方の一つとしては、静岡県などは一部の地域ですけど、コーディネーターとして在留外国人の方が参画しているケースも挙げられます。

日本人だけではなくて、ちゃんと自分たちのことを理解している人がいるという場が重要なんだろうと思います。そうすると、必然的に人が集まってくるので、在留外国人の人たちも参加しやすくなる。どうしても日本流の避難の訓練に対して「こういうふうにやってください」とお願いする

だけだと難しい。彼らに対して「こういうやり方もあるよ」ということを考えて、かつ実践を取り組む。先輩がいるというのは、重要なことだろうと考えます。こういう取り組みは実際に普及しているかという、まだそんなに多くはないのかなというところがあります。

それに関わる話ですけど、防災訓練とか平時の取り組みにはなるんですけど、こうした訓練等をきっかけに在留外国人のコミュニティーを創出するのは重要なのかなということになります。そうしたコミュニティーがないと孤立してしまいます。それでも知っている人が一人いるとか、声掛けてくれる人が一人いると、随分避難所生活、もしくは日常時の安心感が変わってくるのかなということです。

ですので、実は避難所がどこにあるのかとか、災害のとき、被災したときに世田谷区は東京都の方針がどうなのかということのを在留外国人の方に理解してもらう機会を提供するというのが重要だと思います。それがストック情報として被災したときの対応につながってくるというのは言われていることです。

避難所の話をしてきましたけど、在宅避難で自助が前提だからこそ、どの程度共助があるとか、どの程度公助があるとか、では事前の対策はどの程度あるかということをやより深く理解してもらうための情報提供、共有が不可欠になると思っています。その中で災害の多文化支援センターとか自治体に推奨されるような取り組みがあるというのが実情になります。

最後のスライドになりますけれども、在留外国人の方に一番多いのはSNSであり、スマートフォンを介した情報ツールの利用という指摘がされています。ですので、そういうものを活用する。世田谷区でもポータルが11月1日前ぐらいから立ちあがっていて、多言語で使用されている。

阪神・淡路大震災から言われていることですがけれども、やさしい日本語とか、多言語による情報提供。例えば緊急地震速報というやっぱり難しいわけです。どのようにやさしい日本語にするのかといった場合に、避難所は子どもに諭すように「みんながにげるばしょ」と言われればすぐ分かります。やさしい日本語を使用しながら、完全に母国語の翻訳に置き換えるだけではない情報を出していくのは、重要だと思います。

またピクトグラムも考えられます。内閣府が2018年に統一基準にしました。今までは地域ごとに異なる絵を提供しましたが、なるべく国際基準に近付ける、もしくは外国人の方にも理解してもらえるような統一基準にしたピクトグラムを使用していますので、こういうことで理解してもらおう。ハラルフードはこのマークを実際に作っていたりします。単純化すると誤解が生まれる可能性があるので、文字情報だけではなくて視覚的に工夫するというのは非常に重要なのかなというところがあります。

最後ですけれども、生活、文化への配慮という話があります。いろいろな多文化の人たちがいるといった場合に、食の問題も重要だし、宗教上の問題が出てくることがあります。そこをどこまで配慮するか、非常に難しいと思いますが、配慮しているということを仲間が意識することが重要になります。言語、非言語を問わず、災害時にその人に合わせた適切な行動を促すための情報提供を

するというのは、非常に重要というのが私からの情報提供になります。ちょっと駆け足でお話しましたけど、以上です。

勝股 ありがとうございます。続けて木村先生、お願いします。



木村 「避難所生活における心理的支援の拡充に向けて」というテーマで話題提供いたします。もしあなたが小さいお子さんを持つ親だとして、地震に被災し家族で避難所に来てから1週間程経った頃に、子どもが避難所内で「地震ごっこ」を始めたとします。「地震だ、地震だ、机の下にもぐらなきゃ！」と言って避難所の中を走り回ったり、空き箱等を積み木のように組み上げては「地震が来た！」と言ってガラガラと崩してしまうような遊びを繰り返しています。このようなとき、あなたは子どもにどのように対応する

でしょうか？子どもが異常な遊びをしているとか、不謹慎と思って止めたくなくなってしまうかもしれませんが、実は「無理に制止をしないで見守る」というのが適切な関わり方とされています。「再体験遊び」(post-traumatic play) と呼ばれますが、子どもが恐ろしい体験をした際にそれを「ごっこ遊び」の形で表出することで自分の経験として消化しようとする、いわゆる「異常な状況における正常な心の反応」によるものです。東日本大震災の際も、被災各地の子どもたちの間で地震ごっこや津波ごっこ、葬式ごっこ等の反応がみられたと報告されています。

子どもだけではなく、被災直後、大きなストレス経験の後は誰もが普段とは異なる心理状態となります。「急性ストレス反応」(acute stress reactions, ASR) と呼ばれますが、外傷体験後に生じる悪夢やフラッシュバック、悲観的になるとか、些細なことが気になるとか、感覚が過敏になるといったストレス反応は誰しも生じ得ます。ただ、それで自分の心がおかしくなってしまったと思う必要はなく、多くは時間経過とともに自然と回復していきます。危機管理学部カリキュラムのキーワードは「レジリエンス」(resilience) で、これは復元力・回復力といった意味ですが、心にもレジリエンスがあり、多くはASRから自然に回復していきます。

避難所生活におけるASRに対する心理・社会的支援についてですが、被災者数も多く、プライバシーも守られにくい環境であることから、専門的な心理的支援を行うことは容易ではありません。そこで多くの場合、被災者個々人がもつ心のレジリエンスに着目した支援が中心になってきます。その基本は「これ以上傷つけない」(Do Not Harm) ことです。というのも、支援者が被災者に対して言うてはいけない声かけの仕方もあるのです。例えば、「あなた自身は助かったのだから、良かったじゃないですか」という声かけは、その方にとって大切な人やものを失った現状を肯定するような表現になってしまうので良くないとされています。また、被災により家族や親しい人を亡くした方に対して「きっと天国で安らかに暮らしていますよ」というのも禁句です。死が現在の理不尽な苦しみからの解放になると受け止められてしまう可能性があるからです。また「これからすべてが良くなります」などと根拠なく臆測でものを言うことや、「いつまでくよくよしている

の」といった叱咤激励も逆効果とされています。

これらの例のように、被災者のASRに対してどのような支援をすべきか、あるいはどのようなことはしてはいけない・言うてはいけないかということは、「サイコロジカル・ファーストエイド」(Psychological First-Aid, PFA, 心理的応急処置)と呼ばれマニュアル化されています。深刻なストレス状況にさらされた人々に対する人道的・支持的かつ実際に役立つ援助の方法として、WHOをはじめ様々な機関からWEB公開されており、邦訳版もあります。

長期化する避難所生活における心理的支援に関する課題としては、親やコミュニティに対する平時からの心理教育の拡充により、被災時の心理・社会的支援に関する自助・共助を促進していくことが挙げられます。内閣府が「ほっと安心手帳」といったPFAに関する一般向けリーフレットを公開していますが、ご存じない方もおられるかと思います。多くの場合、一般市民にとってPFAは「被災後にPFA提供者から提供されるもの」という位置付けとなっています。もちろんPFA提供に伴うストレスもあるためPFA全体としては被災同士で行うべきものではないのは事実です。一方で、避難所で支援者から親がPFAを提供され、「このようにお子さんとコミュニケーションを取ってください」と説明されるわけですので、あらかじめ親がPFAを知っていれば、PFA提供を待たずに被災後ただちに親子間で実践できる部分もあると思います。例えば子どもとの接し方に関しては、「衝撃や喪失を再体験させるメディア映像等から遠ざける」ことや、「できるだけ一人にしない」ことが挙げられます。後者はすでに喪失を体験した子どもが、親が何かを取りに行くからというので出かけたりすると、その親まで戻ってこなくなってしまうんじゃないかという恐怖を感じるからです。また、子どもと会話をする際には「普段以上に子どもの目を見て話す」「会話中にスマホや時計を見ない」「つらい体験を無理に聞き出さない」など、知っていればすぐに実践できるものもあります。とくに在宅避難が進むと、保健師の方が巡回相談で各家庭にPFAを提供するタイミングも一様ではないと思いますので、あらかじめ親が知っておける部分があると、速やかに子どもをこれ以上傷つけないコミュニケーションがしやすくなるのではと思います。そこで、PFAのうち被災家族内で実施できる「害を与えない」箇所の抽出と整理が普及への具体的な課題と考えております。

最後に、もちろんすべての被災者がこういった自助や共助をできる心理状態とは限りませんが、公助としてのPFA提供の継続も重要です。ただ、自助・共助ができる人が増えれば、必要な人に効率よくPFAが行き渡ること、心理社会的な支援の拡充が進むのではないのでしょうか。

勝股 ありがとうございます。次は私から先生方に質問させていただきます。世田谷区の対応を聞いていて驚かれたのではないかと思います。自助・共助・公助の中で、自助を7割にまで高めるということ。言い換えれば、自分で頑張らなければならないということですが、最初は山下先生への質問です。自助としてまずこれから取り組もうという課題はありますか。



山下 基本だと思いますが、まずは備蓄物資。食料、水、あとは非常用トイレといった非常用物資を備蓄するという。あとは在宅避難ということをお考えすると、建物が壊れなかったとしても、その建物の中がめちゃくちゃになってしまったら、そこで生活していくことはできませんので、例えば本棚やタンス、テレビなどをしっかりと固定して、地震が発生した後、そこで生活できる空間をつくっておくという、本当に基本中の基本に取り組んでいくことが重要だと思います。

勝股 ありがとうございます。続いて鈴木先生に質問です。配慮が必要な方々は、さまざまで、要配慮者の情報をどのように地域で共有していくかということが重要になるのではないかなと思います。そのあたりのアイデアがあればご教示願いたい。

鈴木 現在の法制度では、基本は事前同意が必要です。例外的に、災害時（緊急時）に限っては、命を守るために同意なしでも共有できるという制度設計です。災害対策法及び個人情報保護法の枠組みでそのようになっています。ただし、災害領域における法解釈のあり方としては、もう少し広義かつ柔軟に解釈すべきとの見解が主張されても良いのではないかと考えます。厳格な意味で命の危険が現実差し迫っている場合のみとの限定的解釈では不可能を強いることになってしまうからです。児童虐待での立入場面その他私が実務上経験してきた他分野における個人情報利用の解釈場面でも議論がなされています。

もう一点、児童虐待分野の法制度設計としては、児童福祉法において、要保護児童地域協議会の構成員間における面での個人情報利用が許容されています（今般DV法分野でも導入されました）。こうした制度設計を、こちらの災対法の中でも取り入れていくということは提言できるかなと思います。また、地域ネットワークとは別に、日常的なピアサポート的又はアライ的なネット

ワーク、例えば、LGBTQの方とか、障がいの方とか、それぞれのネットワークがある人たちの間における情報の共有のあり方、広げ方についての許容の法制度設計や運用なども考えていけるとよいかと思います。

勝股 ありがとうございます。世田谷区の河野課長が指摘していたように、避難所の運営は運営委員会を中心に行われているが、高齢化が進んでいるというお話しでした。避難所の運営、高齢化という課題に対し、若い人たちを避難所運営にあたらせる動きはあるのか。また、避難所の運営には女性の繊細な視点が相当な力になるというのは取材等で感じているところでもあります。今は共働き世帯が増えてきた状況の中で、避難所運営を上手に、そして効率的に行うにはどのような工夫が必要なのだろうか、どなたでも構いませんので発言して頂けますか。

山下 私からですけれども、町会や自治会の方がかなり高齢化してしまっているというのはおっしゃるとおりです。一方で世田谷区などを見ますと、町会、自治会とは別に地域で活動している比較的若いメンバーが所属しているような組織があります。例えば地元の小学校にはその小学校の先生方がおられますし、町会、自治会ではなくて商店街組合などですと若い店主がその組合のメンバーになっている地域もありますし。

若いメンバーがいるような町会、自治会以外の組織と連携をしながら避難所運営訓練を行うとか、避難所運営訓練に限らないと思うんですけれども、防災訓練とか、地域で行われている防災の取り組みはいろいろありますので、そうした取り組みにいろいろな組織と連携をしながら実施していくということが、おそらく世田谷区であれば可能なのではないかなと思います。これが地方に行ってしまうと、連携する他の組織も高齢化してしまっているという状況があるので、なかなかこの方法が通用しないというところがあるのですが、世田谷区でしたら他の組織との連携は一つの方法なのかなと考えています。

鈴木 教育の力は大きいと思います。先ほど、私は、支援が必要な女性や子どもの枠組みについて話をさせていただきましたが、女性や子どもが常に支援される側ということはありません。私は、全国の避難所を調査してきましたが、避難所を中学生、高校生が担っている例はたくさんあります。国のガイドラインでもそういう事例を紹介しています。働ける人・動ける人、アイデアがある人は避難所を担う側に女性が入れる仕組みを作っていくことが大切ですし、あとは、関わり方の種類や程度も、多様な形を保障することがポイントです。体を動かすのが得意な人、ネットや発信が得意な人など、参加の仕方のチャンネルの土台を公助側がつくっておくと、あとは共助的・自助的にいろいろな方たちが協力してくれると思います。私が見てきたこれまでの失敗事例は、一つの形しか認めない参加の仕方です。学生を参加させるようなやり方ですね。町会が高齢化して人が足りないから力仕事を担ってもらうためにボランティアで（地域貢献という名の下で）学生に参加を呼び掛けるのですが、生活に余裕がある学生はそんなにいないので、バイト代もなくボランティアは無理だし…とよく聞きます。

そうではなくて、何か報酬がある形を学生に見せて参加を呼び掛けるのは当たり前の話かなと学生の話聞いて感じています。世田谷区(役所)は、多様な形で若者を巻き込む手法を昔からやっ
てきているので、もっと周知をされてもいいのかなと思います。

勝股 ありがとうございます。次は災害時における外国人への対応の問題です。やはり言葉の問題があると思いますが、その壁を乗り越えるためにやらなければならないことは何でしょうか。これは宮脇先生お願いします。

宮脇 すごい質問なので、なかなか回答がしづらいですが、一番重要というよりは自分が思いつくことは、参加するもののハードルが結構やっぱり高いものが多いのかなと思います。例えばイベント、仮に防災の避難訓練をしますと呼びかけても、それって自分にできるのかな、と躊躇してしまうところがあるので、まずはできそうなものからやっていく。結構はここが重要なのかなと思います。外国の人でもできそうなことから参加してもらおう。これぐらいのレベル感だったらできるのではないかなというメニューをちゃんと提示してあげると、意外と参加するのではないかな。たぶんそこら辺のミスマッチは起きていて、災害とか防災というどうしても構えてしまうとか、難しいとなってくるので、そうではなくて気づいたら防災?みたいな。そういうメニューが出てくると、出身国は違っても参加してくれるのではないかと今の話を聞いて思いました。

勝股 ありがとうございます。木村先生に質問です。東日本大震災の2か月後に宮城県内の小学校に取材に行って相談されたことがあります。何かというと、子どもたちを体育館で運動させるためにどうしたらいいか、ということでした。なぜその学校では悩んでいたのかと言えば、実はその学校の体育館は、長い間、震災で亡くなった人々の遺体安置所だったのです。この場所で自分の肉親と対面した子どもたちがいる。そういう悲しい体験をした子どもたちが体育館で走り回れるようになるにはどうしたらいいだろうか、という問題を相談されて、一緒にいろいろ考えたことがありました。首都直下地震では想定される犠牲者の数は少し減ってはいるのですが、それでも数千とか万を超える犠牲者数の中で、子どもたちの心のケアも考えなければならないと思います。何かアイデアや実際に取り組んでいる事例があれば教えていただければと思います。

木村 たとえばPFAマニュアルの中に「最愛の人を亡くした子どもに対してどのような声かけをするか」についても解説があります。また、その子どもの年齢や発達段階として、どの程度「死」を受け入れられるかも留意する必要があるでしょう。死という概念や事実を受けとめられる子もいれば、いわゆる死後の世界や生き返りのように現実として受けとめられない子もいるので、画一的ではなくて子どもの発達段階に応じたケアが必要だと思います。また、子どもが身近な人の死を乗り越えるうえでは、他の家族・保護者がどのようにサポートを継続していくかも大切です。というのも、子どもはその人が亡くなったのは自分のせいだと自責の念にとらわれてしまうことがあります。そこで、親しい人が亡くなったことも、地震等の災害が発生したことも、誰のせいでもな

いということを繰り返し説明してサポートを継続することが非常に大切になってきます。

勝股 ありがとうございます。災害対策課の河野様から質問はありますでしょうか。お願い致します。

河野 一つだけ宮脇先生にお尋ねします。先ほどの外国人への情報提供についてです。特に多言語化の中で、発災時に正確な情報発信が求められてくると思いますが、なかなかそうしたツールがないということで、どういった工夫をすればいいのか。またピクトグラムの活用というのはかなり有効かなと聞きながら思っていたのですが、そのあたりも方法があれば教えていただきたいと思います。

宮脇 ご質問、ありがとうございます。まず1点目の話に関しては、結構難しいところがあって、たぶんおそらく懸念されているのが指摘のとおり正確な情報を出すけど、それをリアルタイムに多言語化にして、かつ優しい日本語的な、伝わるような言葉にするという相当な労力が要ります。それを今、実現させているかと言われると、自分が調べられる限りだとなかなか出てこないかなという現状はあります。ただ、喫緊のところを出していくといった場合には、おそらくそういうことは平時にやっておくしかないかなというところが一番、まずやれることとしてはそこなのかなと。

まず平時に、これを全国的に統一でやるのか、それとも自治体になってしまうと非常に難しいと思うんですけど、少なくとも、ある自治体でこういうルールでこういうやり方で出すよねということが周知されていたり、こういう言い回しで出すということが分かっていることが非常に重要なかなと。その意味で言うと、平時にいかにどれぐらい、ホームページ上でもどこでもいいんですけど、そうした情報をいかに分かりやすく伝えるか。これはたぶん…?…東京都の自治体とか、防災系のところでやられているような気もします。それにどうアクセスしてもらうかが重要なのかなというのが一つ目の話です。

二つ目の話に関しては、ここはなかなかどういう形がいいのかなというところになってくる。解決策はなかなか今すぐに現状でお答えするというのは難しいかなというところですね。すみません、申し訳ありません。

勝股 ありがとうございます。それでは最後に会場の方で質問があれば手を挙げていただけますでしょうか。

質問者 世田谷区の避難所運営は住民主体ということですが、かなり専門知識を有した住民の方が必要になってくるのではないかと。外国人対応でも通訳ができる人も必要で、心理的なカウンセラー的な方も必要になってくるのかなと思ったのですが、実際に世田谷区はそういったことが実現可能なのか、心配になってきてしまいました。実際のところはいかがでしょうか。

河野 国あるいは東京都が出している指針というのは、我々としてももちろんあるべき姿として、それに仕掛けていきたいと考えています。ただ、ご質問のように世田谷区で実現可能かと言われると、現段階では全ての要素を実現することは不可能です。ある程度の時間がたち、避難所の被災者が減り、人的な要員も確保できて物的な支援も落ち着いたところであれば、理想の姿に近づけていくことは可能だと思います。ただ発災直後の避難所を地域の住民の方が運営していただく段階では、もちろん無理ですし、徐々にそういった体制を整えつつということになっていこうかと思えます。

鈴木 質問されている事案は、ボランティアの受け入れの時にも生じている普遍的かつ対応しなければならぬ論点です。例えば、自らの自治体の職員は教育・研修が徹底されていて住民への対応がしっかりなされていたとしても、受け入れた他自治体の職員やボランティアに知見がないと、例えば、マイノリティーや障害者に差別的だったり、正当な要求を拒否してしまうことなどが生じてしまうのです。そのため、まさに今都の審議会では、その部分についての書き込みをして、自治体が受援の観点から受け入れた職員等が避難所の運営を行う場合であれば、その人たちにも十分な研修・指導をしてから現場に出すことなどしてくださいねということを書き込もうとしています。

関連死を防ぐために「指針」を出していますので、私達としては、その実現具合について、当然チェックしていかねばならないと思っています。世田谷区含め他自治体にもお願いしていきたいと思えます。

勝股 ありがとうございました。時間がだいぶ過ぎてしまいました。避難所という極めて身近なテーマですが、重く、深く、そして幅が広いテーマだということがお伝えすることができればよかったです。今日は長い時間ありがとうございました。改めて、世田谷区の河野災害対策課長、そして4人のパネリストの先生方に盛大な拍手をお願いします。これでシンポジウムを終わりにさせていただきます。



令和5年度 日本大学危機管理学部 公開講座 第1回

テーマ：「ウクライナを知る—ウクライナの文字と言葉入門—」

開催日：令和5年10月24日（火）

講師：日本大学危機管理学部専任講師 田上 雄大

講座の概要

この講座では、ウクライナ語で用いられるキリルアルファベットと簡単なウクライナ語等について扱った。2022年からのロシアによるウクライナへの全面侵攻以降、ウクライナの知名度は日本でかつてないほどに上昇した。ただニュースではウクライナが取り上げられる機会が増えたものの、ウクライナ語やウクライナの文化といったものについては、一般層にまだ十分に知られているものではない。そのため時間が限られていたため駆け足ではあったものの、ウクライナを知るための橋頭堡となるように、その基礎ともなるウクライナ語におけるキリルアルファベットをベースとして扱った。

まず最初に導入として「cake」¹や「Ice」²といった一見ラテンアルファベットのような文字のみが使われた単語のクイズを行った。そのうえで「А」（ア）から「Я」（ヤ）までのアルファベット及び「'」（アポストロフ）について扱っていった³。ここでは各文字の名称や発音に加えて、文字の成り立ちについての解説も行っている。また成り立ちの解説においては、多くの人になじみ深いラテンアルファベットとの比較を通して、奇妙な文字扱いされることもあるキリルアルファベットを身近なものに感じられるように心がけた。たとえば「Р」（キリル：エル⁴）と「R」（ラテン）や「С」（キリル：エス）と「S」（ラテン）といったアルファベットには、ギリシャ文字を通してその起源の解説を行っている。

ウクライナ語におけるキリルアルファベットの解説においては、ウクライナ語よりもはるかに知名度のあるロシア語におけるキリルアルファベットを必要に応じて比較対象として用いた。幸い聴講者のなかにロシア語に対する知見を有する方がいたので、より意味のあるものになったように思われる。また言語としては関連がないけれども、キリルアルファベットの「Ю」（ユー）に一見似ている文字であるハングルの「О」（オ）を解説のアクセントとして盛り込んだ。

次いでウクライナ語の地名について扱った。これは近年、ウクライナの地名の日本語表記がロシア語準拠のものからウクライナ語準拠のものに変更されていっていることに鑑み、発音やスペルといった点からウクライナ語とロシア語の表記の相違を概観することを目的としている⁵。似ている箇所の多寡が単語ごとに異なり、また言語によるスペルの特徴もあるなかで、ウクライナ語の格変化を通してみることにより、言語間の関連性について触れていった⁶。

続いてウクライナにかかわる有名な人物の名前のウクライナ語表記について扱った。ここで扱った人物名は、「Зеленський Володимир Олександрович」⁷、「Мілла Йовович」⁸、「Хрущов Микита Сергійович」⁹、「Беата Гордон (Беата Сирота)」¹⁰である。なお、「Зеленський」と「Хрущов」については、ロシア語での表記も参考としてレジюмеに記載した。あわせて、レジюмеの後ろに資料として添付した五十音・ウクライナキリル対応表を用いて、聴講者の氏名をウクライナ語で書く時間を設けた。

最後に、ウクライナ語会話で使用できる基礎的な言い回しについて扱った。主な内容としては、出会い及び別れの挨拶、不明なものの尋ね方と返事、お礼の言葉、ご機嫌伺いとその返事、名前の尋ね方とその返事ならびに誕生日の言い回しである。最低でも「こんにちは」、「ありがとう」及び「これは何ですか」のフレーズを覚えておけば、どこへ行っても何とかかなるということを東京外国語大学名誉教授の中澤英彦先生がおっしゃっていたので、言い回しのなかでもこの3つは外せないものといえるだろう。

ウクライナ語について扱った内容そのものとしてはおおよそ上記のとおりであるが、締めとして、今後個人学習をするにあたっての代表的な参考書や公開講座の紹介などを行った。またウクライナ語への興味関心をさらに高める一助となるように、レジюмеには今回扱った部分のほかにくつつかの資料を末尾につけている。そのなかには、残念ながら時間が足りずに扱うことができなかったタラス・シェフチェンコの「Заповіт」(遺言)という詩も添付している。ウクライナに行かれる際にはぜひ覚えていっていただければと思う。

¹ 酒。

² 伊勢。

³ А а, Б б, В в, Г г, І і, Д д, Е е, Є є, Ж ж, З з, И и, І і, Ї ї, Й й, К к, Л л, М м, Н н, О о, П п, Р р, С с, Т т, У у, Ф ф, Х х, Ц ц, Ч ч, Ш ш, Щ щ, Ъ ъ, Ю ю, Я я, ’.

⁴ 巻き舌の「エル」であり、ラテンアルファベットの「L」に相当するものは「Л」(エル)である。

⁵ たとえばかつて「キエフ」と表記されていたものが、現在では「キーウ」と公式に表記されるようになっている。当然、前者がロシア語準拠、後者がウクライナ語準拠である。

⁶ たとえばリヴィウはウクライナ語では「Львів」であり、ロシア語では「Львов」となっている(いずれも主格)。この「Львів」が格変化をして所格になると「Львові」となる。

⁷ ゼレンシキー大統領(公開講座時及び執筆時)。

⁸ ミラ・ジョヴォヴィッチ。

⁹ ニキータ・フルシチョフ。

¹⁰ ベアテ・シロタ。

令和5年度 日本大学危機管理学部 公開講座 第2回

テーマ：「性刑法の動向―不同意性交等罪の成立・施行をうけて―」

開催日：令和5年12月2日（土曜日）

講師：日本大学危機管理学部教授 上野 幸彦

講座の概要

2023年6月に、刑法の一部改正法が成立した。この改正では、従来の強制性交等・わいせつ罪規定の要件が見直され、罪名も新たに不同意性交等・わいせつ罪という名称に変更された。今回の改正を契機に、性犯罪処罰規定の一連の改正を取り上げ、「性刑法の動向」と題して講演を行った。

I なぜ、性犯罪処罰規定の改正か

1. 性被害の深刻さと被害者の置かれた状況

性は、人格的要素の中でもとりわけ重要な位置を占める。その性を、暴力的、侵襲的に侵害されたり、一方的に搾取されるという体験は、被害者の精神や心理に重大な影響を及ぼす。WHOの調査では、性暴力被害者の自殺念慮・自殺企図および自傷行為との因果関係に関して統計解析処理を用いて分析すると、自殺・自傷の発生率が顕著に高い。性暴力が「魂の殺人」とも言われる所以である。そして、性暴力の体験はトラウマとして心に刻まれ、被害者は長期間にわたって苦しみ続けたり、しばしばPTSDを発症することも知られている。

また、性被害者が置かれる状況についても複雑な問題が見られる。内閣府が行っている「男女間における暴力に関する調査（令和2年）」によると、無理やりに性交等をされた被害経験の有無について、女性の6.9%、男性の1.0%に当たる人があると回答している。しかし、そうした被害の相談経験に関し、「相談した」と回答したのは全体で36.6%にとどまり、およそ6割の人は相談していない。警察に相談したと回答した人は、わずか5.6%に過ぎない。性被害者には、恥ずかしさ、我慢、忘れたいといった気持ちが錯綜し、被害事実を打ち明けることに抵抗感を覚える傾向が強い。

2. 国際的動向

性被害の実態は深刻であり、かつ被害者の置かれた状況にも複雑な事情が存在するなど、性被害者の司法的救済やその保護を図る必要性はきわめて高い。

(1) 国際社会の動向

こうした問題意識は、既に国際社会でも共有されており、ジェンダーの観点から積極的な取り組

みが見られる。たとえば、国連は、2008年に女性に対する暴力廃絶のためのキャンペーンを開始し、国連経済社会局の女性の地位向上部は、加盟各国の立法整備を促進するために「立法ハンドブック」を作成している。また、欧州評議会は、2011年に「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」（略称：イスタンブール条約）を採択し、性暴力に対して、「同意にもとづかない性的行為」の犯罪化を義務づけている。

(2) 各国の性犯罪処罰規定の改正

イスタンブール条約批准のため、ドイツは2016年に刑法の改正を行い、客観的に認識可能な不同意にもとづく性的行為の処罰（“No means No”）を基本とする規定へと改めた。伝統的に強姦を不同意犯罪と理解するイギリスでは、この伝統が「性犯罪法」に継承されるとともに、被害者の脆弱性に基づいた特別の規定が整備されている。さらに特徴的なのは、一定の場合に立証責任を被告人の側に転換する推定規定が置かれている点である。ジェンダー平等化政策を推進するスウェーデンは、2018年、自発的に参加していない者に対する性的行為を処罰する規定（“Yes means Yes”）を導入するに至っており、その誤信を過失犯として処罰する規定も盛り込まれた。

II どこが、どのように改正されたのか

今回の日本の改正は、2017年改正の延長線上にあるので、前回の改正に遡って一連の経緯や議論状況について振り返ったうえで、今回の改正の特徴について明らかにしたい。

1. 2017年改正

上述した国際的動向の中で、政府は、ようやく2010（平成22）年に強姦罪等の見直しについて言及し、その後性犯罪処罰に関する本格的な検討作業に着手した。2017年改正のポイントは、① 実行行為の「性交等」への変更、② 監護者性交等罪の新設、③ 非親告罪への変更である。①によって、いわゆるジェンダー・ニュートラルが図られたとすることができる。

暴行・脅迫の要件の見直しも論点の一つであった。しかし、「性犯罪の罰則に関する検討会」（座長・山口厚）の議論では、裁判官、検察官、刑事法研究者などを中心に、実務上、犯行に至る経緯やその状況を考慮しつつ、具体的な事案に即して判断しており、柔軟な解釈・適用を通じて具体的妥当性が十分に確保されているとの認識が示されたため、従来の要件が維持されることになり、これに沿った形で立法化された。

2. 今回の改正

2017年改正法には附則で3年を目途とする見直しの検討が要請されており、法務省は、WGを設置して実態調査を実施した。その結果、同様の事案であっても、認定にばらつきがあることが明らかになった。これをうけて、「性犯罪に関する刑事法検討会」（座長・井田良）では、暴行・脅迫

要件の見直しの必要については共通認識が形成されたものの、その内容をめぐってはさまざまな議論が見られ、最終的に構成要件をより明確化し、安定的な運用に資するよう、手段・状態を列挙する等、規定の在り方を検討する方向で取りまとめが行われた。

法務省は、この方向で立案作業を進め、①手段・状態等の要件に関して、8つの類型に整理し、これを明記した規定に変更し、罪名を「不同意性交等・わいせつ罪」と改めたのである。このほか、今回の改正では、②性交同意年齢の13歳から16歳への引上げ、③わいせつ目的での16歳未満の者に対する面会要求等の処罰規定の新設、④国の法律（「性的姿態撮影等処罰法」の制定）による盗撮等の処罰、⑤公訴時効の延長が図られている。

Ⅲ 改正によって、どのように変わるのか

類型的な整理により、規定上要件として具体的に明記されたので、該当する類型が定まると、認定すべき要件もはっきりし、より安定した判断が可能となる。これにより、認定、判断のばらつきは解消には一定の効果が期待される。処罰の範囲という面では、法務省の説明によると、改正前に処罰できなかった行為を新たに処罰対象に含めるものではない。

Ⅳ 今後の課題は

1. 立法上の課題

日本学術会議は、2020年に提言を公表し、「同意の有無」を中核に置く改正を強く求めている。性暴力が身体的な統合と自己決定権を侵害する犯罪として特徴づけられるとすれば、同意の有無こそ犯罪の成否を分かつ基準である。性被害の実態を踏まえつつ、同意のない性的行為を可罰対象とすることが求められている情勢の中、今回の改正では同意モデルへの転換は十分とは言えず、課題が残る。ジェンダーを考慮した被害者の救済、保護という政策目的に則った処罰の在り方を模索すべきであり、今後もさらに議論を重ねる必要がある。

2. 立証上の課題

今回の改正によって具体的な類型が規定され、要件の認定判断方法の明確性は確保された。しかし、依然として、立証上の課題は残されている。「疑わしきは被告人の利益に」という原則に基づき、検察官は合理的な疑いを超える程度の立証責任を負っているところ、当事者の証言が食い違くと立証は難しい。性暴力の事案で、嫌疑不十分として不起訴処分となる割合が高いのも、こうした事情に起因している。この課題に対して、立法的な解決に拠らないのであれば、運用面で改善を目指す努力が必要である。性被害者に関する精神医学的・心理学的な実証研究に基づく知見を積極的に活用し、証言の取扱いにおいて、慎重かつ丁寧にその信用性について科学的な裏付けに拠りなが

ら認定・評価する方法を定着させることが大切である。司法実務関係者間において、専門的・科学的知見の共有に向け、なお一層の積極的な取組みの推進が望まれる。

【参考文献】

法務省・性犯罪に関する刑事法検討会 会議・取りまとめ報告書

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00020.html

法務省「性犯罪関係の法改正等Q&A」(2023年7月) https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html

性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ・第14回 取りまとめ

(2020年3月) https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00032.html

樋口亮介ほか編『性犯罪規定の比較法研究』(2020年・成文堂)

齋藤梓・大竹裕子編著『性暴力被害の実際』(2020年・金剛出版)

上野幸彦「性犯罪規定改正の議論に関する覚書」日本大学法学会『日本法学』87巻2号(2021年)

危機管理学研究

投稿要項

令和2年4月1日制定

1. 投稿資格

- ① 投稿者は、原則的に、研究紀要刊行年度に日本大学危機管理学部危機管理研究所（以下「研究所」という）に在籍する所員とする。
- ② 現所員から推薦を受けた者は、危機管理学部危機管理研究所編集委員会（以下「委員会」という）の承認により投稿者となることができる。
- ③ 第1号及び前号以外で投稿を申し出て委員会で承認された者は、投稿者となることができる。
- ④ 委員会が依頼した原稿については、投稿資格を問わない。

2. 投稿原稿

- ① 投稿原稿は、他誌等に未発表でかつ査読中ではないものとする。
- ② 投稿原稿の種類は、論文、研究ノート、翻訳、資料、書評、その他とする。
- ③ 投稿原稿の分量（図表・注記を含む）は、論文が20,000字程度、研究ノートが12,000字程度、書評が2,000字程度とし、他の種類の投稿原稿については委員会が投稿者の意見を踏まえて定める。
- ④ 投稿者は、編集委員会が指定する期日までに投稿原稿の和文タイトルを編集委員会が指定するアドレスにメールで送付する。その後、編集委員会が指定する期日までに投稿原稿（和文及び英文タイトルを含む）を編集委員会が指定するアドレスにメールで送付する。
- ⑤ 投稿者は、執筆要領に従って原稿を執筆して投稿するものとする。
- ⑥ 投稿者は、投稿原稿中に含まれる第三者の著作からの転載等について、その著作権上及びその他法令上の手続きが必要な場合には、当該手続きを行うものとする。
- ⑦ 投稿原稿（写真・図表等を含む）は、原則として返却しない。

3. 査読

- ① 委員会は、投稿原稿の内容等を踏まえて、原則的に、研究所所員の中から査読者を選定し、掲載基準に従った査読を依頼する。
- ② 委員会は、査読結果を十分に斟酌したうえ、投稿原稿の掲載の可否を決定する。この際、査読結果に基づく投稿原稿の修正を求める場合がある。
- ③ 委員会から査読の依頼を受けた研究所所員は、特段の支障が無い限り査読を行うものとする。

査読の細部要領は、委員会が査読者に示す。

- ④ 査読はダブルブラインド方式とし、査読者の数は論文では2名、他の投稿原稿では1名とする。

4. 編集

- ① 委員会は、掲載する投稿原稿を編集する。
- ② カラーページの印刷には原則、対応しない。投稿者がカラーページの印刷を希望する場合は、事前の相談を要する。
- ③ 論文及び研究ノートについては、原則、30部の抜き刷りを、翻訳、資料、書評、その他については、原則、10部の抜き刷りを作成し、投稿者に配布する。

5. 著作権

- ① 掲載の決定した論文等に関する著作権は研究所に帰属する。投稿者は、掲載論文等を他に転載する等の場合には、研究所の許諾を得なければならない。また、転載した掲載論文等には、その旨を明記することとする。
- ② 投稿原稿が共同執筆である場合、投稿者はその共同執筆者全員から前号の許諾を得て委員会に文書で報告しなければならない。
- ③ 掲載論文等に関して、第三者との間に著作権侵害又は名誉棄損等の紛争が生じた場合には、当該論文等の投稿者自身が一切の責任を負うものとする。

附 則

- 1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 危機管理学研究投稿規定（平成29年1月30日作成）は、令和2年3月31日をもって廃止する。

危機管理学研究

掲載基準

日本大学危機管理学研究所編集委員会

(平成28年9月15日作成)

「危機管理学研究」への掲載の可否は、次の基準による。

1. 掲載の一般的基準

- ① テーマが機関誌の研究分野、編集方針と合致していること
- ② 高度な学術性を有すること
- ③ 二重投稿や剽窃、ねつ造の疑いなど、コンプライアンス上、又は倫理上問題がないこと
- ④ 文章表現が適切であること
- ⑤ 分量が適切であること
- ⑥ 注釈や参考文献表記など、形式的に適切であること

2. 論説の掲載基準

- ① 新しい学説・解釈・知見を提示するもの
- ② 従来と異なる、独創的な体系を創出するもの
- ③ 新しい資料（史料）の発見に関係するもの
- ④ 新しい時代状況に対応して重要な指摘をしたもの
- ⑤ その他、学問的に重要なもの

3. 研究ノートに掲載基準

- ① 論説の掲載基準に達しないものの、学術的に記録や発表が求められるもの
- ② テーマの新規性や重要性が乏しいものの、学術的な記録や発表が求められるもの
- ③ 実証性に乏しいものの、学術的な記録や発表が求められるもの
- ④ 学術的論証や解説がなく、史料やデータが中心となるもの

4. 翻訳、資料、書評、その他の掲載基準

- ① 翻訳の場合、翻訳に値する文献を翻訳者がその原典をよく理解し、読みやすい日本語に翻訳しているもの
- ② 資料の場合、紹介に値する資料を紹介者がよく理解し、的確な表現をもってその学術分野の

研究に貢献するもの

- ③ 書評の場合、書評に値する文献を書評者がよく理解し、その学術分野において的確な位置づけをしているもの
- ④ その他の場合は、編集委員会が判断する。

危機管理学研究

執筆要領

1 書式等の原則

- ・ ワードプロソフトはMS-WORDを使用する。
- ・ A4版で横書き、一段組。
- ・ 1ページ40列×36行、上下左右の余白はMS-WORDの基本設定。
余白は上35mm、下30mm、左30mm、右30mmとする。
- ・ ページ数をページの下中央につける。数字のみで示す。

- ・ 本文の文字は10.5ポイントで、日本語フォントはMS明朝、欧語フォントはCenturyを使用する。
- ・ 章・節タイトルの文字は10.5ポイントで、日本語フォントはMS明朝、欧語フォントはCenturyを使用する。
- ・ 章タイトルは行の前後1行あけ。
- ・ 節タイトルは行の前1行あけ。行の後は1行あけない。
- ・ 章構成の「はじめに」「おわりに」を使用した場合でもその章に章番号をつける。

- ・ 数字はすべて半角を使用する。1ケタでも2ケタ以上でも半角を使用する。
- ・ 英語表記もすべて半角を使用する。機関の略称等も半角を使用する。

- ・ 図表のタイトルは図表の上におく。図表を引用した場合は、タイトルの後に()付で出典を示す。図表番号は図と表を別けず「図表1～図表10」と通し番号。
- ・ 論文中で使用する研究者、歴史上の人物などの固有名詞が英語表記である場合は、初出時にカタカナでフルネームを記し()内に原語表記を示す。2回目から名字をカタカナだけで示す。
- ・ 先行研究や資料の引用時、引用が2行以上にわたる場合は2字下げ、上下1行改行する。
引用部分を四角囲み等はしない。引用元を表記する。
- ・ 注釈は論文の末尾につける後注とする。注番号は英数字とし、()はつけず数字のみとする。
本文中の数字は1/4角上付け。

- ・ タイトル、所属、職名、氏名、目次、本文、文末脚注の順で記載する。詳細は、最新号に掲載の「論文」や「研究ノート」を参考に作成する。
- ・ 見出し番号は「I(ローマ数字・大文字)、1(半角)、(1)(括弧は全角、数字は半角)」の順で、図表番号は「図表1」(数字は半角)で表記する。
- ・ 日本語の句読点の表記は「、」「。」で統一する。
- ・ 完成段階でページ番号が変更になる可能性があるため、投稿原稿のページ番号を用いた参照指示(たとえば本稿の「〇頁を参照」等)はしない。

2 引用文献表に関する原則

【日本語文献の場合】

初出時の場合

- ①【単行本】著者名(出版年)『書名』 翻訳者名、シリーズ名(出版社)、頁。
- ②【論文】著者名(発行年)「論文名」『掲載誌名』巻号数、頁。
- ③【新聞】著者名「記事名」『新聞名』(発行年月日)(夕刊の場合は明示)。

2度目以降の引用時の場合

- ①「著者姓、著書あるいは論文の略称、(出版年)、頁。」のように表記する。
- ② 但し、同一資料を直後に引用する場合、「同上、頁。」のように表記する。*「前掲書」、「前掲論文」の表記は使用しない。
*②の場合、直前の注の表記を繰り返さない。*引用頁が複数にわたる場合、頁番号は完全表示とする。例)145-149 頁。*書名、論文名は、2度目以降の引用に限り、略称を用いてよい。*著者などが4人以上の場合は、「●●他」を用いてよい。

(凡例)

- (1)福田充(2010)『リスクコミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ』、北樹出版、101頁。*二度目の引用：福田(2010)、129-130頁。
- (2) ティム・ワイナー (2008)『CIA 秘録—その誕生から今日まで(上・下)』文藝春秋社。 Weiner, T. (2008) *Legacy of Ashes: The History of the CIA*, The Robins Office Inc., New York.
- (3) 先崎彰容(2004)『『普遍的な論理』をめぐって—和辻論理学と保田與重郎の近代批判』、『日本思想史研究』、第36号、125頁。
- (4)「熊本地震、M7.3の「本震」 死者計41人に」、『日本経済新聞』、2016年4月16日。

【英語文献の場合】

初出時の場合

- ①【単行本】 Author (Last Name, Initial), (Year), *Title*(イタリック), (Place of Publication: Publisher.), Page(s).
- ②【論文】 Author (Last Name, Initial), (Year), “Title of Article,” *Title of Journal*(イタリック), volume, number, month, Page(s).
- ③【新聞】 Author (Last Name, Initial), “Title of Article,” *Title of Newspaper*(イタリック), Date of Publication, Page(s).

*1つの注において複数文献を引用する場合は、セミコロン(;)でつなぐ。*引用頁が複数にわたる場合、頁番号は完全表示とする。(例)pp. 145-149. *誌名は略称を用いない。

2 度目以降の引用の場合

①「Last Name, (Year), Page(s).」のように表記する。* Op.cit., は用いない。但し、同一資料を直後に引用する場合、「Ibid., Page(s).」のように表記する。* Ibid. はローマン体で入力し、イタリック体としない。* ②の場合、直前の注の表記を繰り返さない* 書名、論文名は、2 度目以降の引用に限り、略称を用いてよい。但し、頭文字をとった略称を用いる場合、初出注においてそれを明示する。* 著者などが4人以上の場合は、「et al.」を用いてよい。

(凡例)

(1) Gat, A. (2006) *War-In Human Civilization*, Oxford University Press, pp.112-115.

*二度目の引用 : Gat (2006), p.226.

(2) Kotani, K. (2011) “Le paradis des espions”, *Alternatives Internationales*, vol.67, p.160.

(3) Peterson, P.G. (2002) “Public Diplomacy and the War on Terrorism,” *Foreign Affairs*, Vol.81, No.5, September/October 2002, pp.74-96.

(4) “A World of Trouble for Donald Trump”, *The New York Times* (December 1, 2016).

【インターネット上の資料を用いる場合】

資料名、発行機関名、URL、アクセスした日付の順。

(凡例)

(1)「SARS に関する APEC 行動計画(概要)」外務省、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/sars_kodo_g.html (2016 年 12 月 2 日アクセス)。

(2) “Who will win the presidency?”, FiveThirtyEight, http://projects.fivethirtyeight.com/2016-election-forecast/?ex_cid=rrpromo (2020 年 12 月 1 日アクセス)。

3 文字数に関する原則

- ・ 文字数の上限について、論文の場合は22,000字、研究ノートの場合は13,200字とする(もし文字数の超過がある場合、原稿提出の段階で編集委員会より修正を求める)。
- ・ 文字数の確認方法については、MicrosoftWordの「文字カウント機能」(「校閲」→「文字カウント」)を用いて、「テキストボックス、脚注、文末脚注を含める」にチェックを入れ、「文字数(スペースを含めない)」に表示される文字数とする。

【その他の事項】

- ・ 内容上および文章上の確認・修正を十分に行った上で投稿すること(採用後の大幅な加筆修正等は認められない)。
- ・ 編集上の技術的な問題(注様式の統一など)に関しては、編集委員会の判断で修正を行うことがある。

以 上



RISK MANAGEMENT STUDIES

No.8 March 2024

Farewell Address on the Retirement of Professor Yasuo Fukuda, Professor Hidemichi Katsumata and Professor Seiya Kinoshita

Mitsuru FUKUDA

Special Issue: Developing Information Literacy

■ Original Article

A Study on the Information Ethics Education for Youth Focusing on Crisis Management of SNS-Usage Troubles

Atsushi KIMURA, Ryo NAKASHIMA, Moeka KAWAI, Takashi OKA

Is Learning Support Using VR Effective?

— An Experimental Study on Practical Skill in Automotive Equipment Learning —

Takeshi MIYAWAKI, Hiroyuki YAMASHITA, Atsushi KIMURA

Special Issue: Russian Invasion of Ukraine — Aspects of Crisis —

■ Original Article

Problems and Possibilities of Creating a Special Tribunal for Russian Aggression against Ukraine

Takayo ANDO

The Development of Sanctions of the European Union on Russia

— Focusing on the 8th and 9th packages —

Tokihiro OOYAGI

■ Research Note

Review of the Effectiveness of Night Curfews and Travel Bans under Armed Conflict

Masanori YOSHIDA

Submitted Papers

■ Original Article

Applicability of the War Exclusion Clause to State-Backed Cyber Attacks

Keisuke KURODA

Counterparty to Claim for Expropriation of Building and Surrender of Land

— As a Reconsideration after the Establishment of the Land and Building Management System for Land and Buildings with Unknown Owners —

Junko NAGANUMA

Symposium

Preparation for a Tokyo Inland Earthquake: Challenges for Prolonged Evacuation Shelter Life

Moderator: Hidemichi KATSUMATA

Keynote Lecture: Yuji KOUNO (Manager for Disaster Prevention Division Setagaya Ward)

Panelists: Hidehiro SUZUKI, Hiroyuki YAMASHITA

Takeshi MIYAWAKI, Atsushi KIMURA

Public Lectures

About Ukraine

— Introduction to Ukrainian Cyrillic Script and Language —

Yuta TANOUE

Revision of Sexual Offenses Punishment Regulations in Japan

Yukihiko UENO

編集後記

日本大学危機管理学部の創立とともに歩みをはじめた本誌は、今回で8号を迎えた。今年度、学部で新カリキュラムでのゼミナールが始まり、また本学に大学院危機管理学研究科が開設されるなど、危機管理学の研究教育は次なるステージに歩みを進めた。と同時に、その間も進行・複雑化する危機、国内外で新たに顕在化した危機もあり、危機管理学の終わりなき探求への覚悟を再確認させられる一年でもあった。

今号では本誌ではじめて小特集を2件同時にたてた。1つは勝股委員の企画による「情報力を鍛える」であり、情報と教育がキーワードとなる2本の論文が掲載されている。もう1つは大八木委員の企画による「ロシアによるウクライナ侵攻 ―危機の諸様相―」である。前号の特集を引き継ぐテーマであり、今号では3件の寄稿が掲載されている。本誌は年1回の発行であるが、我々がその時々にはフォーカスすべき危機が必ずしも1つであるとは限らない。その意味で本誌編集も形式や慣習にとらわれず時機に適応していきたい。所員の多彩な研究・社会活動のアーカイブとして、危機管理学に関する第一線の研究成果公表の場として、そして危機管理学と社会をつなぐメディアの1つとして、本誌も引き続き力強く歩みを進めたい。

編集委員長：日本大学危機管理学部 教授 木村 敦

危機管理学研究 第8号

編集 『危機管理学研究』編集委員会
発行 日本大学危機管理学部危機管理学研究所
〒154-8513 東京都世田谷区下馬三丁目34番1号
TEL 03-6453-1600 (事務局代表)
FAX 03-6453-1630 (事務局代表)

2024年3月発行



日本大学危機管理学部危機管理学研究所
2024年3月 発行